292.25
M178s
II

省政彙覽

第三輯

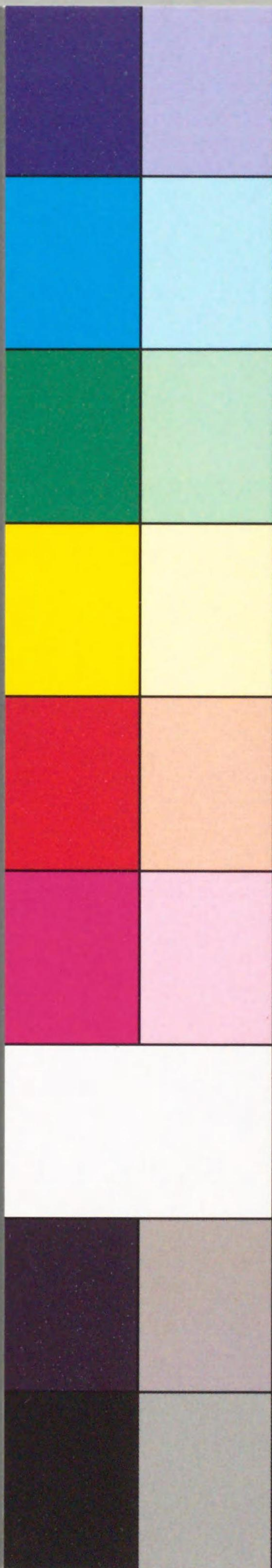
292.25
M178s



黑河省篇

(日文)

國務院總務廳情報處





省政彙覽

第三輯

黑河省篇

（日文）

康德三年二月

東京都千代田区丸ノ内二ノ八（仲十二号館六号四一二室）
芳澤中國記念事業財團
電話（28）四一〇八番

國務院總務廳情報處

凡例

一、地方行政制度改革以來茲に一年有閑月、新省制下の各省は今や省政更新の本格的軌道に乗出さんとしてゐる。此秋に方り各省々政の概要を明かにし以て其の將來の指標たらしむるは强ち徒爾ではあるまいと思料せらる。本彙覽刊行の目的は此等地方施政の一般を江湖に紹介せんとするにある。

一、本彙覽は各省篇別して連續的に刊行し全滿十省並に興安各省を網羅し以て其の完璧を期するものである。

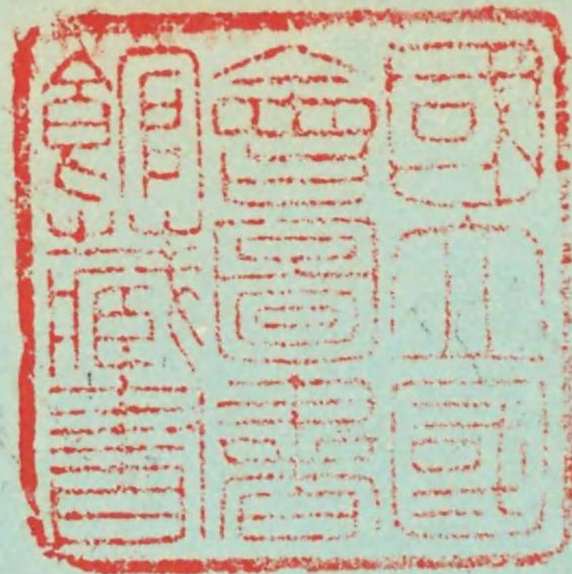
一、本彙覽篇別順位は康德元年十一月二十三日付國務院訓令に基く省排列順序に據る事とし曩に吉林龍江兩省篇を出し茲に第三輯として本篇を編む事とした。

一、本篇編纂に就ては本省成立日尚ほ淺く資料未だ整はず完備を缺くの憾なしとしないが中央關係各部黑河省公署其他關係機關よりの資料に負ふ所少なからず、に茲深甚の謝意を表する次第である。

康德三年二月

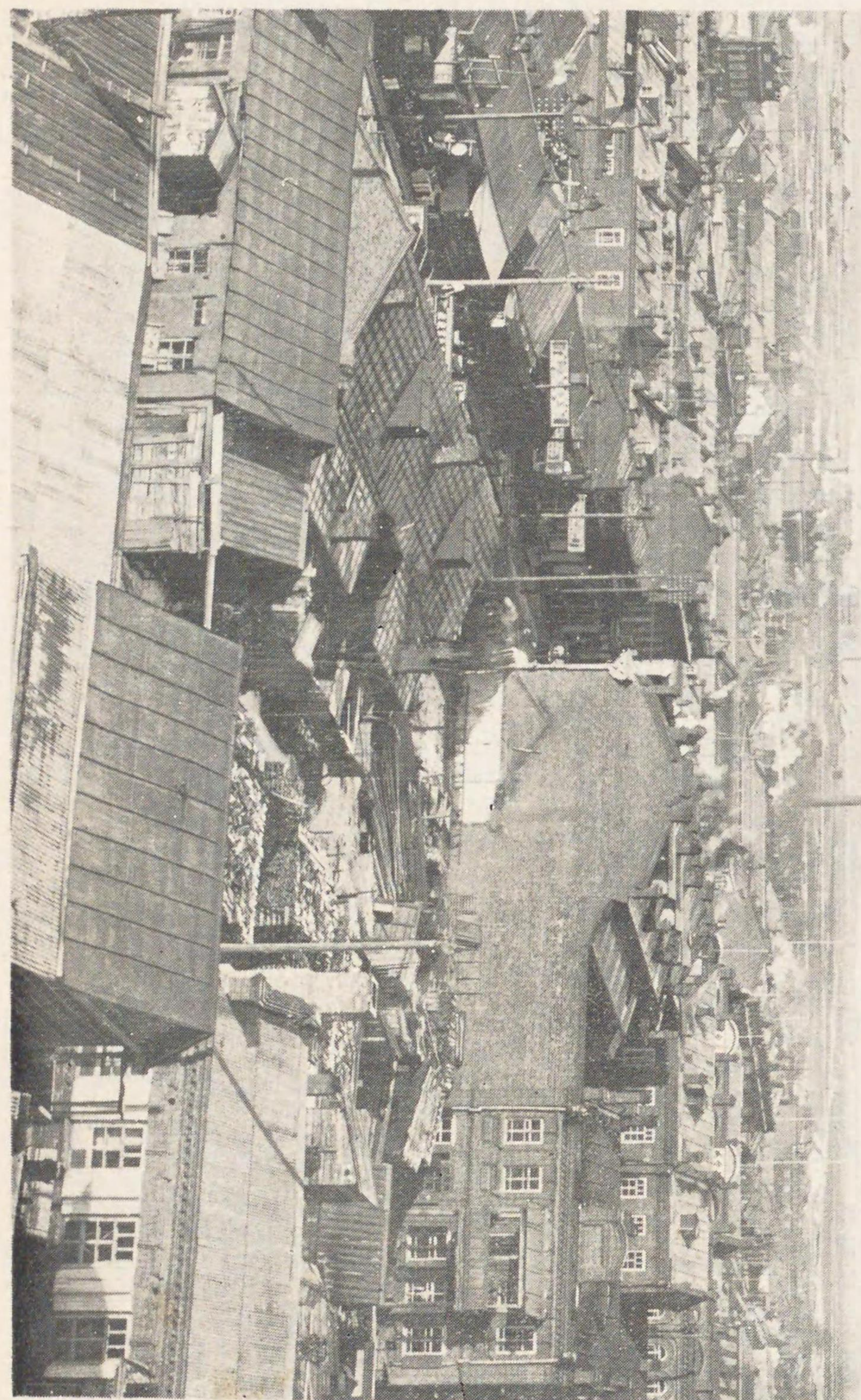
國務院總務廳情報處識

292.25
M178
II





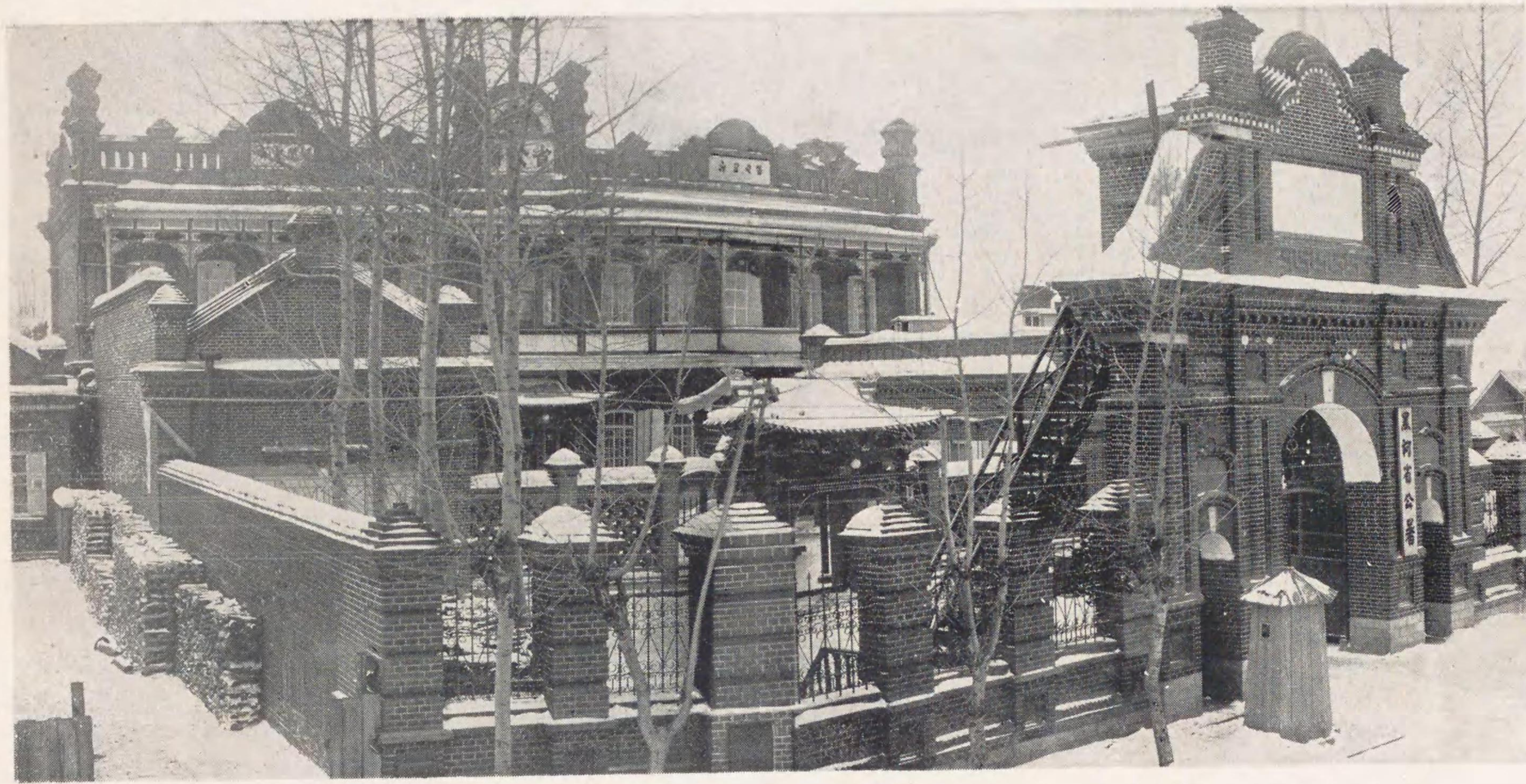
514117



黑河全景

口繪

黑河全景
黑河省公署全景
黑河省公署正面
黑河省公署開廳紀念
黑河省公署主腦部
黑河所見
黑龍江風景



黒河省公署全景



黒河省公署正面

省公署主腦部



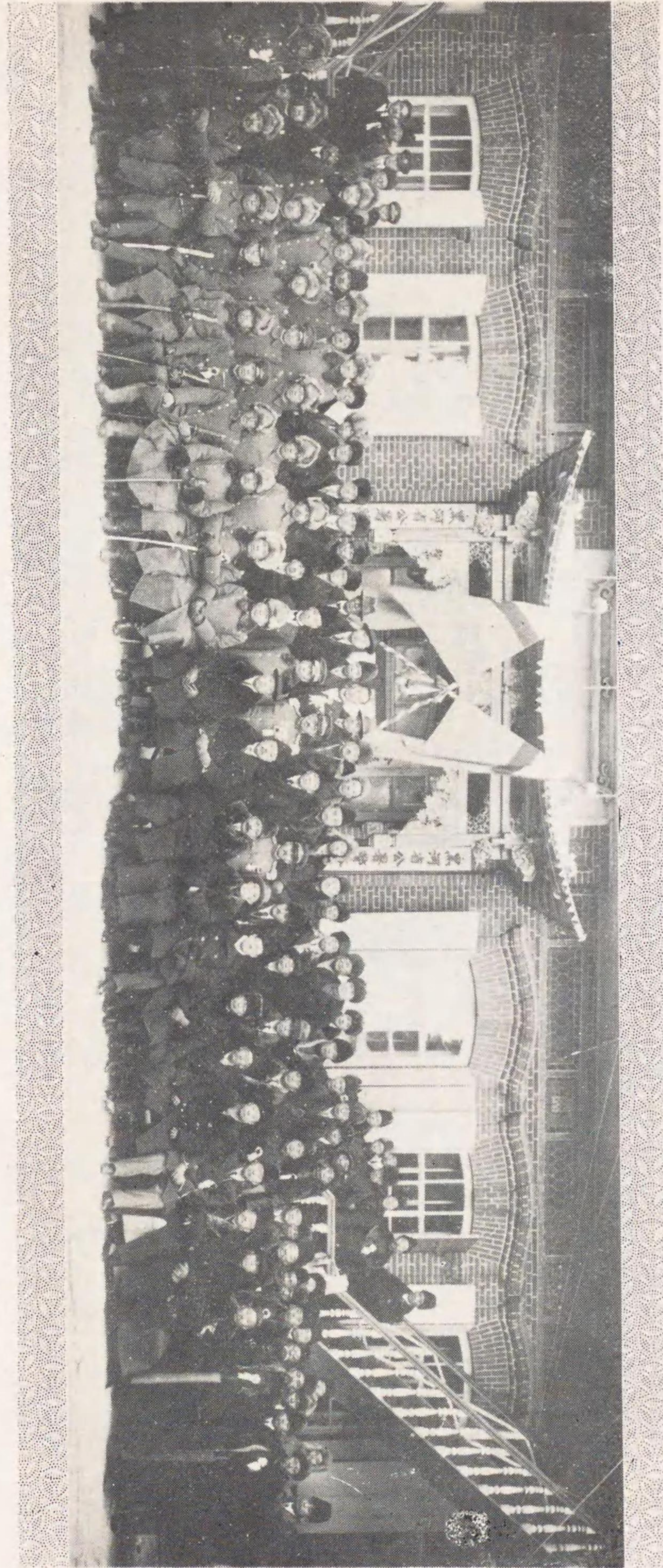
省長
鍾毓



警務廳長
大園長喜



總務廳長
成澤直亮



黒河省公署開廳紀念

黑河所見







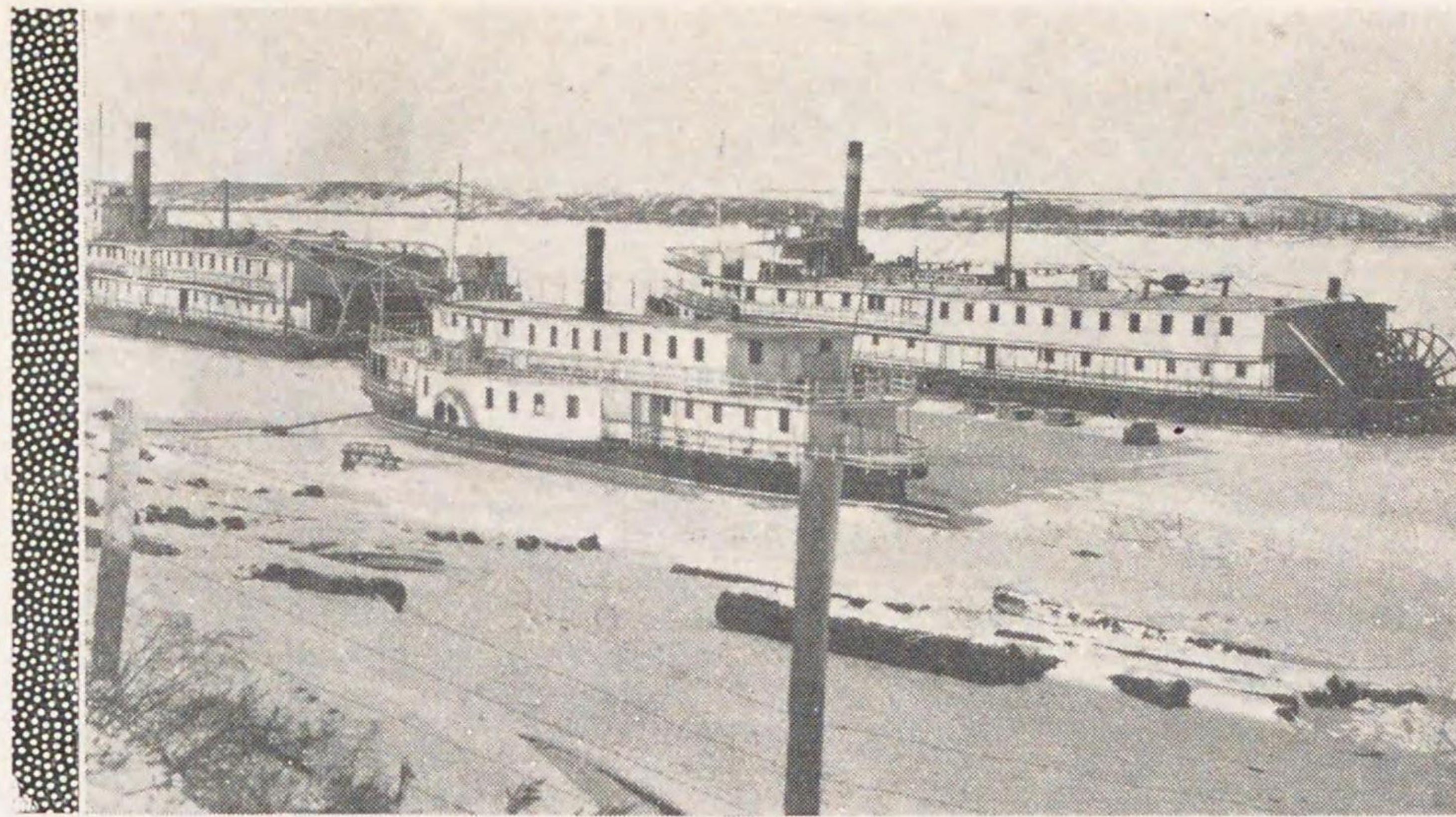
主要街衢



黑河驛



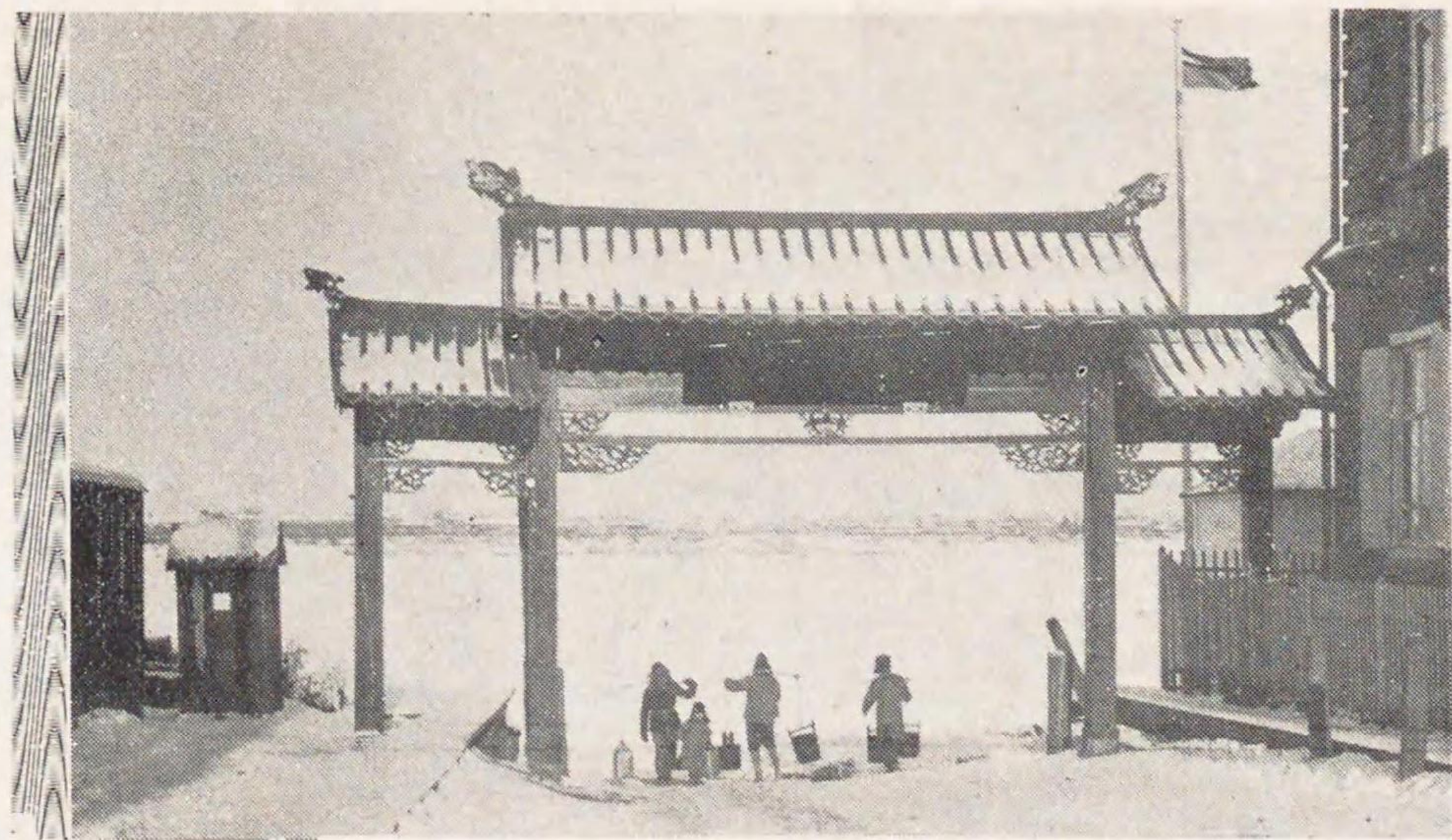
海蘭公園

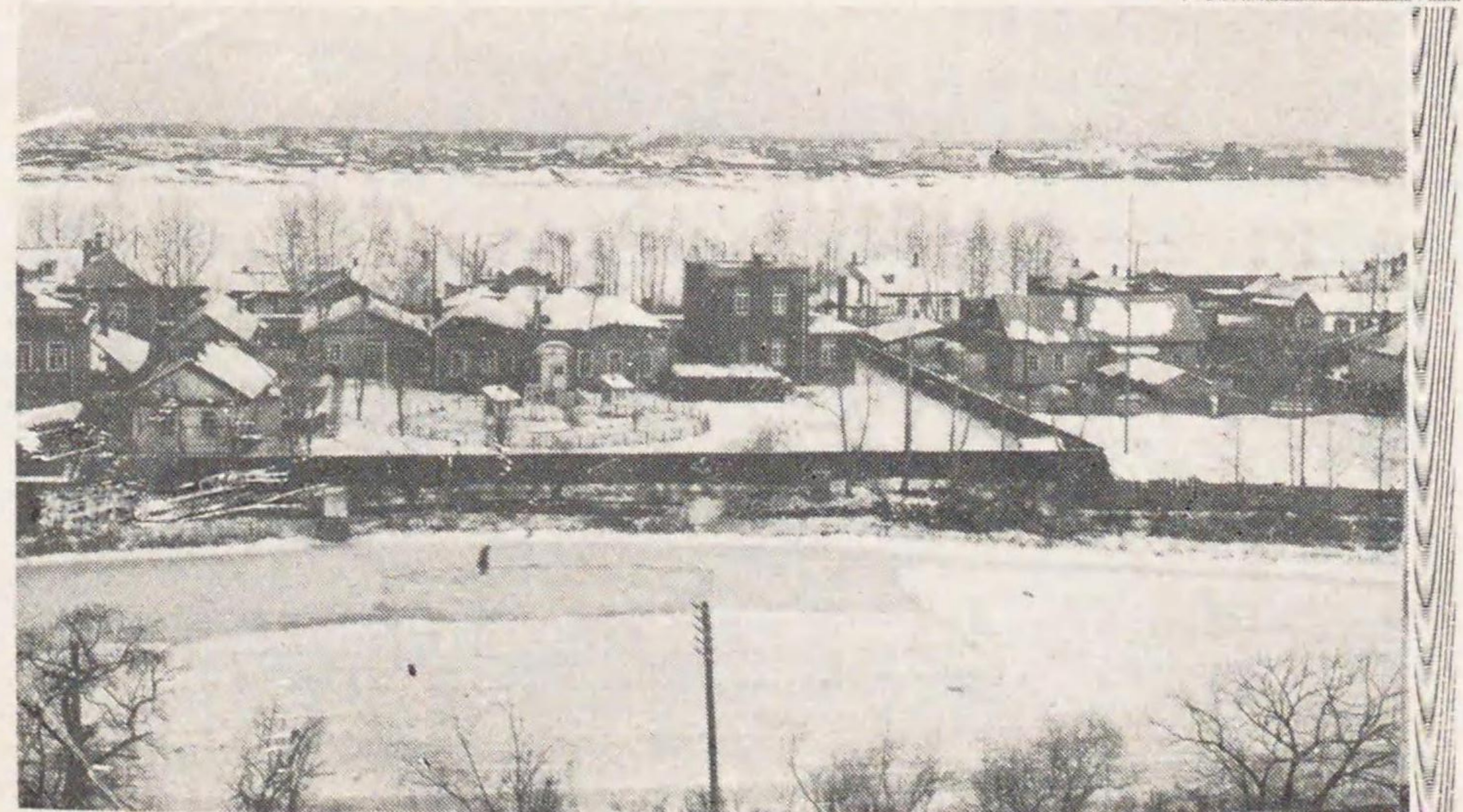


黒　河　碼　頭（冬）



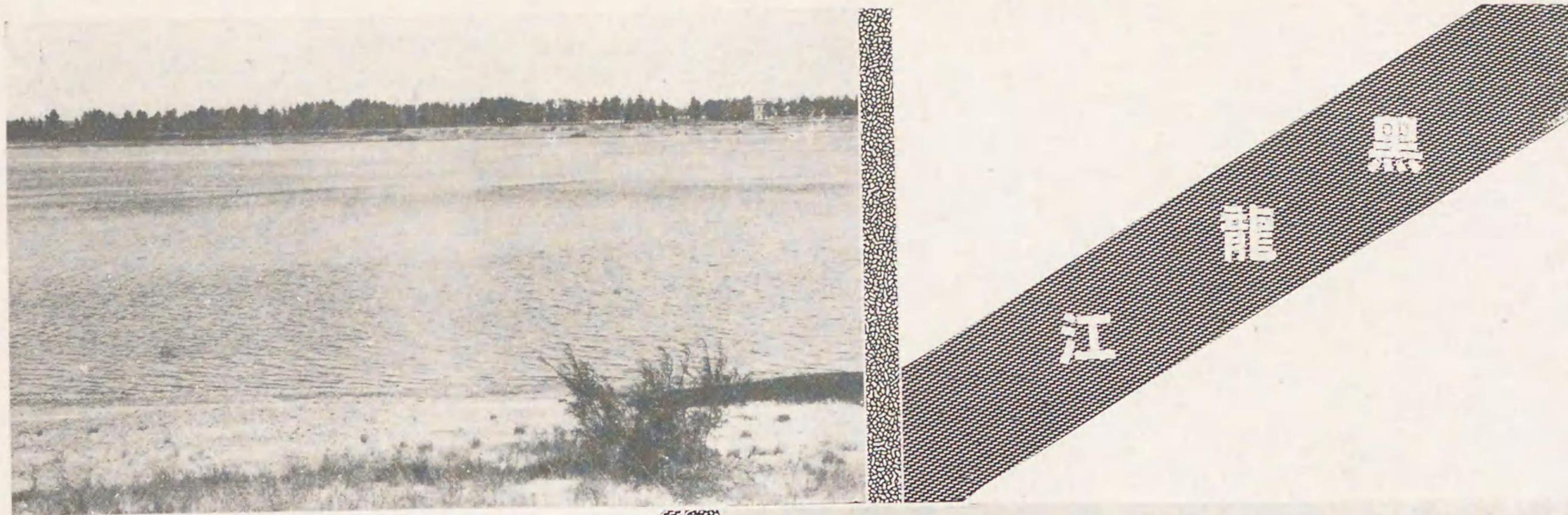
黒　河　の　流　筏（夏）

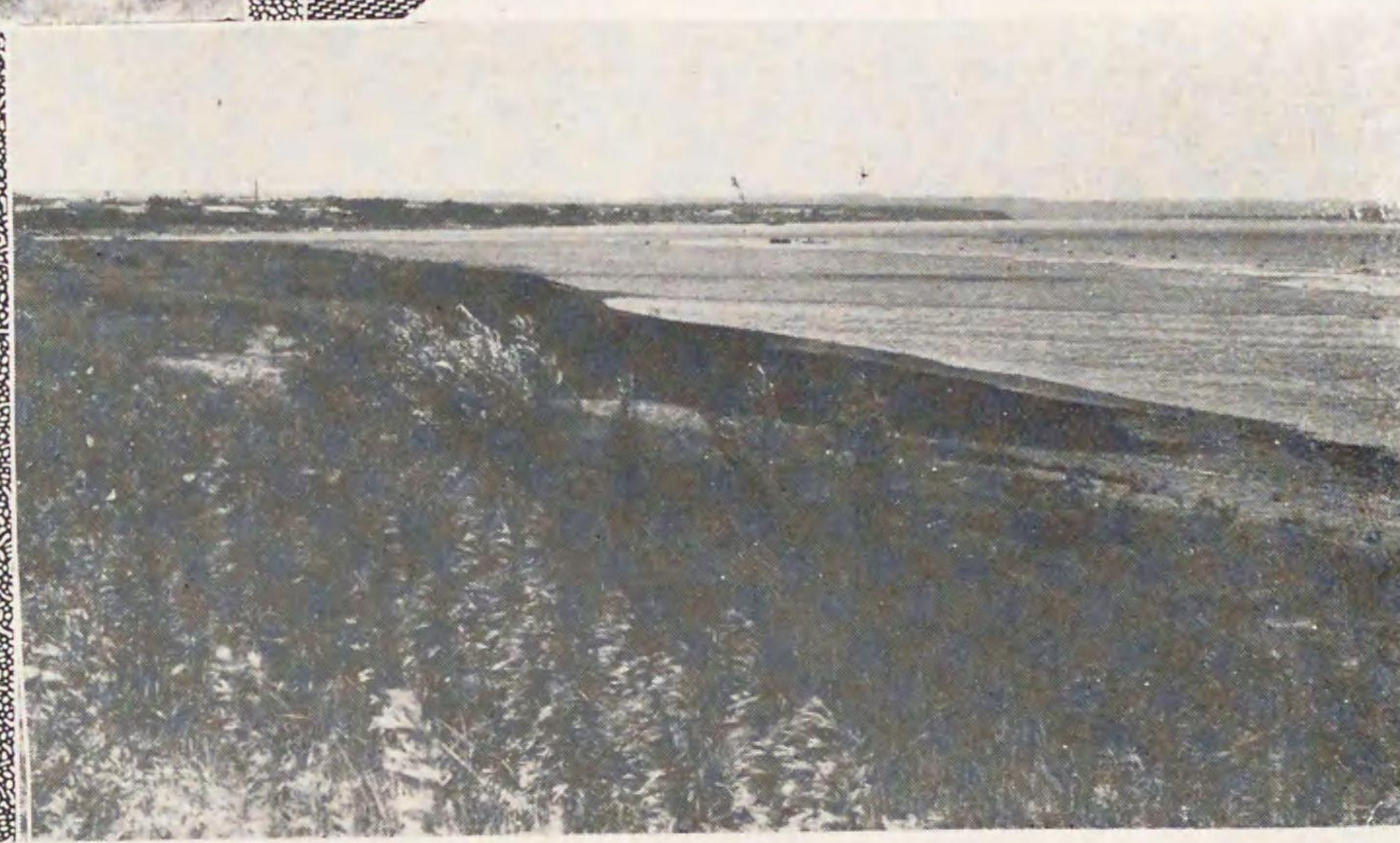




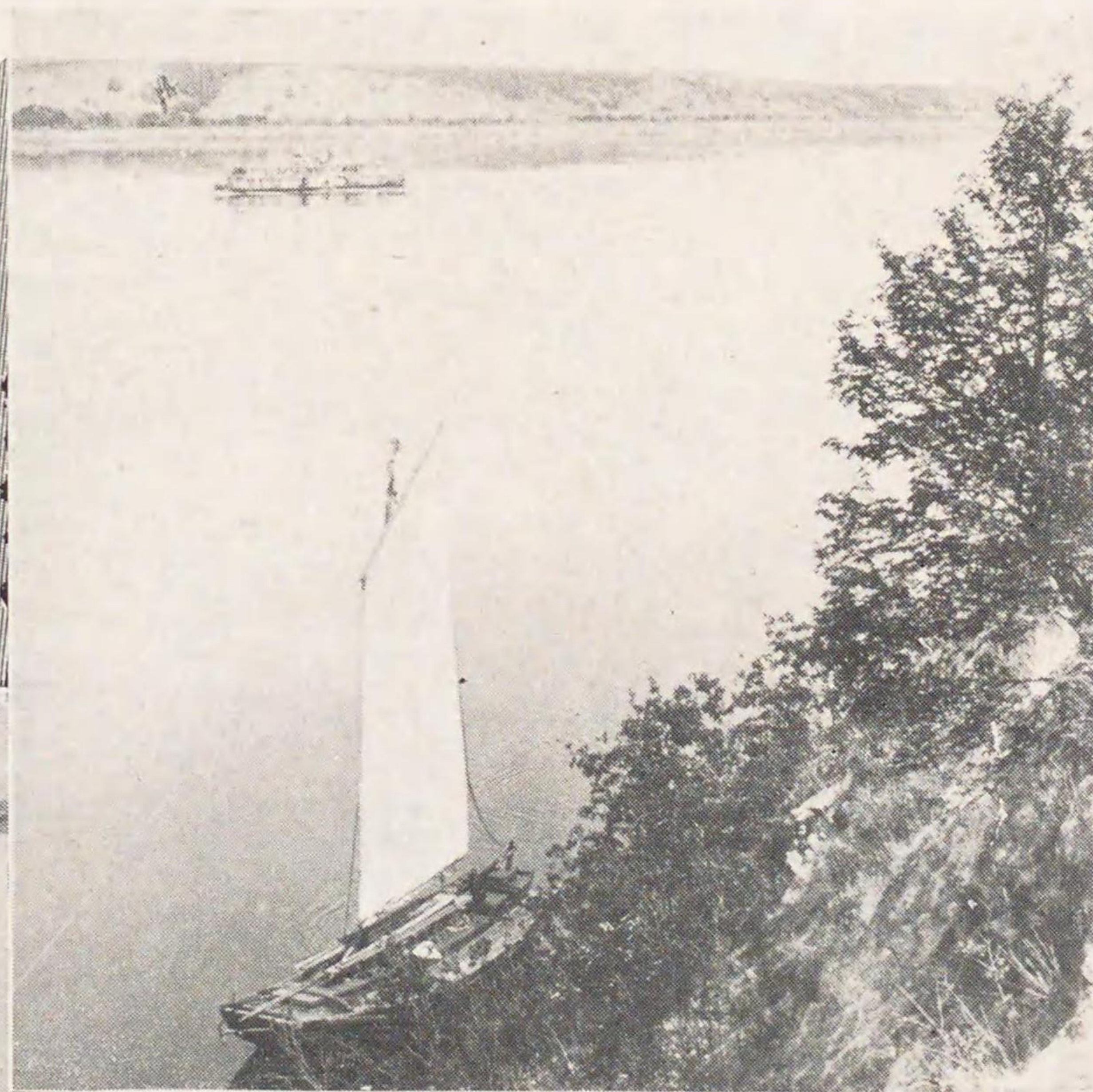
黒河より對岸ブラゴエチェンスクを望む

黒龍江風景



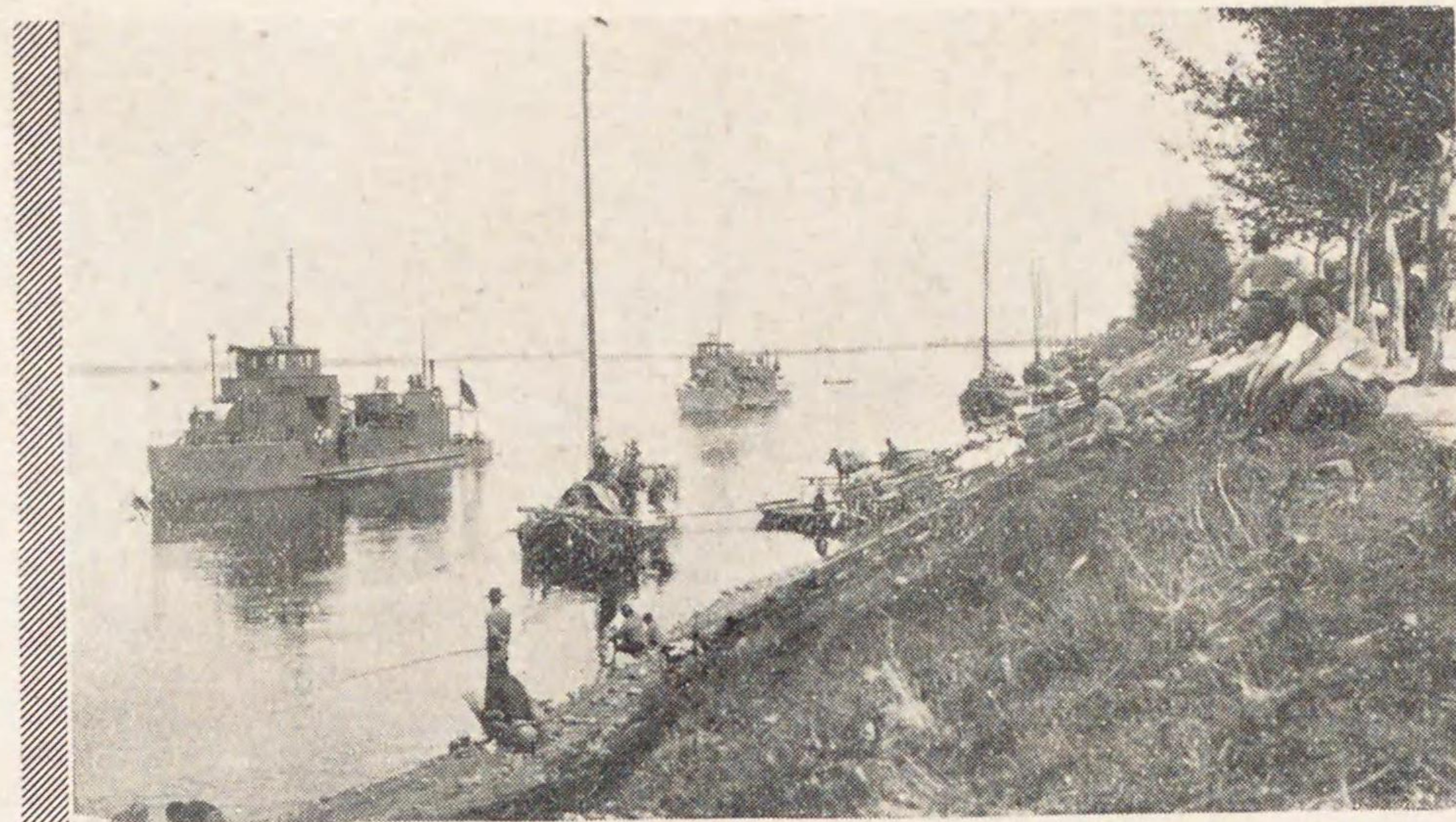


黒龍江の雄姿





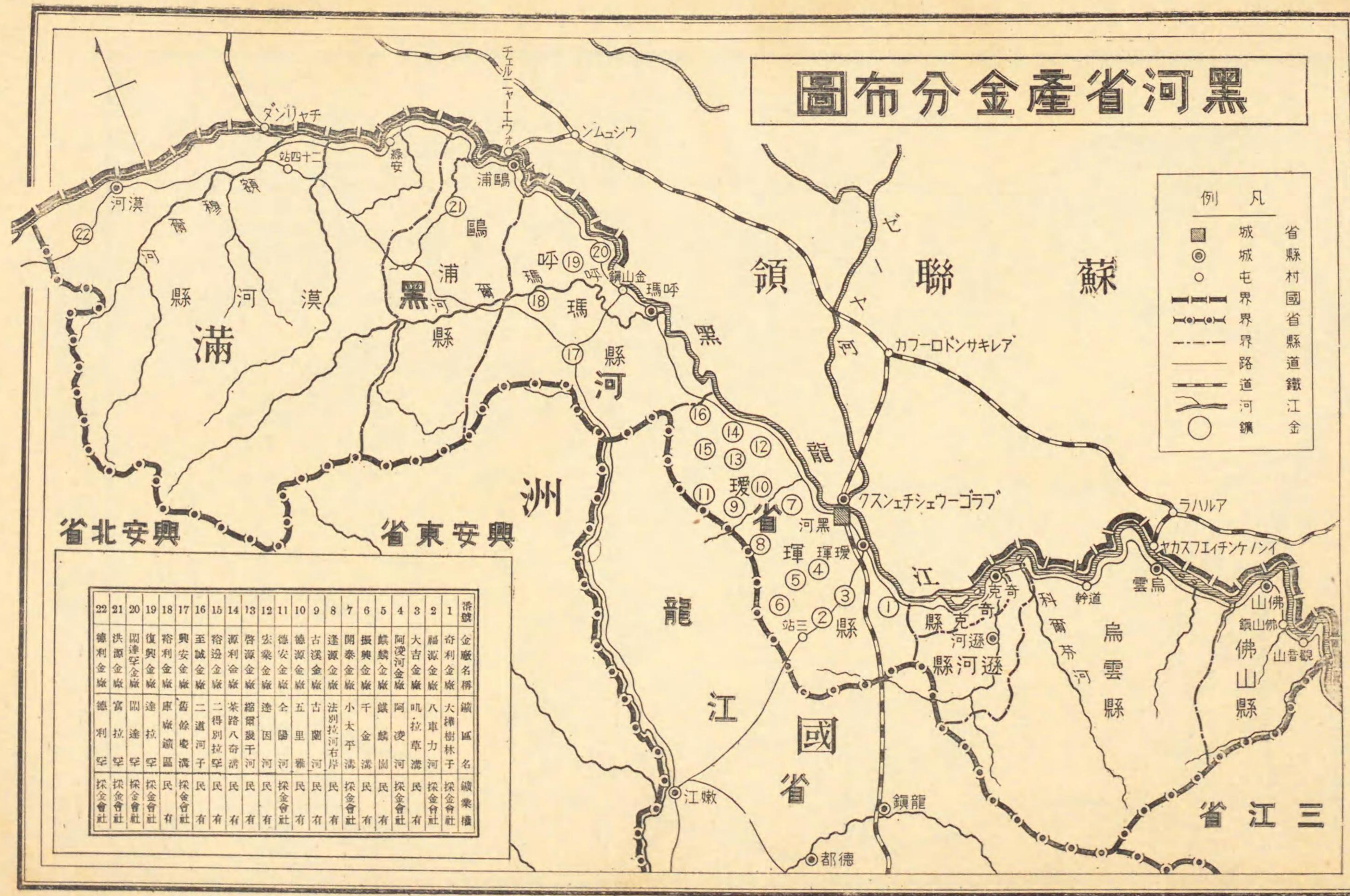
上流の風光



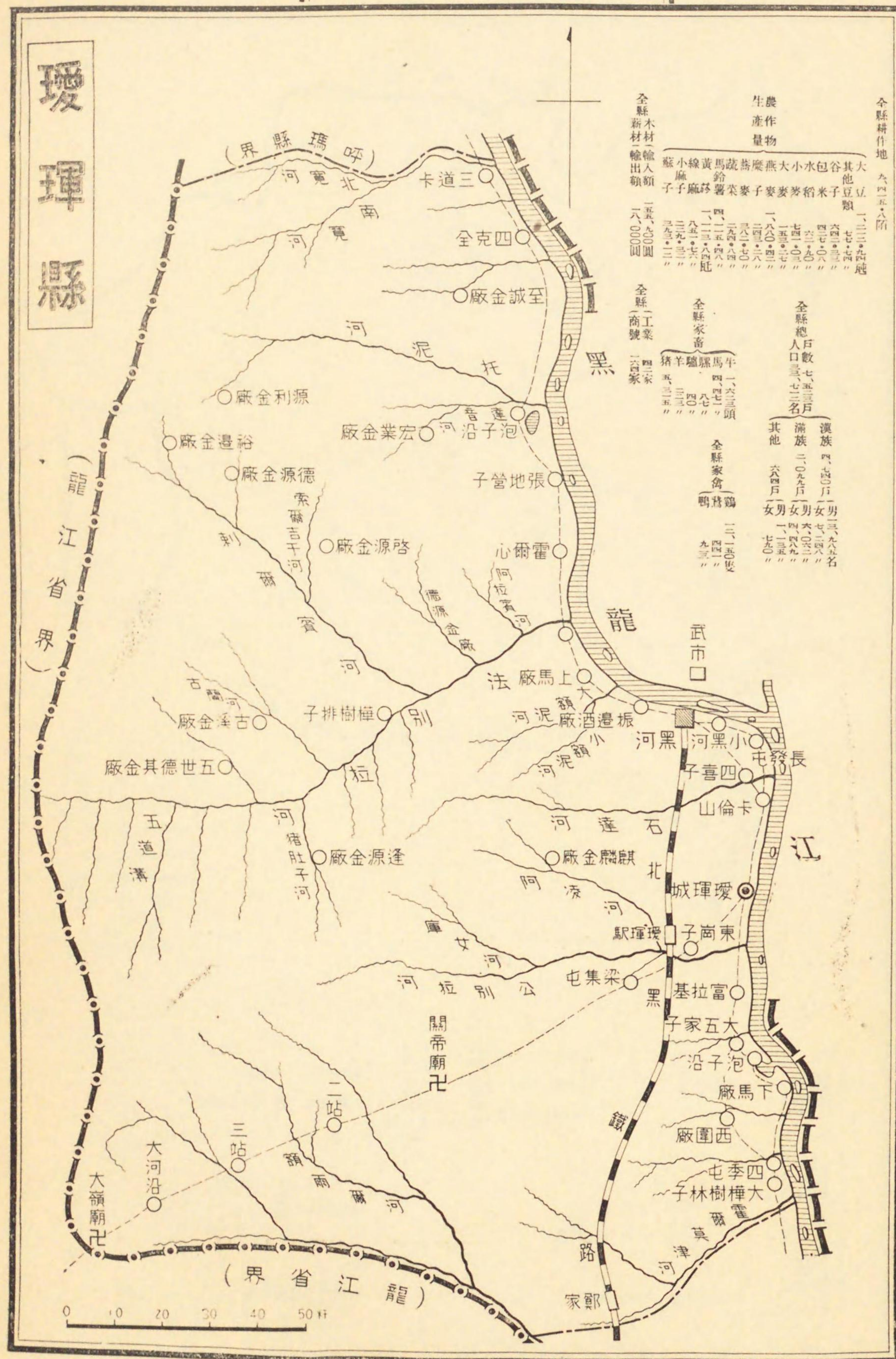
上江の夏



上江の冬



黑河省縣別經濟地圖



璦琿縣
全縣耕作地
農作物生產量
大豆
其他豆類
谷子
包米
水稻
小麥
大麥
燕麥
糜子
蕎麥
蔬菜
馬鈴薯
黃菸
線麻
小麻子
蘇子
全縣木材輸入額 一五五、九〇〇圓
全縣薪材輸出額 一八、〇〇〇圓
全縣工業 四二家
全縣商號 一六四家
全縣家畜
牛
馬
騾
驢
羊
猪
全縣家禽
鷄
鵝
鴨
全縣總戶數
人口
漢族
滿族
其他
呼瑪縣界
龍江省界
黑龍江
北寬河
南寬河
托泥河
三道卡
四克全
至誠金廠
源利金廠
裕還金廠
德源金廠
宏業金廠
蓮花泡子沿
張地營子
啓源金廠
霍爾心
法別拉河
上馬廠
古蘭金廠
樺樹排子
五世德其金廠
振邊酒廠
黑河
小黑河
長發屯
四壹子
卡倫山
武市
石達河
麒麟金廠
逢源金廠
璦琿城
東商子
璦琿駅
公別拉河
梁集屯
富拉基
大五家子
泡子沿
下馬廠
西園廠
四李屯
大樺樹林子
關帝廟
二站
三站
大河沿
大嶺廟
鄭家
北黑鐵路
0 10 20 30 40 50 粁

漠河縣

全縣耕作地 二七二•五陌

生產量 小麥 三五〇•八六瓲
燕麥 一九二•一四〃
蔬菜 一四六•〇一〃

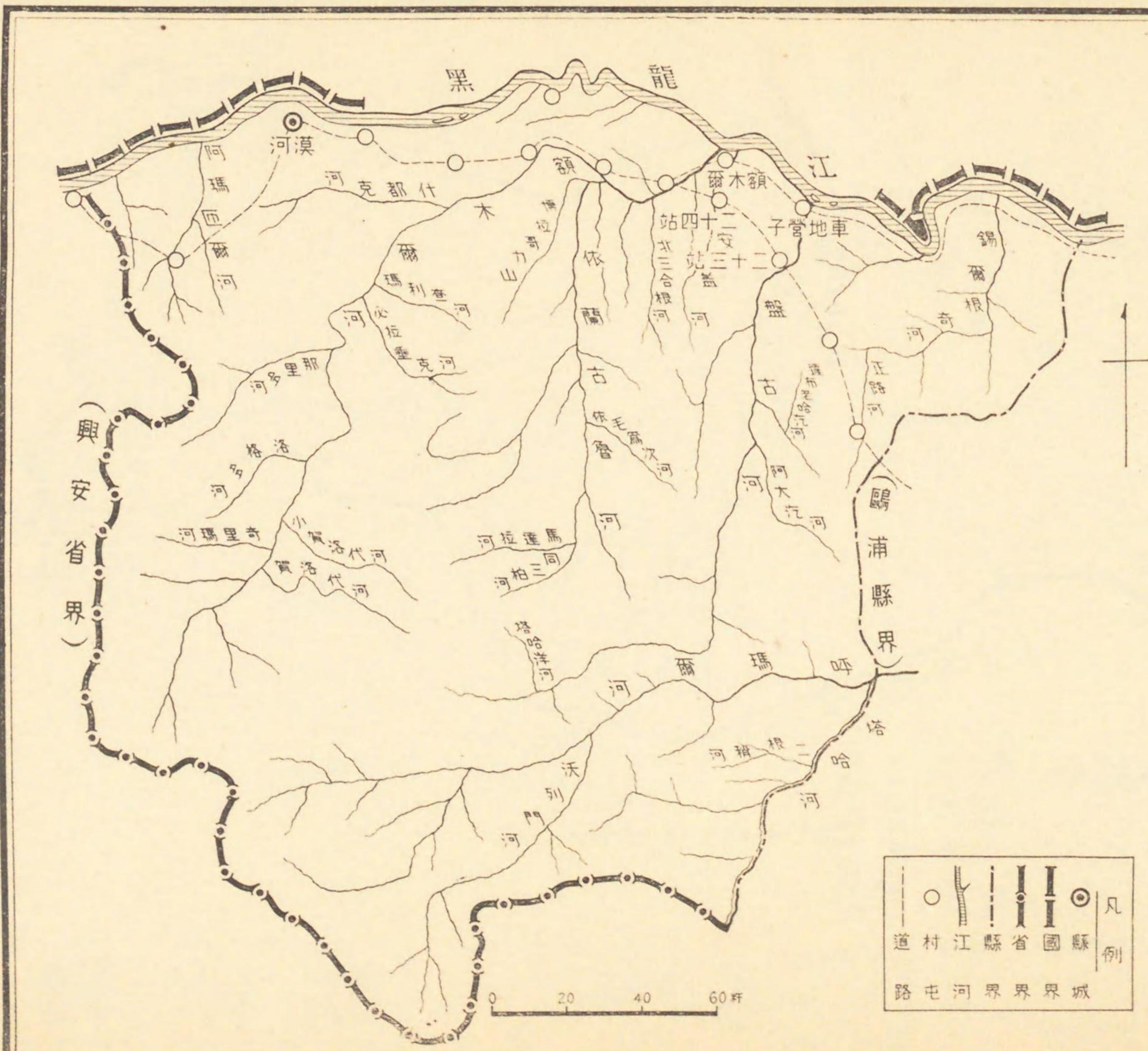
全縣總戶數 四二三戶
人口 一、七六九名
漢族 三五六戶 男 一、一六六名 女 一七三〃
滿族 五六戶 男 一二五〃 女 一〇〇〃
其他 一一戶 男 一四二〃 女 六三〃

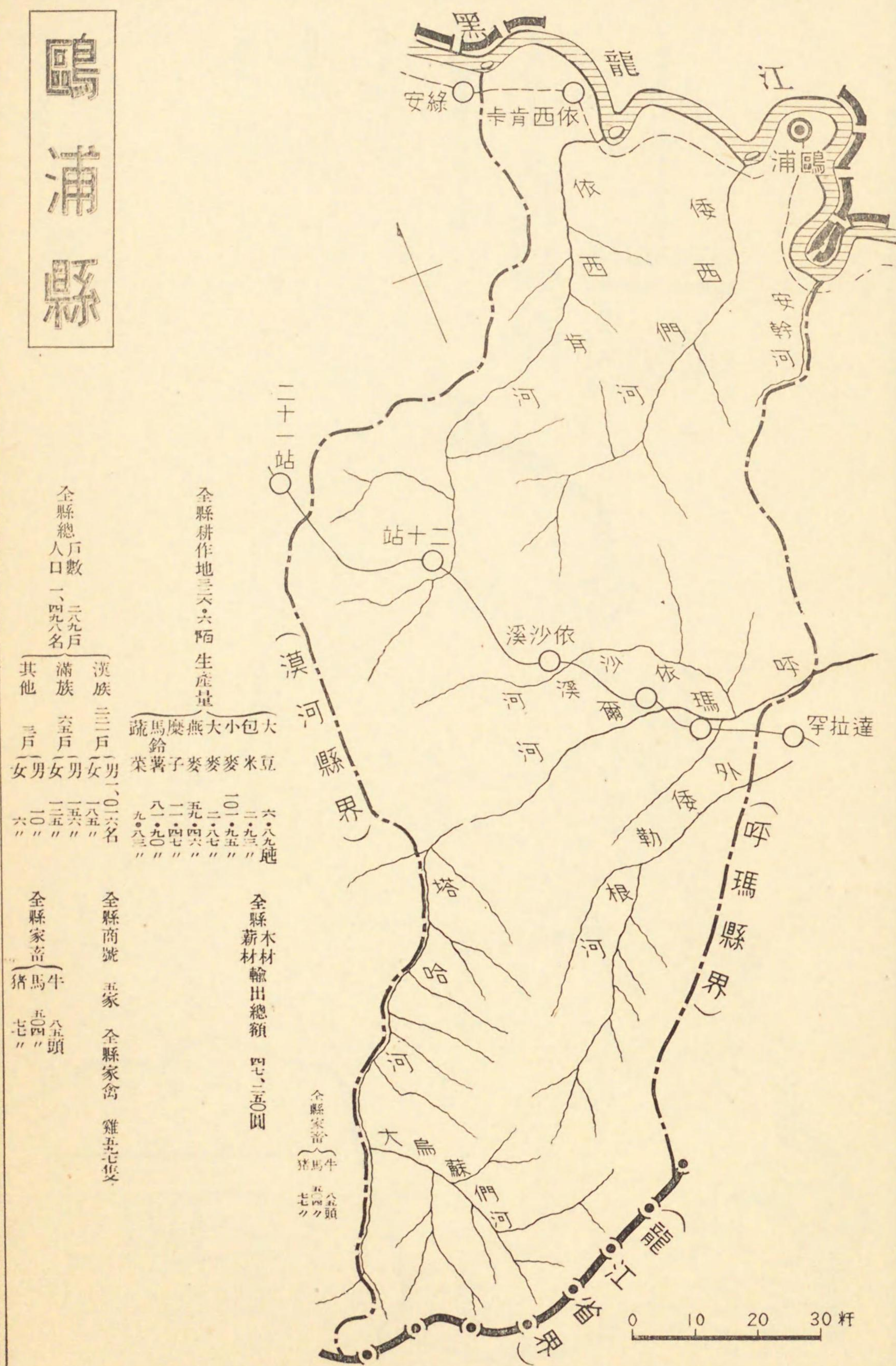
全縣木材薪材輸出總額 一〇三、八六六圓

全縣家畜 牛 四九頭
馬 五八六〃
驢 一〃
猪 二四四〃

全縣家禽 鷄 三八五隻

全縣商號 一〇家





鷗浦縣
黑
龍
江
安綠
依西肯卡
鷗浦
依西肯河
倭西們河
安幹河
二十一站
二十站
依沙溪
呼瑪爾河
達拉罕
外倭勒根河
塔哈河
大烏蘇們河
（漠河縣界）
（呼瑪縣界）
（龍江省界）
0 10 20 30 粁
全縣總戸數 二八九戸
人口 一、四九八名
漢族 二二一戸 男一、〇一六名 女一八五〃
滿族 六五戸 男一五六〃 女一三五〃
其他 三戸 男一〇〃 女六〃
全縣耕作地三六・六陌 生産量
大豆 六・八九瓲
包米 二・九三〃
小麥 一〇・九五〃
大麥 二・八七〃
燕麥 五九・四六〃
糜子 一一・四七〃
馬鈴薯 八一・九〇〃
蔬菜 九・八三〃
全縣木材薪材輸出總額 四七、二五〇圓
全縣商號 五家 全縣家禽 雞五七隻
全縣家畜 牛 八五頭 馬 五〇四〃 猪 七七〃

呼瑪縣

全縣耕作地 一、〇八七・三陌 生産量

作物	生産量
大豆	二一・六二廸
包米	一・九七〃
小麥	二九一・九七〃
大麥	一七・六九〃
燕麥	二六三・三一〃
糜子	九・八三〃
蕎麥	一・六四〃
羅稷	九・八三〃
黄菸	七八六・二四瓩
線麻	四九一・四〇〃
蔬菜	五・九〇廸

全縣總戸數 五一三戸（滿族 四七一戸、其他 四二戸）

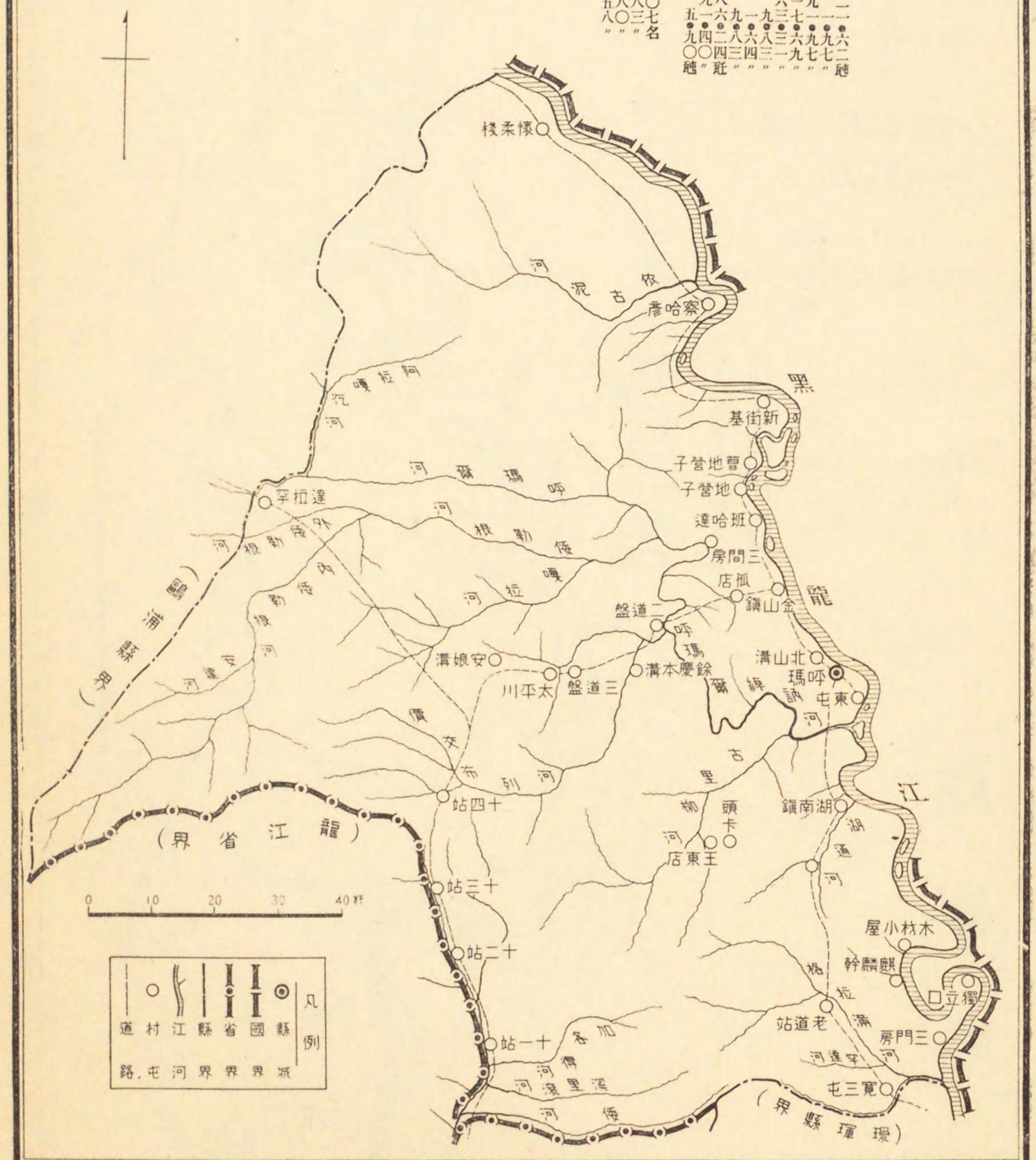
全縣總人口 二、〇二八名（滿族 男 一、三〇七名 女 四八三〃、其他 男 八〇〃 女 一五八〃）

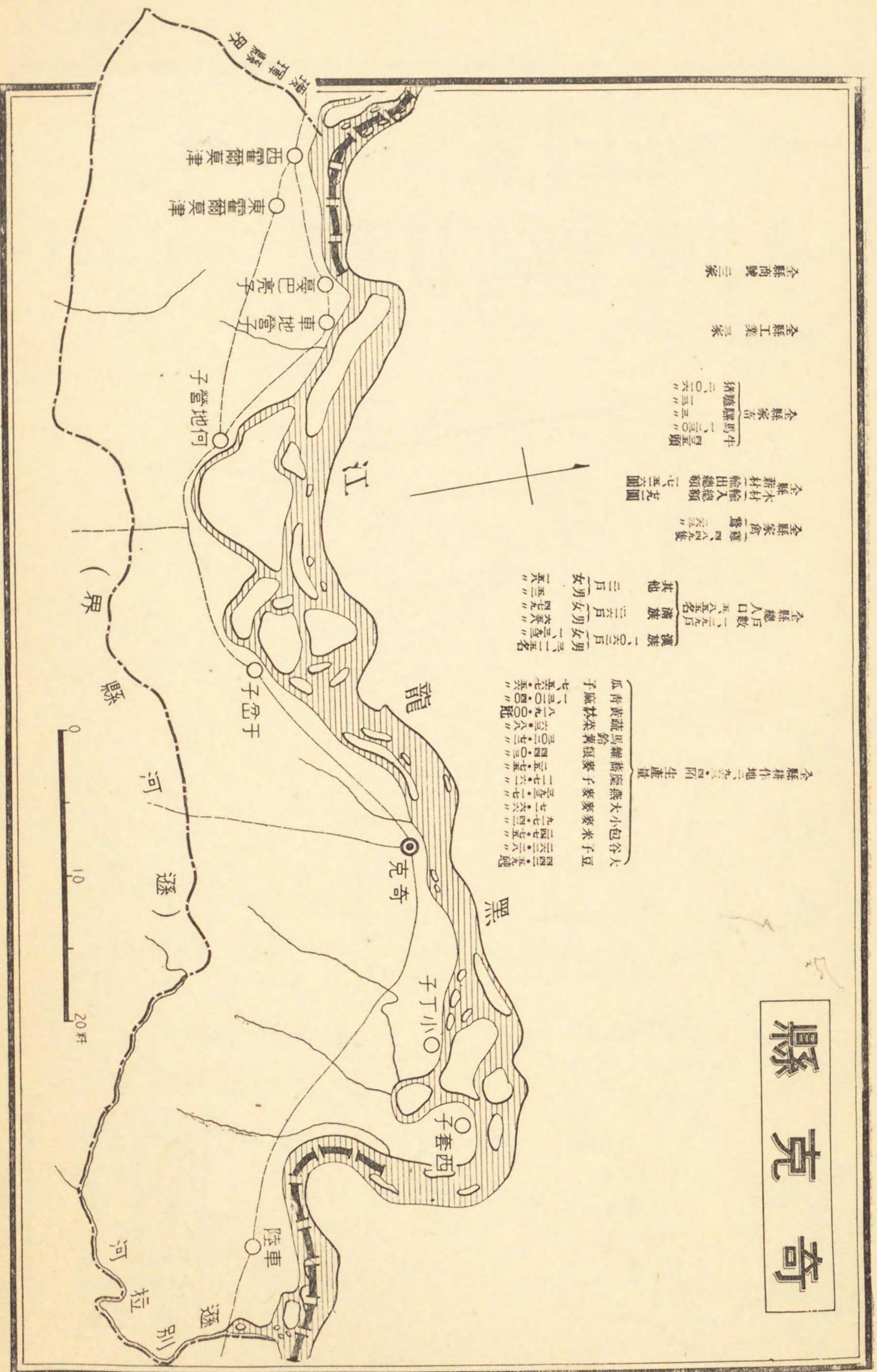
全縣木材薪材輸出總額 四八、五七〇圓

全縣家畜 牛 一四六頭 馬 四六九〃 猪 一六六〃

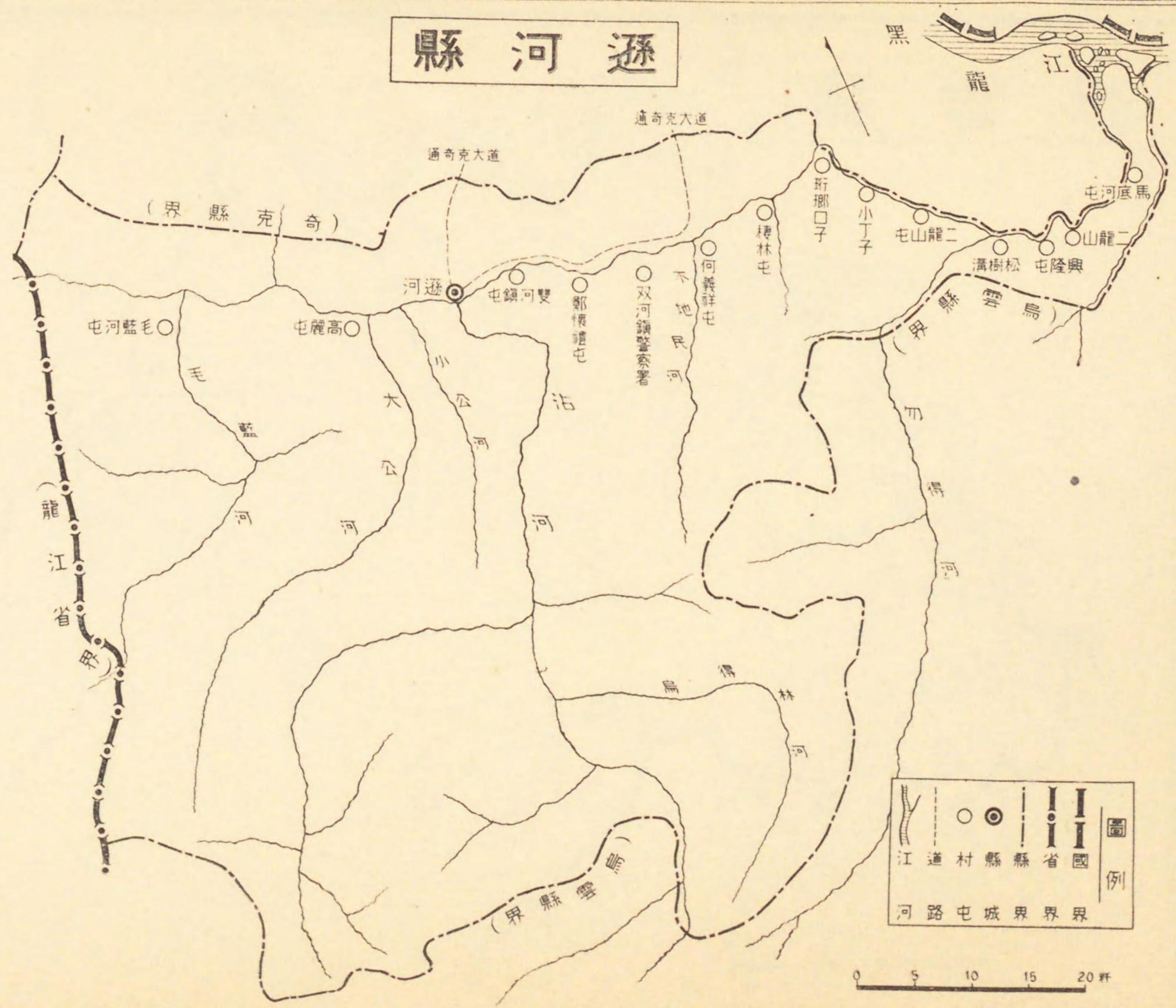
全縣家禽 雞 一、九〇二隻 鶩 二二〃 鵝 三四〃

全縣工業 八家 商號 一三二家





奇克縣
黑龍江
奇克
遜河


遜河縣
黑龍江
通奇克大道
通奇克大道
奇克縣界
龍江省界
烏雲縣界
烏雲縣界
遜河
雙河鎮屯
双河鎮警察署
何義祥屯
小丁子
二龍山屯
馬底河屯
二龍山
松樹溝
興隆屯
毛藍河屯
高麗屯
毛藍河
大公河
小公河
沾河
全縣耕作地 一、七三三・九陌
生產量
大豆 八七・四六瓲
其他豆類 〇・四九〃
谷子 八三・三四〃
包米 一二六・四二〃
水稻 一一・四七〃
小麥 五七五・三五瓲
小麥 五七五・三五瓲
大麥 八七・八〇〃
燕麥 四六六・三四〃
糜子 二三一・二九〃
蕎麥 三七・三五〃
馬鈴薯 四三・〇〇瓲
蔬菜 一六・三八〃
黃菸 三、六八五・三〇瓩
線麻 六五五・二〇〃
瓜子 二、九四八・四〇〃
全縣總戶數 八〇五戶
人口 三、九九八名
漢族 四八七戶 男 一、七〇五名 女 九四二〃
滿族 二八五戶 男 六〇六〃 女 五七二〃
其他 三三戶 男 九七〃 女 七六〃
全縣家禽 雞 一、三五八隻 鶩 八二〃
家畜 牛 三六六頭 馬 八二二〃 騾 二〃 驢 三〃 羊 四〃 猪 五四八〃
圖例
國界
省界
縣界
縣城
村屯
道路
江河
0 5 10 15 20粁

烏雲縣

全縣耕作地 [illegible]・四陌

全縣總戶數 七九九戶
全縣總人口 [illegible]名
漢族 六七二戶 男 一、八三三名 女 八八九〃
滿族 二〇戶 男 八六〃 女 五六〃
其他 一〇七戶 男 一三〇〃 女 一七九〃

農作物生產量
大豆 一五二・四七地
其他豆類 二八・六七〃
高粮 三一・九三〃
谷子 三九・三一〃
包米 三一九・四一〃
小麥 六六五・〇三〃
大麥 三八・四〇〃
燕麥 二七三・八七〃
糜子 二九・〇六〃
馬鈴薯 二四〇・七九〃

工業 八家 商號 一七家

全縣木材薪材輸出總額 一七、一五七圓

全縣家畜
牛 二三四頭
馬 六五七〃
驢 一一〃
猪 三八六〃

家禽
雞 一、九六〇隻
鵝 一三〃
鴨 一五〃

黑龍江
孫官屯
上幹
車爾賓
下道幹
同合鎮
不拉罕
常家屯
米洋河
平
果斯河
庫爾濱河
胡拉巴河
小河沿
双燈照
烏雲
舊城
溫河
雪水溫
莫拉河
莫其蓮河
烏雲河
双河鎮
西
魯木干河
結列河
(遜河縣界)
(佛山縣界)
0 10 20 30粁

佛山縣

全縣木材及薪材輸出總額 二、二二五〇圓

全縣耕作地四四三、九陌

生產量

大豆	一九四・九二瓩
其他豆類	三一・九四〃
谷子	五三・二四〃
包米	一五一・一九〃
小麥	二七五・七一〃
大麥	二・一六〃
燕麥	四六・七八〃
糜子	三・一四瓩
蕎麥	七・一三〃
馬鈴薯	二四五・七〇〃
蔬菜	一二一・五四〃
黃菸	六七一・五八瓩
青麻	九八・二八〃
線麻	一八〇・一八〃

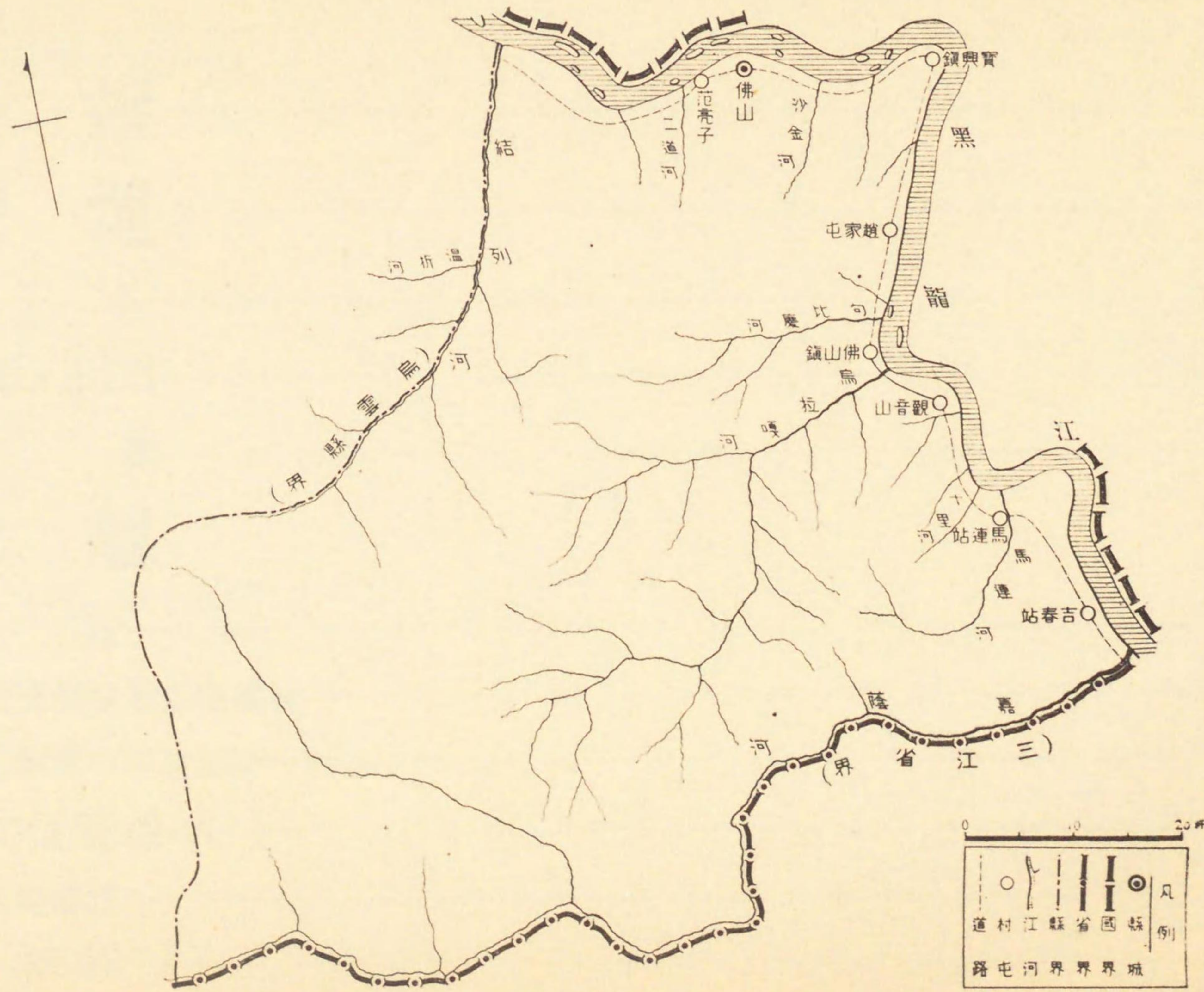
全縣家畜 牛 六九頭 馬 一四二〃 猪 四二五〃

家禽 雞 一、二五〇隻 鵞 二二〃 鴨 二一〃

全縣總戸數 三一〇戸 人口 一、二二四名

	戸數	男	女
漢族	二八三戸	七七八名	三一七〃
滿族	一三戸	四七〃	二八〃
其他	一四戸	一九〃	三五〃

全縣商號 一一家



目次

第一章 序説……一

第二章 地誌……二

第一節 地勢……二

第二節 面積・住民……四

第三節 氣象……一一

第三章 行政

第一節 沿革……一五

第一項 滿洲國建國前沿革概要……一五

第二項 滿洲建國と省政改革……二〇

第二節 省行政機構……二七

第一項 省公署組織……二七

第二項 省公署官制……二八

第三項 省公署分科規程……三三
第四項 省公署職員……三九
第二節 管下地方行政……四〇
第一項 縣行政……四〇
第二項 區村制……四六

第四章 財政・金融

第一節 財政……四八
第一項 概説……四八
第二項 縣別財政……五〇
第三項 地方稅制改革……五九
第二節 金融……六三
第一項 概説……六三
第二項 金融機關……六四

第五章 產業・經濟

第一節 農業……七〇

第一項 沿革……七〇
第二項 農產……七四
第三項 土地利用狀況……八一
第四項 地價及小作料……八五
第五項 農業經營……九二
第六項 農家副業……一〇六
第二節 鑛業……一一三
第一項 金鑛業概説……一一三
第二項 金鑛業縣別概要……一二六
第三項 非金屬鑛業……一五〇
第三節 林業……一五二
第一項 森林分布狀態……一五二
第二項 木材移動狀況……一五三
第四節 商業……一五八
第一項 概説……一五八
第二項 各縣商業概要……一五九

第三項　度量衡……一六七
第五節　工業……一六九
第一項　概說……一六九
第二項　各縣工業概要……一七四
第六節　畜産業……一八六
第一項　畜類……一八六
第二項　畜産物……一八七
第三項　家畜改良並防疫……一八九
第七節　水産業……一八九

第六章　交通・通信・土木

第一節　鐵道……一九一
第二節　水運……一九三
第一項　概說……一九三
第二項　黑龍江……一九三
第三項　額爾克納河……二〇三

第四項　最近の航行水路問題……二〇五
第三節　空運……二〇七
第四節　道路……二〇八
第一項　路線……二〇九
第二項　自動車運營……二一一
第五節　通信事業……二一三
第一項　郵政……二一三
第二項　電信電話……二一七
第六節　土木事業……二一八
第一項　概說……二一八
第二項　施工狀況……二一九

第七章　文教

第一節　總說……二二三
第一項　教育方針……二二三
第二項　教育行政機構……二二四

第二節　學校教育……二二六
第一項　概說……二二六
第二項　學制及教科目……二二八
第三項　學校現勢……二二九
第三節　社會教育……二三三
第一項　概說……二三三
第二項　民衆教育機關……二三四
第三項　文教團體……二三六
第四項　特殊教育……二三八
第四節　宗教……二三九

第八章　社會・衞生

第一節　社會事業……二四三
第一項　概說……二四三
第二項　救濟事業……二四四
第三項　義倉制度……二四七

第四項　省內社會事業團體……二五〇
第二節　協和會黑河辦事處……二五二
第一項　概說……二五二
第二項　沿革及事業概要……二五三
第三節　衞生行政……二五五
第一項　概說……二五五
第二項　醫療機關……二五六
第三項　防疫……二五九
第四項　保健……二六〇

第九章　司法・檢察

第一節　概說……二六三
第二節　審判・檢察機關……二六五
第三節　司法警察……二六七

第十章　軍事・警察・治安

第一節　軍　事……二六八
第二節　警務行政……二六九
第一項　警務機構……二六九
第二項　一般警務狀況……二七一
第三節　治安肅清工作……二八一
第一項　概說……二八一
第二項　省宣撫小委員會……二八二
第四節　保甲制度……二八八
第十一章　邑鎭誌……二九三
第十二章　結　論
第一節　本省の特殊使命……二九七
第一項　本省の特異性……二九七
第二項　省民に對する國家觀念國民精神の作興……二九八
第二節　警務行政刷新方針……二九九

第三節　資源開發產業振興方策……三〇三
第一項　農林行政方針……三〇三
第二項　金鑛業特殊問題……三〇八
第三項　產業開發と墾務行政……三〇九
第四節　特殊民族對策……三一二
第五節　結　語……三一四
附圖——黑河省縣別經濟地圖
黑河省產金分布圖

第一章　序說

民生の根幹は地方政治に在り、地方行政制度の確立は王道滿洲國の根本義である。由來滿洲は封建的地方政權蟠踞して覇道的權勢を以て暴虐なる搾取を恣にしてゐたものであるが我國建國以來其の根本義に基き此等地方政治の舊弊を根本的に除去し以て明朗なる地方施政の暢達を計り蒼生の福祉を增進せしむる事を眼目としたのである。

即ち民政當局は舊來封建軍閥の殘滓たる地方行政制度の改革により實體としての地方自治、制度としての中央集權の確立を企圖し眞正なる中間行政機關としての充分なる機能を發揮せしめんとしてゐたのである。然るに建國當時庶政の改廢刷新急を要するもの多く加ふるに牢乎として因襲久しき地方行政機構の改革は影響する處少なからず愼重なる研究と適切なる時機を必要とするので當初急激なる變革を差控へてゐたのであるが建國後一年有半を閱し建國の創業漸次軌道に乘ると共に大同三年一月國務總理の本件に關する諮問機關として民政部內に臨時地方制度調査會の設置せらるの事となり爾來該調査會に於ては愼重審議を重ねた結果漸く具體化の機運熟し同年（康德元年）十二月一日を期して地方行政制度の改革を斷行する事となつたのである。即ち之によれば從來の奉天、吉林、黑龍江、熱河の四省を吉林、龍江、黑河、三江、濱江、間島、安東、奉天、錦州、熱河の十省とし更に從來蒙古民族の特殊性に鑑み蒙旗行政を行はしめてゐた興安總署を改めて組織法上の部となし蒙政部を獨立し管下興安西省、南省、東省、北省を管轄せしむる事としたのである。

斯くして新制の下に誕生した十四省（民政部管下十省、蒙政部管下四省）は各々中央集權制の下に統制を固め內政の整備充實により今や我國は內容的にも形態的にも近代國家の域に進まんとし國運駸々乎として全面的躍進を遂げつゝあるのである。

飜つて本省を見るに此地はもと舊黑龍江省に屬し北部省境黑龍江に沿ひ一葦帶水の間に蘇聯と接し北滿僻遠の未開地として取殘されてゐたのである。從つて省政府の政令行はれず施設何等見るべきものなく人口稀薄にして民度低く文明開化の曙光見るべきものなく交通の發達產業の開發全滿中最も遲れ最も惠まれざる狀態に置かれてゐたのである。而して他面スラブ族の南下攻勢に備ふる防衞の地とせられ屢々露滿紛爭の禍中に投ぜられて政治的にも軍事的にも一種の特殊地帶として行政上の癌とされて來たのである。

斯くの如く本省の地は舊省々城より相距る遠く到底省政令行はるべくもなく省政上圓滑なる運行を期し得ざる狀態にあり、加之對岸蘇聯の南下政策に拮抗して紛爭絕ゆる處なく、內は內治振はず、外は外夷の重壓あり生民は常に慘憺たる苦杯を嘗め來つたのである。然るに滿洲建國と共に當局は斯くの如き地方施政の萎靡不振に放任するを許さず普く之等僻遠地方にも王道滿洲國の惠澤に浴せしむべく銳意方策を講ずる處あり、偶々前記省政改革を劃期として此地を舊黑龍江省より切離して獨立の黑河省とし省政の更新を斷行する事となつた。即ち新黑河省は黑龍江に沿ひ東南佛山縣より西北漠河縣に至る約一千粁に亘る長大なる地域を擁し省公署は黑河に位して全省八縣を統轄し省政の圓滑なる運行を期せんとしてゐるのである。此に於て新生の省公署は中間行政機關として充分なる機能を發揮する事となり、內產業の開發、文化の促進は交通通信機關の整備と相俟つて一段の拍車をかけ、外は由緣久敷き蘇聯の重壓に備へて國防線確保の重責に當り、斯くて滿洲國々運の隆昌と共に邊疆文化の水準を高め、省政更新の曙光を北滿僻遠の曠原に見出さんとしてゐるのである。

第二章　地誌

第一節　地勢

本省は本邦最北端に位し、北方黑龍江を隔てゝ露領「アムール」州に接壤し、其の最北端は實に北緯五十三度餘に達してゐる。一方東、西、南三方は大、小興安嶺山脈を以て圍繞せられ、興安東、北省、龍江省及三江省に境して西北方より東南方に亘る蜿蜒千三百餘粁の細大なる地域を擁してゐる。

大興安嶺山脈は本省と興安北省、東省の相接する地點より西北方に向つて彎曲する室韋山嶺を派出する。室韋山嶺は時として標高千米に及ぶ諸峯を聳起せしめつゝ北に從ひ次第に低く、シルカ河、アルグン河合流點に於て黑龍江に遮斷せられる。小興安嶺山脈は室韋山嶺の派生する大興安嶺の同一分水嶺より分派して東北方に進み、後一轉して東南に向ひ、漸次標高を減じ、其の起伏叙面も緩漫となり、璦琿、嫩江街道、北黑線沿線附近に至つては、寧ろ平野的性質を有する緩丘狀を呈して其の標高僅かに六百米を出ない。此の緩丘は東南に進むに從ひ再び高度、幅員共に著しく增大し、斯くて三江省との省境を爲す山塊を形成し、黑龍江を隔てて、蘇聯のブレインスキイ山脈に接續する。以上の小興安嶺前半、即ち其の起點より黑河の緯度線に至る間は伊勒呼里山脈の名稱を以て知られて居る。

此等室韋山嶺、伊勒呼里山脈及び小興安嶺山脈の分水嶺略々本省の省境をなし、之れより黑龍江に注ぐ大小幾多河川の源を形成しつゝ緩かな山塊が河床に向つて下る。漠河縣に於ては此の山塊は可成急峻となり、重疊として殆んど平野を殘さぬ迄に縣內を埋め、時としては絕壁をなして河床に迫つて居る。

黑龍江はシルカ河とアルグン河との合流點より始まり、上述の各山脈が緩丘をなして終る山麓を圍繞し、諸支流を集め

て、黒河附近に於ては河幅八五〇米、水量三〇、〇〇〇立方米、水速三節の大河となる。黒河港に於ける最底水位一二一米九を示し、最底水深約三米をなし、漠河に至る迄、千噸級の船舶を航行せしめ得る。

其他本省には大、小興安嶺に源を發し、黒龍江に注ぐ幾多の大小河川があるが、呼瑪爾河は其の最もたるものであらう。

呼瑪爾河は伊勒呼里山脈及び室韋山嶺中の溪谷に其の源流を發し、東流して呼瑪縣々城の南に於て黒龍江に注ぐ。近時其の流域に於ける沃野、資源と交通、運輸路としての價値に注目され、康德二年八月より在黒河各機關合同の調査隊が派遣され基礎調査を進めてゐる。

第二節　面積・住民

本省面積は興安北省、濱江省、龍江省に次ぎ、全滿第四位、一〇九、八一三平方粁を占むるに對し、人口は僅かに五三、〇〇〇餘に過ぎず。密度極めて疎にして、人跡未踏、人煙絶無の地方も少しとしない。遡つて金鑛業全盛の一九一五年（民國四年）前後黒河黄金時代に於てさへも、舊黒河道（現在の本省以外に嫩北、綏濱兩縣を含む）全人口は一二二、〇〇〇と推定されて居るに過ぎない。

斯くの如き人口密度の稀薄は氣象其他自然的條件に制約せらるゝ外、本省の歴史淺く屢々露滿紛爭の渦中に投ぜられ、住民亦出稼的氣分濃厚にして定住性を缺ぐ等に由因するものと考へらるゝが最近省政の更新、治安の確保と共に僅かながら漸次增加の傾向を示して居る。

本省住民を人種別に見るに漢人、滿人、オロチョン人、ダウール人、日本人、朝鮮人、露西亞人等に分つ事が出來る。

漢人　本省人口の約七〇%を占め、經濟上の優者であるが、彼等が本地方に現れたのは比較的近世に屬し十七世紀末漢軍八旗岱田兵的定着に始まり一八九七年黒龍江全省漢人に對する開放後自由移民の流入により其の人口は急激に增加したものである。

滿人　宗教的習慣等に於て多少獨自の遺風を存して居るが、言語、風俗等全く識別し難い程漢人化し、現在主として農耕に從事して居る。

オロチョン人　ダウール人と共に當地方の原住民である。ツングース族に屬し獨特のオロチョン語を使用する。本省各縣の奥地を野獸を追ふて轉々移動し、未だ原始生活の域を脱しない。本省のオロチョン人は滿系及び露系の二種類がある。露系オロチョン人は五〇餘名、漢河縣に大河裡河上流に見られるに過ぎないが、滿系オロチョン人と異る點が頗る多い。彼等は多年露領に住み一八七〇年頃、アルグン河を渉り、奇乾方面より漠河に移住せるものゝ如くである。何れも露語をよくし、露西亞名を持ち、容貌亦露人に近似し衣服其他日常生活に於ても露西亞の影響を蒙る處頗る多し。體軀も滿系オロチョン人より大きく中には金髪碧眼の者もあり、又滿系オロチョン人が主として馬を使用するに反し、彼等は馴鹿を使役する。現在自己の地盤を固守して滿系オロチョン人と融和せず、奇乾方面同族との連絡もなく全く孤立した集團を爲して居る。

滿系オロチョン人は容貌は蒙古人に酷似し扁平にして顴骨が高く、頭が大きい。從來毛皮の取引等により漢人、露西亞人と接觸をして居た爲め漢語或は露語に巧である。衣服は毛皮を獸類の纖維で織つたものを用ふるが、現在では滿人と辨別し難い服裝をしたものもある。佛山縣に於ては既に定住したオロチョン人が見られるが概して農耕を知るものはない。滿系、露系共に射擊に巧である。銃器、彈藥は彼等の唯一の資本であるが其補給が甚だ困難である爲め其の浪費を極度に恐れ、常に銃架を携帶して其の射擊は愼重を極めてゐる。もとより彼等の銃器は舊式にして手製の彈丸を用ひ、如何なる獸畜と雖も、一擊の下に斃し、其の手練は神技と言ふ可きであらう。獲物は肉を食用とし、毛皮は自己の衣服

とするを常とし、商人と物々交換により粟、酒等日用品を得る事としてゐる。

近年彼等の生活は、獸類の激減、商人の狡猾なる搾取、彼等自身の懶怠性、不衛生（痔、月經關係の疾患、遺傳性梅毒等が多い）等種々原因の爲困難を極めて居る。斯くの如き生活難に喘ぐ彼等は日系官吏入縣と共に縣公署に對する感情著しく好轉し一般に農耕に轉ぜんとする傾向を生ずるに至つて居る。

清朝時代に於ては全オロチョン人（露系オロチョン人を除く）は呼瑪に於ける呼瑪爾路協領公署及び奇克縣車陸に於ける畢拉爾路協領公署の二管區七旗佐に統轄され、協領公署は機務處に直屬し、縣行政外にあつたのであるが、其後オロチョン人の窮乏、離散、省政府の補助減少、其他滿漢人との勢力の相對的減少等により協領公署の實力は次第に失はれ民國末期には殆んど形式に墮し、現在では同一旗内の連絡さへも頗る不完全である。

ダウール人　オロチョン人と同様にツングース族に屬し、當地方の原住民であるが、現在では璦琿及び其の下流各縣に見らるるのみである。オロチョン人とは異る獨特の言語を有して居るのであるが、漸次衰微の傾向を示して居る。元來黑龍江の土人と言はれ、シルカ河及び黑龍江沿岸に廣く分布し、オロチョン人と同様に狩獵を業として居たのであるが、比較的早期に農耕を營む様になり、現在では言語風俗共に識別し難い迄に漢族化し、商業に從事して居るものもある。

日本人　日本人が初めて當地方に進出したのは、舊黑河道の產金が漸く世人の注目を惹くに至つた一九一〇年以降とし、黑河のみならず、金の集散地として發展した沿江各市街に入り一九一五年漠河縣公署の調査によれば同縣內に於ける其數三十二名と稱せられてゐた。又當時物資の缺乏せる對岸との商取引も稍々盛んなりしもの﨟如く金を產出せざる烏雲に於てさへも一九一二年頃既に日本人四、五十人の移入を見、滿、露人を相手として特殊營業を營んで居たのである。其後一九一七年日軍シベリア出兵に際して黑河を中心として日本人の激增を見たが翌年黑河日本領事館の引上げと共に減少し爾來其の進出見るべきものはなかつた。然るに滿洲國建國と共に漸次其の數を增し最近地方施政の進捗治安の確立により其の進出日に多きを加へ現在黑河に於て八百數十名、全省千名を越ゆるに至つた。

朝鮮人　省內各地に小部落をなして生活して居る。大部分は韓國末期に於ける生活の窮乏を逃れて故國を脫出せるもの、或は日韓合併後東洋拓殖株式會社に其の土地を買却した者等が續々シベリア方面に農民或は採金苦力として移住し其後露國當局の禁壓策と內亂の災禍を逃れて、滿洲國內に移動して來たもので從つて其の多くは無國籍である。現在主として農業に從事し彼等の水田開發には期待すべきものがある。

ロシア人　十九世紀末當地方の金鑛に着目した露西亞人が漠河、鷗浦、呼瑪方面に多數居住して居たのであるが一九〇六年露國が北清事變の占領地を支那に返附して後は殆んど其の影を潛めた。露西亞革命勃發後、一九一八年頃より白系露人の避難者激增し、ソヴエート政權確立後、其の壓迫を逃れて哈爾濱、齊々哈爾方面に移住せるものあり、現在では約六〇〇名を算するに過ぎない、其內約五分の四は婦女にして、滿人の妻妾となり歸化して居るものも多い。男は苦力、農業、商業、狩獵業、官吏等が多い。

以上本省內居住民族の概要を明かにしたのであるが今之に付本省內民族別人口、戶數並に本省面積、人口を表記すれば次表の如くである。

民族各縣別戸口調査表

（康德二年十月末日現在 黒河省公署總務廳調）

縣別	漢族 戸數	漢族 人口 男	漢族 人口 女	漢族 計	滿族 戸數	滿族 人口 男	滿族 人口 女	滿族 計	蒙族 戸數	蒙族 人口 男	蒙族 人口 女	蒙族 計
璦琿縣	二九五七	七七八二	五〇一九	一二八〇一	一六六五	四五五一	三九七三	八五二四				
漠河縣	三九八	一三五六	一七六	一四三二	五七	一三六	九〇	二二六	一	二		二
鷗浦縣	三一六	一四一〇	二四〇	一六五〇	六五	一五六	一二五	二八一				
呼瑪縣					六〇八	一五六八	七五五	二三二三				
奇克縣	一〇六二	三二一八	一三九二	四五一〇	二一八	六六三	四八五	一一四八				
遜河縣	四七〇	一四一〇	八〇〇	二二一〇	三一七	六八三	四九九	一一八二				
烏雲縣	六六八	一七九七	九〇四	二六六一	五七	一五四	一二九	二八三				
佛山縣	一二九〇	八一七	三二六	一一四三	一三	四七	二八	七五				
黒河警察廳	一八九三	六一九三	二四二三	八六一六	三九五	一〇六三	五二三	一五八六				
計	八〇一四	二三七四三	一一三八〇	三五〇二三	三三九五	九〇二一	六六一七	一五六二八	一	二		二

備考
（一）滿族中ニハオロチョン族ヲ含ム
（二）呼瑪縣ニ於テハ滿族中ニ漢族ヲ含ム

縣別	回族 戸數	回族 人口 男	回族 人口 女	回族 計	日本族 戸數	日本族 人口 男	日本族 人口 女	日本族 計	朝鮮族 戸數	朝鮮族 人口 男	朝鮮族 人口 女	朝鮮族 計	歸化 戸數	歸化 人口 男	歸化 人口 女	歸化 計
璦琿縣	四五	一〇九	七六	一八五	四	七	三	一〇	六四	二二二	一二八	三五〇				
漠河縣	一	二		二	七	四〇	八	四八		二		二				
鷗浦縣					六	一二	八	二〇								
呼瑪縣	八	一四	八	二二	四	一一	一四	二五	二八	五〇	三一	八一		二	一〇九	一一一
奇克縣	七	一五	八	二三	一三	二〇	一四	三四	二	四	三	七			一三二	一三二
遜河縣	八	五一	二五	七六	八	一二	八	二〇	八	一九	五	二四				
烏雲縣	二	二	一	二	六	九	七	一六	四四	一二一	八六	二〇七				
佛山縣	二	四	七	五	八	一〇	四	一四	三	三	三	六			二七	二七
黒河警察廳	八一	二一五	一一六	三三一	四二六	四六六	三八七	八五二	六八	八三	五四	一三七			一一	一一
計	一五四	四一二	二三四	六四六	四八一	五八七	四五三	一〇四〇	二三九	四九四	三二〇	八一四		二	二七九	二八一

其他												總計			
無國籍				蘇聯				其他							
戸數	人口 男	人口 女	計	戸數	人口 男	人口 女	計	戸數	人口 男	人口 女	計	戸數	人口 男	人口 女	計
三	八	五	一三									四七三八	一三六六九	九二一四	二二八八三
二	一一	五六	六七							一	一	四二一六	一四三三九	三四四一	一七七八〇
												三八七	一五七八	三七三	一九五一
												六四八	一六四五	九一七	二五六二
三	一九	二	二一									一三〇四	三八三九	二〇三六	五八七五
三	一九	三七	五六									八一四	二一九四	一三七四	三五六八
三	一二	一〇〇	一一二									七八一	二〇六四	一三二六	三三九〇
一	一		一									三一七	八八八	三八九	一二七一
二九	四九	四二	九一	四	六	四	一〇					二八九六	八〇七五	三五六〇	一一六三五
四四	一二八	二四二	三七〇	四	六	四	一〇			一	一	一三三二一	三四三九一	一九四三〇	五三八一五

縣別面積人口一覽表

（康德二年十月末現在 黑河省公署總務廳調）

縣名	面積（粁）	人口	平方粁當人口密度	備考
璦琿	一三、七九三、六一二平方粁	三三、五一八	二、四二九	
漠河	四三、三一五、〇三三	一、七八〇	〇、〇〇四	
鷗浦	一四、三二二、〇二七	一、九五一	〇、一三六	
呼瑪	八、六一九、一三八	二、五六二	〇、二九七	
奇克	一、二四三、七六八	五、八七五	四、七二四	
遜河	四、二七七、一六六	三、五六八	〇、八三四	
烏雲	一九、二八七、一二九	三、二九〇	〇、一七一	
佛山	四、九五五、一三二	一、二七一	〇、二五七	
合計	一〇九、八一三、〇〇五	五三、八一五	〇、四九〇	

第三節　氣象

本省に於ける氣象に就ては附表第一の示すが如くであるが總じて氣候の變化激しく春秋二季極めて短かく、最嚴寒期は十二月、一月の交零下三十數度に下り最高溫度は七、八月の交三十數度に上る。

緯度の割合に溫度が高いのは黑河の位置が比較的低きに起原する。黑河地方觀象臺の標高は海拔一三〇米七四である。

降水量は非常に少なく、冬期に於て殆んど降雨を見る事はない。

風は冬期に於てバイカル湖を中心とする高氣壓の爲め北西風多く、黑龍江は更に其の進行を容易ならしめてゐる。夏期には南或は南東の風多く屢々降雨を伴ふのであるが、北西風亦依然として尠しとせず、即ち一年を通じて常に北西風が支配的であると言ふ事が出來る。然るに其の風速は極めて弱く從つて春より秋にかけては濃霧に襲はるゝを常とし黑龍江上船舶の運航を阻害する事も屢々である。

降霜は比較的早く康德二年に於て見るも黑河に於ける無霜期間は五月七日より九月十二日の短期間である。

次に地下凍結狀況に就て見るに附表第二に示す如くであるが、黑河附近に於ては永久凍土帶は見られない。又黑龍江結氷狀況に就ては附表第三に示さるゝ如くである。

（附表第一）

康德二年氣象統計

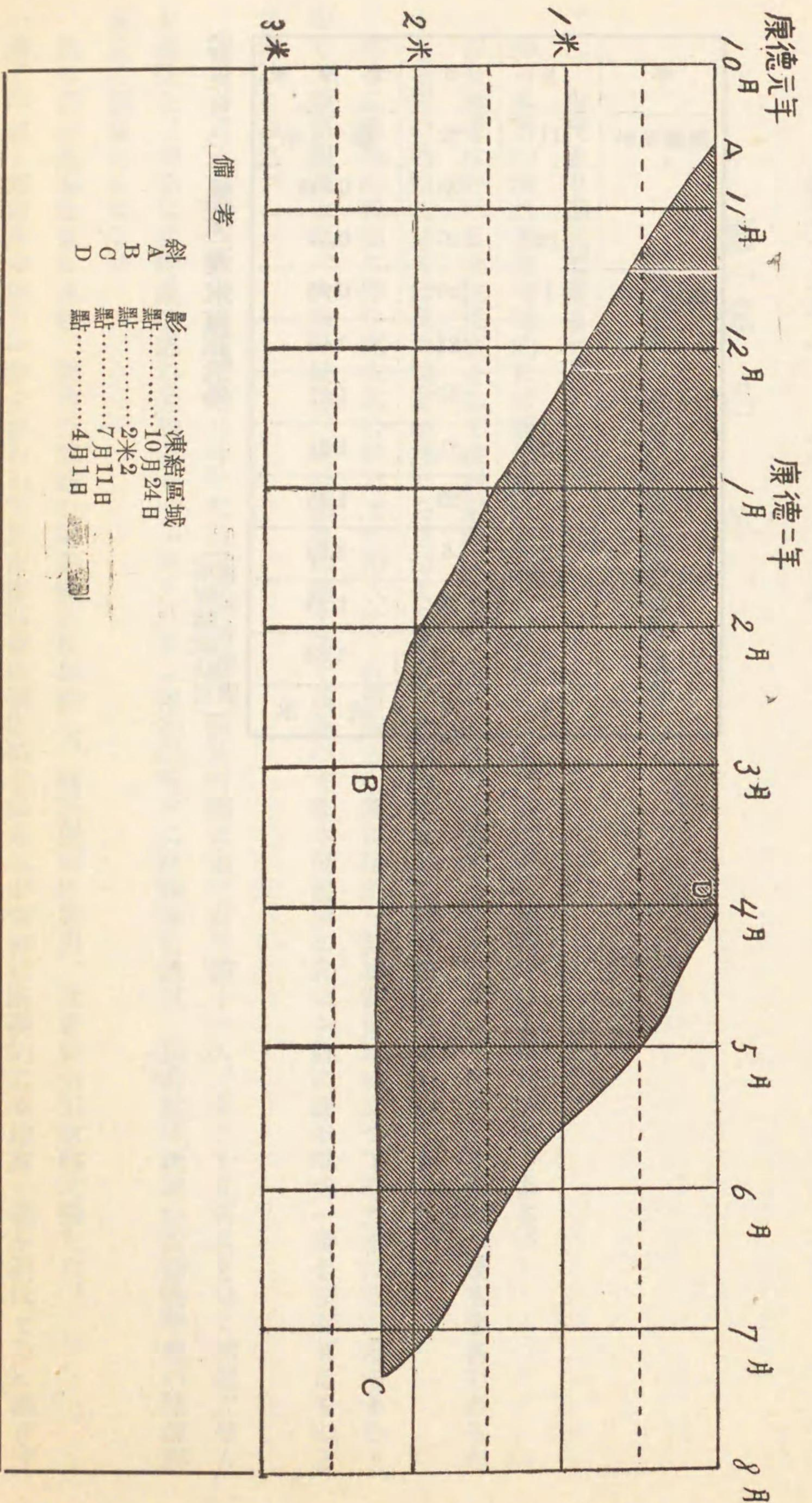
（黑河地方觀象台調）

項目別 ＼ 月別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
平均溫度（C）	−21.4	−12.8	− 7.4	+2	+10.8	+18.1	+23.8	+19.4	+12.7	+4.3	−14.8	−23.2
最高溫度（C）	− 3.6	+ 2.5	+12.1	+18.2	+30.9	+30.3	+34.6	+29.6	+28.1	+17.2	+ 0.7	−11.6
最底溫度（C）	−33.4	−30.3	−19.7	− 9.9	− 1.0	+ 6.2	+13.7	+ 5.3	+ 0.1	− 8.9	−28.2	−32.9
降水總量(m.m)	0.6	1.8	1.0	17.9	44.0	55.4	61.3	143.8	13.2	72.6	22.5	4.2
平均濕度（%）	79.0	74.0	64.0	54.0	61.0	68.0	65.0	78.0	76.0	73.0	83.0	76.0
水蒸氣張力（m）	0.7	1.3	1.7	2.9	5.7	10.2	13.7	13.1	8.4	4.7	1.4	0.6
平均風速（m/sec）	1.4	1.8	2.4	2.9	3.0	1.9	1.8	2.2	2.3	2.6	1.6	1.4
最大風速（m/sec）	7.4	7.2	9.0	16.4	8.6	8.9	7.3	6.9	8.8	9.9	9.3	7.1

（附表第二）

地下凍結狀況

（黑河地方觀象台調）



（附表第三）黒河港氷厚狀況　（哈爾濱航政局黒河分局調）

年	月	日	氷厚 米
康德元年	11	22	結氷
		23	0.318
	12	10	0.54
康德二年	1	10	0.95
		21	1.03
		30	1.07
	2	11	1.21
		22	1.35
	3	6	1.29
		20	1.25
	4	10	1.06
	5	2	流氷

第三章　行　政

第一節　沿　革

第一項　滿洲國建國前沿革概要

（一）古代より滿洲事變まで

抑々本省の地は由來地域的には舊黒龍江に屬し行政的には黒河道尹區に統轄されてゐたものである。古來本省に於ける原住民族としては野蠻朦昧なるツングース族に屬するオロチヨン、ダウール兩族が最も著名であるが十七世紀の初頭に於ては其の領有判然たらざるものあり、國境領域極めて曖昧模糊たるものであつた。

然るに清朝の興起に伴ひ漸次其の勢力下に編入せられ清室との間に宗主、隷屬關係が成立つてゐた事は明かなるもの、如く、皇清開國方略、大清一統志、聖武記等に徵するも清朝の支那本部進出に先立ち既に此の地方一帶を領有せるものと言はれてゐる。

即ち一六三四年（太宗時代天聰八年）には武將巴奇蘭、薩木什喀に命じ官員四十一人、兵二千五百名を以て黒龍江地方を征伐し、翌年には呼爾哈部の征服あり、一六三八年（崇德二年）には額爾古納河、精奇里河流域の索倫達呼哩の諸部が清室に朝貢してゐる。

後年清の太宗は更に索海、薩木什喀等の軍を嫩江に移駐し、呼馬爾河に進出、兵を分つて攻略大勝した。斯くの如く清室が本地方一帶を領有して居た事は略ぼ確定的ではあるが當初は斷續的に本地方一帶を討伐せるに過ぎず

完全なる統一は餘程後年に至つて爲されたものと見る可きであらう。

又當時北方より帝制ロシアの南下政策が積極的に開始せられ、之を契機として黑龍江沿邊一帶が露支兩國係爭の坩堝と化したことは史實の明かにする處である。

即ち此の地方の初期的封建社會の構成は帝制ロシアの南下積極政策の影響と共に之に對抗して實行された清朝の必死の邊境防衞政策たる滿漢八旗軍の屯田兵部落並びに一般滿漢人の移殖部落に端を發したと見る可きであらう。

故に本省變遷の過程は北方よりするスラブ民族と南方よりする支那民族との鬪爭、盛衰が極めて複雜に織込まれ少なからぬ史的興味を惹くものであるが玆に其の沿革に付主要なる事件を摘記すれば次の如くである。

（一）　清朝時代

1、清の太宗年間前後數回に亘り黑龍江沿岸を經略す。

2、順治十一年—十三年（一六五四年—六年）間前後三回に亘り黑龍江沿岸を經略す。

3、康熙二十三年（一六八四年）清國政府は軍を派して當時のロシア側根據地たるアルバシンを攻撃し、更に黑龍江の右岸現在の地に新しく璦琿市を建設し黑龍江將軍を駐紮せしむ。之より先明朝の永樂年間一六四四年黑龍江の左岸ゼヤ河口附近に璦琿市を建設せしも十七世紀の露人が黑龍江岸に至れる時は旣に廢市となつて居たものである。

4、康熙二十八年（一六八九年）露支兩國ネルチンスクに於て和議締結、國境の確定と通商問題が解決され、爾後露支間の軍事行動は中絶した。

5、康熙二十九年（一六九〇年）清朝は副都統を璦琿に駐せしむ。

6、雍正五年（一七二七年）アルグン河の一支流布拉河畔にて布拉條約を締結國境を確定す（ネルチンスクの條約に數箇條を補充せるもの）

7、雍正五年（一七二七年）恰克圖條約を締結し前布拉條約の確認を促す。

8、咸豐八年（一八五八年）ロシアは清國の内憂外患に暇なきに乘じて清國政府に强要して璦琿條約を締結し、黑龍江以北全部を割取し烏蘇里より海に至る地は清國と共有地となし、同時に黑龍江、松花江、烏蘇里江の航行權を得。

9、咸豐十年（一八六〇年）ロシアは英佛聯合軍調停の代償として北京條約を締結し、ウスリー江以東一帶の地を領す。

10、光緒二十二年（一八九六年）ロシアは頽勢に傾ける清國政府に迫り、露清同盟密約を締結し東清鐵道の敷設權を獲得す。

11、光緒二十六年（一九〇〇年）北清事變に際しては璦琿、黑河及黑龍江右岸の各都市は露軍に占領され其地方の住民は凡て逃走す。露軍は其の占領中一時璦琿市の復興並びに黑龍江沿岸五露里の滿漢人の居住を禁じたので、清朝は三站（齊々哈爾—璦琿街道（現在北黑線辰清驛）に善後局を設け又三家子に其の支部を置いて退去歸還する住民に對し金錢及食糧の補助を與ふ。

12、光緒二十八年（一九〇二年）ロシアは東三省條約を締結して表面上清國の獨立及び領土不可侵を認め滿洲全土の領土を返還す。

13、光緒三十年（一九〇四年）日露戰爭勃發す。

14、光緒三十二年（一九〇六年）前記東三省條約の協定に基き、ロシア占領地の開放せらるゝに及び清朝は璦琿副都統府を復舊し又興東道尹府を設けて遜河を以て兩者の境界と定め、新任副都統は璦琿に滿洲公旗を駐せしめ以て其任務遂行に着手す。

15、光緒三十二年（一九〇六年）サハリヤン（黑河市）に對露交渉局を設く。

16、光緒三十三年（一九〇七年）龍江に黑龍江省設置さる。

17、光緒三十四年（一九〇八年）右交渉局を廢し同地に黑河副都統府を設け、一九一二年まで之を存續す。

18、宣統元年（一九〇九年）黑河副都統府を設置せられしを以て、璦琿副都統府を廢し之によつて兵備道臺府を新設し道臺を璦琿に駐せしむ。尙ほ璦琿城を中心とする黑龍江沿邊一帶の地、上流は額爾古訥河より下流は興東道分界地たる遜河に至る全境二、一一四滿里の區域に亘り卡倫制度を設立し右璦琿道臺之を統轄する事とし、該卡倫制度は全境を次の如く四管區二十卡に區分す。

一、漠河總卡　額爾古訥河、呼倫貝爾異より安南界に至る七百餘里（總卡官駐在地一、卡官駐在地七）

二、呼瑪總卡　依西肯北界より庫瑪爾南界に至る六百餘里（總卡官駐在地一、卡官駐在地五）

三、黑　河　府　庫瑪爾南界より璦琿分界に至る四百餘里。（卡官兼稽査駐在地、卡官駐在地三）

四、璦　琿　廳　璦琿北界より興東邊道分界に至る三百六十餘里。（卡官兼稽査駐在地一、卡官駐在地三）

之と同時に事務取扱の爲め璦琿廳を設置す。

(二)　民國時代

1、民國元年（一九一二年）黑河副都統府を廢し、其の所管事務は凡て璦琿直隷廳及公備道臺に移管せられ同年道臺は黑河に移駐せらる。

2、民國元年（一九一二年）曩に一九〇九年設置せる呼瑪總卡を廢し、呼瑪設治局（金山鎭）を設けて之に代らしむ。

3、民國二年（一九一三年）黑河府を廢して璦琿廳に合同し同時に璦琿廳は黑河に移駐さる。

4、民國二年（一九一二年）璦琿廳は璦琿縣となる。

5、民國三年（一九一四年）兵備道臺は觀察使と改稱さる。

6、民國三年（一九一四年）漠河設治局を設く。同年呼瑪設治局は呼瑪縣となる。

7、民國五年（一九一六年）觀察使は道尹となり、黑河道尹の名稱を附す。（觀察使、道尹は管下各縣を統轄す）

8、民國五年（一九一六年）烏雲設治局を設く。

9、民國六年（一九一七年）漠河設治局は漠河縣となる。

10、民國八年（一九一九年）黑河鎭守使を設く。

11、民國十六年（一九二七年）佛山設治局を設く。

12、民國十七年（一九二八年）黑河道尹を改組し市政籌備處を設置す。

13、民國十八年（一九二九年）鷗浦設治局、奇克設治局、佛山縣、遜河設治局等を設く。

14、民國十八年—十九年（一九二九年—三〇年）露支戰爭勃發しハバロフスク協定に基き、モスクワ會議開催さる。

15、民國二十年（一九三一年）一月馬占山鎭守使となり入黑す。

斯くの如く本省は國境線としての特殊的幾變遷を經て民國二十年九月滿洲事變の勃發を見たのである。

(三)　滿洲事變直後

本省の地は政治經濟軍事の中心地たる齊々哈爾、奉天等の主要都市を去る事遠く交通、連絡極めて不便なる關係上事變勃發直後に於ける一般情勢は多少の動搖は伴ひしも他省に比し概して冷靜平穩を保つてゐた。

當時黑龍江省には萬國賓あり、民國二十年一月黑河鎭守使として赴任せしめし馬占山を呼び總指揮として軍を齊々哈爾に集結し張學良政權を通じて尙ほ抗日滿の志を捨てず、然れ共馬占山軍の洮昂線破壞事件により日軍と戰端を開き馬占山は嫩江の戰鬪に破れ海倫に退き日軍は齊々哈爾に入城し龍江は吉祥の手に歸し吉祥を會長とする地方自治會組織さるることになつた。

此に於て馬占山は大勢の歸趨を洞察し打倒軍閥の革新政府に歸順し龍江に赴き黑龍江省軍務督辦兼省主席となつた。之

れと機を同うし黒河市政籌備處長齊肇豫は之に隷屬するを心よしとせず辭官せるを以て馬占山は部下參謀長崔震宇をして黒河鎭守使代理に、秘書を以て市政籌備處長代理に任命し本地方管下八縣を統轄せしめたのである。

一方新國家に對する民衆渇望の聲は益々高まり各團體の請により東北首腦部一堂に會して商議する事となりて于沖漢、臧式毅、煕洽、張景惠、馬占山等愼重協議の結果滿蒙全省は茲に完全に聯繫せられ一路新國家建設の本格的軌道に乘出したのである。茲に於て二月十六日奉天張景惠邸に於て臧式毅、煕洽、馬占山、趙欣伯等民衆代表者集合し歷史的新國家創立會議開かれ建國方策の決定を見・東北行政委員會成立となり、會合數回建國に關する各種重要案件を逐一協議し二月十八日委員長各委員連署を以て堂々中外に新國家獨立宣言を發し諸般の準備を整へ茲に三月一日新國家獨立となつたのである。

第二項　滿洲建國と省制改革

（一）　滿洲建國直後

馬占山の歸順に據り事變直後表面頗る平穩を維持しつつあつた本地方は滿洲國の建國宣言日を過ぐる僅か一旬、三月十日黒河軍隊の反亂により治安は彼等の攪亂する處となつた。即ち彼等は馬占山滿洲國歸順に名を藉り兵變を起し掠奪暴行を恣にしたのである。斯くて地方一帶人心の動搖其の極に達し、之が爲め馬占山は部下團長徐景德を派して之を鎭壓せしめ新に徐團長を黒河鎭守使に、郎官晋を市政籌備處長に任命し兵變の善後處置に當らしむる事とした。

而して同年四月狡猾無節の馬占山は突如假面を抛つて滿洲國に反抗し黒河に來つて僞政府を樹立し徐景德を軍務督辨とし郎官晋を政府主席に任じ自らその獨立僞政府の强化擴大を企圖したのであるが恰も當時地方の狀況は民國十八年（一九二九年）の露支紛爭及水災に繼ぐに此の兵變を以てし財政極度に疲弊し加之食糧の缺乏及物價の暴騰（常時の十倍以上に達したるものあり）、金融機關の停滯等民衆生活は疲弊困憊其の極に達してゐた。されば馬占山僞政府は龍江廣信公司の名義を以て不換紙幣百二十萬元を濫發し以て軍資に備へたのである。然るに間も無く日軍馬占山討伐隊北上の機運を察知せる馬占山は同年十一月國外に逃走し部下軍隊は匪化するに至り時局混沌たるものがあつたが翌二年一月國軍討伐隊入黒するに及び治安漸く恢復の曙光を見・民心漸く鎭靜に歸し、爾來滿洲建國眞精神の普及と共に地方民の時局に對す認識漸く深まり新國家の統治に衷心歸服するに至つたのである。

斯くて民衆は代表を推薦し新省政府に統治せられんことを懇請する處あり、此に於て省長韓雲階氏は省參事官、馮維德を宣撫委員長に任じ布衣、食糧を持つて入黒せしめ一般貧民に之を給與し人心の動搖を鎭撫し、物價の平衡を計り、王道新生國家の認識を高むる等善後處置に努めしめたのである。而して後馮維德を新たに黒河市政籌備處長に、省諮議單作善を新設黒河警察廳長に任命し沿邊各縣の整備統轄に任ぜしむる事とした。然るに同年八月省令を以て右兩機關は廢止せられ事務の一部は璦琿より移轉し來たれる縣公署へ移管され此處に十七世紀中葉以降黒龍江沿邊各縣を統轄せし中央或は省との中間機關は康德元年十二月一日新省制度實施迄一時廢止され沿邊各縣は省公署直轄となつた。

此の歷史的事實の下に露支紛爭、水災、馬占山兵變等打ち續く自然的乃至人爲的被害に依り只悲慘の一路をたどりつゝありし民衆は初めて愁眉を開くを得、官民一體王道樂土建設への精進を續くる事となつた。

（二）　省制改革の趣旨

建國直後に於ける暫行省制は建國匆々の際に制定せられたものであり省區劃に就ても舊東北四省區劃を姑息的に其儘踏襲してゐた爲め省政上妥當を缺ぐ處尠なからず幾多の不便困難を件つたのである。即ち當時の本省は尨大なる地域を抱擁して行政上尠なからざる支障があり、殊に本省の地は由來黒龍江省に屬せるも本邦最北端に位して蘇聯と相對し小興安嶺を以て南方を劃され、省內最も僻遠の地に偏在し、交通、通信機關の不備の爲め省公署との連絡は極度に圓滑を缺ぎ、其

の指導監督行はるべくもなく地方行政上少なからぬ支障を免れざる實情に置かれ黑龍江省當局としては姑息的に黑河辦事處を設けて辛じて施政の運行に當る如き狀態であつた。

此に於て當局は建國以來萬般の施政を整備すると共に地方行政制度の確立を急務とし之に關する國務總理の諮問機關として大同三年一月民政部內に臨時地方制度調査會を設け臧民政部總長之が調査會長となり同會成立するや鄭國務總理は臧會長に對し左の諮問を發したのである。

「現行行政區劃中省の區劃を廢止し新たに全國を分ちて地方行政上最も妥當なる若干の行政區劃に區分するを必要と認む。

其の行政區劃及び之に伴ふ地方行政制度並びに其の實施時期、實施上必要なる措置に關し會の意見を諮ふ。」

右諮問に對し同會は鋭意研究調査を重ねて答申し鄭國務總理は此の答申に基き民政部總長に之が實施を示達したのである。

斯くの如くにして康德元年十月十一日勅令第百二十四號を以て地方行政制度改革公布せられ同年十二月一日より之を實施する事となつたのである。

今該改革の要領に就て述ぶるに、區劃の改正に就ては

(一) 各省の行政區劃は現在及將來に於ける交通通信施設を參酌し各行政區劃相互に均衡を得る事

(二) 自然の地理及歷史の沿革に適合する事

(三) 交通、經濟其他の關係に於て最も適當なる行政の中心都市を存有するを得る事

(四) 中間行政機關としての充分なる機能を發揮し得べき組織形態を具有せしむる爲めには相當の地域を管轄せしむる必要ある事

(五) 治安及國防上適當なる區域に配備せられたる軍事關係機關との連絡に便なるを得る事

(六) 所管區域內の各縣の事務上及人事上の連絡統制を計るに便宜なる事

等を趣旨とし、又省制の組織及權限に就ては

(一) 新省公署の組織に就ては急激なる變更を生ずるを避け且つ各地方の情勢に適切なる機構を有せしむる事

(二) 中央地方相互の連絡を計り上意下達、下意上達の途を講じ殊に地方事情の把握を期する機能を持つ事

(三) 省公署內各廳間の統制を計るに便宜なる事

(四) 中央政府に對する隸屬關係を改め事務の連絡統制に資する事

(五) 建國以來の經驗及び時代の進運に鑑み、中央政府の所管すべき事務と地方行政機關の所管すべき事務とを明確に分別する事

(六) 省長の權限を明確にし、中間機關として充分なる機能を發揮せしむる事

等を眼目としたのである。

以上の如く省政機構は舊制の弊に鑑み特に各廳間管掌事項の確定、各廳間の連絡を計り省長の下に一絲亂れざる統制を期し縱橫共に聯繫を保つて省政の更新を期する事としたのである。

而して省長の權限に就ては『省長は民政部大臣の指揮監督を承け各大臣所管の事務に付ては其の指揮監督を受け法律命令を執行し省內の縣長市長及警察廳長の指揮監督し省內の行政事務を管理する』外人事に關する權、省令發布に關する權、出兵請求權を有するものである。此等は外見上舊制と大差なきが如くであるが內實は必ずしも然らず、即ち中央に於て所管すべき事項例へば薦任官以上の人事任免權の如きは中央之を掌握し中央行政機關として充分なる機能を發揮せしむるに必要なる權限例へば縣豫算の査定認可權及び所部委任官以下へ進退賞罰の如きは省長專決事項とし、縣の手數料、使用料の

新設變更、縣豫算各項の流用及豫備費支出、縣の一時借入金の如きは省長の認可を受くべき事項とし其の權限の委任範圍を明瞭に定め又國内治安に就ても萬全を期し得る樣其の權限を省長に與ふる事としたのである。

又各廳に於ける所管事項は從前と殆んど大差なきも啻だ甞て實業廳の所管に屬せる鑛山に關する事項は凡て鑛山監督署に移管せられ國有林に關する事項は森林事務所の設置により該所に移管せらるゝ事となり、實業廳所管の森林に關する事項は公有林、私有林並に其植林等の事項に止むる事とした。

（三） 新省公署開設籌備

康德元年十月十一日勅令第百二十四號を以て地方行政制度改革公布せられ同年十二月一日より本省公署の創設を見ることになり民政部に於ては黑河に省公署開設籌備處を設置し處長以下籌備員を任命したのである。斯くて十月八日先發籌備員の入黑を初めとし各籌備員は白雪に深く鎖されし興安嶺を越へて續々入黑し省公署の開設を急ぐ事となつた。

同年十一月中央に於ては新省公署籌備委員會設置され新省公署開設籌備處との事務一切の連絡統制及監督に當らしむる事とした。同委員會の章程及管掌事務要項を舉ぐれば次の如し。

一、新省公署籌備委員會章程

第一條　新省公署籌備委員會ハ民政部大臣ノ監督ニ屬シ新省公署籌備事務一切ノ連絡統制及監督ニ當ル

第二條　籌備委員會ハ委員長一名、專任委員及委員若干名ヲ以テ組織ス

第三條　籌備委員ノ主管箇所ハ民政部總務司調査科トス

第四條　各省籌備事務ニ關シ本委員會トノ連絡ヲ計ルタメ各省籌備員中ヨリ連絡員一名ヲ選出セシム

二、籌備委員管掌事務要項並擔當者

（一） 人事
イ、定員
ロ、籌備員ノ任免
ハ、省公署職員ノ採用
備考　各省公署籌備員ハ凡テ同公署殘員トシテ任命シ得ル如クスルコト

（二） 經理
イ、籌備費ノ支出
ロ、出納官吏（又ハ分任出納官吏）ノ任命
ハ、豫算ノ令達
ニ、豫算及出納事務ノ引繼
ホ、官有財產ノ引繼及管理方法ノ指示
ヘ、廳舍及用度ニ關スル事項

（三） 文書及處務
イ、舊省公署關係諸法令例規ノ整理
ロ、新法令發布手續
ハ、分科規定ノ制定
ニ、處務規定（文書處理規定及代決規定ヲ含ム）ノ制定

（四） 引繼
イ、文書ノ引繼整理
ロ、一般事務ノ引繼
1、實施事項概要
2、重要事項詳細
3、懸案及未決事項詳細

4、計畫事項概要
ハ、警察事項ノ引繼
1、警察網ノ現狀
2、警備ニ關スル從來ノ方針
3、警察機構改變ニ伴フ事項
4、其他前項ニ準ス
ニ、北滿特別公署ノ引繼ニ關スル事項
(五) 資料　イ、一般行政資料ノ蒐集
ロ、右蒐料ノ編纂刊行配付
(六) 庶務　イ、警備事務ノ進行狀況監督
ロ、警備事務ノ連絡ニ關スル事項
ハ、警備報告
ニ、開廳ニ關スル事項
ホ、情報及宣傳ニ關スル事項

以上の如き趣旨と經緯を以て省政改革の劃期的大業は些かも支障なく極めて圓滑に斷行せられ、警備事務完了と共に康德元年十二月一日を期して新省制の確立を見るに至つた。斯くて本省は省民歡呼の裡に獨立誕生する事となり新省政の更新は愈々之に依つて開始せらるゝ事となつたのである。

第二節　省行政機構

斯くの如くにして本省は古來地理的、政治的、經濟的、軍事的中心地たりし黑河市に省公署を新設し舊黑龍江省中黑龍江沿岸八縣即ち璦琿、漠河、鷗浦、呼瑪、奇克、遜河、烏雲、佛山各縣を以て舊省より分離獨立して之を本省の所管に屬せしめ、從來省政上の諸般の缺陷を除去し中間行政機關としての機能を圓滑に運用することになつた。

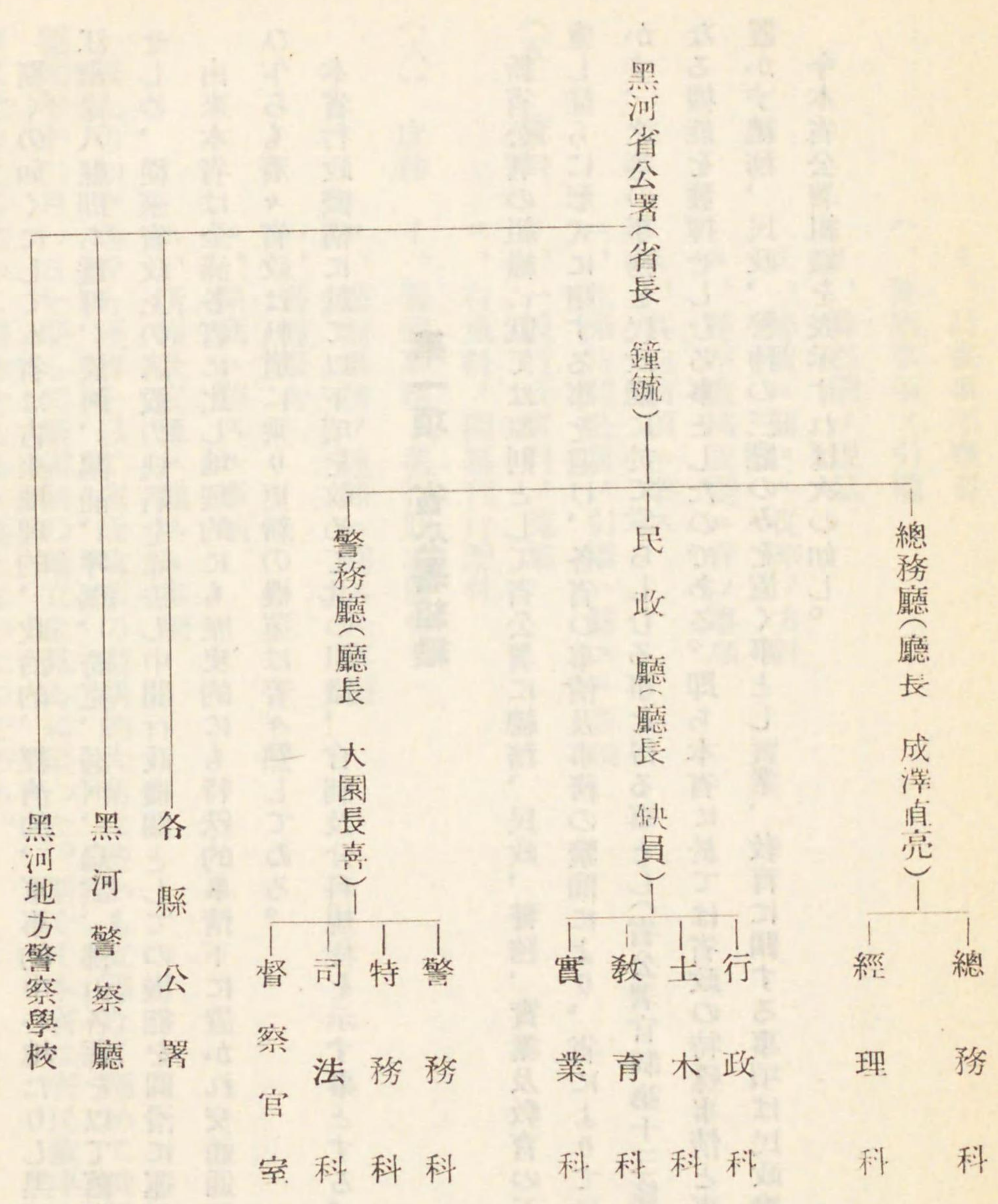
由來本省は全滿各省に比し地理的にも歷史的にも特殊的事情下に置かれ交通通信の不完備文化の未開等幾多の困難を伴ひ乍らも着々省政は軌道に乘り更新の機運は着々熟してゐる。

本省行政機構に就て以下項を改めて其の組織、官制及分科規程を示す事とする。

第一項　省公署組織

新省公署の組織に就ては原則として省公署に總務、民政、警務、實業及教育の五廳を置く事とせるも、地方の情勢を考慮し徒らに形式に墮する事を避け、各省の事情及事務の繁簡により、省によりては實業、教育の兩廳乃至其の何れかを置かず、之等の事務を民政廳に於て掌らしむる事を得る事とし(省公署官制第十三條、)以て實質的に中間機關としての充分なる機能を發揮せしむる事としたのである。即ち本省に於ては省政の特殊事情と事務關係を考慮して實業、教育の兩廳を置かず總務、民政、警務の三廳のみを置く事とし實業、教育に關する事項は民政廳に於て掌らしむる事としたのである。

今本省公署組織を表示すれば次の如し。



第二項 省公署官制

新制省公署官制は康德元年十月十一日勅令第百二十四號を以て公布せられ同年十二月一日より左の如く施行せらる、事となつた。

省公署官制

(康德元年十月十一日 勅令第百二十四號)

第一條 省公署ヲ通シテ左ノ職員ヲ置ク

省長	十人	簡任(内四人ヲ特任ト爲スコトヲ得)
廳長	四十六人	簡任若ハ薦任
理事官	八十六人	薦任
技正	十八人	薦任
秘書官	十人	薦任
督察官	十人	薦任
事務官	百二十四人	薦任
警正	十四人	薦任
視學官	十七人	薦任
技佐	三十四人	薦任
屬官	千十九人	委任
技士	八十四人	委任
警佐	三十二人	委任

第二條 前條ニ掲クル職員ノ各省公署ノ定員ハ民政部大臣之ヲ定ム

第三條　省長ハ民政部大臣ノ指揮監督ヲ承ケ各大臣行管ノ事務ニ付テハ其ノ指揮監督ヲ承ケ法律命令ヲ執行シ省内ノ行政事務ヲ管理ス

第四條　省長ハ所部ノ官吏ヲ指揮監督シ其ノ進退賞罰ニ關シ民政部大臣ニ具狀シ委任官以下ニ付テハ之ヲ專行ス

第五條　省長ハ省内ノ行政事務ニ關シ職權又ハ特別ノ委任ニ依リ省令ヲ發スルコトヲ得

第六條　省長ハ省内ノ縣長、市長及警察廳長ヲ指揮監督ス

省長ハ縣長、市長又ハ警察廳長ノ命令又ハ處分ニシテ成規ニ違ヒ公益ヲ害シ又ハ權限ヲ超ユルモノアリト認ムルトキハ之ヲ取消シ又ハ停止スルコトヲ得

第七條　省長ハ安寧秩序ヲ保持スル爲兵力ヲ要スルトキハ之ヲ民政部大臣ニ具狀スヘシ

但シ非常時急變ノ場合ニ際シテハ地方駐剳ノ軍隊ノ司令官ニ出兵ヲ請求スルコトヲ得

第八條　省長事故アルトキハ總務廳長其ノ職務ヲ代理ス

第九條　省長ハ其ノ職權ニ屬スル事務ノ一部ヲ縣長、市長又ハ警察廳長ニ委任スルコトヲ得

第十條　廳長ハ省長ノ命ヲ承ケ廳務ヲ掌理ス

警務廳長ハ警察事務ノ執行ニ關シ省長ノ命ヲ承ケ省内ノ警察廳長、警務局長及警正以下ノ警察官吏ヲ指揮監督ス

第十一條　理事官及事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

秘書官ハ省長ノ命ヲ承ケ機密事項及特ニ命セラレタル事項ヲ掌ル

督察官ハ上官ノ命ヲ承ケ省内警察事務ノ實況ヲ督察ス

警正ハ上官ノ命ヲ承ケ警察ニ關スル事務ヲ掌リ警察事務ノ執行ニ關シ警務廳長ノ命ヲ承ケ警佐以下ノ警察官吏ヲ指揮監督ス

視學官ハ上官ノ命ヲ承ケ學事ノ實況ヲ視察シ臨時命ヲ承ケ教育ニ關スル事務ヲ掌ル

屬官ハ上官ノ指揮ヲ承ケ事務ニ從事ス

技士ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス

警佐ハ上官ノ指揮ヲ承ケ警察ニ關スル事務ニ從事ス

第十二條　省公署ニ左ノ五廳ヲ置ク

總務廳
民政廳
警務廳
實業廳
教育廳

第十三條　民政部大臣ノ指定スル省公署ニハ實業廳及教育廳又ハ其ノ一ヲ置カサルコトヲ得

前項ノ場合ニ在リテハ第十七條又ハ第十八條ニ掲クル事項ハ民政廳ニ於テ之ヲ管掌ス

第十四條　總務廳ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一　機密ニ關スル事項
二　人事ニ關スル事項
三　官印ノ管守及文書ニ關スル事項
四　會計及庶務ニ關スル事項
五　統計及調査ニ關スル事項

六　他廳ノ所管ニ屬セサル事項

第十五條　民政廳ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一　地方行政ノ監督ニ關スル事項

二　賑災及救恤ニ關スル事項

三　土木ニ關スル事項

四　土地ニ關スル事項

第十六條　警務廳ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一　行政警察ニ關スル事項

二　司法警察ニ關スル事項

三　衛生ニ關スル事項

第十七條　實業廳ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一　農林、畜産及水産ニ關スル事項

二　工商ニ關スル事項

第十八條　教育廳ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一　教育及學藝ニ關スル事項

二　禮俗及宗教ニ關スル事項

三　史跡、名勝、天然記念物ニ關スル事項

第十九條　省ノ名稱、區域及省公署ノ位置ハ別表ニ依ル（註—別表削除）

第二十條　省長ハ民政部大臣ノ認可ヲ承ケ各縣ノ分科及處務規程ヲ定ム

附　則

本令ハ康徳元年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

大同元年教令第十三號省公署官制、大同元年教令第十四號暫ク省公署ニ參事官ヲ置クノ件、大同二年教令第十七號省公署ニ秘書長ヲ置クノ件ハ之ヲ廢止ス

第三項　省公署分科規程

本省公署分科規程は新省制度實施直後は一時民政部訓令第九三四號を以て令達ありたる規程を遵奉し來つたものであるが爾來省公署に於て之れが改正案を作成し新官制第二十條に依り民政部に申請中の處康徳二年九月十日附を以て認可を得次の如く施行せらるゝ事となつた。

省公署分科規程

（康徳二年九月十日民政部指令第一五八三號認可）

第一章　總務廳

第一條　總務廳ニ左ノ二科ヲ置ク

總務科

經理科

第二條　總務科ノ職掌左ノ如シ

一　機密及涉外ニ關スル事項

二 省公署印及省長印ノ典守ニ關スル事項
三 人事ニ關スル事項
四 法令案及一般文書ノ審査、通達ニ關スル事項
五 文書ノ收發及保管ニ關スル事項
六 公報及公示ニ關スル事項
七 調査、統計、情報及宣傳ニ關スル事項
八 視察並連絡ニ關スル事項
九 當宿直ニ關スル事項
一〇 他廳科ノ主管ニ屬セサル事項

第三條 經理科ノ職掌左ノ如シ
一 豫算及決算ニ關スル事項
二 收支ニ關スル事項
三 國有財產ノ管理ニ關スル事項
四 用度及營繕ニ關スル事項
五 傭人ニ關スル事項
六 廳內取締ニ關スル事項

第二章 民政廳

第四條 民政廳ニ左ノ四科ヲ置ク
行政科
土木科
教育科
實業科

第五條 行政科ノ職掌左ノ如シ
一 地方行政ノ指導監督ニ關スル事項
二 社會事業ニ關スル事項
三 義倉ニ關スル事項
四 公共團體ノ豫算及決算ノ監督ニ關スル事項
五 地方稅、使用料、手數料及地方債ニ關スル事項
六 土地ニ關スル事項
七 移殖民並ニ拓殖地ニ關スル事項
八 入殖民族ノ融和輔導ニ關スル事項
九 他科ノ主管ニ屬セサル事項

第六條 土木科ノ職掌左ノ如シ

一　公共團體ノ土木建築工事ノ監督及補助ニ關スル事項
二　直轄ノ土木工事ニ關スル事項
三　道路、河川、運河、港灣及砂防ニ關スル事項
四　鐵道、軌道及索道ニ關スル事項
五　水面及水利ニ關スル事項
六　都邑計畫ニ關スル事項
七　上下水道ニ關スル事項
八　土地收用ニ關スル事項
九　其ノ他土木建築ニ關スル事項

第七條　教育科ノ職掌左ノ如シ

一　學校教育及學藝ニ關スル事項
二　禮俗及宗教ニ關スル事項
三　廟宇、廟堂、史蹟、名勝及天然記念物ニ關スル事項
四　民衆教育ノ施設ニ關スル事項

第八條　實業科ノ職掌左ノ如シ

一　農事及畜産ニ關スル事項
二　林産及水産ニ關スル事項
三　開墾ニ關スル事項

四　産業團體及工商團體ニ關スル事項
五　工商業ニ關スル事項
六　電氣及瓦斯事業ニ關スル事項
七　公司ニ關スル事項
八　度量衡ニ關スル事項

第三章　警務廳

第九條　警務廳ニ左ノ三科及督察官室ヲ置ク

警務科
特務科
司法科

第十條　警務科ノ職掌左ノ如シ

一　警衛及警備ニ關スル事項
二　警察規畫及警察統計ニ關スル事項
三　警察職員ノ教養ニ關スル事項
四　保安警察ニ關スル事項
五　衛生警察ニ關スル事項
六　他科ノ主管ニ屬セサル事項

第十一條　特務科ノ職掌左ノ如シ

一　集會結社及多衆運動ノ取締ニ關スル事項
二　政治、經濟、教育及宗教ニ關スル警察事項
三　思想、勞働及社會運動ノ取締ニ關スル事項
四　出版及著作權ニ關スル事項
五　新聞社、雜誌其他ノ出版物及フイルムノ檢閲ニ關スル事項
六　外國人ノ保護及取締ニ關スル事項
七　外國人ノ入國及移民ニ關スル事項
八　其他特務警察ニ關スル事項

第十二條　司法科ノ職掌左ノ如シ

一　犯罪豫防ニ關スル事項
二　犯罪搜査及檢擧ニ關スル事項
三　鑑識及指紋ニ關スル事項
四　犯罪即決ニ關スル事項
五　匪賊ニ關スル事項
六　保甲制度ニ關スル事項
七　戶口ニ關スル事項
八　其他司法警察ニ關スル事項

第十三條　督察官室ノ職掌左ノ如シ

一　警察事務ノ督察ニ關スル事項
二　其他特ニ命セラレタル事項

第四項　省公署職員

本省は康德元年十二月一日省制改革により新たに開設せられたもので人事關係に就ても在來の省公署の如く因襲的特殊的對人關係なく滿系官吏が主として舊黑龍江省より轉任せるものの外は、概ね在來の省及縣公署より轉出して來たもので殊に日系官吏としては少壯有能の士を蒐羅し渾然たる融和協調の下に一意新省々政の更新に努めてゐる。

茲に本省公署現在職員數を表示すれば次の如くである。

省公署編成定員表

（康德三年一月末現在　黑河省公署總務廳調）

名	區別	特任	簡任			薦任										委任					合計	雇員				傭人
		省長	省長	廳長	計	廳長	理事官	技正	秘書官	事務官	督察官	警正	技佐	視學官	計	屬官	警佐	技士	巡官	計	計	辦事員	打字員	司機	計	人
省長	滿		1		1																1					
總務廳	滿								1	1					2	7				7	9	5	2	2	9	
	日					1	1			1					3	7				7	10	10	2	1	13	
	計					1	1		1	2					5	14				14	19	15	4	3	22	

民政廳	満					1	1			1			2		5	9		1		10	15	11			11	
	日						1			1					2	4		2		6	8	4			4	
	計					1	2			2			2		7	13		3		16	23	15			15	
警務廳	満															5	1	1		7	7	6			6	
	日					1	1	1		1	1	1			6	3	1	1		5	11	3			3	
	計					1	1	1		1	1	1			6	8	1	2		12	18	9			9	
合計	満		1		1	1	1		1	2			2		7	21	1	2		24	32	22	2	2	26	25
	日					2	3	1		3	1	1			11	14	1	3		18	29	17	2	1	20	
	計		1		1	3	4	1	1	5	1	1	2		18	35	2	5		42	61	39	4	3	46	25

第三節　管下地方行政

第一項　縣行政

本省に於ける縣は總數八縣であるが之を等級により類別列記すれば次の如くである。

類別	縣數	縣名
甲類縣	―	
乙類縣	一	璦琿縣
丙類縣	一	漠河縣
丁類縣	六	鷗浦縣、呼瑪縣、奇克縣、遜河縣、佛山縣、烏雲縣

凡そ縣政は市制と共に地方自治團體として重要なる行政單位であり、縣政の刷新充實は國家創草の始めより極めて重要なるものとして當局は諸舊弊の芟除、治安の整備、財政の確立、民衆の敎化等萬般の縣政に意を用ひたのである。即ち滿洲事變勃發直後即ち民國二十年自治指導部の組織せらるゝや地方人心の收拾自治制の確立を目標として舊奉天省二十數縣に指導員を派し縣に委員會組織の行政機關を設け次いで奉天省政府成立せられ翌年一月暫行縣公署條例の制定を見るに至つた。然るに舊吉黑兩省に就ては依然舊制度に則つてゐたので之が統制の爲め民政部は大同元年七月敎令第五十四號「縣官制」、敎令第五十五號「自治縣制」を公布したが未だ實施の運びに至らず、翌二年八月民政部は訓令第五三三號「各縣臨時改組辦法」を以て縣公署の改組を命じ、參事官指導官經理官の配置と相俟つて該辦法により現行縣行政を實施する事となつた。

今該改組辦法制定に至る經緯を概述するに、右縣政及自治縣制制定の趣旨は(一)自治縣の確立、(二)縣行政組織の改革、(三)請負制度の廢止、(四)縣財政紊亂の肅淸、(五)參事官制度の採用にあり、同法によれば、(一)縣は法人として國の監督を受け法令の範圍に於て其の公共事務及法令により縣に屬する事務を處理する事とし、(二)縣に縣長參事官以下各職員を置き、(三)縣長は縣を代表し省長の監督を受けて縣の行政を統括し參事官は縣長を補佐して縣政の機務に參劃するものとし、(四)縣公署に總務科內務局警務局實業局の一科三局を置き各々其の所管事項を掌らしむる事としてゐる。然るに該縣政及自治縣制は其後各省より種々なる意見の具申し來れるものあり、民政本部に於ても各種情勢に鑑み改正の要を認め立案審議する事となつたが何分本問題は地方制度改正の重大案件であり之が審査修正にも尙ほ相當時日を要するのみならず他方建國後一年有半を閱したるも各縣の組織は依然舊慣に依り各省も亦前例を踏襲するの已むなき情勢にあつた爲め新制度實施前に於て速かに臨時之が規準を明かにするの必要あり取敢へず大同二年八月公布せられたものが前記臨時改組辦法であり、當分縣政は之に據らしむる事としたのである。

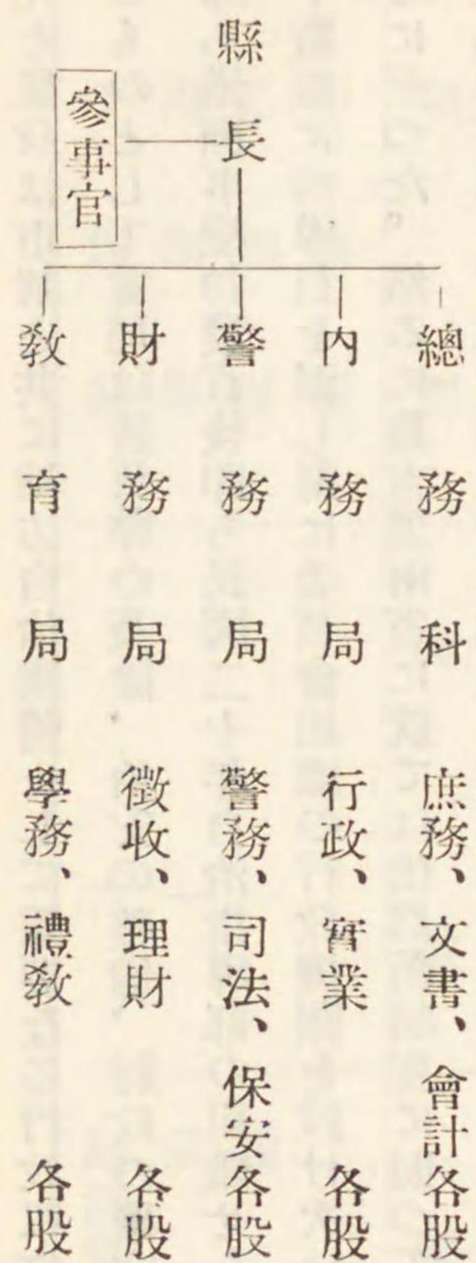
而して現在に於ては從來の縣公署と各局との分立は一元的に縣公署に統制包括せられ事務の運行は合理化せられて冗員の淘汰を圖り、他面豫算制度、會計制度の確立により舊弊の根源たりし請負制度の撤廢と財務の公正明朗化は概ね所期の目的を達成し縣政は其の面目を一新するに至つた。

惟ふに本省各縣は縣行政方面より之を見るときは、地理的關係に因り舊政權時代に在りては顧みられざる地方にして、縣の設置はあるも縣長の下に科長二或は一名、科員數名書記一名或は二名雇員數名を置くのみにして之等も多くは請負制度の下に縣長の緣者を集め積極的に縣政の運用をなすこと不可能であつた。臨時改組辦法に基く縣公署の組織改造に當りては各縣とも人員增加となれるも本省各縣の實情に鑑み璦琿縣を除く七縣は一律に一科二局主義を採り股長數に於ても事務の澁滯を來さゞる範圍に於て之を制限し一は財政の確立を期し他面縣政の運用に遺憾なきを期したのである。

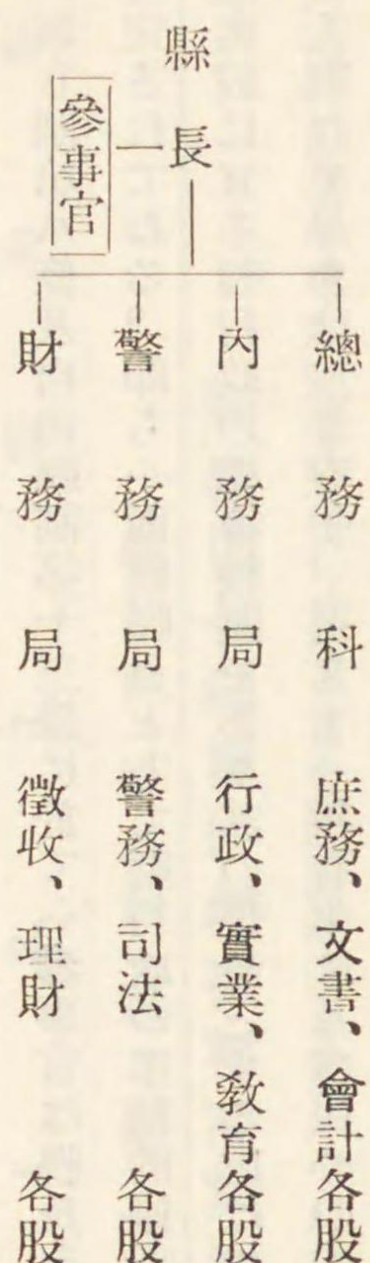
目下當局は縣官制の完成を急ぎつゝあり、近く之が公布せられて縣政の實施を見るに到らば地方行政上一段の飛躍を見るべきは期して俟つべきであらう。今各縣臨時改組法による縣公署組織と現實的に本省各縣に於て施行せらるゝ各縣公署組織を表記すれば左の如くである。

◉臨時改組辦法による縣公署組織表

△乙類縣

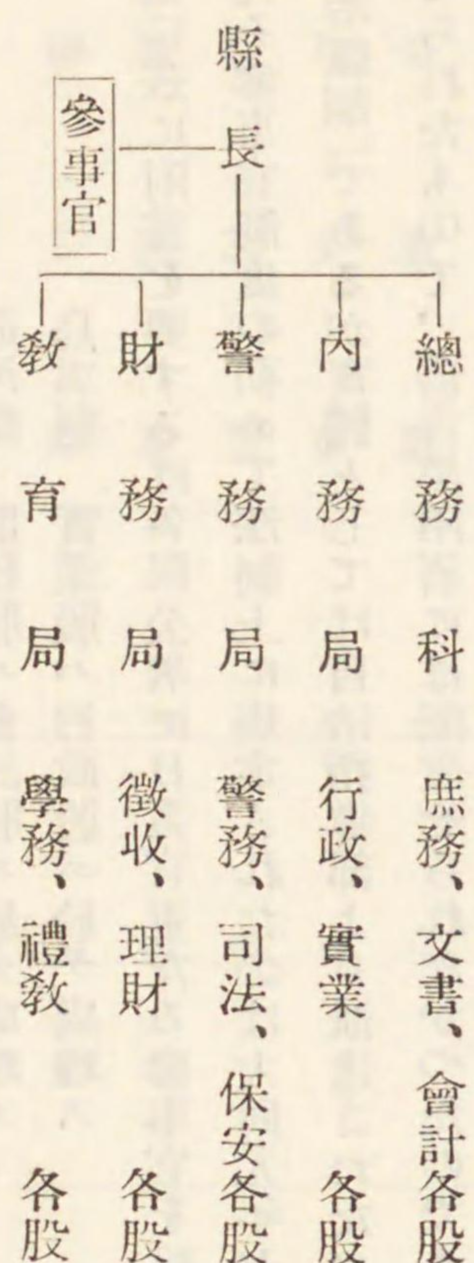


△丙、丁類縣

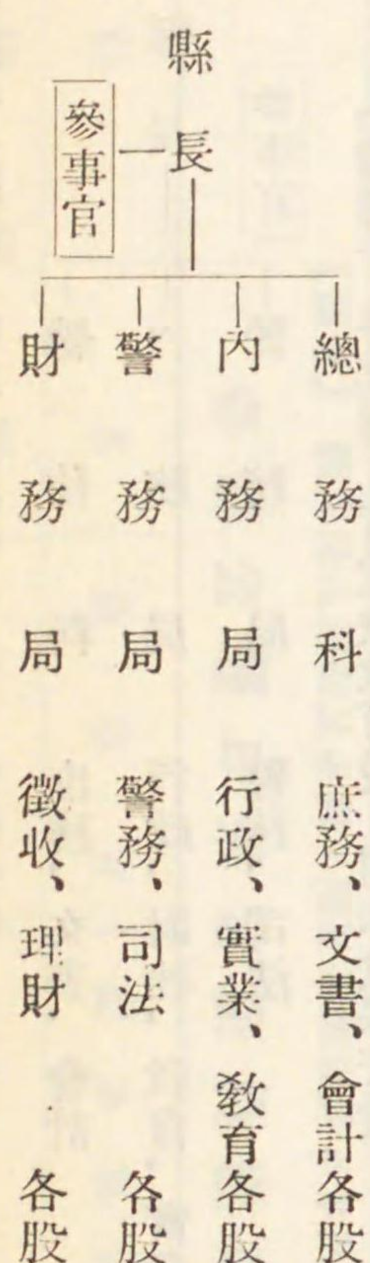


◉現行本省各縣公署組織表

△璦琿縣

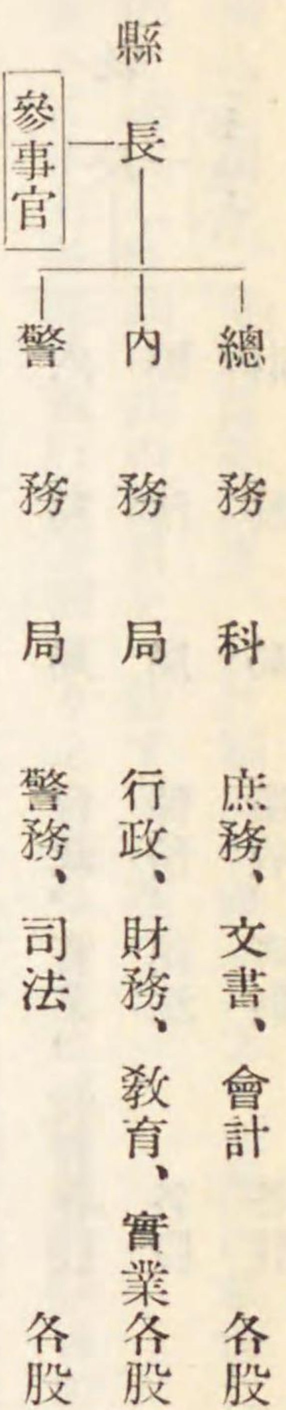


△奇克縣



「備考」財務局長ヲ置カス徵收股長局長兼務

△漢河　鷗浦　呼瑪　遜河　烏雲　佛山各縣



「備考」呼瑪縣　實業兼教育股　司法兼保安股
　　遜河縣　財務股ハ會計股ニ於テ處理ス
　　烏雲縣　實業股ハ行政股ニ於テ處理ス

更に茲に附言を要するは各縣公署に日系官吏たる參事官を設置せる事である。

凡そ參事官制度の初めて法制上に規定されたのは大同元年七月五日教令第五十四號「縣官制」並に同日教令第五十五號「自治縣制」であるが實體としては自治指導部より派遣された自治指導員の後身である。尤も該指導員は舊奉天省にのみ派遣せられたもので、舊吉黑兩省には配置せられなかつたのであるが後濱江縣初め附近數縣に救濟員として派遣されし者が參事官或は屬官として任命せられ縣政に參劃する事となつたのである。而して本省內に於ては大同二年四月璦琿縣に參事官の入縣せるを嚆矢とし他の諸縣は翌年二月に初まり、五月には沿邊各縣に亘り入縣を見たのである。參事官の權限に就ては縣官制第八條及自治縣制第十三條に於て「參事官は縣長を輔佐し縣行政の機務に參劃し及其の命を承け事務を掌る」と規定されてゐる。即ち一面縣職員として縣行政の事務的刷新を計ると同時に他面縣政の機務に參劃し治安、財政、文教其他萬般に亘る縣行政の指導機關であり其の使命とする處は地方政治に於ける建國理想の挺身的實踐具現である。而して今や入縣以來早きは二年有半、遲きも一年有半に及び民心の安定、宣撫、作興、治安の保持、財政の確立等其の實績顯著なるものあり、既に平和建設の第二工程に入り僻陬の地にあつて縣政の指導者としてその使命を遂行してゐるものであ

る。

尙ほ縣公署本年度豫算定員及日系官吏配置狀況を表示すれば次の如くである。

康德三年度縣公署豫算定員表

（黑河省公署總務廳調）

	縣長	科局長	視學	技士	股長	科員	通譯	雇員	傭人
璦琿縣	1	3	1	1	10	28	2	31	10
漠河縣	1	2			6	7	1	8	5
鷗浦縣	1	2			6	6	1	7	7
呼瑪縣	1	2			6	7	1	8	7
奇克縣	1	2			6	8	1	9	7
遜河縣	1	2			6	7	1	8	5
烏雲縣	1	2			6	7	1	8	7
佛山縣	1	2			6	6	1	8	7
計	8	17	1	1	52	76	17	87	55

【備考】教育衛生消防及各縣ノ附帶事業從員ハ本表外トス

各縣公署日系官吏員數表

（康德三年二月現在 黑河省公署總務廳調）

縣名	參事官	副參事官	經理官	農業指導員	警察官
璦琿縣	1	1	1	1	11

漠河縣	1				3
鷗浦縣	1	1			2
呼瑪縣	1				2
奇克縣	1	1			2
遜河縣	1	1			3
烏雲縣	1	1			1
佛山縣		1			1
計	7	7	1	1	24

第二項　區村制

區村制に就ては民國時代に於ても法令の發布せられたものなきに非ざるも實施を見るに至らず、地方的に民衆の基礎的自治團體として發展せる村制の如きも上級官廳の指導なきは勿論嘗に民衆の意志を上級官廳に通ずる一機關に過ぎざる感があつた。

建國以降民衆の國家に對する認識の度深まり、縣の指導亦宜敷を得て自治團體としての面目を發揮せんとしつつあるも本省各縣は地域の廣大なるに比し人口稀薄にして區制なきにあらざるも單なる警察區域としての存在に止まり、縣政補助の機關としての體裁を具備するに至らず、又之が急設の必要を痛感してゐない。

村制に就ては各縣一樣ならず、村長を置くものと全然之を置かざるものとあり、村長を置くものと雖も未だ村公署を設くるに至らず、村長屯長は名義上の存在に過ぎず、何れも保甲制を採用し事務を處理してゐる。

區村制は未だ法規上の自治團體として認めず、之が實施に就ても、璦琿縣を除く七縣は尨大なる地域に點在する全縣の人口僅か二千未滿の狀態にして、縣の下に在りて獨立し得る自治團體としての機能發揮に困難なるも、省成立以來區村制の確立に就ては考慮を拂ひ村屯の統制を實施し將來に備へ施政の圓滑を計り他面治安の確保に資せんとしてゐる。

第四章　財政・金融

第一節　財　政

第一項　概　説

本省の地は尨大なる未耕地を擁し豐富なる金鑛、森林に惠まれ將來の開發を俟つべき資源少なしとしないけれども由來朔北の僻陬に位し交通不便にして人口極めて尠なく住民は小部落を形作つて疎らに散在してゐるに過ぎない狀態である。殊に民國十八年露支事變の兵禍に遭ひ爾來連年の水災に見舞はれ生民は疲弊困憊の極に達してゐた。滿洲國建國以來僻遠の地にも王道善政を布かれ殊に本省公署の開設せられて漸次省政に新機軸を出さんとしてゐるけれども多年に亘る積弊癒ゆべくもなく、依然として省民は困窮疲弊を續けてゐる。從つて省縣財政は著しく逼迫し璦琿を除く七縣は悉く其の歳出の八割を國庫の補助に仰ぎ縣自體の歳入としては全歳出の二割に滿たざる實狀に置かれてゐる。

今當地方財政に就て沿革的に考察するに由來本省の地は蘇聯と相接する國境線をなし重大なる國防的使命を有せるが故に其の開發は露國の南進に備ふべき邊疆防備の目的に由因し一六八四年璦琿に將軍署を設置し漢滿八旗兵の移住せるに初まる。從つて其後二百年の間軍政の下に置かれ、地方行政は凡て將軍以下軍官の掌中に歸し、歳出は殆んど其の全額を軍事費に充當せられ、歳入としては當地方より捻出の途なく概ね南部奉天方面よりの補助に仰いでゐたものである。而して當時財政機關として存在せしは將軍署佐理員司に於ける「戶司」「銀庫」とし前者は度支、後者は出納の事務を掌理してゐたのである。

當地方に於ける最初の課税は呼蘭に於て一九三七年同城主の賦課せる「牲畜」、「當科」の兩税を嚆矢とし一八六〇年以降漢人封禁の制廢止せらるゝと共に移住民の激增となつたので之に對する地租の賦課せらるゝ事となり續いて烟、酒、油麻の四税及燒課の賦課を見、漸く繁雜を加へ從つて租税收入の增加となり、他省よりの補助を要せざるに至つた。

次いで光緒三十二年官制の大改革により軍政機關の廢止と共に民政長之に代り巡撫以下地方官は歳入、歳出の實權を把握し歳出經費も又軍政費の外に行政、交渉、民政、財政、實業、司法、交通、邊防、官業等の項目により支出せらるゝ事となつた。續いて税制の改正行はれ、種目を分つて物產、營業、交渉及雜の四種とし其の呼稱を課、税、捐の三に改め歳出歳入稍々改善せられ宣統三年始めて黑龍江省豫算の編成を見たのである。

當時に於ける現在本省所屬各縣行政機構は璦琿兵備道臺の下に璦琿廳、黑河府、呼瑪總卞、漠河總卞の四管轄區二十卡に分轄せられたが民國初年地方制度改革により璦琿縣公署、黑河警察廳、呼瑪公署、漠河縣公署、烏雲設治局等の行政機關設置さるゝに至つた。斯くて之等官衙は夫々徵税機關としての任務を遂行し同時に之に要する經費を地方捐に仰ぎ專ら賭捐、妓捐、樂捐、戲捐等娛樂捐に類するものを賦課徵收したのである。次いで民國十八年頃に於ては更に税目の增加を見山貨、粮石、店捐、警察捐等賦課徵收し主として目的課税目擊課税の弊を馴致してゐたのである。而して由來之等の税制は極めて漠然たるものであり、其の歳出歳入の如きも曖昧模糊として其の細目的實數を窺知し得べくもない實情にあつたのである。

斯くして民國二十年九月滿洲事變の勃發となり翌年滿洲建國直後馬占山の變起り馬は軍資に窮して百七十萬餘元の所謂馬大洋私幣を強制流通せしめ、馬の逃亡後は之が暴落により財政の打擊、住民の困憊夥しく大同二年度に於ては璦琿縣に於てさへ歳出十二萬六千圓中十二萬圓の赤字を出し住民の疲弊、縣財政の逼迫言語に絕するものがあつた。加之此間に於ける縣制度は所謂包辦制度にして縣長の請負式經理をなして來たものである、從つて大同元年及二年度に於ける豫算は決

算により形式的に作成せられたものに過ぎなかつた。

一方滿洲新政府は其の建國と共に從來請負式經理の明朗刷新を計り省經理を計數的に精査し豫算經理主義の徹底を行ひ舊弊を打破して地方財政の刷新確立を計つたのである。又從來の省財政廳は財政の中央移管と共に大同元年六月末を以て廢止せられ、財政部直管下の稅務監督署を設けて專ら稅務監督に當らしむる事とした。而して大同二年度に於ては省公署民政廳內に財務科を設け各縣市豫算決算に關する事務を管掌せしむる事とし又縣會計規則に就ても各縣行政組織の改革に伴ふ新豫算樣式を規定し之を各省（熱河省は特殊事情に鑑み舊制に據らしむ）に示達したのである。斯くの如くにして紊亂糊塗せる地方財務行政の劃一と共に舊弊を打破して明朗潤然たる新制を行ふ事となつたのである。

次に本省豫算の實情に就て見るに康德元年度豫算に於ては本省の地は當時黑龍江省の所管に屬してゐたのであるが各縣共交通不便の僻遠にあるを以て省公署との連絡意の如くならず該決定豫算を知り得たのは本省成立後三ケ月を閱せる康德二年二月末であり、豫算查定に對する陳情の機を逸し已むなく追加補助を申請して辛じて彌縫せる狀態であつた。

康德元年十二月本省の開設せらるゝや縣參事官の來集を求めて直ちに康德二年度豫算の編成に着手し、初めて本省獨自の新省管下各縣の豫算を作成したのであるが康德二年度は半年度豫算なりし爲め削減の已むなきに至り康德三年度に持越さるゝ事となつた。

第二項　縣別財政

滿洲建國前に於ては由來縣の行政機關に一元的行政官廳存在せず普通行政官廳の性質を有する縣公署と特別行政官廳の性質を有する各局とが並存した事は縣の財政を必然的に二元的ならしめ縣公署に關する經費は省よりの支給額を以て之に充て其の出納も縣公署に於て掌り從つて縣公署の豫決算と稱する場合は各局の豫決算を包含せず、各局の財務局に於て徵收する地方稅收入を以て之に充て其の出納は財務局に於て之を掌るを常とし各局と縣公署との財政方面に於ける關聯は各局の支出に關し縣長の認可を要するのみであつた。從つて國稅の請負徵收は縣長の私有財產と混淆し地方稅は各局の人件費と局長の私囊を富ましむるのみで何等地方事業には豫決算なく專ら秘密主義を採り會計檢査の制行はれず公私の別分明を缺ぎ公金と雖も自由に費消し制度の不備、官吏の墮落と相俟つて通弊その極に達してゐたのである。

斯くして滿洲建國以來新政府は此に鑑みる所あり、銳意地方財政の確立刷新を期し舊弊を打破する爲め徵稅請負制度の廢止、徵稅機關と會計機關との分離及豫算制度の確立を圖る事とした。

然るに地方治安未だ全からず加ふるに連年の水災による農民の疲弊夥しく、殊に本省の如きは北滿の僻遠にして交通開けず施設整はず縣財政は前述の如く極度に逼迫し、璦琿縣を除いては國庫の補助を要せずして自立し得るものなく、他の七縣は何れも其の大部分を國庫より補助されてゐる實情にあり、今之に就て數字的に表示すれば次の如くである。（黑河省公署民政廳調）

年度	七縣（璦琿縣を除く）歲出總額	同 國庫補助額	同 縣自體收入額	歲出總額に對する國庫補助歩合	歲出總額に對する縣自體收入歩合
康德元年度（決算）	二一七、六〇六	一八五、六〇九	三一、九九七	〇、八五二	〇、一四七
康德二年度（決算）	一二一、三四七	一〇六、三三三	一五、〇一四	〇、八七六	〇、一二二
康德三年度（認可豫算）	二二四、四五一	一八二、九四二	四二、四五一	〇、八一五	〇、一八九

而して尙ほ且つ縣民一人一戶當りの縣收入に對する負擔額は他省の其れに比し著しく過重にして（別表縣民收入負擔額の項參照）縣民一人一戶當り行政費割當額は更に驚く可き多額に上つてゐる。（別表縣民歲出割當額の項參照）

次に本省康德元年度以降歲入、歲出狀況を數字的に檢討すれば次表の如くである。

康德元年度歳入一覽表

（黒河省公署民政廳調）

縣名	税收入	税外收入	縣收入計	縣民收入負擔額 一戸當	縣民收入負擔額 一名當	國庫補助額	歳入計
璦琿	一三七、六九四	六、八九二	一四四、五八六	一九、一六	四、二八	—	一四四、五八六
漠河	四、四四四	六二五	五、〇六九	二、八四	二、九九	三一、一九七	三六、二六六
鷗浦	二、九一〇	六〇〇	三、五一〇	一三、〇九	二、六三	二一、〇〇二	二四、五一二
呼瑪	六、九〇五	九七四	七、八七九	一五、四四	三、九一	二四、三七五	三二、二五四
奇克	五、四八五	二、一八六	七、六七一	五、九四	一、三一	二七、二一四	三四、八八五
遜河	二、三一一	五八一	二、八九二	三、六九	〇、七八	二三、四三九	二六、三三一
烏雲	二、四八六	二	二、四八八	三、三五	〇、八〇	三一、三三三	三三、八二一
佛山	二、四八六	二	二、四八八	七、九七	二、〇七	二七、〇五九	二九、五四七
計	一六四、七二二	一一、八六三	一七六、五八三	一四、八七	三、三五	一八五、六〇九	三六二、一九二

（註 縣民負擔ノ項ニ於ケル一戸當一名當ハ康德二年四月末現在戸口ヲ基礎トス）

康德元年度歳出一覽表

（黒河省公署民政廳調）

縣名	公署費	警察費	教育費	其他費	歳出計	縣民歳出割當額 一戸當	縣民歳出割當額 一名當
璦琿	五三、二四〇	四七、六五四	二七、六四八	一六、〇四四	一四四、五八六	一九、一六	四、二八
漠河	一八、八八七	一三、八五九	一、五二〇	二、〇〇〇	三六、二六六	八四、七三	一、四五
鷗浦	一七、五四〇	五、七七二	一、二〇〇	—	二四、五一二	九一、四六	一八、四〇
呼瑪	一七、〇八二	一〇、五一二	二、四六〇	二、二〇〇	三二、二五四	六三、二四	一六、〇五
奇克	二二、一七七	七、三八〇	四、二六二	一、〇六六	三四、八八五	二七、〇四	五、九六
遜河	一七、一三五	七、三五六	一、八四〇	—	二六、三三一	三三、六七	七、一二
烏雲	二二、一二九	六、〇七二	一、九二〇	三、七〇〇	三三、八二一	四五、六二	一〇、九六
佛山	二一、五五五	六、〇七二	一、九二〇	—	二九、五四七	九四、七〇	二四、六六
計	一八九、七三五	一〇四、六七七	四二、七七〇	二五、〇一〇	三六二、一九二	三〇、五〇六	六、八九

（註 歳出割當項中一戸當、一名當ハ康德二年四月末現在戸口ヲ基礎トス）

康德二年度歳入一覽表

（黒河省公署民政廳調）

縣名	税收入	税外收入	縣收入計	縣民收入負擔額 一戸當	縣民收入負擔額 一名當	國庫補助額	歳入計
璦琿	八九、八一六	一〇、三三八	一〇〇、一五四	一三、一一	二、九八	—	一〇〇、一五四
漠河	二、五一二	三四七	二、八五九	六、七一	一、六〇	一六、四三七	一九、二九六
鷗浦	一、四一一	一四九	一、五六〇	四、〇三	〇、七九	一三、六五七	一五、二一七
呼瑪	二、八四二	二三八	三、〇八〇	四、七五	一、二〇	一三、六六五	一六、七四五
奇克	二、九三六	七九	三、〇一五	二、三二	〇、五一	一六、五三四	一九、五四九
遜河	一、四〇五	一九七	一、六〇二	一、九六	〇、六二	一四、四〇八	一六、〇一〇

烏雲	一、五〇九	五二〇	二、〇二九	二、五九	〇、六一	一五、六八一	一七、七一〇
佛山	六九三	一七六	八六九	二、七四	〇、六八	一五、九五二	一六、八二〇
計	一〇三、一三四	一二、〇三四	一一五、一六八	九、三五	二、一四	一〇六、三三三	二二一、五〇一

（註　歳入負擔項中一戸當、一名當ハ康德二年十月末戸口ヲ基礎トス）

康德二年度歳出一覽表

（黑河省公署民政廳調）

縣名	公署費	警察費	教育費	其他費	歳出計	縣民歳出割當額 一戸當	縣民歳出割當額 一名當
瑷琿	二六、七八五	一七、四一五	一九、三二八	三六、六二六	一〇〇、一五四	一三、一一	二、九八
漠河	八、五六二	一〇、〇三六	四〇五	二九三	一九、二九六	四五、二八	一〇、八四
鷗浦	八、七四五	五、五六二	六五七	二五三	一五、二一七	三九、三二	七、七九
呼瑪	八、三七三	六、八二六	一、二七八	二六八	一六、七四五	二五、八四	六、五三
奇克	一〇、七六八	五、九四六	二、五四〇	二九五	一九、五四九	一四、九九	三、三三
遜河	九、〇六〇	五、八一一	八七八	二六一	一六、〇一〇	一九、六六	六、二三
烏雲	一〇、七三一	五、五〇九	一、二〇八	二七二	一七、七一〇	二三、六七	五、三八
佛山	一〇、〇〇九	五、五〇九	一、〇三五	二六七	一六、八二〇	五三、〇五	一三、二三
計	九三、〇二三	六二、六一四	二七、三二九	三八、五三五	二二一、五〇一	一七、九九	四、一一

（註　歳出負擔額項中一戸當、一名當ハ康德二年十月末戸口ヲ基礎トス）

康德三年度歳入豫算一覽表

（黑河省公署民政廳調）

縣名	税收入	税外收入	收入計	縣民收入負擔額 一戸當	縣民收入負擔額 一名當	國庫補助額	歳入計
瑷琿	一八一、五四九	一六、〇七九	一九七、六二八	二五、八八	五、八九	—	一九七、六二八
漠河	七、四五四	一、〇五一	八、五〇五	一九、九六	四、七七	二五、八一三	三四、三一八
鷗浦	五、三八七	七三三	六、一二〇	一五、八一	三、一三	二四、七二七	三〇、八四七
呼瑪	八、二三五	一、三三八	九、五六三	一四、七五	三、七五	二六、七二〇	三六、二八三
奇克	六、九六一	三四〇	七、三〇一	五、五九	一、二四	二七、二〇三	三四、五〇四
遜河	三、〇九四	九八二	四、〇七六	五、〇〇	一、五八	二九、三二四	三三、四〇〇
烏雲	三、六七七	六二四	四、三〇一	五、五〇	一、三〇	二四、七九二	二九、〇九三
佛山	一、三七七	二六六	一、六四三	五、一八	一、二九	二四、三六三	二六、〇〇六
計	二一七、七二四	二一、四一三	二三九、一三七	一九、四二	四、四四	一八二、九四二	四二二、〇七九

康德三年度歳出豫算一覽表

（黑河省公署民政廳調）

縣名	公署費	警察費	教育費	其他費	歳出計	縣民歳出負擔額 一戸當	縣民歳出負擔額 一名當
瑷琿	五七、三四七	四一、七一三	四〇、九五六	五七、六一二	一九七、六二八	二五、八八	五、八九
漠河	一五、四〇九	一六、二〇三	九五二	一、七五四	三四、三一八	八〇、五五	一九、二七

鷗浦	一五、二九五	一二、三五六	一、三三二	一、六九四	三〇、八四七	七九、七〇	一五、八二
呼瑪	一五、二六四	一六、三四七	二、六二七	二、〇四五	三六、二八三	五五、九九	一四、一六
奇克	一六、四五八	一〇、六六三	四、九八八	二、三九六	三四、五〇四	三六、四六	五、八七
遜河	一五、〇二二	一三、九〇三	二、四三二	二、〇六六	三三、四〇〇	四一、〇三	一三、〇〇
烏雲	一五、五六九	九、四〇一	二、四三三	一、七一〇	二九、〇九三	三七、二五	八、八四
佛山	一四、七七四	八、一一一	一、五四九	一、五七二	二六、〇〇六	八二、〇三	二〇、四六
計	一六五、二二七	一二八、八七五	五七、三二八	七〇、八四九	四三二、〇七九	三四、二八	七、八四

尙ほ本省唯一の自立數たる璦琿縣の收入に就て見るも其大宗をなすは七割弱を占むる賭捐にして他縣も同様五割程度の娛樂捐を徵しつゝあり、何れは廢止の已むなき運命にあれども他に代る可き財源なく廢止不可能なる狀態である。

今康德三年度認可豫算に付本省各縣縣稅收入を表示すれば次の如し。

康德三年度各縣稅收豫算一覽表

（黑河省公署民政廳調）

縣名	地捐	房捐	戶別捐	附加捐	雜捐：車捐	雜捐：船捐	雜捐：漁業捐	雜捐：不動產取得捐	雜捐：屠宰捐	雜捐：觀覽捐	雜捐：粮捐	雜捐：娛樂捐	雜捐：山貨皮張捐	雜捐：羊皁捐	雜捐：牛馬捐	雜捐：妓捐	雜捐：計	總計
璦琿	3.810	6.000	19.400	31.440	4.516	70	30	300	3.620	140	9.750	102.473					120.899	181.549
漠河	147	161	4.129	679	120	26	20	2	45			500	540	350	130	605	2.338	7.454
鷗浦	177	67	3.409	460	111	1	10	2	40			450	320	230		110	1.574	5.387
呼瑪	850	150	4.554	628	234	28	20	2	60			813	500			657	2.312	8.225
奇克	1.604	162	141	171	500	88	20	2	62		300	2.711	1.200				4.883	6.961
遜河	1.026	128	70	48	400			2	45		330	825	150		70		1.822	3.094
烏雲	572	110	65	541	280	32	10	2	45			10	1.780		230		2.389	3.677
佛山	240	80	50	111	59	10	10	2	40			460	250	40	25		896	1.377
合計	8.156	6.858	31.818	34.078	6.220	255	120	314	3.957	140	10.380	108.241	4.740	620	455	1.372	137.113	217.724

現行稅種稅目は從來の稅制と大同小異にして、本年度稅制改革により根本的立直しを企圖したるも幾分の稅率の變更統一を見たに過ぎず、又民政部に於て國庫補助の增額を認められざる爲め依然舊稅の存續を餘儀なくせらるゝ實情である。

茲に二年度對三年度の歲出入比較表を掲ぐれば次表の如し。

康德二年度對三年度歲出入比較表

	貳年度：歲出	貳年度：縣收入額	貳年度：補助額	參年度：歲出	參年度：縣收入額	參年度：補助額
璦琿	100.154	100.154		197.628	197.628	
漠河	(34.084) 19.296	(5.933) 2.859	(28.088) 16.437	34.318	8.505	25.813
鷗浦	(26.553) 15.217	(3.610) 1.560	(22.943) 13.657	30.847	6.120	24.727
呼瑪	(29.440) 16.745	(6.946) 3.080	(22.494) 13.665	36.283	9.563	26.720

奇克	(34.815) 19.549	(8.038) 3.015	(26.777) 16.534	34.504	7.301	27.203
遜河	(28.091) 16.010	(4.565) 1.602	(23.526) 14.408	33.400	4.076	29.324
烏雲	(30.743) 17.710	(3.413) 2.029	(27.330) 15.681	29.093	4.301	24.792
佛山	(29.636) 16.820	(1.700) .869	(27.936) 15.951	26.006	1.643	24.363
合計	(213.359) 221.501	(34.265) 115.168	(179.094)	422.079	239.137	

備考　康德二年度ハ半年度豫算ナルニヨリ比較ノ便宜上一年分ニ換算セシ數字ヲ括弧內ニ記入ス

國庫補助金に就ては既に各年度歲入表中に明記せるを以て茲に重複を避け行政借款に付康德元年並に二年兩年度に於ける借款額を表記すれば次の如くである。尙ほ此等兩借款に就ては既に元利返還濟にして本年度に於ては各縣共行政借款を行はざる豫定である。

康德元年度
同二年度　行政借款一覽表

（黑河省公署民政廳調）

縣別	年度別 康德元年度	康德二年度
璦琿縣	五、〇〇〇	六、〇〇〇
漠河縣	―	一、五〇〇
鷗浦縣	―	二、五〇〇
呼瑪縣	―	一、七〇〇

遜河縣	五、〇〇〇	二、七〇〇
奇克縣	五、〇〇〇	一、五〇〇
烏雲縣	―	一、六〇〇
佛山縣	―	一、五〇〇
合計	一五、〇〇〇	一九、〇〇〇

尙ほ縣債としては役畜貸款として本年二月現在に於て璦琿縣二〇、〇〇〇圓、呼瑪縣一〇、〇〇〇圓、鷗浦、奇克、遜河、烏雲四縣各五、〇〇〇圓である。

第三項　地方稅制改革

滿洲國成立後財政部の稅制に對する態度は地方稅制方面にも反映し來り財政的中央集權の確立を期せんが爲め「現行稅捐は其徵收機關の如何を問はず從前中央並びに省政府の歲入に屬せしものは總て之を國稅とし其他は之を地方稅として市縣及び設治局の收入に歸せしむ」（大同元年九月十九日財政部訓令第七十六號）る事とし、從來省財政廳に於て徵收せしものを國稅として引揚げた外、國稅と地方稅を劃分し又舊政權治下に於ける甚しき惡稅の應急的改廢を行ふと共に其の甚しからざるものは漸進的に改革を行ふことゝし先づ軍備補助の名を以て人民を重壓せし給養雜捐は一切免除せられ（大同二年七月二十九日民政部訓令第四七五號）次いで大同二年十二月には「各市縣に於て徵收の車牌捐暫行規則」康德元年八月には「地方稅木捐規則」を公布したのである。

斯くの如くにして政府は漸次地方税改正に意を用ひ特に民政部に於ては縣市に於ける地方税制の整理に關し着々成案の作成に努めた結果康德二年八月二十四日地方税法及同法施行規則を公布する運びとなり本年一月一日より之を實施さるゝ事となつた。本税法は地方財政上最も重大なる關係を持ち一般の最も關心する處であるから茲に從來の税制大要を述べ新税制改革の趣旨を概說し以て該改革の來由を明にする事とする。

一、從來の税制大要

税制整理の問題が各般の施設中最も重要にして且つ焦眉の急務である事は建國前民國政府に於ても論議せられ、殊に民國十九年に組織された東三省金融整理委員會が前後數十回に亘る調査討論の結果に成る遂「寧省財政問題」と題する建議書中にも此の趣旨を揭げて居る。

省地方税、縣市地方税の兩者必ずしも同一とは言ひ得ぬけれども從前の地方税は全く國家的統制の外に置かれ各省各縣市當局は各自由の立場に於て之を設定又は變更するのみならず財政に一定の計劃なきが爲め目前の需要を充たすに汲々として朝に一税を設け夕に一捐を增し所謂肉を削りて瘡を補はんとするの類であつて而かも徵税の便宜のみ重んじた結果は殆んど目的課税乃至目擊課税に墮し租税制度なしと斷ずるも差支なき混亂狀態に置かれて居たのである。

從つて地方税負擔の赴く所國民の大部を占むる農民下層階級へのみ重課となつて現はれ、軍閥、官僚、政商、緣故者等は課税の埒外にあつて何等の負擔を分擔しない實狀にあつたのである。右の樣な事情の下にあつた地方税が制度として見ても個別的に見ても租税本然の機能に悖るものゝ多いことは當然であつて、即ち

（一）課税の便宜に重點を置く結果負擔の平等原則が閑却され殊に階級的に極めて不公平であること

（二）目擊課税に墮したる結果物税偏在に陷入つて居ること

（三）國家的統制を缺ぐ爲區々不統一なること

（四）課徵に當り經費の減少のみに捉はれ請負又は代徵の方法に依るもの多く爲めに税金散逸の虞極めて大であること

（五）地方歲入の彈力性が缺如して居ること

等其の主なるものである。

我國建國の際は事情上已むを得ず從來の地方税を其儘踏襲し大同元年九月國地税の劃分を行ひ各省每に分離交錯したる國地税の收入區分を一應明確ならしめ應急過渡的の辦法を講ずると共に後述の如く地方税制の全面的整理改善を企圖し之が準備調査に着手したのである。

尙ほ地方税制の全面的整理に先立ち大要次の如く二三の特定税種目の統制を試みたのである。

車牌捐（農用車税）の如きは最も移動性に富む物件に對する課税であるから過渡的整理の要を認め大同二年七月動もすれば陷り易き重複課税を嚴禁し賦課の率及方法を統制して低賦課率地への移動を防いだのである。

又木材に對する課税は康德元年八月國税木税の改正を機とし、鑛業に對する課税は康德二年九月實施さるべき國税鑛業税の改正を機とし之を統制し其の賦課率の限度を法定し以て負擔の公正を圖ると共に税源配分の適正を期したのである。

二、地方税制改革要領

從來地方税は前述の如く一部統制を期したものゝ外は概ね舊來の制度を踏襲したに過ぎず、從つて可及的速かに之が改善を圖り一面負擔の公正と制度の整備統制を期し他面地方財政の健實なる進展に資すると共に日本人課税問題の解決を促進し日滿渾然一體の實を擧ぐることに邁進せねばならぬ。

而して之が整理の方針は第一に現行税制の缺點を是正するに在ること勿論であつて今次の整理に當つては次の諸點に其の重點を置いたのである。即ち、

（一）負擔に急激なる變動を來さしめざることを念慮し可及的負擔の普通公正化を圖ること

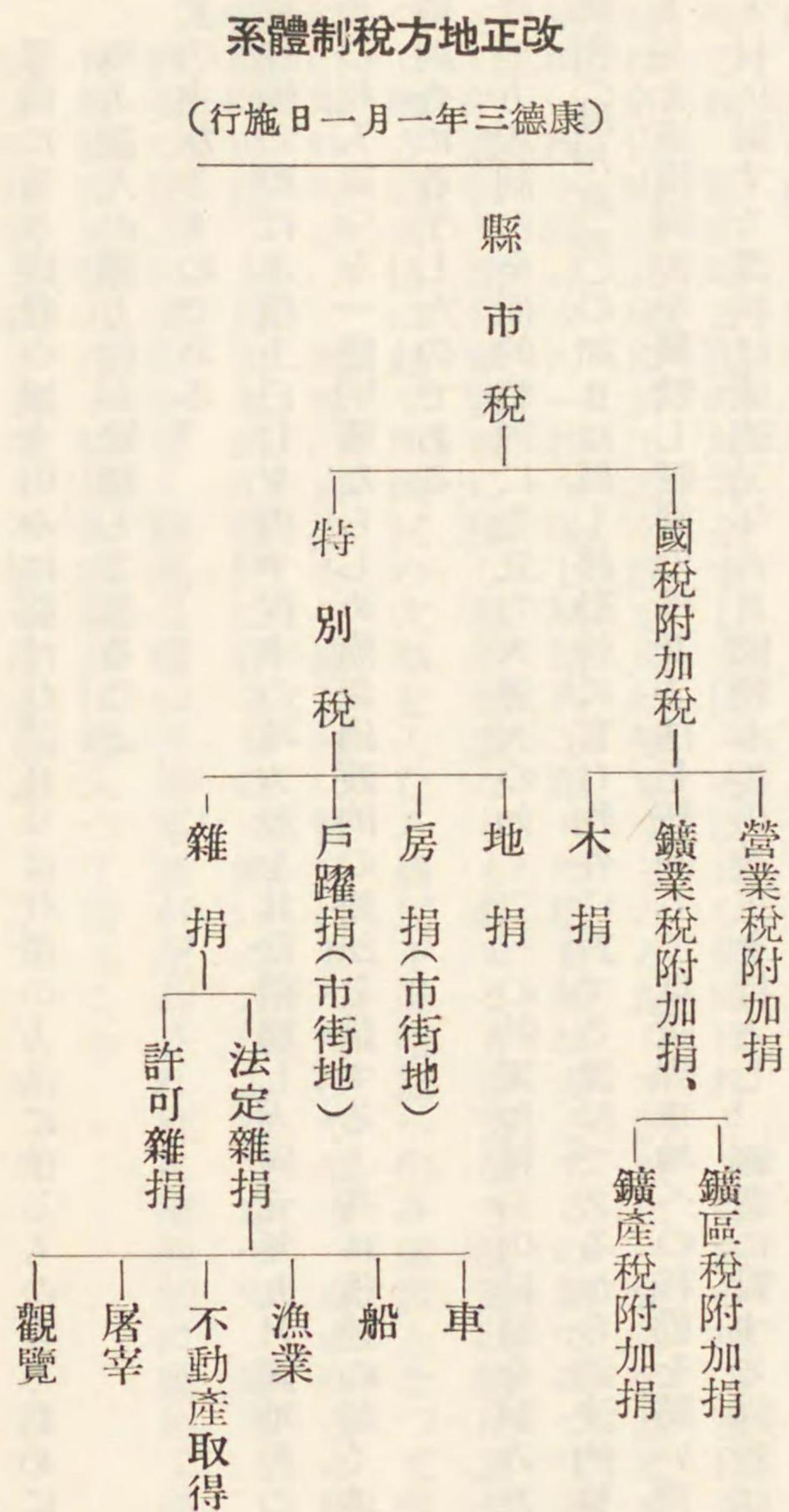
（二）國税制度との調整を圖ること
（三）歳入の確保を期すると共に國民の權利の伸張を圖ること
（四）國家的統制の實を擧ぐること

等之れである。而して從來地方税は各縣區々に定められたもので何等其の據るべき成法なく監督指導上不便少なからざりしに鑑み税制改革に當り地方税法並同法施行規則を制定し以て課税權の所在を明徴ならしむると共に全國的に統制ある規格の下に課税權を行使せしむることゝし其の監督指導の周到を期することゝなつた。

改正地方税制に於ける體系は國税附加税制度と特別税制度との併用制を採る事としたが之を表示すれば次の如くである。

改正地方税制體系

（康德三年一月一日施行）



第二節 金融

第一項 概説

由來滿洲に於ける金融機關は之を先進諸國に比すれば極めて幼稚なるを免れず、其の發達は民國以來に係り然かも都會地を中心としてのみ漸く發展を遂げ他は舊態依然たる幼稚の域にあつたのである。況んや本省の地は最北の地に位し省内八縣を合するも人口五萬三千に過ぎず、省民は荒莫たる曠地に點々散在するのみ、金融機關の如きも從つて言ふべきものなきは言ふまでもない。併し乍ら民國七、八年より十二、三年に至る四、五年の間黑龍江岸は各縣共莫大な砂金洪水と共に對露貿易の發達により非常なる發展を來し黑河の如き人口四萬五千と云ふ未曾有の繁榮を來したのである。

當時黑河には金融機關として黑龍江省官銀號、東三省官銀號、邊業銀行、中國銀行、交通銀行の五行號夫々分支行を有し何れも堅實なる營業を行ひ一方庶民金融機關として黑龍省官銀號系同濟當及び民間當、同順當、惠民當の三戸を數へ貸出江洋二十一萬圓を超過する盛況を呈したのである。然るに此種驚異的繁榮も僅々數年を出でず、民國十二年頃より沿革砂金の漸減と共に對露貿易亦自ら衰へ市況漸く衰退の歩を辿り事變に際しては馬占山の亂の爲め三當舖は掠奪の厄に逢ひ金融逼迫して遂に所謂馬大洋私幣の濫發を見るに至つた。其後滿洲建國に伴ひ前記滿洲系三行は合して滿洲中央銀行と爲り、中國、交通二行は遂に支那本國に引揚ぐるの止むなきに至り、現在黑河に於ては一銀行一當舖を數ふるのみにして黑河を除く各地に於ては苟くも金融機關と稱すべきもの皆無の狀態である。從つて此等地方に於ては一旦金融の必要を生ずる時は親類縁者を賴り或は高利を忍んで地方有力者に縋るの外なき實情に置かれてゐる。

斯くの如く地方農民金融の梗塞は正しく住民枯渇に瀕するの狀態にあり、他に金融の途なき貧農、商賈に對し政府は春

耕貸款、商工貸款等の辦法を以て應急的融資を圖り地方農商民に對し救濟の途を講ずる所があつた。又一方他省に於ては金融合作社を設置し、自力更生の途を講じ漸次農村金融の圓滿なる發達と農民の福祉增進に努めてゐるが、本省內に於ては未だ其の設置を見るに至らず、近く本省に於ても之が設立の運びに至るであらう。

總じて本省內金融機關としては前述の如く省城に滿洲中央銀行支行あり、他に一當舖の現存するのみにして微々たるものと言ふべく他省に比し此種機關の整備遲るゝ事尙ほ相當時日を要すべく、漸次省政の更新、地方の開發せらるゝと共に漸增する事であらう。

之等に就ては次に項を改めて記述する事とする。

第二項　金融機關

(一) 新式金融機關

▲滿洲中央銀行黑河支行

旣述の如く事變前黑河には黑龍江省官銀號、東三省官銀號、邊業銀行、中國銀行及び交通銀行の五行號支行が存在したが建國後前三者は合併して滿洲中央銀となり、中國、交通兩行は情勢の非を見て退却し現在に於ては滿洲中央銀行支行一行を數へるに過ぎない。最近に至り中國銀行は當地方に有する自行舊債權約二〇萬を整理の爲行員を駐在せしめ居り、一方在哈爾濱福順德銀行は代理店を設置し、主として中國各地向送金事務を取扱ひ僅少乍ら貸付業務をも實行して居る模様であるが特記するに價しない。

斯くの如く中央銀行支行は當省內唯一の新式金融機關として省內金融の中心をなし殊に黑河市內に於ては預金送金事務はもとより貸出方面に就ても商店筋に積極的に進出し中央銀行としてのみならず普通銀行としての業務をも兼營し市內金融に絕大なる貢獻をなしてゐる。

今本行に就て康德二年後半期に於ける營行狀態を見るに次表の如くである。

滿洲中央銀行黑河支行　（康德二年後半期）

月別	預金 國幣	預金 金票	貸出 國幣	貸出 金票	爲替受入 國幣	爲替受入 金票	爲替拂出 國幣	爲替拂出 金票
7月	545.618.03	30.404.81	21.933.20		606.633.52	15.913.80	213.802.54	5.000.00
8月	877.297.28	20.598.94	29.410.42		655.436.94	22.322.50	327.080.72	5.000.00
9月	623.881.86	14.986.99	28.326.28		737.953.18	30.284.00	242.007.78	2.000.00
10月	688.803.57	37.321.43	66.650.83		614.165.96	25.536.44	346.964.05	—
11月	388.391.91	40.969.63	393.478.93		531.866.23	18.499.45	173.976.97	1.000.00
12月	454.422.06	11.088.96	97.465.14		720.441.72	8.881.02	197.340.31	—
合計	3.578.414.71	155.370.76	637.264.80		3.866.497.55	121.437.21	1.501.172.37	13.000.00

(二) 舊式金融機關

▲當　舖

前述の如く民國七、八年頃より砂金景氣により異常なる活況を呈せる當時は省內庶民金融機關として同濟當、同順當、及惠民當の三戸あり、月息四分、期限十八ケ月を以て貸出總額江洋二〇萬元以上に及んだが、大同元年三月馬占山の變に際しては商賈は何れも馬軍の掠奪に遭ひ、閉店の儘再起不能の狀態に置かれたのである。次いで馬占山は入黑と共に人民

窮乏の急を救ひ其の信頼を博せんとして裕國便民と稱して大同元年七月利民當を開設せしめ、月息三分期限十二ヶ月の比較的好條件を以てせる爲め良好なる業績を收めつゝあつたが、開店後七ヶ月、馬占山の屈服逃走すると共に政府の接收する所となり大同二年七月滿洲中央銀行實業局の手に依り解體整理せらるゝ事となつた。

馬占山は在黑中軍費支辨の爲所謂馬大洋を發行して其の使用を强制した結果民間は莫大なる馬票手持を生ずるに至り其の額一、六九四、六六〇圓の多きに上つたのである。然かも馬の逃亡後政府は額面四分の一の交換率を以て回收に從事せる結果人民は更に困憊の度を加ふるに至つた。此の機に際して有力なる商人相謀り新民當と稱する當舖を新たに開設し、同當舖は月息六分期限三ヶ月と云ふ苛酷な條件であつたにも拘らず他に庶民金融機關存せざる折柄開業一年に滿たずして早くも貸出額二萬五千圓を突破し質入毎月平均二〇〇―二五〇圓に達する盛況を呈した。斯くして新民當は庶民金融獨占の中に約一ヶ年を經過したが、一方大興公司は曩に同濟當、利民當の喪へる地位を回收すべく豫て進出を企圖しつゝあり漸く其の機運熟せるを見て康德元年七月廣信當と稱して開店する事となつた。月息三分期間十八ヶ月と云ふ新民當に比し遙かに有利なる條件を以てせる爲め日ならずして同當の營業を壓し之をして間もなく閉店の己むなきに至らしめたのである。廣信當は爾來連年盛況を續け業勢は絕えず發展しつゝ今日に及び庶民金融に資する所大なるものがある。

今本當舖の康德二年度後半期に於ける營業狀態に就て見るに次の如くである。

廣信當營業狀態

（康德二年度後半期）

項目 / 月別	當入	贖出	現在貸放額	備考
7月	14.882.30	10.534.20	73.831.60	
8月	11.112.10	12.163.00	72.780.70	
9月	12.590.80	18.614.30	66.757.20	
10月	14.001.80	16.951.60	63.807.40	
11月	14.526.20	17.411.70	60.921.90	
12月	14.897.10	16.325.70	59.493.30	
合計	82.010.30	92.200.50	397.592.10	

（三） 特殊金融機關

▲商工貸款

前述の如く馬占山の變後極度に疲弊衰微せる黑河及璦琿縣城所在商店に對し政府は中央銀行黑河支行を經て商工貸款を貸放せしめ瀕死の苦境を救はんとしたが果して該貸款は此等商賈に對する旱天の慈雨として迎へられ既に左表に示す如く其の回收狀況も比較的順調に運んでゐるのである。

商工貸款貸放回收狀況一覧表

截至康德3年1月31日止　（滿洲中央銀行黑河支行調）

縣名	原放額		收回額	現在餘額		收進利息	備考
	戶數	金額		戶數	金額		
璦琿縣	12	21.000.00	8.335.16	11	12.664.84	4.027.45	

黒河	13	29.000.00	29.000.00	0	0	2.436.98	
合計	25	50.000.00	37.335.16	11	12.664.84	6.464.43	

▲春耕貸款

春耕貸款は大同元年以來兵匪水災を被れる貧農春耕の爲め秋期收穫期を以て回收するを條件として貸放する事とし爾來逐年貸放してゐるものであるが本省内に於ては大同二年度に於て璦琿、遜河、奇克三縣に第一次貸放を行ひ次いで翌康德元年に於ても同樣上記三縣に對し第二次貸款をなし總額二三四、六九四圓に達し疲弊せる農民を潤す事絶大なるものがあつたが、事變以來引續く匪禍冷害による農作物不作の爲め之が回收芳しからざる狀態である。

然るに昨年末黒河黒璦聯合麵粉廠は滿洲中央銀行の援助により操業を開始し省内小麥の買付を爲し一方北黒線の開通により農產物の移出亦便宜を得べく從つて農村經濟の潤澤も期待せらるゝを以て春耕貸款の回收に就ても悲觀の要無かるべしと思考せらる。

茲に大同二年度及康德元年度春耕貸款に就て表示すれば次の如し。

春耕貸款貸放回收狀況一覽表

（大同二年度）

截至康德3年1月31日止

（滿洲中央銀行黒河支店調）

縣名	原放額		收回額	現在餘額		收進利息	摘要
	戶數	金額		戶數	金額		
遜河縣	55	18.285.00	17.685.00	1	600.00	3.254.04	
奇克縣	67	10.154.00	7.523.00	18	2.631.00	1.481.46	
璦琿縣	1365	92.692.00	92.542.00	6	150.00	7.752.73	
合計	1487	121.131.00	117.750.00	25	3.381.00	12.488.23	

（康德元年度）

截至康德3年1月31日止

縣名	原放額		收回額	現在餘額		收進利息	摘要
	戶數	金額		戶數	金額		
遜河縣	54	17.685.00	3.390.00	54	14.295.00	1.071.76	
奇克縣	20	3.588.00	739.00	20	2.849.00	0	
璦琿縣	1354	92.290.00	7.875.60	1303	84.414.40	8.231.95	
合計	1428	113.563.00	12.004.60	1377	101.558.40	9.303.71	

備考

一、前記二表中大同二年度貸款に就ては原利共未納の者は同年度貸款として止め利子納入者に限り（原利完濟者は此の限りに非ず）康德元年度貸款として轉期貸款せしものである。從つて康德元年度貸款としては現實的に新規のものなし。

二、康德元年度春耕貸款は三ケ年分期償還としたるを以て、引續き同二年度及三年度に亘つては新規に貸放を行はず。

第五章　產業・經濟

第一節　農業

第一項　沿革

本省地方の荒地は嘗て旗人の佔耕する處なりしも、後滿漢人の移住する者多きを加へ、農業の開發は概ね農民の自由に佔耕するに委ねられてゐたのである。從つて農民は隨時隨所に農耕地を開墾し、特に地味豐沃なる江東六十四屯に漢人の移住するもの多く、江西に於ては璦琿地方一帶に定着し、農業に從事せるも光緒二十六年偶々義和團匪の亂起するや、露國は秩序恢復を名として、兵を滿洲に進め此の北邊に於ては江東六十四屯を奪ひ、住民を江中に投ずるの暴虐を敢行せるため、住民は逃避し其の虚に乘じて露人は此地に進出するに至つた。光緒三十一年日露戰爭終末を告げ露國の勢力を江東に驅逐し、治安確保せらるゝに及び住民歸還したるも、既に前記拳匪の亂に際し住民の逃避せるに乘じて此等避難民の土地を橫領せるもの少からず、且又黑龍江東岸地は露人により佔據せられたる爲め、該地方居民を同江西部の地に安居せしむるの必要を生じたるに依り光緒三十四年既墾地及未墾地の整理丈放に着手する事となつた。

原住旗人に對しては其の自作なると小作なるとに論なく、每一人に既墾地二晌を分給し、既墾地不足の時は未墾地を給し、尚殘餘既墾地ある時は同じく附近在住農民に給する事とし、定額面積以上の土地を承領せんと欲する者に對しては、地價を徵して之が報領を許すものとした。江東より驅逐せられたる旗人及漢人に對しては暫時收容安居せしむる必要ありたるを以て、之等に對しては舊來居住の此等農民と同じく生計を支持せしむる爲め土地を給與し、土地に對しては典賣を

禁じ露人の對岸を還付せる後は各希望に依り原住地に歸還せしめ、該貸下地を撤回する事とした。然れ共農民の承領するもの豫期の如くならざりしを以て、宣統元年江東沿邊荒務酌定辦法を奏定し其の許可を得、同年冬季より農民の移住勸誘を開始したのである。

上述の如く本省地方の農業は北淸事變以前に於ては滿洲旗人の佔耕する處なりしが、北淸事變後露軍が黑龍江右岸より撤退したる後も容易に歸還するもの少く、爲めに淸朝は避難民引戾策とて二站に善後局を設け、三家子に之が分局を置き歸還者に食糧及金錢上の援助を與へたのである。其後露國との境界を堅固ならしむる爲め種々の方法を講じ就中光緒三十四年より民國三年に於て盛んに支那內地より漢民族の招致開始され、之が結果として國境防備は勿論、農業も亦之等移住民により開發せられ大いに農業の奬勵に努めたのである。

宣統二年には移住農民五十三戶に對し、奇克特地方の荒地二千百八十五晌、高灘地方二千零二十五晌、干岔子地方九十九晌、奇勒地方四百五十晌、遜河地方五十晌、其他合計五千七百晌を開放し、同三年には回々教徒三十餘戶を奇克特に移住せしめ、荒地三千五百晌を發給し、又元亨公司外十一戶に對し奇克特地方荒地二千七百八十晌を開放したのである。

土地開放に際しては必ず本人の居住耕種するを要し代人を置き其の名義を用ひて大段地を獨占するを禁じたのであるが啻だ農業經營を目的とする公司を設けて、大段地の開墾に着手するものには開墾前に其地を轉賣するを禁ずる條件の下に荒價を納入して之を承領するを許し、更に民國四年一月淸丈放荒招墾規則により土地の所有權を賦與する事としたのである。

農業統計に就て見るに民國三年には既耕地僅かに二十六萬九千七百四十畝なりしも、民國四年度第四次農商統計表に據れば、農家戶數三千六百四十四戶、農田四十四萬一千一畝、園圃四千八百十二畝、計四十六萬五千八百十三畝に上つた。

民國七年度に於ける璦琿縣公署の調査によれば次表の如くである。

◉**農家戸數**

地名	農家戸數 自農種	租種	計
縣城附郭	七六八戸	四七〇戸	一、一三八戸
西田嘉子	四六二	二三〇	六九二
卡倫山	一五三	九四	二四七
霍爾沁	七六	三八	一一四
東崗子	一四	—	一四
大五家子	九二	六六	一五八
梁集屯	七八	五二	一四〇
霍爾莫津	六八	四六	一一四
奇克特	五四〇	二九二	八三二
其他	八六七	—	八六七
總計	三、一一八	一、二八八	四、四〇六

◉**農耕地**

地名	農田種 自種	租種	園圃	合計
縣城附郭	五六、七一〇畝	二一、八一五畝	八、六六五畝	八七、一九〇畝
西田嘉子	六三、四二〇	二二、二二〇	五、三六〇	九一、〇〇〇
卡倫山	一九、六八〇	一四、五二〇	二、七〇〇	三六、九〇〇
霍爾沁	六、四三〇	四、三七〇	二、七三〇	一三、五三〇
東崗子	六三〇	—	七〇	七〇〇
大五家子	一八、六四〇	一二、三二〇	四、七二〇	三五、六八〇
梁集屯	一七、六〇〇	一一、九六〇	三、三二〇	三二、八八〇
霍爾莫津	一六、七〇〇	九、一八〇	二、九二〇	二八、八〇〇
奇克特	六二、一三〇	二一、一二〇	八、六四〇	九一、八九〇
其他	八〇、一八六	—	—	八〇、一八六
總計	三四二、一二六	一二七、五〇五	三九、一一五	四九八、七五五

◉**作付反別收穫高**

種別	作付反別	每畝收穫高	收穫高
小麥	二二九、八一〇畝	〇、二〇石	四五、九六二石

大麥	九二、六三〇	〇、三〇	二七、七八九
燕麥	六七、五六〇	〇、三〇	二〇、二六九
包米	二一、五一〇	〇、一二	二、五八一
其他	八七、二四六	―	―
合計	四九八、七五六	―	―

降つて民國六年露國に革命起り、革命の餘波シベリアに波及するに及び在住旗人及漢人に對し虐殺掠奪を恣にせるを以て、難を江西の地に避け安住の地を求めて土着したもので璦琿縣上下流各縣の農村に於て之等避難民の居住する者多きを加へたのである。一方露國革命はシベリアの生産機構破壞となり、爲めに本地方の凡ゆる生産機能は擴大され、一般經濟界は好況を示し農業も亦著しく振興する事となつた。例を璦琿縣に就て言へば、民國十二年より十五年の間は耕地面積は五十萬畝と稱し、小麥の生産額は八百二十萬甫度に達し、之等小麥を原料とせる製麵の大部分は對岸露領に輸出されたのである。然るに民國十二年に於ける露國の國境封鎖は、本省地方經濟界に激變を齎し各種産業は漸次衰微に赴き次いで民國十七、八年の水害に見舞はるゝあり、加ふるに民國十八年の露支紛爭等事變續出し、續いて滿洲事變の後を受けて兵亂匪徒の跋扈するに遭ひ農村の疲弊其極に達し昔日の俤見るべくもない狀態となつた。

然れども、滿洲國建國以來、時局安定し治安漸く確立せられ、逃避せる農民歸還し來り、官民一致、新興の氣運漲り、農業も亦漸く盛んとなり、農村復興の徵を認めらるゝに至つた。

第二項 農産

本省の地は氣候寒冷にして無霜期間比較的短き關係上生育期間の長き作物の栽培は絕對に不可能である、又氣候大陸的にして四、五月頃より氣溫急激に上昇し初め作物又之に從つて忽ち成熟するものである。

此等作物は全部陽春解氷を俟ちて蒔き附けられ秋期收穫せらるゝものにして一年一毛作以上の栽培は絕對不可能であり且つ又栽培せらるる作物は以上の如き自然的要件に順應す可きものにして、特に農法掠奪的にして粗放なるを以て作物も亦掠奪的粗放作物たる蕎麥、包米、大豆、小豆、穀子、燕麥、小麥、大麥等栽培せられ、就中蕎麥及地豆（馬鈴薯）は代表的なる粗放作物である。

概して作物は氣候に支配せられ南滿に比する時は作物の種類少く、高粱に代つて小麥の栽培有利となり、且つ又其栽培面積も亦自ら差あり、更に進んで本地方の最北端部に位置する漠河縣に至つては栽培作物更に少なく小麥燕麥に限らる。

康德二年度に於ける農作物の作付面積は普通作物に於ては小麥首位を占め、燕麥、大豆之に亞ぎ穀子、包米、糜子、蕎麥、大麥の順にして其他は見るべきものなし。特用作物に於ては黄菜類にありては特に地豆の栽培に適するを以て廣く分布し栽培面積亦廣し。

次ぎに本地方と他地方に於て栽培せられて居る作物中特に相違點を二、三摘出すれば次の如し。

(1) 家畜の飼料として燕麥を栽培することなく、燕麥は栽培の簡單なる點と栽培に伴ふ危險性割合に尠き關係上廣く分布し其の栽培面積も大豆、小麥と共に主要農作物である。本地方は地理的並に氣候其他の關係により冬期に於ける交通機關主として船舶航行杜絕するを以て、物資の運搬は橇により且つ又森林伐採行はれ之が爲め牽畜の使役頗る多く燕麥は之等牽畜の濃厚飼料として大いに尊重せられ從つて奥地方面に於ては農民主食物たる小麥よりも却つて騰貴する傾向がある家畜の粗飼料としては野生にして自由に得らるゝ秧草（牧草）が利用せられてゐる。

(2) 高粱の栽培行はれず、之に代つて小麥の栽培行はる。南滿に於て高粱は住民の主要食料であり且つ家畜の飼料にも

供せられ、栽培面積も大豆、包米と同様廣く栽培せられ居るも、本地方に於ては高粱の發育徒らに長きに失し、且つ熟期に危險性を伴ふこと及び住民一般の嗜好即ち其の主食品が麥粉なる點に合致せざるを以て殆んど栽培行はれず、之に代るに小麥を栽培するのである。

小麥は本地方住民の嗜好に最も適する主食作物にして製品たる麥粉は特に採金勞働者並に森林伐採勞働者の主要食料品である。農民の食料としては生産小麥を土法により麥粉となし、白米其他の食料品と併用し居るも、前二者は土法による製麵は黑麵と稱し消費せず。彼等は火磨（製粉工場）に於て製粉せられたる三號麵以上の麥粉を購入するのである。

(3) 南滿に於ける農業は只に農村に對してのみならず都市人口の稠密なる部分に對し燃料を供給せらるゝを以て作物の副産物たる莖藁等は共に燃料となり家畜の飼料となり又は建築或は其他の工業目的の爲めに利用せられてゐる。本地方に於ては燃料其他を得るは容易にして、之等作物より供給するを要せず。且つ又需要尠きを以て此等の理由により餘儀なく栽培せらるゝことなし。

以上三項に就て相違點を指摘したのであるが、更に本地方作物の作付は經濟的に支配せらるゝこと他地方に比し少きも極めて彈力性を帶び各農作物の栽培面積は一定することなく自家需要として必要に應じ栽培せらるゝものにして例年に於ける農作物の作物面積を比較對照する時は明かに之を窺知する事が出來る。（農産物收穫表參照）

本地方に於ける農業の中軸をなす主要農作物は小麥、燕麥、大豆の三種とし小麥は主要食料品たる小麥粉の原料として燕麥は家畜の飼料として、大豆は搾油原料として栽培せられて居る。之に地方農民の常食又は混食として栽培せらるゝ穀子、包子の二種を加へて五大農作物とする。小麥にありては民國六年前後數年間對岸露西亞に百二十萬甫度の輸出せる事實あるも民國十八年露西亞紛爭後は小麥の生産激減し、今日に於ては却つて海倫、富錦方面より移入する有樣である。其の他四作物は略々自給自足し得る程度である。

今康德二年度に於ける農作物作付面積並に收穫量を見るに次の如し。

康德二年度農産物收穫高一覽表　（黑河省公署民政廳調）

縣別／種目	璦琿	漠河	鷗浦	呼瑪	奇克	遜河	烏雲	佛山	計
1. 普通作物（單位瓲）									ton
大豆	1.212.94	—	6.89	21.62	442.59	87.46	152.47	194.92	2.118.89
其他豆類	77.74	—	—	—	—	0.49	28.67	31.94	138.84
高粱	—	—	—	—	—	—	3.93	—	3.93
穀子	642.33	—	—	—	262.28	83.34	39.31	53.24	1.080.50
玉蜀黍	427.08	—	3.93	1.97	247.75	126.42	319.41	151.19	1.277.75
水稻	62.90	—	—	—	—	11.47	—	—	74.37
小麥	741.03	330.86	101.95	291.97	917.42	575.35	665.03	275.71	3.919.32
大麥	153.27	—	2.87	17.69	71.66	87.80	38.49	2.16	373.94
燕麥	1.880.42	192.14	59.46	263.31	393.17	466.34	283.87	46.78	3.585.49
糜子	243.28	—	11.47	9.83	117.61	231.29	25.06	3.14	641.68
蕎麥	382.70	—	—	1.64	25.75	37.35	—	4.13	451.57
雜糧	—	—	—	9.83	44.03	—	—	—	53.86
計	5.823.69	543.00	186.57	617.86	2.522.26	1.707.31	1.556.24	763.21	13.720.16

2. 特用作物(單位瓩)									kgr
黃菸	1.113.84	—	—	786.24	819.00	3.685.50	—	671.58	7.076.16
青麻	—	—	—	—	1.310.40	—	—	98.28	1.408.68
線麻	851.76	—	—	491.40	—	655.20	—	180.18	2.178.54
小麻子	229.32	—	—	—	—	—	—	—	229.32
蘇子	293.12	—	—	—	—	—	—	—	393.12
瓜子	—	—	—	—	7.567.56	2.948.40	—	—	10.515.96
計	2.588.04	—	—	1.277.64	9.696.96	7.289.10	—	950.04	21.801.78
3. 蔬菜作物(單位瓲)									ton
馬鈴薯	4.115.48	—	81.90	—	302.72	43.00	240.79	245.70	5.029.59
蔬菜	294.84	146.01	9.83	5.90	63.88	16.38	—	121.54	658.38
計	4.410.32	146.01	91.73	5.90	366.60	59.38	240.79	367.24	5.687.97

康德二年度農産物作付面積表

（單價　陌）　（黑河省公署民政廳調）

種別＼縣別	璦琿	漠河	鷗浦	呼瑪	奇克	遜河	烏雲	佛山	計
1. 普通作物									
大豆	2.274.5	—	15.5	24.3	442.7	131.2	146.0	87.7	3.121.9
其他豆類	144.9	—	—	—	—	0.7	25.8	14.0	185.4
高粱	—	—	—	—	—	—	4.4	—	4.4
穀子	1.445.6	—	—	—	295.1	156.3	36.9	18.4	1.952.3
包米	640.8	—	8.8	2.9	221.4	167.4	287.5	47.9	1.376.7
水稻	141.6	—	—	—	—	5.2	—	—	146.8
小麥	1.108.1	154.8	183.6	525.7	1.032.4	1.089.7	427.6	193.9	4.715.8
大麥	230.0	—	5.2	26.5	64.5	125.3	34.7	1.5	487.7
燕麥	2.115.6	84.8	89.2	467.4	589.9	699.7	232.2	25.1	4.303.9
糜子	547.5	—	14.7	8.4	132.3	260.3	25.1	1.5	990.2
蕎麥	430.6	—	—	1.5	38.6	42.0	—	2.2	514.9
雜糧	—	—	—	8.8	66.1	—	—	—	74.9
計	9.079.2	239.6	317.0	1.065.9	2.883.0	2.677.8	1.220.2	392.2	17.874.9
2. 特用作物									
黃菸	3.7	—	—	4.4	1.5	4.4	—	1.1	15.1
青麻	—	—	—	—	3.7	—	—	0.4	4.1
線麻	11.1	—	—	3.7	—	1.5	—	0.7	17.0
小麻子	0.7	—	—	—	—	—	—	—	0.7

蘇子	1.5	—	—	—	—	—	—	—	1.5
瓜子	—	—	—	—	5.7	2.2	—	—	7.9
計	17.0	—	—	8.1	10.9	8.1	—	2.2	46.3
3.蔬菜作物 馬鈴薯	246.9	—	7.4	—	55.9	11.1	103.2	22.1	446.6
蔬菜	66.4	32.9	2.2	13.3	13.6	36.9	—	27.4	192.7
計	313.3	32.9	9.6	13.3	69.5	48.0	103.2	49.5	639.3
總合計	9.400.5	272.5	326.6	1.087.3	2.963.4	2.733.9	1.323.4	4.439.0	18.560.5

主要農作物別一晌當り播種量並收穫量

（康德二年度 黑河省公署民政廳調）

作物品	播種法	播種量	一晌當り收穫量		
			不作	平年	豊年
大豆	點播	三（市度）	三〇（市度）	五〇（市度）	八〇（市度）
小麥	撒播	五—六	三〇	四〇	六〇
燕麥	撒播	六—七	三〇	四五	六〇
大麥	撒播	六	三〇	四五	六〇
包米	點播	一	三〇	四五	六〇
谷子	條播	一、五	二〇	三五	五〇
蕎麥	撒播	三	二〇	三〇	五〇
穈子	撒播	一	四〇	六五	八〇
地豆		四〇	二〇〇	三〇〇	五〇〇

第三項　土地利用狀況

本省は北黑線の横斷する璦琿縣を以て西北部大興安嶺の北斜面山岳地帶と、東南部小興安嶺の北斜面の山岳地帶とに二分さるゝも、前者は山岳に富み大森林を以て覆はれ且つ山岳黑龍江に迫り居る關係上、農耕地として利用し得るもの少く後者にありては小興安嶺の斜面なるも、黑龍江右岸の地域は廣大なる平野をなし農耕地として利用し得るもの多く從つて農業も亦發達してゐる地帶である。故に呼瑪縣上地域を森林地帶と稱し、璦琿縣下流地域を農業地帶と稱す。

本地方の交通狀況より見るに從來水路に於ては黑龍江を以て、陸路に於ては璦琿道路（嫩江—孫吳—遜河—霍原—莫津—璦琿—黑河）を以て交通の二大幹線となし、從つて部落も兩幹線の沿邊に發達せる關係上、土地利用も亦之が沿線に限られ、爲めに農耕地として利用せらるゝ地域は黑龍江右岸の低地に多く、從つて本地方農產物の水害を受け易き理由茲に存在するのである。比較的高地にある嫩漠道路（嫩江—漠河）沿線に於ては、大半は森林地帶を縫ひ且つ夏期に於ける交通不便なる爲沿線は農業振はず、今日に於ては道路も亦廢棄せられてゐる狀態である。地勢上より見れば大小興安嶺の斜面黑龍江に迫り、且つ山岳丘陵に富み平地乏しく從つて總面積に對する可耕地面積は約一割に過ぎざるも、本地方總面積廣大なる關係上其の可耕面積は其の率に比し廣大にして約一、一四三、六八四晌に及ぶと稱せらるゝも前記交通の關係上利用し

得ざる平地亦少しとせず。康德二年に於て作付せられたる面積は總面積に對し約千分の一、六九、可耕地面積に對しては約一、六二四%に過ぎず、曠漠たる未耕地あるを窺知せらるゝであらう。

康德二年度に於ける土地利用狀況に就し見るに各地面積次の如し。

土地利用狀況表

（康德二年十月末現在 黑河省公署民政廳調）

縣名	總面積	可耕地 既耕地 耕作地	撩荒地	小計	未耕地	合計	不可耕地
璦琿縣	1.379.361.2陌	9.415.8陌	26.412.3陌	35.828.1陌	213.667.4陌	249.495.5陌	1.129.865.7陌
漠河縣	4.331.503.3″	272.5″	273.5″	546.0″	99.912.5″	100.458.5″	4.231.044.8″
鷗浦縣	1.432.202.7″	326.6″	—	326.6″	81.681.0″	82.007.6″	1.350.195.1″
呼瑪縣	861.913.8″	1.087.3″	2.164.7″	3.252.0″	89.505.8″	92.757.8″	769.156.0″
奇克縣	124.376.8″	2.963.4″	10.706.0″	13.669.4″	56.958.6″	70.628.0″	53.748.8″
遜河縣	427.716.6″	2.733.9″	2.032.7″	4.766.6″	205.247.7″	210.014.3″	217.702.3″
烏雲縣	1.928.712.9″	1.323.4″	—	1.323.4″	146.781.4″	148.104.8″	1.780.608.1″
佛山縣	495.513.2″	443.9″	—	443.9″	189.774.4″	190.218.3″	305.294.9″
合計	10.981.300.5″	18.566.8″	41.589.2″	60.157.0″	1.083.528.8″	1.143.684.8″	9.837.615.7″
總面積ニ對スル百分率	100.000%	0.169%	0.379%	0.548%	9.867%	10.415%	89.585%
可耕地ニ對スル百分率	—	1.624%	3.636%	5.260%	94.740%	100.000%	—
既耕地ニ對スル百分率	—	30.871%	69.129%	100.000%	—	—	—

次ぎに宣統二年より民國三年に至る五ケ年間に於て開放せられたる民有地に就て見るに、既放地合計は九二五、八九〇晌（六八二、六四〇陌）の廣大なる面積なるも康德二年度に於ける作付面積は一八、二九二陌（漠河縣を除く）にして約二、七〇八%に過ぎず、撩荒地を加算しても約八、七三三%に過ぎずして、開放地の約九割二分は開放の儘荒地として放任しあるを知る。

土地開放より見たる土地利用狀況を示せば次の如し。

土地開放ヨリ見タル土地利用狀況

（康德二年十月末現在 黑河省公署民政廳調）

縣名	總面積	既開放地 既耕地	未耕地	不可耕地	合計	未開放可耕地 既耕地	未耕地	合計	既耕地合計	未耕地合計
璦琿縣	1.870.878晌	48.595晌	11.905晌	—晌	60.500晌	—晌	277.900晌	277.900晌	48.595晌	289.805晌
漠河縣	5.874.977″	—	—	—	—	740″	135.515″	136.255″	40″	135.515″
鷗浦縣	1.942.549″	443″	11.947″	—	12.390″	—	98.840″	98.840″	443″	110.787″
呼瑪縣	1.169.045″	4.420″	8.580″	—	13.000″	—	112.820″	112.820″	4.420″	121.400″
奇克縣	168.696″	18.540″	77.255″	14.205″	110.000″	—	—	—	18.540″	77.255″
遜河縣	580.127″	6.465″	278.385″	115.150″	400.000″	—	—	—	6.465″	278.385″

烏雲縣	2.615.984″	1.795″	198.205″	—	200.000″	—	880″	880″	1.795″	199.085″
佛山縣	672.082″	602″	129.398″	—	130.000″	—	128.000″	128.000″	602″	257.398″
合計	14.894.338″	80.860″	715.675″	129.355″	925.890″	740″	753.955″	754.695″	81.600″	1.469.630″
總面積ニ對スル百分率	100.000%	—	—	—	6.216%	—	—	5.067%	0.548%	9.867%
開放地ニ對スル百分率	—	8.733%	77.296%	13.971%	100.000%	—	—	—	—	—

前記調査以降に於ける最近土地利用狀況に關しては調査資料完からず之を明かにするに至らざるも民國十二年以降、所謂農業全盛時代に於ては耕作面積五萬晌乃至六萬晌と稱せられ農家一戸當り耕作面積も十晌以上に達し優秀なる農業地帶なりしも、民國十八年に於ける露支紛爭により農民逃避し、或は勞働者並に役畜等の不足により、或は大農機具の破壞により農耕不可能となり、爲めに農業は著しく衰微し、康德元年度に於ては耕作面積は僅かに一四、七〇三、五陌に過ぎず農民は食糧不足或は春耕に於ける種子の不足を訴ふるに至り、省公署に於ては取敢へず小麥種子の減價配布を實施し應急救濟の策を講じたのである。爲めに康德二年度に於ては耕作面積一八、五六〇、五陌に擴大せられ、康德元年度に比し三七五七陌の耕作面積を擴張するを得たのである。尚ほ康德三年度に於ては、康德二年度に實施せられたる馬匹購入と相俟つて、本省民約五萬五千名の食糧の自給自足を計り、農民を督勵し、更に耕作面積を擴張する計畫である。

農家一戸當平均耕作面積

（康德二年度 黑河省公署民政廳調）

縣名	農家戸數	耕作總面積	農家一戸平均面積
璦琿縣	二、四五一	九、四〇九、五	三、八四
漠河縣	一三一	二七二、五	二、〇八
鷗浦縣	一二二	三二六、六	二、六八
呼瑪縣	二七八	一、〇八七、三	三、九一
奇克縣	七八三	二、九六三、四	三、七八
遜河縣	六八八	二、七三三、九	三、九七
烏雲縣	五九三	一、三二三、四	二、二三
佛山縣	二六七	四四三、九	一、六六
合計	五、三一三	一八、五六〇、五	四、四九

第四項　地價及小作料

本省地方は廣漠なる可耕地を擁して未耕地多く土地の入手比較的容易なると共に一般勞働力の不足せる爲め南滿に比し小作人を優遇する傾向を有す。凡そ小作には金納小作と物納小作の二に分つ事が出來るが金納小作は璦琿縣の一部に有するのみにして他は物納小作である。阿片作付の行はれし當時は阿片作付のみに就て金納小作が行はれてゐたのである。當時納入期は阿片に關してのみ收穫期前なりしも現在に於ては金納、物納齊しく收穫後となつてゐる。

小作料としては金納に付一晌地六圓とし物納に於ては定額小作に付小麥六甫より十甫、元豆十甫度、包米十五、六甫、分益小作に付九一淸法八二淸法七三淸法六四淸法等にして通常六四、七三最も多し。

契約は口頭にして租帖を作成せず、契約の解除は双方收穫後より翌年正月迄に之を行ひ當該年の植付けに支障を來さざ

る如くするを通例としてゐる。土地返還の際には「借地不折屋」を行ふ。

不作の場合は「不上刀不納租」「水淹事不納租」「霜打可不納租」の習慣を實行しあるも、全般的にあらざる不作は農會長等の斡旋により小作料を減額するを通常とし滯納には利息を付せざる事としてゐる。

小作人の多くは活料農作にて生活資料のみを得、農閑期には木耳採集、採金其他副業に従事するを普通とす。

土地價格に就ては康德二年十月省公署の調査に係る左表により其の大様を窺知し得るであらう。

各縣土地價格調査表

（康德二年十月現在 黑河省公署民政廳調）

縣別	區域別	地目	等則	毎畝價格	毎畝生産量	備考
璦琿縣	黑河市內	街基	甲	（毎丈方）一三・〇〇		
		〃	乙	一〇・〇〇		
		〃	丙	七・〇〇		
	璦琿城區警察署區域	城內街基	甲	二・〇〇		
		〃	乙	一・五〇		
		〃	丙	一・〇〇		
		城外各村宅耕地	普通	（毎畝）三〇・〇〇		
		耕地	上	四・〇〇	產小麥 三斗	
		〃	中	二・五〇	產小麥二、五斗	
		〃	下	一・五〇	產小麥 二斗	
		生荒		・六〇		
	西四嘉警察署區域	耕地	上	一五・〇〇	產小麥 三斗	該區近邊ハ黑河市農民多ク蔬菜ヲ栽培スルヲ以テ地價特ニ高シ
		〃	中	六・〇〇	產小麥二、五斗	
		〃	下	三・〇〇	產小麥 二斗	
		生荒		・八〇		
		各村宅地	普通	三〇・〇〇		
	東崗警察署區域	耕地	上	一三・〇〇	產水稻 五斗	該區ハ概ネ水田ナルヲ以テ價格比較的高シ
		〃	中	五・〇〇	產小麥 三斗	
		〃	下	三・〇〇	產小麥二、五斗	
		生荒		・八〇		
		各村宅地	普通	二八・〇〇		
	大五家警察區域	耕地	上	二・二〇	產小麥二、五斗	
		〃	中	一・五〇	產小麥 二斗	
		〃	下	一・二〇	產小麥二、八斗	
		生荒		・五〇		
		各村宅地	普通	一五・〇〇		

張地營警察署區 城		耕地	上		一・二〇	産小麥二、八斗	
		〃	中		一・〇〇	〃 二、二斗	
		〃	下		・八〇	〃 二斗	
		生荒			・五〇		
		各村宅地	普通		一〇・〇〇		
鴎浦縣	第一區	耕地	上	(毎畝)	一〇・〇〇	産菜類約値百元	縣城耕地毎畝春秋二季ニシ各種菜類ヲ栽培ス
		〃	中		八・〇〇	産菜類約値六十元	
		〃	下		五・〇〇	産菜類約値四十元	
		街基	上	(毎丈方)	三・〇〇		縣城街基ハ賣買ナキモ現時ノ地方情務ニ按ジテ表示ス
		〃	中		一・八〇		
		〃	下		・七〇		
	第二、三區	宅地	上	(毎丈方)	二・〇〇		郷鎭耕地ハ賣買セザルモ適宜評價記入ス
		〃	中		一・〇〇		
		〃	下		・五〇		
		耕地	上	(毎畝)	四・〇〇	産小麥八甫特	郷鎭耕地ハ賣買セザルモ上記生産量ハ豊年時ノ計算ニヨル
		〃	中		三・〇〇	〃 六甫特	
		〃	下		二・〇〇	〃 三甫特	

呼瑪縣	警察區	耕地	上	(毎畝)	無		
		〃	中		四・〇〇	産小麥四甫特	
		〃	下		五・〇〇	〃 三甫特	
		街基	中	(毎丈方)	・八〇		
		耕地	中		・二〇		
奇克縣	第一區 縣城	街基	上				
		〃	中	(毎丈方)	一・三三		
		〃	下		一・〇〇		
	第二區 車陸	〃	上				
		〃	中		・四〇		
		〃	下		・二〇		
	第三區 千岔子	〃	上				
		〃	中		・四〇		
		〃	下		・二〇		
	第四區霍勒漠津	〃	上				
		〃	中		・三〇		
		〃	下		・二〇		

	第一區 縣城	耕地	上	(每畝)	二・五〇	小麥大豆雜糧曲一、五斗至三斗	
		〃	中		二・〇〇	〃	
		〃	下		一・五〇	〃	
	第二區 車陸	〃	上		一・八〇	〃	
		〃	中		一・五〇	〃	
		〃	下		一・〇〇	〃	
	第三區 干岔子	〃	上		二・一〇	〃	
		〃	中		一・六〇	〃	
		〃	下		一・〇〇	〃	
	第四區霍勒漠津	〃	上		一・八〇	〃	
		〃	中		一・五〇	〃	
		〃	下		一・〇〇	〃	
遜河縣	第一區	耕地	上	(每畝)	一・五〇	產小麥三、五斗	該縣ハ三區ニ分タレ第三區耕地チ最良トシ第一區之ニ次ギ第二區最モ惡シ街基ハ僅カニ縣城ニ一處アルノミニシテ今後交通ノ便多キニ從ヒ地價モ亦漸次提高スベシ
		〃	中		一・〇〇	〃 三斗	
		〃	下		・五〇	〃 二斗	

		街基	上	(每丈方)	五・〇〇		
		〃	中		二・〇〇		
		〃	下		・五〇		
	第二區	耕地	上	(每畝)	一・三〇	產小麥 三斗	
		〃	中		一・〇〇	〃 二、五斗	
		〃	下		・五〇	〃 二、五斗	
	第三區	〃	上		一・八〇	〃 五斗	
		〃	中		一・二〇	〃 三、五斗	
		〃	下		・八〇	〃 二、五斗	
烏雲縣	第一警區	耕地	中	(每畝)	二・〇〇	產小麥 四斗	
		街基	上	(每丈方)	・三〇		
		宅地	上	(每丈方)	・二〇		
佛山縣	縣城外	耕地	上	(每畝)	二・五〇	產小麥 三斗	
		〃	中		二・二〇	〃 二、五斗	
		〃	下		二・〇〇	〃 二斗	
	縣城內	街基	上	(每方丈)	・一八		該縣下ニハ現在街基ナシ賣買價格ハ原領價格ニヨル
		〃	中		・一三		

第五項　農業經營

（一）耕種方式

本地方の農業は光緒三十四年（一九〇八年）以降漢人の移住を劃期として、大いに開發せられたのであるが周知の如く本地方は氣候寒冷にして、無霜期間短く、且つ僻遠の地にして交通極めて不便なるため、農產物の市場への搬出意の如くならざるに依り農耕勞力不足し、且又金鑛勞働者に禍され、勞銀頗る高價なる等不利なる條件により農業の發達は大いに阻害せられ著しく遲滯せるの觀がある。其の耕種方法に於ては今尙舊法を墨守し、毫も改良工夫を加ふることなく開放以來、粗放農業が行はれて居る。自然的條件並に經濟的條件の劣惡なる本地方に於ては必然的に粗放農業が行はる可きであるが、本地方の農業の特異性は上述の不利なる條件の補足策として、肥料を使用することなく、且つ家畜を使役し以て最少限度の人力による掠奪的粗放農業なりと言ひ得るであらう。

本地方に於て行はれて居る農業の經營を見るに次の三農法に大別することが出來る。

（イ）燒畑式

燒畑式とは草原、森林及森林の伐採地に火を入れ其の燒跡の灰土を耕土に鋤き込み作物を耕作する耕種方式である。漢人の移住以前に於ける滿洲旗人の佔耕せる時代に盛に行はれたるものの如し。黑龍江沿岸の草原地並に低地は有機質に富むを以て、地表を燒拂ひたる跡は豐沃なる農耕地となり、十ケ年間は無肥料にて繼續耕作することを得、且つ僅かの勞力を以て耕作し得るのである。今日都市並に主要部落附近に於ては見ることを得ざるも僻地方面に於ては今尙此の法式が相當行はれて居る。

（ロ）休耕式

休耕式とは耕地を一定年間休耕し、地力の回復を俟ちて更に作物の耕作を行ふ耕種方式である。本地方農業の大部分は此の休耕式にして、地味肥沃なる關係上作物の繼續耕作も長く、且つ廣大なる未耕地を有するを以て休耕期間も亦長期放任しあるを以て長期休耕式と言ひ得るであらう。休耕式耕種法は燒畑式と同樣何等肥料を施すことなく、作物を繼續耕作なすものにして、爲めに固有の養料著しく奪取せられ、如何なる豐沃なる土地と雖も生產漸次減退す。然るに次に休耕することにより土壤の風化作用、降雨並に雜草の腐敗物、土壤細菌等の齎らす養料等によつて漸次地力を回復するに至るものである。

本地方の土地を觀るに農業開發の最も古き瑷琿縣地方に於ては大部分休耕式による農業行はれ熟地は一定期間休耕しあるも開墾當初掠奪農業を行ひたる故地力減退し、休耕により養料の還元能力薄く、十ケ年以上の繼續耕作せる豐沃なる土地に於ても、第二次以降の耕作に於ては耕種の繼續年限は短縮され略々五ケ年位にして、更に撩荒地として休耕する現狀にして、新開地たる遜河縣並に烏雲地方の土地に比する時は地力著しく減退せるを觀る。

（ハ）自由式

自由式とは一定の規定なく隨意に市場の需要の大なる商業作物の耕作を行ふ耕種方式を言ふ。商業作物とは需要の伸縮大にして生產期間の比較的短く、且つ幾回も收穫をなし得る作物であつて、蔬菜類、果樹類、花卉類等を指す。元來白由式は都市の郊村に發達する耕種方式である。本地方は主として蔬菜栽培にして都市附近並に金廠附近の村落に於て、極めて小部分行はれて居る。需要者の嗜好並に消費量の尠き關係上、此が栽培及び輸送は非常に不活潑である。然るに本地方の主要都市は概ね金廠の開發に伴ひ發達せるもの多く、且其の地方に於ける農業は此等採金業者に供給する蔬菜栽培に源

を發することは特に留意すべき點である。

上述の如く本地方に於て行はれて居る農業の中、自由式は蔬菜栽培にして極小範圍に限られ農作の主要作物たる普通作物の栽培は、前記燒畑式並に休耕式による耕種方式の範圍外に出でず。原始耕種方式たる燒畑式よりも稍々集約的な休耕式に於ても粗放の範圍を脫せず、凡そ農業經營を集約的に行ふべきか、又は粗放に行ふべきかは其の地方の自然的條件並に經濟的條件に據る可きである。即ち自然的條件並に經濟的條件の優越なる地方には、集約的農業が行はる可きであり、之が劣惡なる地方には粗放農業が行はる可きである。條件の共に劣惡なる地方に徒らに集約農業を導入すれば必然的經營に無理を生ずるは明なる事象である。農業經營の自然的條件並に經濟的條件の劣惡にして、且つ面積尨大なる農耕地を有する地方に於ては、原始耕種方式と雖も燒畑式の如き粗放耕種方式は看過すべからざるものあり、又長期休耕式の粗放耕種方式も亦必然の農法と稱し得るであらう。

經濟的條件の共に劣惡にして且つ面積尨大なる農耕地を有する地方に於ては、原始耕種方式とは雖も燒畑式の如き粗放耕種方式は看過すべからざるものであり、又長期耕種方式も亦必然の農法である。

然るに既に述べたる如く璦琿地方に行はれて居る休耕式に於ては行詰れるの觀あり、農業經營の組織改善の研究は舊來の農法を以て比較的正しき合理的方式に改善するか、或は牧草を繁殖して圃場の改良を計り家畜を入れて穀倉式に、或は合理化せる輪栽式に導くか、兎角農業經營の組織改善の研究に於て、集約農業の指導研究のみに走り、粗放農業の指導研究を疎にし勝なる今日、本省地方に於ける農業經營の組織改善は、特殊農業地域として更に研究せらる可きである。

（二）耕鋤法

本地方の農業は所謂大陸性氣候により乾燥農業地帶と稱せらるゝ地域にして、耕鋤法は作物の種類及勞働の分配上より役畜の使役し得る程度幾分異るも耕作から運搬收穫に至る迄家畜を使役し、所謂用畜農業に屬す。概して農耕用地廣大な

るため粗笨なる農法行はれ、役畜を使役し就中役畜としては耕鋤法及農具の關係上馬匹を使役するもの多く牛を使役するは極めて稀である。其の起耕、整地等には多數の牽畜を必要とし一犂丈（鐵犂又は洋犂と稱す）に最少限馬匹二頭を用ひ、且つ收穫機（割地機）の運轉に至つては、五頭以上の馬匹を必要とし爲めに農家は役畜として馬匹二三頭乃至六頭を飼養せるも、全く馬匹を有せざる農家約二割以上に上る見込にして、概して本地方の役畜不足し、熟地の耕作を放棄休閑するの止むなき實狀に置かれてゐる。

（イ）耕耘法

農耕方法は自然的要件に適する如く永年經驗の結果として乾燥地農業に順應すべき方法を講じ、所謂翻地又は豁地による場合多し。小麥は五月下旬解氷直後、地下僅かに十糎內外解けたる時に播下せらるゝものなるも多く播下せらるゝ關係上翻地による。此の場合鎭壓を特に充分にし、種子に至る土壤も細管を發達せしめ、土壤中の水分の上昇を計り發芽を促す必要あるも、地面餘りに滑かに失すれば地面蒸發盛んとなり、水分を徒費するの結果となるを以て、地表を薄く鋤き返し、種子の上層に於て毛細管を中斷し、水分の地面蒸發を防ぎ極力土壤水分を保留する方法を講じて居る。

無霜期間の短き關係上各作物の播種は殆んど同一期に行はるゝを以て、經營面積多き農家にありては勞働の分配上小麥の圃場は前年度の農事稍々閑散なる夏季開荒犂を以て、荒地を開墾（開荒）し其の儘冬を越さしめ、土壤の風化を充分にし翌年解氷を俟つて更に整地を行ひ播種する。

犂丈の行程に就て言へば本行程は土質、土壤濕度及び牽畜の體力により差異あり、又耕地、豁地等の場合取付けたる鏵子の大さに關係するも、一日作業十時間とし大略の行程を示せば次の如し。

犂耕別	所用人員	所用馬匹	功程（晌）	備考
耕地	一	二	一、五	洋犂

豁地	一	二	二、〇	木犂
翻地	一	二—四	一、五	洋犂
開荒	二	六	一、〇	開荒犂
種地	三—四	二	二、〇	木犂
培上	二	二	二、〇	木犂

（ロ）圃場一般管理

播種法は麥類を除き普通條播にして點播之に亞ぎ、撒播は特殊なるもの（蕎麥）に限られて居る。但し麥類にありては殆んど大部分撒播にして、之れが收穫に當つては馬匹五六頭を要する割地機割地機を使用するか、或は鎌刀（大鎌）を以て收穫す。麥類の撒播管理法は他地方に於て見ることを得ざる本地方特殊の經營法にして、黑龍江を隔てゝ、露領アムール洲に接する本地方の農業は一に露式農業經營法に由來するものである。條播による麥類の播種は畦巾約一尺、其他の穀類は他地方と同樣二尺の距離に播下す。條播に使用する農具を點葫蘆と稱し穀子、糜子等の如き小粒の種子を蒔くに用ひられ、撒播にありては手にて播下するか或は撒種器（播種器）を使用す。瑷琿縣並に烏雲縣に於ける朝鮮人の經營する水田は苗代を作る事なく種子（籾）は撒種の直蒔である。兎角播種期は氣候乾燥するが故に播種後は木頭輥子により鎭壓して居る。

農民の輪作に對する觀念は經濟的に支配さるゝことなく從來よりの慣習により單に作物本來の吸肥性と土壤中の養料とを考慮し、且つ自家用食料生産を以て地目を變更せしめて居る模樣である。

輪作順序の一例を示せば次の如くなるも同一地方に於ても前述の通り幾分の差を見る。

第一次		第二次		第三次		撩荒地
作物名	耕作年	作物名	耕作年	作物名	耕作年	
小麥	二、三年	大豆、燕麥、白米	二、三年			五、六年
小麥	三年	燕麥	三年	大豆、粟、包米	二年	五、六年
小麥	三年	大豆	三年	燕麥	三年	五、六年

尙前記耕耘法に於て述べたる如く土地開墾後第一次の蒔附に於て、播種期の關係上農民は一般に小麥を播種する慣習あり、又掠奪的農法を行ひ居る地方に於ては同一作物を連年繼續耕作し所謂單栽制度と稱し得るであらう。作物は主として小麥、燕麥なるも燕麥の後に小麥を蒔くことは絕無である。

土地は一般に地味豊沃なるを以て肥料を施用することなく、僅かに菜園に於て馬糞（溫肥と稱す）を施用せるを見るのみとし、除草は鋤頭を使用し概して丹念に行ひ作物生育期間中概ね二回之を行ふ。

中耕は普通除草直後に行ふが故に其の回數も殆んど一致して居る。一般に除草中耕回數の他地方に比し少きは作物の生育期間の短きこと、人煙稀薄にして農業勞働力の不足且つ農業勞銀の高價によるものと思惟せらるゝも、農民自身此の期に他業に從事し農事を閑却するが如き傾向を窺ひ得らる。尙撒播に至りては播種後は何等管理することなく收穫期まで放任し居る狀態である。

收穫の方法は包米の如く草丈高きものは鎌を以て地上二、三寸乃至五、六寸の箇所より刈り取り、之を桿にて適當に束ね、二、三十束を以て此の束二、三十を一纒として穗を上にして互に立て掛け乾燥するを常とす。而して充分乾燥したる後包を捩き取り調製場に運ぶか或は包米柵子に貯藏し、脫穀は通常屋內に於て行はる。小麥、燕麥、大豆、豁子等の如き

丈低き作物にありては根元より刈り取り適宜に束ね、十束内外を一纒として乾燥すれば前者と同樣にして乾燥後は圃場の一部或は住家に接近して設備されたる調製場に運び一時圓筒形に堆積す。調製場は地を良く均し脫穀せんとする作物を該地上に擴げ、牽馬にて石頭輥子を曳かしめ脫粒す。又各村落には各々篤農家ありて打場機（脫穀機）を所有し或は高價なる爲め數名を以て協同購入せるものがあり、主として小麥の脫穀をなす。打場機一日の能力は小麥四〇〇—五〇〇市度、燕麥五〇〇—六〇〇市度（一日十時間作業）にして賃貸により一臺を以て一ケ村或は數ケ村の小麥、燕麥の脫穀を行ふ。斯くして脫穀を終りたる穀物は風選により塵埃を除去し、之を土壁子と稱する穀倉に貯藏するのであるが特に倉子と稱する木造貯藏庫を有するものもある。

（八） 主要作物の農期

本地方は上流漠河縣より下流佛山縣に至る黑龍江右岸に沿ふ長大なる地域を擁し、其の間季節を異にするを以て作業期も亦幾分差異あるも、農民は槪して從來の慣習により陰曆法二十四季節を基準とし、農事に從事してゐる。故に農民各自の氣象觀測並に農民貸借の地方慣習により同一作業期に於ても十日以上の差あるは多く見受けらるゝ所である。其の標準作業期を示せば次の如し。

作物名	播種法	播種期		除草培土			收穫期	
		月日（陽曆）	季節	第一回	第二回	第三回	月日（陽曆）	季節
大豆	點播	五月中旬	小滿以前	夏至	小暑		九月中旬	秋分
小麥	條播 撒播	五月上旬	立夏以後	芒種	夏至		八月下旬	處暑
燕麥	撒播	五月下旬	小滿以後				九月上旬	白露
大麥	條播 撒播	五月中旬	小滿以前	夏至			九月上旬	白露
包米	點播	五月中旬	小滿以前	夏至			九月中旬	秋分
穀子	條播	五月中旬	小滿以前	芒種以後	夏至	小暑	九月中旬	秋分
蕎麥	撒播	五月下旬	小滿以後				九月中旬	秋分
糜子	撒播	五月中旬	小滿以前				九月中旬	白露

次に黑河附近に於ける主要農作物の一晌地勞働分配に就て見るに次の如し。

作物名	勞働別	整地	播種	除草	中耕	刈取	運搬	脫穀	合計	摘要
大豆	人夫	一五	四五	八〇	一五	三〇	一〇	四〇	二三五	點播
	畜役	二〇	一〇		一五		二〇	三〇	九五	
小麥	人夫	二〇	三五			四〇	一〇	四〇	一四五	撒播
	畜役	四〇	一〇				二〇	五〇	一二〇	
燕麥	人夫	二〇	三五			四〇	一〇	四〇	一四五	〃
	畜役	四〇	一〇				二〇	五〇	一二〇	
大豆	人夫	二〇	三五			四〇	一〇	四〇	一四五	〃
	畜役	四〇	一〇				二〇	五〇	一二〇	
包米	人夫	一五	四〇	八〇	一五	二〇	一〇	六〇	二四〇	點播
	畜役	三〇	一〇		一五		二〇		七五	
穀子	人夫	一五	三五	八〇	一五	三〇	一〇	三〇	二一五	條播
	畜役	三〇	一〇		一五		二〇	三〇	一〇五	
蕎麥	人夫	一五	三五			三〇	一〇	三〇	一二〇	撒播
	畜役	四〇	一〇				二〇	三〇	一〇〇	
糜子	人夫	一五	三五			三〇	一〇	三〇	一二〇	〃
	畜役	四〇	一五				二〇	三〇	一〇〇	

（二） 農具

農具は肥料なりと言へる如く、其の地方に使用しある農具を觀ることにより、其の地方に於ける農業の狀況を知るべく

且又農民の勞働狀況をも知ることが出來る。本地方の如く農業經營に於て自然的條件並に經濟的條件の共に不良にして且又面積彪大なる農耕地を有するに於ては、必然粗放農業が行はる。從つて農具に於ても是れに適するもののみ採り入れられ、且又役畜を使役するに適する農具多く、所謂有畜農業なりと言ひ得べく、其の慣習たるや歐米の風に似て大道式農具（洋式農具）を使用するもの多し。最も普及しあるは洋犁（犁丈にして一名鐵犁とも稱す、米國又は獨逸製品なり）にして在來農具の犁丈を使用するもの殆どなし。

(1) 在來農具

農業の粗放的なるにより在來農具も亦、之に適するもののみ採り入れられ、其の種類及數は南滿に比する時、著しく尠く、且つ播種法及其後の管理法簡略なる爲め、之に使用する農具の數尠く之等農具は主として蔬菜栽培に使用せらるゝものである。洋式農具と代り得べき犁丈並に收穫用農具に於ても同樣在來農具の數尠し。

農具の使用年限は地質と關係多く、本地方は所謂黑龍江沿岸の黑土層に被はれ、粘質勝なるを以て使用年限南滿に比し概して短く、且又價格に於ても著しく高價なるを見る。

次に各縣に於ける農業經營面積階級別農家の所有在來農具（洋犁を含む）の概數、使用年限並に價格を表記すれば次の如し。

農具種類、單價、使用年限（在來農具）

（康德二年度 黑河省公署民政廳調）

514117

用途別	農具名	佛山縣 一六晌	佛山縣 一一晌	佛山縣 三晌	奇克縣 一四〇晌	奇克縣 五〇晌	奇克縣 二五晌	奇克縣 一三晌	奇克縣 五晌	呼瑪縣 四二晌	呼瑪縣 三四晌	呼瑪縣 一四晌	呼瑪縣 六晌	鷗浦縣 一七晌	鷗浦縣 一三晌	鷗浦縣 八晌	鷗浦縣 五晌	鷗浦縣 二晌	烏雲縣 五〇晌	烏雲縣 一三晌	烏雲縣 九晌	烏雲縣 四晌	漠河縣 一三晌	漠河縣 五晌	漠河縣 三晌	使用年	單價額	備考
耕鋤及整地用農具	洋犁	一	一	｜	二	一	一	一	｜	二	二	一	一	二	一	二	一	｜	三	一	一	｜	二	二	一	一五	五五、〇〇	
作付用農具	種犁	二	一	一	三	一	二	一	一	一	一	一	｜	一	｜	｜	｜	｜	四	一	｜	一	｜	｜	｜	一〇	八、〇〇	
	錫犁	｜	｜	三	二	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	八	七、〇〇	
	小耘犁	一	一	一	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	八	七、〇〇	
	鐵鍁	一	二	二	二	一	二	一	一	三	二	一	一	二	二	一	一	二	八	二	一	一	二	二	一	五	一、二〇	
	鐵齒耙子	一	｜	一	一	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	一	一	｜	｜	｜	｜	｜	｜	一	一	一	五	一、〇〇	
	鐵耙子	一	一	｜	｜	｜	｜	｜	｜	四	三	｜	三	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	三	｜	｜	六	一、五〇	
	耙子	二	｜	一	三	一	一	一	一	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	一	｜	｜	三	〇、八〇	
	糴子	｜	｜	｜	一〇	七	五	一	一	二	二	二	二	五	三	三	一	一	一〇	三	二	二	一	一	一	七	六、〇〇	
	木輥頭子	一	一	一	二	二	一	一	一	二	一	二	一	二	二	二	一	一	二	一	一	一	一	一	一	八	二、〇〇	
	二齒鈎	一	一	一	一	一	一	一	｜	一	一	一	一	｜	｜	｜	｜	｜	四	二	一	一	一	二	一	六	一、二〇	
	糞鐵	一	一	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	五	一、二〇	
	鎬頭	二	一	一	一	一	一	一	｜	二	一	一	一	三	二	二	一	一	四	三	二	二	一	一	｜	五	一、二〇	
	拉子	一	一	一	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	一	二	一	一	｜	｜	｜	四	〇、五〇	
	大盖桂子	二	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	三	一、〇〇	
	小盖桂子	二	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	三	〇、五〇	
	點葫子	一	一	一	一	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	一	一	一	一	｜	｜	｜	六	〇、七〇	
	把斗子	｜	｜	｜	｜	一	一	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	四	〇、五〇	
	木杴	一	一	一	二	一	一	一	一	一	｜	｜	一	｜	一	一	｜	一	｜	｜	｜	｜	｜	｜	一	四	〇、八〇	

手入用農具		收穫用農具					調製用農具										
鋤頭	剔苗頭	轆轤	鎌刀	草鎌	韮菜刀	鐵叉子	石頭輥子	木叉子	賞把	掃箒	揚掀	扇車子	篩子	籮子	簸箕	碾子	磨
五	|	一	五	|	|	一	三	|	|	二	|	|	一	一	一	|	二
四	|	一	二	|	|	二	二	一	|	二	|	|	|	三	一	|	一
三	|	|	三	一	|	一	一	|	|	一	|	|	一	一	一	|	一
一〇	|	一	五	|	一	四	三	三	|	四	三	一	二	二	二	一	二
五	|	一	三	|	|	二	二	二	|	二	二	一	一	一	一	一	二
五	|	一	二	|	|	二	二	二	|	一	一	一	二	一	一	一	一
四	|	|	二	|	|	二	二	一	|	一	一	一	一	一	一	|	一
二	|	|	二	|	|	一	一	|	|	一	一	|	一	一	一	|	|
四	四	|	三	|	一	四	一	|	|	二	|	|	三	一	二	|	一
二	二	|	二	|	|	二	一	|	|	一	|	一	二	|	一	一	一
二	|	|	二	|	一	二	一	一	|	二	|	一	一	|	二	|	一
二	一	|	一	|	|	二	一	|	|	一	|	|	一	|	一	|	一
三	|	一	二	|	|	二	三	|	|	二	|	一	二	一	二	|	一
一	|	一	二	|	|	三	二	|	|	一	|	|	一	一	一	|	一
四	|	一	三	四	一	二	三	二	|	一	|	|	二	|	二	|	二
二	|	|	二	|	|	|	一	二	|	一	|	|	一	一	一	|	一
二	|	|	一	|	|	|	一	|	|	一	|	|	|	|	一	|	|
一〇	|	|	一〇	|	一	四	四	|	三	二	|	一	四	|	三	一	三
六	|	|	六	一	二	一	三	一	二	二	|	一	一	|	一	一	一
三	|	|	二	一	|	一	二	|	一	一	|	|	一	|	一	|	一
四	|	|	四	三	|	二	二	|	一	二	|	|	二	|	一	|	一
四	|	|	三	|	|	|	三	|	一	一	一	|	二	|	一	|	一
五	|	|	三	四	|	三	二	|	一	一	|	|	一	|	一	|	一
二	|	|	一	二	|	|	一	一	|	一	一	|	二	|	一	|	一
三	三	七	三	三	四	五	半永久的	四	六	二	四	一五	四	三	四	半永久的	二〇
〇、九〇	〇、五〇	一、五〇	二、五〇	〇、六〇	一、〇〇	〇、九〇	三、〇〇	〇、五〇	〇、四〇	〇、三〇	〇、六〇	二〇、〇〇	一、三〇	一、〇〇	一、二〇	八〇、〇〇	大 三五、〇〇 小 二五、〇〇

其他雜具								運搬用具							養畜具		
麵羅	蓆子	繩車子	粱叉	梁鈎	撮子	箱囤	麻袋	二輪車	四輪車	小車	中車	扒力	扁担	筐	鍘刀	馬糟子	猪糟子
一	二	一	三	|	一	三	一〇	|	一	|	|	三	一	|	一	二	二
一	三	|	|	|	|	|	三	|	一	|	|	二	|	|	一	一	二
一	二	|	|	|	|	|	五	|	|	|	一	二	|	|	一	|	二
一	|	一	二	五	二	二	一〇〇	一	三	|	|	五	一	三	一	三	一
一	|	一	一	一	一	二	五〇	二	|	|	|	五	一	二	一	一	一
一	三	|	|	|	|	|	一五	一	一	一	|	二	一	|	一	一	二
一	|	一	一	|	一	|	八	一	|	|	|	一	一	一	|	一	一
|	|	|	一	|	一	|	五	一	|	|	|	一	一	一	|	一	一
一	|	|	|	一	一	|	三〇	二	二	|	|	四	|	|	一	一	二
一	|	|	二	二	一	|	二〇	一	一	|	|	三	|	|	一	一	二
一	一	|	|	|	|	|	二〇	|	一	|	|	二	一	|	一	一	一
|	|	|	|	|	一	|	一〇	一	一	|	|	一	|	|	一	一	|
一	|	|	|	|	|	|	四〇	|	二	|	|	四	|	|	一	一	一
一	|	|	|	|	|	|	一〇	|	二	|	|	二	|	|	二	一	一
二	|	一	|	|	|	|	二〇	一	|	|	|	一	|	|	一	一	一
一	|	|	|	|	|	|	六	|	一	|	|	一	|	|	一	一	一
|	|	|	|	|	|	|	一〇	二	|	|	|	一	|	|	一	一	一
一	|	一	|	|	二	二	三〇	|	四	|	|	一〇	|	|	一	四	二
一	|	一	一	|	四	|	三	|	一	|	|	二	|	|	一	一	一
一	|	|	|	|	一	一	六	|	一	|	|	二	|	|	一	一	二
一	|	一	一	一	二	一	一三	|	一	|	|	二	|	|	一	一	一
一	一	|	|	|	|	|	一五	|	一	|	|	四	|	|	一	一	二
一	|	|	|	|	|	|	二〇	|	一	|	|	四	|	二	一	一	二
一	|	|	|	|	|	|	|	|	一	|	|	二	|	二	|	一	一
一五	二	五	三	三	二	一〇	四	一五	一三	八	八	四	三	二	五	五	五
一五、〇〇	一、二〇	三、〇〇	〇、三〇	〇、二〇	〇、四〇	大 一五、〇〇 小 一〇、〇〇	〇、五〇	四五、〇〇	四〇、〇〇	一五、〇〇	三〇、〇〇	一五、〇〇	〇、五〇	〇、四〇	五、〇〇	四、〇〇	二、〇〇

料斗子	—	—	—	二	—	—	—	—	一	—	一	—	—	—	—	—	—	二	—	—	—	—	—	—	三	〇、五〇
馬刷子	—	—	—	二	一	—	一	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四	一	—	—	一	—	—	二	〇、五〇
要桿子	二	一	一	二	二	一	一	一	二	二	一	三	—	—	—	—	—	—	二	一	—	三	一	二	三	二、五〇

(2) **洋式農具**

洋式農具（機械農具）は主として收穫機及び脫穀機にして、收穫機には刈取機と自刈自束機の二種あり、本地方に於て使用しある洋式農具は在哈爾濱農具輸入商を經由、在黑河輸入商に移入せらるゝものなるが主として米國製品である。洋犁を除く洋式農具を使用しある農家は其の地方に於ける篤農家に限られ、其他の農家は賃借又は請負等により之を利用してゐる。

洋式農具は凡て馬匹牽引によるもので收穫機の如きは馬匹五頭により運轉するのである。本地方に於てトラクターを使用するものは呼瑪縣に於ける三大公司農場のみであるが何分にも一旦開墾された農耕地即ち熟地の耕鋤は深耕するを要せず、從つて牽引力大なるトラクターの如き、動機を必要とせず。且又オイル高價なる爲馬匹使用が有利なる爲今日に於ては使用せず。（三大公司參照）

各縣に於ける農具使用數並に耕地面積を示せば次の如し。

縣名	割麥機	撒種機	打揚機	清糧機	割草機	其他	所有者合計	耕作面積 計	耕作面積 一人平均
奇克	三六台	一〇台	九台	一台	七台	一台	三六名	一、四五六、一晌	四〇、四强
烏雲	五	三	二	—	三	—	七	一三四、六	二六、九强
呼瑪	二二	一二	三	四	二	—	八	—	—
鷗浦	六	—	二	—	一	—	七	七五、〇	一二、五
漠河	二	—	—	—	—	—	二	二〇、〇	一〇、〇

△**洋式農具工程表**　（一日十時間作業）

農具名	所要人員	所要馬匹	作業面積	作業數量
割麥機	四名	五頭	五	
撒種機	二	二	四	
打揚機	五	九	—	五〇〇—六〇〇甫度
割草機	一	四	—	乾草六〇〇甫度
清糧機	五	九	—	小麥一〇〇甫度

△**農具賃貸料**　（一日）

農具名	賃貸料	備考
割麥機	一晌ニツキ二圓五角	人夫一名馬匹ナシ

撤種機	一晌ニツキ小麥一布度	同
打揚機	一日　一六圓	同
清糧機	一布度ニツキ　五分	機械ノミ

第六項　農家副業

自然的條件並に經濟的條件の共に劣悪なる本省に於ては農業經營極度に制限せられ、其の經營面積亦狹少にして自家用食糧並に家畜飼料の生産のみに止り、爲めに農家經濟は主業たる農業經營は外に農閑期（主として冬期）に於ける副業經營により補足せらるゝこと大なるものがある。斯くの如く萎縮せる本省農家經濟の更生を圖るためには主業たる農業經營の改善はもとよりなるも副業經營に俟つもの多し。從つて其の適當なる種類は地方の産業經營の狀態、氣候風土等の自然的條件及び地理的關係其他の諸種の事情により夫々異なるのであるが、今日の如き單純なる農業經營の改善に當つては出來得る限り種々の生産及び加工要素、即ち副業を採り入れ、仕事の繁閑を調節し、收入の增加を圖らねばならない。斯くの如く農家副業は本省農家經濟上重要役割を占め又其の種類少しとしないが其の主要なる者に就て述ぶれば次の如くである。

（一）冬期間の伐木集材

木材の消費地並に流木の關係上、主として璦琿縣上流各縣に於て多く行はるゝ處にして、冬期間伐木集材の可能勞働日數は約百二十日とし概して農民數名の協同出資（勞働、運搬、食料品等）により陰曆十月上旬頃より入山し伐木に從事するものであるが、獨資經營によるもの亦なしとしない。

今之が副業利得を示せば次の如くである。

伐木集材費

放樹的　一本ニツキ　二五錢—二〇錢

趕扒犁　月　三〇圓—二五圓

大炊夫　月　一五圓—一二圓

筏運搬費（漠河基準）

木材數量　五〇〇本（約一、八〇〇〇石）

人夫　看水的　一名

抱招把　一〇名

經費

給料　八〇〇圓　看水的　一名　三〇〇圓
抱招把　一名　五〇圓

食費其他　一〇〇圓

計　九〇〇圓

賣價　二、五〇〇圓

建築用材　三〇〇本　一本　七圓

薪材　二〇〇本　一本　二圓

平均一本價格

木材一本ニ對スル諸掛リ（一本平均三、六石）

伐木費　一圓
筏經費　一圓八十錢
税金　一圓八錢（石當リ三十錢ノ見積リ）
計　三圓八十八錢
差引殘額　一本ニ付キ一圓二十二錢

二、木柈の伐採並に木炭製造

木柈の伐採は前項の木材伐採と同樣、冬期結氷期中に行はるゝものにして、特に冬期に於ける燃料及び解氷後に於ける黑龍江を上下する船舶の燃料供給によるものである。之が伐木集材は前項と同樣にして、一ケ年消費量は約三十萬石と稱せられ、本省農家副業の大宗をなすものと稱し得るであらう。

今副業利得の一半を窺知する爲め例を烏雲縣に引き康德元年度船舶に賣却せられたる木柈を示せば左の如し。

地名	木柈數量	單價	總價額
縣城	八七五沙申	三圓	二、六二五圓
雪水温	一七九〇	三圓	五、三七〇圓
上道幹	七〇〇	三圓	二、一〇〇圓
下道幹	三五〇	三圓	一、〇五〇圓
常家屯	八〇〇	三圓	二、四〇〇圓
計	四、五一五	三圓	一三、五四五圓

尙佛山縣に於て康德元年度船舶に賣却せられたるものは二、五〇〇沙申にして總價額九、三七五圓と推定せらる。

木炭製造は滿洲人の生活樣式に影響せられ、廣く普及せられず、鐵爐に於て少量消費を見るのみである。近時黑河及び北黑沿線に於て需要せらるゝに至り、之が製造喚起せられ、目下璦琿縣に於て奬勵しつゝあり、製造法幼稚なる爲品質良好ならず。

三、木耳の採取

木耳（キクラゲ）は滿洲料理主として家庭料理に多く用ひらるゝもので、滿洲人の好食物である。

木耳は柞木（楢類）に自生するものにして黑河下流、遜河、烏雲、佛山の三縣に於て多く採取せらるゝを見る。木耳の採取林は柞木林に限られ（柞木の樹齡一〇〇年以上を適當とす）即ち農閑期に柞木林を伐り倒し其の儘放任し置き、柞木の自然腐敗を俟つ。然る時三年目の六、七月の雨期、降雨の後に木耳自生するのである。採取能力は約三ケ年である。採取期が農耕期と重複するを以て採取勞働者を使用する場合あり、採取林所有者と勞働者の契約は採取木耳を二分するを普通とす。

今木耳產出狀況に付主要產地烏雲、佛山兩縣康德元年度產出量を例示すれば次の如し。

縣名	木耳輸出量	單價	總價額	移出先
烏雲縣	八、三三五布度	六、五〇円	五四、一七七、五〇円	哈爾濱
佛山縣	七五五	七、〇〇	五、二八五、〇〇	哈爾濱

四、山貨採取

主として狩獵にして「オロチョン」族の生業とする處なるも、滿洲人も亦副業として從事するもの多し。主として灰鼠、兎、狼、猞猁等の獸類にして毛皮類の移出を主とす。

五、紅豆の採取

紅豆は漠河縣の特產にして露語にて「ヤーカタ」と稱し、原產地に於ては「ヤーカタ」が通用語である。漠河下流、アームル卡より上流吉拉林に至る一帶の粗森林地帶自生する高さ一尺內外の極く矮性の植物にして、一本に一〇個乃至一五個の果實を結實す。熟期は八月初旬より十月中旬にして此の期に採取するのである。採取は塵取に似たる採取器にて梳き取り、石油空鑵の容器に入れ運搬するのである。採取地は漠河二〇滿里の附近一帶にして且つ又採取作業の簡單なるにより、輕き一日の仕事として、一名二布度內外の紅豆を採取し得るを以て、農民の殆んど全部は之が採取に從事す。

本地方に於ける「ヤーカタ」の採取は民國七、八年に始まり其の以前に於ては露領庙兒街（ニコライスク）地方にて採取せられたるものなるが、世界大戰後採取苦力減少したる爲め、本地方產出「ヤーカタ」が之を壓倒せしものである。

特產「ヤーカタ」は露人嗜好物にして、果汁は飲料に使用し、其の他釀酒及菓子の原料として多年、哈爾濱、北支方面に五千布度乃至一萬布度の出荷を見、其の價格も二萬紅洋內外を算したるも、支那海關接收以來、二重課稅問題に逢着し、最近はハルピン方面にのみ移出され、果實酒の原料、露西亞料理に愛用せられ、其の移出量減少したるも、更に康德元年三月北滿鐵道讓渡後露人の減少により「ヤーカタ」の移出漸減するの傾向を示してゐる。

「ヤーカタ」の移出は專ら哈爾濱商人の掌中にあり、「ヤーカタ」出廻期には每年購買員を漠河に派遣し、所用量の買付け、容積六、七布度入りの樽詰とし、船舶にて輸送す。

最近數年に亘る「ヤーカタ」產出狀況を見るに次の如し。

年次	產出數量	單價		總價額	
大同元年度	二、四一一布度	江洋	二、〇〇円	江洋	四、八二二円
大同二年度	九、一一一	〃	二、〇〇	〃	一八、二二二
康德元年度	一、八九〇	國幣	一、六〇	國幣	三、〇二四
康德二年度	一、五五一	〃	一、二〇	〃	一、八五一

註　大同元年は馬占山兵變により產出及移出激減せるによる。

六、養畜養禽及養蜂

農家は耕作用として馬匹二、三頭を飼養する外、副業として牛、豚を飼養し、家禽を飼育してゐる。本省に於ける家畜家禽の生育を觀るに、極めて劣等にして且つ著しく晚熟なると共に肉用としては屠體步合惡しく、繁殖率亦極めて低く之等家畜、家禽の品種改良は今後大いに期待する處である。

乳牛飼育に就て見るに本省は地理的に黑龍江を隔てゝ、露領アムール洲に接し、且つ新移民地にして、住民の大部分は出稼者にして婦女子の數少く、爲めに白系露人婦女子を娶りて妻とせるもの多し。彼等露系婦女子は養牛に慣れ、且つ日常牛乳を消費するため、自家用又は販賣するの目的を以て乳牛を飼養せるもの少からず。

養羊は未だ廣く普及せず、僅かに璦琿、呼瑪、遜河に於ける一部農家に飼育するを見るのみである。康德二年度より遜河に於て之が品種改良を計劃實施してゐる。

養蜂は遜河縣に於て試驗中にして、康德二年度に於て成績良好を示せるを以て康德三年度より積極的に獎勵する計劃で

ある。

七、物資運搬

本省は僻遠の地にして、黒龍江水系による船舶並に北黒線を除けば、交通機關發達せず、爲に奥地物資の運搬は、農民の手に依つて行はるゝものであるが、特に結氷により船舶の停船後は車馬及扒犂(橇)により運搬せらるゝのである。特に黒龍江氷上並に奥地金廠地帯に結ぶ道路は物資運送頻繁にして、商隊を組んで黒龍江氷上を滑り、對岸露領村落を眺めつゝ遠く驛站の燈火を目標に、掛聲勇ましく滑走するのは蓋し本省獨特の風景であらう。之等運搬は一日四圓乃至五圓の收入あり、農民の副業として看過す可からざるものである。

八、勞　働

(1) **農　業　勞　働**

本省地方の農家に於ては一晌或は二晌の零細農相當に多く、彼等は農耕期に於ては主業たる農業を營む外、農業勞働者として從事するもの多し。概して本省地方は人煙稀薄にして勞力不足し加ふるに採金勞銀の割高なるに支配せられ農業勞銀も亦高價なるを以て之による收入尠からず。且又農業熟練勞働者として一般苦力より勞銀割高である。

(2) **金　廠　勞　動**

冬期間或は夏期の農閑期に砂金採取に從事するを最も利とし、夏期に於ては黒龍江沿岸にて採取し、冬期に於ては金廠に於て之に從事す。一日一・五圓乃至二圓の收入となり農家の副業として最も有利なるものである。

九、捕　魚

黒龍江並に其の支流より漁獲せらるゝものにして、特に鮭捕獲を以て有名なるも、今日に於ては全く漁利薄く農家の副業として價値なく、主として自家用に供せられるゝ程度にして、市場に出廻るもの極めて少量である。

第二節　鑛　業

第一項　金鑛業概説

(一) 沿　革

前清朝に於ては漢民族の滿洲移住を許さず、一種の鎖國主義を執つた爲め遠く黒龍江省への移住はなかつた。然るに露人は夙に西比利亞に於ける鑛業經營を目的として多數移住したが、日露戰爭前迄露國政府は西比利亞に於ける鑛業權を個人に許可しなかつた。從つて黒龍江對岸の是等露人は前清同治年間(一七五〇年頃)より弱國視せる支那側の黒龍江省に進出し來り、巧に土人キーリン族及び朝鮮人を利用して金鑛の探險、試掘を開始したのに端を發し、續いて採金に必要なる自衛的設備と支那軍襲來に備ふる武裝的防備を爲したのである。光緒初年漠河金鑛を發見してより露人の集まる者數千他方清朝の紀綱も漸く弛みたるに乘じ、漢人亦漸次北進移集し光緒八、九年間(一八八二年—一八八三年)には露、支人蝟集して採金に從事するもの一萬數千人に達した。當時該地方には行政官署存在せざりし爲め、耶爾都格河一帶の支那領砂金地は殆んど是等露支人に依つて自由に組織せる一獨立國土を成し、右二箇年間に於て漠河の産金高約二十一萬九千餘兩に達し、利權の回復に努力し、新に巴卡才溝を開鑛せしも不幸翌年一月漠河溝にて病歿した。茲に於て鑛業者大いに哀惜し同地に廟宇を建立し北清金鑛の山神として祠つた。日露戰役後露國は鑛山權を個人に解放し、東部西比利亞鑛業の振興を計りしを以て自國領にして金鑛豐富なる西比利亞方面に至り、茲に露人の盜掘も漸く其の跡を絶つたので、北滿洲の主要金鑛は官辦に歸し、採金辦法を制定して金鑛局を設け、各地に檢査員を派遣して採金者及び金鑛を調査せしめ、採金者を支那人に限定し、外國人の採集を封禁することとした。

然るに北滿洲の金鑛が官辦に歸してからも、經營法の幼稚なると、馬賊の横行等に起因して甞ての隆盛を期する能はず、漸次凋落に傾いた。

其の後歐洲大戰後露國革命に依つて西伯利亞の採金業停頓し、數千の支那側鑛夫はロシア金鑛より引揚ぐるに及んで、北滿採金事業は劃期的發展を來たしたのである。即ち當時璦琿、大黑河は之等華工の集合地點となり、彼等はロシア鑛山に於て習得した技術、知識を以てアムール河沿岸の支那側領域に於て採鑛を始め、法別拉河流域の金鑛を發見し採金業は殷賑を極むるに至つたので、遂に支那側政府の注目する所となつた。此より先光緒八年(一八八二年)時の北洋大臣李鴻章は北滿金鑛の開發を露清兩國帝室の合同事業となすべく露國政府との間に妥協を見たが、光緒九年には璦琿より軍隊を派遣し、越境して採金せる露人を境外に驅逐して金鑛を占領し、李某を北滿金鑛總辦に任じ光緒十五年には總局を漠河に置き、漠河金鑛は官營に歸する事とした。之れ支那側官辦に係る黑龍江金鑛開發の嚆矢をなすものである。續いて露人の盜掘者より漠河、奇乾河、巴卡才、大平溝、觀音山、梧桐河の六金鑛の引繼ぎを受けたが、依然露人の盜掘は終熄するに至らなかつた。日清戰爭當時は尙ほ創業事務に忙殺せられ、後漸く其の緒に就かんとして偶々光緒二十六年の北淸事變となり、露國兵の襲擊を受くるに至り、當時李總辦は北京に在りしを以て其の難を免れたが、漠河砂金坑夫の殺害さるるもの三百名に達し、砂金採取業は玆に一頓挫を來したのである。露人は北滿の戰勝に乘じ猛烈に盜掘を始め就中呼瑪金鑛の如き露人盜掘地の主なるものであつたが、北淸事變平和克復後李總辦は歸山し鑛業他方支那人出資者を求めて、民國八、九年頃より積極的に經營し、多量の金を產出する多數の商辦金廠を成立せしめた。

偶々民國十二年夏、黑河上流地方に於て、逢源金廠が良砂金層を發見し、公稱純利金三十萬元(實際は百萬元に近かるべしと謂はる)の巨利を博するや、利に捷き支那人は全く金鑛熱に浮かされ、大黑河の南北諸流域には無數の採掘權登錄され、大小の金鑛公司相踵で簇立し其の數實に三十に達した。然れども之等支那側金鑛會社は多く投機的の泡沫會社(土着小商人、官吏、鑛夫等を株主とする十元乃至百元位の極めて小資本のもの)にして、其の經營宜しきを得ざるは勿論、各公司間に鑛區の爭ひより紛擾を釀すと共に、含金量豐富にして採掘し易き鑛區は大部分掘り盡し、殘存の箇所は金苗稀薄の箇處のみとなり・民國十四、五年頃には一、二公司を除き大缺損を來したるを以て、一時さしも勃興せる金鑛熱も消滅するに至り、殊に民國十八年露支事變の影響は甚大にして斯業を殆んど破滅に瀕せしむるに至つた。

然るに滿洲國建國さるるや馬占山の兵變其他の治安に對する不安は勞働力の減少を來し更に惡材料を加へたるも康德元年五月十五日採金會社の設立に伴ひ、本地方一帶の官有鑛區は採金會社への政府出資により該會社の所有に歸する事となつた。而して該會社は同鑛區を請負により經營せしめ、現在に及んでゐるが

(1) 國境の政治的不安の解消により勞働資本技術の流入を容易ならしむる事
(2) 物資價格が漸落の傾向にあり、從つて苦力及企業家の實質收入增加
(3) 採金會社の統制により企業經營が合理的になりつつある事
(4) 金相場の漸騰に依る企業採算の有利化

等の理由に依り漠河金鑛發見當時の如き狂奔的ゴールドラッシュの情勢再現出を豫想する事難かるべきも漸次發展の機運にあり、殊に北黑線開通に伴ひ、一般物價の低落傾向を齎らし、又工事雇傭勞働者の轉じて採金苦力に轉じたるに依る勞働力の增大、或は採金會社の經營資金放出に依る運轉資金の潤澤化更に北滿產金會社のドレッヂャーの設置等諸種の原因により著しく好影響を與へ、依然本地方は滿洲國最大の產金地帶の王座を維持し採金事業の將來は益々洋々として多望なるべしと思料せらる。

(二) 砂金含存及採堀狀況

黑龍江沿岸砂金床の埋藏量に就ては露人アーネルト技師の推定に依れば約三千五百噸と稱せらるゝが假りに埋藏量の三

割が經濟的採取量とすれば一千〇五十廸（現在の相場を以てすれば約三十五億圓）は今後の産金量として豫想せらるゝ所であり、其の莫大な富量は以て察すべきである。

金の分布狀態は（一）黑龍江に流入する呼瑪爾河、旁烏河、アムール河、神仙洞河、漠河、烏瑪河、溫河等の諸川一帶（二）松花江に流入する嫩江及び其の支流一帶（三）吉林省南部、東部國境方面及び牡丹江と其の支流一帶の以上三地域に區分し得るが、要するに舊吉黑兩省の河川流域及び山嶽地方一帶は所謂含金地帶である。而して本省一帶は爾餘の地方に比し遙かに産金量多く全滿洲の八五％以上に及ぶと稱せられ全滿産金地の随一である。之れは此の地方の砂金床が露領ネルチンスキー、ザオード及ゼーヤの金床に連絡する所謂アンガラ楯狀地の砂金床なる所より推して其の間の消息が略ぼ肯かれる所である。

砂金の含存狀態は左記A、Bの何れかに屬するのであるが、Aに屬する砂金床は比較的僅少で大部分はBの部類に屬する砂金床と一般に信ぜられる。

A、片磨岩若くは花崗岩地等にて岩石中に小粒の金を含むか又は微細な含金石英脈が岩石中にあつて、其れが分解し土壤を形成した場合、土壤は風雨の爲機械的又は化學的に運搬溶解せらるるも、中に含有する小量の金は比重の關係から遠方に運搬せらるゝことなく其の地に沈積して次第に集中したもの、即ち原地沈積である所から所謂原始砂金鑛床と名付くるもの。

B、河床及び河床の平野並に舊河床等の砂礫中に含存するもの所謂淺砂鑛床で、北滿の金は殆んど全部之より産出する。含金層の深度は一定せぬが、地表下淺きは五、六尺より深きは六、七十尺を越ゆることあれど、概して十尺乃至二十尺の間に在つて特に下盤が岩石に接する部分に於て含金量が多い。而して含金層の厚さは之亦一定しないが略ぼ二、三寸より三、四尺の間である。

而して近時日本人の金鑛地方に入るもの漸增し來り、新式ボーリング法に依る探鑛試掘を試みられるに至つたが、一般滿人は尙ほ依然として舊式の方法を續けて居る。而かも彼等の所謂探砂金苗、即ち砂金層の探鑛には結氷後に探鑛員を派遣するものであつて普通十二名を三班に分つ。之に要する費用は約一千圓と謂はれる。

其の方法は長さ六尺、幅四尺位の長方形の穴を掘下げ、深さ十二、三尺で砂金層に達すると一定の距離を隔てゝ、同樣の作業を繰返し、鑛脈の幅及長さを測るのである。冬期結氷中の作業とて凍結を解くに非ざれば到底掘り得ない。仍つて先づ地表で薪を燃燒して穴を掘り、以後其の穴の中に燒石を投じて蓋をする。而して二、三時間後に復た掘初めるのである。

（三）採金方法

(1) 採掘

採掘の方法は從來全部手掘で機械力に依つて居るものは無い。採掘は大體流水法と掘起法とに二大別する事が出來る。流水法と言ふのは朝鮮で行はれた方法で之は水流を導いて含金層を洗流し掘採と流金を同時に行ふ方法で、掘起法に比し一日の長があるけれども地勢の關係では之を行ひ得ない場合が多く、之を行ひ得る場合でも水流の加減を誤る時は金粒を流出し又は土砂間に埋沒するを免れず、相當の技術を要する。之は砂金層が山の中腹に有る場合高處から其砂金層まで水道を引ひて其砂金層を水中に崩し入れ砂礫をかき上げつゝ金粒を沈澱せしめて之を淘汰する方法で、水流は砂金層を崩し入れるに從つて漸時其水路を變更して行くのである。

掘起法には露天掘と坑道掘とがある。露天掘は砂金地を幾つかに分割し低い方から表土を取拂つて砂金層に達し之を採取する方法であるが、此砂金地に水流がある場合には水流が砂金地を通らない樣に砂金地の上流から其流路を變更する樣に水道を作つて砂金地の横を流れる樣にする。（此水道を浮水道と言ふ）尙砂金地の中央にも水道を作つて湧水を放出し

て居る。之の浮水道及湧水は淘汰用に使用するのが普通である。
坑道掘は堅坑を掘つて砂金層に達し之を掘り擴げて採取する方法で、普通井ロの廣さは五尺に二尺五寸位で砂金層に於ては九坪位まで掘り擴げて居る。砂金層を坑外に持ち出す方法は間島方面では朝鮮式に坑道の一方に階段を造り下から順次手渡して上げて居るが黒河では跳釣瓶を使用して井外に出して居る。本省地方で地下が氷結して掘れない場合には燒石を投入して氷を解かして掘り進むのである。

(2) **淘　汰**

淘汰法は圖解によるにあらざれば說明し難いのであるけれども、大體を示せば馬大溜法、大溜法、小溜法、搖簸法と言ふ様な方法がある。

馬大溜法と言ふのは傾斜面から水平に棧橋の様な物を造り此棧橋に馬車で砂金層を運び之を其下にある漏斗の中に流水と共に落し入れ其下に設けた水樋を流しつゝ樋底に金粒を沈澱せしめる方法で、水樋は十度乃至二十度位の勾配を持ち長さは一丈七、八尺であるが之を二段三段に設ける場合もあるが、本地方では殆ど一本である。樋底には毡布を敷き金網を以て上部を覆ふて砂石の混入を防ぐ様になつて居る。又水樋の下部に柳の小枝で編んだ簀子を敷く事もあるが餘り用ひて居ない様である。

大溜法と言ふのは馬大溜の小規模のもので、方法は同一で只流水を導いて樋を流し之によつて淘汰する方法で、樋は外國では四段五段と連續し居るのもあるけれども、滿洲では大體一本で樋の裝置も至極簡單で一向研究されて居ない様である。

小溜法と言ふのは五尺に三尺位の水槽を造り、槽底に毡布を敷き上部に金網又は葦子の類を用ひて砂石の混入を防ぎ砂金層を入れ水を流して之を搖り動かしつゝ砂金を毡布に收攬する方法で、最も一般的に行はれて居る方法である。尚黒龍

江下流方面では露西亞人の技術を習得した結果之に水銀を用ひて居るのもある。尚流水を利用する方法（馬大溜法大溜法等）は結氷期には不適當である爲湯を沸かして此の小溜法に依るか又は溜池を掘り其水を解かして溜板により淘汰して居るのである。尤も溜池で淘汰する場合には完全に淘汰する事を得ないから一度淘汰した砂金層を殘して置いて夏期に改めて淘汰して居る。

四、金廠の經營方法

本省は舊政權當時の固有鑛區及び舊黒龍江省官銀號所有鑛區は採金會社設立に伴ひ、全部同會社の所有となりたるも、建國前民有鑛區は依然、當時設定せる期限に從ひ、民有を認められてゐる。即ち本省の金鑛鑛業權は、採金會社鑛區及び民間鑛區に二大別する事が出來る。

採金會社の所有鑛區は一般民に經營を左の條件の一に依り委託經營をなさしむ。

（一）採金會社は請負者に對し採金全部を會社に納入せしめ別に請負料として産金價格に對する一定步合を給付す。

（二）委託經營者は金利及び貨利（金鑛經營者が金廠苦力に對し物資を販賣し之によりて得らるべき利益）の一定步合を採金會社に納付す。

その他、會社の委託經營者はその鑛區の一部を更に下請負せしむる場合がある。

而してこの委託經營者は左の二方法に依り金鑛を經營する。自帶金制度及滿收金制度即ち之れである。

(1) **自帶金制度**

自帶金制度とは金廠（金鑛事務所）に於て金廠、四鑛丁の生活資料の獨占販賣をなすのである。この賣店の物價は極めて高價で從つてこの利益は莫大なものである（後述呼瑪縣富拉牢金廠參照）金廠は鑛區內に働く鑛丁をして彼等の收得せし砂金を以て、賣店より物資の購入をなさしむるのである。而して物資を購入したる餘剩砂金は、鑛丁の所得となるので

ある。即ち、採取せる金の餘剩の自帶を許すを以て自帶金制度と稱す。この結果金廠の得る物資賣却に依る利益及び收受せる砂金を高價に賣却して得た利益の和が金廠の利益である。この制度は産金の自帶を許可せる鑛丁はそれを沿邊の砂金收買店に於いて換金するのである。收買店は購入した砂金を中央銀行に納入せば可なるも、彼等は概ね 地方商人 なれば黑河商人、黑河商人なれば哈爾濱商人と商取引を有するを以て、彼等商人の決濟資金に充當され、結果中央銀行に納入されず、所謂國外流出金となる惧れがあるのである。

(2) **滿收金制度**

鑛丁の得た砂金全部を金廠が一定の價格で强制買上げをなす制度である。而して鑛丁はこれに依り得たる金錢を以て金廠に於いて經營する。物資專賣所に於て生活必要品を購入するのである。この場合金廠は先づ砂金買上げの際中央銀行の收買價格より安價にて買上げをなす故この利鞘に依り利潤を得ると共に物資販賣に依り更に收益するのである。

この制度は前述の制度に比して産金流出の惧れなきも買入標準價格が市價より低き故、鑛丁は之れを喜ばず、金廠成立の第一條件が移動性多き鑛丁を定着せしめ、苦力數多きを加ふれば即ち金廠利益の增大を意味するを以て鑛丁が斯る制度を喜ばざる時は金廠に勞働者の蝟集する阻害をなし勝ちである故その點不利を來すべきは明かである。

現在滿收金制度は採金會社委託金鑛に三四六を算するもその他は採金會社、既設民間鑛區を通じて殆ど自帶金制度である。

（五） 産金の集散狀況

滿收金制度金廠に於ては産金は全部採金會社を經て中央銀行黑河支行に買收さるゝも、自帶金制度金廠にありては、物資專賣に依り代價として納入せる金は直ちに中央銀行に納入され、鑛丁にして砂金を自帶せるものは、商店に之れを賣却するものである。

此等金鑛地方の商人は直接に哈爾濱、富錦方面と取引する資力に乏しいのみならず、金鑛地方には黑河商人の支店や代理店が非常に多い所から、之等商人の手に渡つた砂金は殆んど總て黑河の本店或は卸賣店に移動するのであつて、黑河を經由せずに直接他の地方へ搬出せられる樣な砂金は極めて僅少の量に過ぎない。乃ち黑河の上流地方に對して占める經濟的實力は絕大であつて、上流地方の諸物資は總て黑河の商人を通じて仕入れられる所であり、一方金廠經營者も殆んど總て本據を黑河に置くが故に、砂金の大部分は一應黑河に集中するのであり、從つて上流地方に於ける砂金の過半も同樣である。

斯くの如く黑河の商店に集中した砂金は砂金の儘或は精練の上中央銀行に買上げられるのである。茲に康德元年八月より二年九月に至る中央銀行の各自別買上價格及數量表を揭ぐれば次表の如くである。

買進生金數量價格統計表

（由康德元年八月份起 至康德二年九月份止）

康德二年十月二十九日　（單位グラム）

	採金會社		一般		總計	
	純金	價款	純金	價款	純金	價款
康德元年八月份	8,575.56	27,441.79	56,928.85	181,501.89	65,504.41	208,943.68
〃 九 〃	17,266.48	55,252.72	86,438.64	275,581.88	103,705.12	330,834.60
〃 十 〃	16,461.29	52,676.11	72,217.92	230,244.27	88,679.21	282,920.38
〃 十一 〃	22,395.15	72,190.07	27,342.01	88,002.29	49,737.16	160,192.36
〃 十二 〃	13,734.34	44,636.55	20,224.57	65,474.96	33,958.91	110,111.51

康德二年一月份	8,636.50	28,586.00	9,210.30	30,714.24	17,846.80	59,300.24
〃 二 〃	17,151.12	57,456.2	7,781.64	25,976.66	24,932.76	83,432.88
〃 三 〃	23,503.38	79,909.85	18,314.17	61,919.92	41,817.55	141,829.77
〃 四 〃	19,954.01	68,841.33	22,974.77	78,957.30	42,928.78	147,798.63
〃 五 〃	31,333.07	108,099.05	46,167.19	158,662.67	77,500.26	266,761.72
〃 六 〃	27,686.33	95,517.80	91,592.81	314,776.75	119,279.14	410,294.55
〃 七 〃	24,453.94	84,366.04	98,676.85	339,122.67	123,130.69	423,488.11
〃 八 〃	86,330.04	302,154.93	92,066.48	320,640.10	178,396.52	622,795.03
〃 九 〃	58,045.44	203,158.88	111,905.99	390,092.79	169,951.43	593,251.67
總計	375,526.95	1,280,287.34	761,842.09	2,561,667.79	1,137,368.74	3,841,955.13
最高價格		3.50		3.4859		
最低價格		3.20		3.1883		

備考　右表に採金會社とあるは採金會社より買入れたるものにして一般とあるは商店或は個人より買入れたるものである。

尙ほ黒河市內砂金收買店に就て表示すれば次の如し。

黒河市內砂金收買店調査表

（康德元年八月現在　滿洲採金會社黒河總局調）

商號（項目）	設立	資本 組織	資本 金額	財東	經理 姓名	經理 出身地	店員數	備考
萬發源	大同二年	合	二、一〇〇（幣國円）	張耀貴、呂璽亭、袁福	張耀貴	山東	八人	金店
慶和盛	―	―	―	―	―	―	―	―
萬發德	大同二年	合	二、〇〇〇	王善亭、呂璽亭	呂璽亭	山東	五	雜貨
和順東	〃	〃	一、五〇〇	陳松山	陳松山	〃	八	〃
和盛永	宣統元年	〃	四〇、〇〇〇	七名	孫毓藻（商會長）	〃	一三	雜貨呉服
寶隆玉	―	―	―	―	―	―	―	―
寶隆源	大同二年	獨	五〇〇	趙廣志	趙廣志	山東	四	首飾
興泰號	〃	〃	三〇〇	王作嘉	王作嘉	〃	五	〃
福元號	〃	合	六、〇〇〇	張子亭、張香圃、郭春亭、張文升	張子亭	〃	一〇	雜貨
鴻順祥	大同元年	獨	三〇〇	張蔭柏	張蔭柏	河北	三	首飾
同合利	宣統三年	合	一〇、〇〇〇	李仲卿、張國卿、李相侯	李仲卿	山東	一三	食料品
新美金店	大同二年	獨	二〇〇	于炳德	徐雲鐸	〃	二	金店
復聚昌	大同二年	合	五〇〇	趙和卿	楊香亭	山東	四	雜貨
萬合公	大同元年	獨	三〇〇	岳瑞	岳瑞	河北	三	首飾
益興號	〃	〃	七四	賈向午	―	―	四	〃
瑞昌金店	―	―	―	―	―	―	―	―

雙聚福	―	―	―	―	―	―	―
瑞興鴻	―	―	―	―	―	―	―
德慶祥	大同二年	獨	一、六〇〇	于懷卿	于雲慶	―	六	雜貨
東合成	〃	〃	三〇〇	王蘭生	―	―	一	―
榮業昌	大同元年	〃	三、〇〇〇	劉榮廷	張旭東	河北	七	酒類
元茂昌	大同二年	合	三〇、〇〇〇	許寶山、外三名	王貫亭	山東	一六	吳服
福興久	〃	〃	三、五〇〇	張福亭、郗芳久、張晉周	姜福堂	河北	八	雜貨
福源太	大同元年	獨	三〇〇	姜福堂	姜福堂	奉天	三	首飾
復盛祥	大同二年	合	四、三〇〇	李殿呂	季殿呂	―	七	雜貨

（備考）組織中「合」及「獨」は「合資」及「獨資」の略。

上記の收買店は各々聯合して統一ある經營を行ひ買上價格も完全な協定の下に行はれてゐる。その價格は中央銀行價格と平均一分安である。中央銀行は一般より買入れをなしつゝあるも、斯く中銀より格安を知りつゝ然かも一般收買店に賣却するは一は、官廳式繁瑣なる中央銀行を厭ひ、從來よりの取引先たる商人との取引安易なると二には直ちに品物を購入す可く而かも收買店は、雜貨商を兼營するを以て極めて簡易に所要必需品を購入するを得る等の理由によるものである。

過去に於いては中央銀行買入價格より市中價格が常に高價なりし爲、何人も中銀に賣却するもの無く、市內の商店に集つた金も中央銀行の手に渡らず、哈爾濱、齊々哈爾の商人に決濟資金代りに用ひられ、或は又、相場が上海建にて動いて居た爲め巧妙なる連絡密輸網により國外に散逸せるものゝ如くであつた。又當地方、殊に上流地方に於いては物資供給困難なりしを以て、特に物資の缺乏する冬期間には、露領「トルグシン」の設けなき所は「コォペラチブ」より物資を購入しその代價として砂金を以て支拂ひ、其の結果國內產金の蘇領逃避の現象を呈した。

然るに現在に於いては中銀の金買入價格は、上海標金又、日本銀行建値より著しく高價なる爲、一部哈爾濱と商取引の慣習上黑河商人より哈爾濱商人に渡る以外は全部中央銀行に納入せられ、一部哈商に渡る金は、從來哈商が中央銀行より少々高價にて金の買入れをなし、その代り賣品を賣り付け、而かも哈商は商品價格を高くして金の高價買入れの差額を轉嫁するといふ方針を取つてゐるものゝ如くである。されば金の高價買入れのみに眩惑されたる黑河商人も斯くの如き內部事情が明瞭となるに從ひ金の哈爾濱流入も漸次消滅すべしと考へらる。又蘇聯領內への金逃避も、蘇聯及び滿洲國の國境警備の嚴重化に伴ひ、又康德三年二月一日を以て「トルグシン」廢止されたるを以て、其の跡を絕つに至つた。

（六）黑河省金鑛業同業公會

金廠經營同業者の共同利益を增進し經營合理化を計るを目的とし民國二十一年十二月創立し、滿洲建國後大同二年十一月之を改組した。本會の目的となすものは第一章總綱第二條にある如く「本公會以維持增進同業公共利益及矯正營業三幣良爲宗旨」であり、會務は第二章五條に於いて「(1)關於改良發展同業間業務事項(2)籌議避免回業間無益競爭事項(3)關於同業間調處及評議事項(4)關於受商會及官府委託鑑定事項(5)關於同業之統計及調査編輯之事項(6)關於工商法規之研究及建議事項」となつてゐる。

會員は本省內各金廠の經理或は主體となる可き人を以て組織され康德三年一月末現在に於いて二十三金廠の代表者を網羅してゐる。其の組織は會長副會長以下董事若干名を以て組織し黑河南大街門牌電家九號に事務所を有するも現に活動の見るべきものはない。

第二項　金鑛業縣別概要

（一）璦琿縣金鑛業

本縣下に於ける金鑛業に付康德二年十月末現在調査に基き各金廠別に詳述するであらう。

(1) **逢源金廠**

黒河上流法別拉河南岸にあり、黒河の西南方一五〇支里に位す。民國五年前黒河榷運局長（鹽務局）李旭光等の發見に係り、官商合辦の振遠公司を組織し、先づ樺樹派子で開採に著手したが結果面白からず中止し、其の後民國八年當初の出資者中再掘を計畫せるものあり、新出資者を加へ、資本金八千元の商辦逢源金鑛股份公司を組織し再開せるや漸次成績優良となるを以て增資し更に民國十二年には從來の株式組織を合資組織に改め、次いで同年十月には大平金廠の委託經營を引受け業務の擴張を行つた。現在は所謂既設民間鑛區にして資本金十萬圓である。

鑛種　砂金
鑛區數　九鑛區
鑛區位置及面積　法別拉河流域　十方里二百十四畝
經理氏名　徐翔九　高靜任
鑛廠主管人　李月樓
資本額　一〇〇、〇〇〇圓　合資
從事員數　技術員一名　事務員一四〇名　鑛丁　六三〇名
領照年月日　民國十二、十三、十四年

成分　九一、一
作業可能日數　三五〇日

本金廠の產出額は民國九年より同十二年に至る四年間の合計は七萬一千八百七十兩（約二、六九五瓩）同十三年より十五年に至る三年間二十七萬八百五十六兩（約六、四〇七瓩）同十六年には約一萬六千兩（六〇〇瓩）に達し、發起人優先株配當二十萬元、普通配當六割の好記錄を有し當時支那全國最大の金鑛と稱せられた。

茲に本廠康德二年中各月別產金量及鑛丁數を示せば次の如し（鑛業公會調）

月別	產金量	鑛丁數
1 月	1139.03	350
2 月	840.77	350
3 月	1.075.66	540
4 月	1.754.65	544
5 月	1.413.10	596
6 月	1.077.56	636
7 月	1.924.80	1.022
8 月	3.343.60	1.039
9 月	4.553.14	1.012
10月	4.649.48	875
11月	1.889.52	875
12月	—	—
合計	23.665.47	7.839

(2) **德源金廠**

所在地　璦琿縣五里雅河
資本金　七、一四三圓
鑛種　砂金
鑛區數　三鑛區

鑛區面積　八方里

經理人氏名　徐寶家

鑛區主管人　徐寶家

從事員數　事務員十五　鑛丁數二六〇

作業開始　民國十三年五月

領照年月日　民國十三年五月

成分　八三、〇〇

作業可能日數　三五〇日

產金量　二四、四九二ゾロ（康德二年度）

鑛業權者　徐寶家

茲に康德二年中各月別產金量及び鑛丁數を示せば次の如し。（鑛業公會調）

月別	產金量	鑛丁數
1月	48.66	70
2月	24.95	100
3月	34.77	240
4月	50.09	240
5月	133.53	280
6月	387.79	290
7月	267.14	225
8月	374.36	24
9月	266.72	265
10月		
11月		
12月		
合計	1597.17	1.734

(3) **大吉金廠**（康德二年十月停辦）

所在地　瑷琿縣宋家屯

資本金　一〇、〇〇〇圓　獨資

鑛種　砂金

鑛區數　一鑛區

鑛區面積　二方里六七畝二〇方丈

經理人氏名　王紫屏

鑛區主管人　王紫屏

從事人數　事務員二　鑛夫一〇

作業開始　民國十四年四月十二日

領照年月日　民國十四年四月十二日

鑛業權者　王紫屏

成分　八八、〇〇

作業日數　二四〇日

(4) **凌源金廠**

所在地　瑷琿縣德盛溝

資本金　六、〇〇〇圓　合資

鑛種　砂金

鑛區數　二鑛區

鑛區面積　五方里
經理人氏名　王垂南
鑛區主管人　王垂南
從事員數　事務員四　鑛丁　一六〇
作業開始　民國廿一年一月一日
領照年月日　民國廿年十二月九日　民間鑛區
鑛業權者　王垂南
成分　七三、二〇
作業日數　三五〇日

茲に康德二年中各月別産金量及鑛丁數を示せば次の如し。（鑛業公會調）

月別	産金量	鑛丁數
1月	1.03	2
2月	10.02	7
3月	26.61	19
4月	45.46	43
5月	47.89	42
6月	20.38	22
7月	16.05	16
8月	11.13	15
9月	8.86	13
10月	7.05	15
11月	7.00	13
12月	8.75	14
合計	209.76	221

(5) **裕邊金廠**

所在地　瑷琿縣刺爾濱河

資本金　三六、〇〇〇圓　合資
鑛種　砂金
鑛區數　二鑛區
鑛區面積　二方里二二五畝
經理人氏名　顧德禮
鑛區主管人　邱響五
從事員數　技師　事務員五　鑛丁　二七
作業開始　民國十五年六月
領照月日　民國十三年八月　民間鑛區
成分　九三、〇〇
作業日數　三五〇日

茲に康德二年中各月別産金量及鑛丁數を示せば次の如し。（鑛業公會調）

月別	産金量	鑛丁數
1月	21.15	20
2月	21.86	18
3月	22.49	26
4月	37.38	32
5月	23.29	42
6月	49.26	37
7月	44.17	36
8月	36.86	31
9月	41.87	36
10月	45.93	28
11月	36.38	40
12月	45.44	38
合計	426.28	384

(6) **古溪金廠**

所在地　滿別拉河支流　東蘭河、西南河
基本金　七、五〇〇〇圓（國幣）合資
鑛種　砂金
鑛區數　一
鑛區面積　二方里
經理人氏名　劑畫舫
鑛區主管人　張先敬
從事員數　技師六　事務員　一二　鑛丁　七一
作業開始　民國十四年六月一日
領照月日　民國十四年五月六日
鑛業權者　利祖蔭、韓永利
成分　八二、〇〇
作業日數　三五〇日

茲に康德二年中各月別産金量及鑛丁數を示せば次の如し。（鑛業公會調）

月別	産金量	鑛丁數
1 月	118.06	32
2 月	76.06	37
3 月	194.88	55
4 月	227.66	51
5 月	292.15	42
6 月	127.05	40
7 月	205.05	77
8 月	317.48	83
9 月	271.82	71
10月	242.66	65
11月	190.20	56
12月	120.67	55
合計	2391.90	664

(7) **阿凌河金廠**

所在地　阿凌河
經理人氏名　王丙岩
資本金　六、〇〇〇圓
成分　六五、〇〇
從事員數　鑛丁　一七〇
鑛業權者　採金會社鑛區
産金量　三、二四九ゾロ（康德二年七月より十二月に至る六ケ月間）

茲に康德二年中各月別産金量及鑛丁數を示せば次の如し。（鑛業公會調）

鑛丁數	産金量
101	514.13
50	310.30
96	1036.11
75	593.84
74	607.72
45	450.43
164	648.41
130	678.83
141	541.65
236	911.18
233	665.92
130	450.83
1.475	7410.78

月別
1月
2月
3月
4月
5月
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月
合計

(8) **開泰金廠**

所在地　小太平溝
經理人　宋殿文
鑛種　砂金
鑛業權者　採金會社鑛區
成分　八四、〇〇

(9) **福源金廠**

採金會社　鑛區
所在地　八車力河
資本金　五、〇〇〇圓
鑛種　砂金
鑛經理人氏名　呂鼎洲
成分　六七、〇〇
鑛業權者　採金會社
鑛丁數　一六〇
產金量　一、六四八ゾロ（康德二年九月より十二月に至る四ケ月間）

(10) **至誠金廠**

所在地　二道河子
鑛種　砂金
資本金　二、〇〇〇圓
鑛區面積　二方里四百二十畝
經理人　林佩鄉
從事員　鑛丁　二十一
鑛業權者　林佩鄉
成分　八八、〇〇

(11) **德安金廠**

所在地　全陽河、外二處
資本金　三〇、〇〇〇圓
鑛種　砂金
鑛區　(1)五世德基　(2)全陽河　(3)二道伯爾德利
作業開始　康德元年七月
經理人氏名　王天營
從事員數　鑛丁　六三〇
鑛業權者　採金會社
成分　九〇、〇〇　產金量　三三、五九三ゾロ（康德二年度）

康德二年中月別産金量及鑛丁數　（鑛業公會調）

月別	産金量	鑛丁數
1月	1881.70	450
2月	1390.90	450
3月	1952.89	530
4月	1821.27	560
5月	1713.75	899
6月	769.76	687
7月	3815.31	819
8月	6742.54	814
9月	5369.32	883
10月	3852.15	594
11月	1262.62	450
12月	974.67	451
合計	35.646.57	7.677

(12)　**源利金廠**

所在地　拖泥河
資本金　二〇、〇〇〇
鑛區面積　二方里
經理人氏名　仲子元
鑛種　砂金
鑛廠主管人　于恒喚
從事員數　技師　二　事務員　四　鑛夫　四〇
作業開始　民國十六年四月二十日
領照月日　民國十六年二月十日
成分　九〇、〇〇
作業日數　三五〇日

本縣内金鑛は以上の如くであるが尚ほ新發見鑛區にして目下（康德二年二月十日）採金會社に採掘許可申請手續中のもの二十件にして内五件は會社より監督官廳に手續中である。

◉ **興安金廠**

興安金廠は本省管下に屬せざるも、經濟的に黑河に依存するを以て特に茲に記載するを便宜とす。

本廠は宣統三年春李學綷等の發見に係り同年七月開掘し當初商辦合資組織に依り總局を餘慶溝に置き餘慶溝金廠と稱し、古龍幹河上溝、同支溝、古瑪拉江の四箇處に分局を設置した。餘慶溝の產金盛なりし頃は苦力二萬人一箇年百布度の產金を見たが、民國二年資本金大洋二萬元後に八萬元に增資せる官商合辦に改組後經營宜敷きを得ず資金に窮し、民國八年には、黑河の中國、交通兩銀行より借款額十二萬元に及び每年の缺損六萬元に達せるを以て、遂に民國十二年呼瑪縣長孫燕堂が官憲を動かし之を買收し資本金大洋十四萬元の興安金廠公司を組織した。舊餘慶溝金廠は嘗て興安嶺を越えて嫩江上流に及び餘慶溝、古龍幹大溝を始め五道溝傳爾格力溝、鐵爾汽大溝汗達氣等に於て採金せるが、興安金廠となるに及び更に南下して嫩江流域採掘に從事し查爾格力、閣拉溝、泥鰍河溝、阿拉汽等の百望鑛區を發見し、江省金廠に一新地區を闢くに至つた。之等新金鑛は含金層一、二尺より三、四尺にして含金量七五%より九五%なりしも、民國末期には金苗乏しくなり、又匪賊の掠奪により不振となつた。次いで建國後採金會社の鑛區となるに及び漸次經營も改善せられ、產金量も增加し、苦力も蝟集するに至り漸次隆盛に赴いてゐる。

同金廠の經理人は孫絹武、鑛廠主管人は朱洪遠である。

同廠の康德二年度一月より十二月に至る月別產金量、苦力數を示せば左の如し。

月別	產金量	苦力數
1 月	1.330.11	525
2 月	1.124.04	517
3 月	1.851.41	736
4 月	2.989.17	856
5 月	3.186.18	869
6 月	2.068.40	1.374
7 月	4.739.50	1.621
8 月	18.714.22	2.462
9 月	138.25.53	2.016
10月	8.097.08	1.775
11月	4.624.93	1.692
12月	4.523.35	1.782
合計	67.072.04	25.835

尚ほ同金廠各溝の所屬縣名を示せば左の如くであるが就中最も產金量を有するは葡萄溝、阿拉氣、五道溝等とす。

溝名	所屬縣名	備考	溝名	所屬縣名	備考
博拉格里	嫩江縣		罕達河	呼瑪縣	
第一支溝	〃		拉格滿河	〃	
小河力	〃		五道溝	〃	
阿拉氣	〃		古龍幹河（大溝）	〃	三分廠も含む
九道溝	〃	査爾格拉溝とも稱す	古龍幹河（枝溝）	〃	
霍龍門	〃		老溝	〃	
汗達氣	〃		上溝	〃	
葡萄溝	〃		三道溝	〃	
寬河	呼瑪縣		湖通河	〃	

（二）漠河金鑛業

(1) 漠河口金場

△沿　革

光緒七年土人の始て發見せる所に係る光緒十五年李鴻章の北洋大司たりし時、觀音山金鑛と共に北邊々防の一策として官民の出資により漠河金鑛有限公司を組織し直隷總督直轄の下に之を經營した。

資本金二十萬兩とし之を二千株に分ち資本に對する七朱の配當を控除したる純益を二十分し其の十分を追加配當とし殘餘の六分を本省省に納め四分を役員の賞與に分配する等の規定の下に經營したるも業務の監督上山川隔絕の爲監督上多大の不便あり加ふるに採金方法拙劣なるのみならず亂掘後の爲成績捗々しからず其の間多少の金場を發見し間々喜色を呈せるも一九〇〇年（光緒二十六年）の團匪事件に際し一時露國の占領に歸し採金夫の殺害される者三百名に達し露人の蹂躙する所となり盜掘する者多く爲に事業に一頓挫を來した。

光緒二十八年（一九〇二年）之を回收して北洋鑛務總局の直營となし其の後商人をして請負採掘を爲さしむる等屢々變更を見た。

宣統三年に至り黑龍江省直屬の官營となつたが採金額著しく減少し金鑛業不振を來せしに依り之が整理の爲民國八年奇乾河金鑛局（元漠河の分廠、民國三年始めて分立す）を併合し江省廣信公司を容れて官民合辦に改め奇漠金鑛局とした。然るに產金量の減少と新鑛區の未發見の爲に民國十五年遂に僅かに神仙洞附近及阿瑪匝爾河上流地域に餘喘を保ちつゝあり。經營不振の爲奇漠金鑛局は解散するに至り同地方產金地帶は黑龍江省農鑛廳にて開放し採金苦力の自由採掘に委ね且負擔の輕減を計る爲各人より每月官金二四多羅（約一分）を徵收し、採金執照一枚に就き工本費として一元を徵收することとなし其の他の各種稅金は免除する事とす、而して採取したる砂金は凡て官銀分號に於て買收する方針を樹つ。

然るに滿洲建國及康德元年五月三日滿洲採金株式會社設立に依り滿洲採金株式會社の設立を見、同法第七條に基き漠河金鑛は滿洲國政府よりの現物出資として同會社の所屬となりたるも康德元年十月十八日採金會社は山口縣籍日人門脇壯介に老溝及び小北溝の金場經營を委託したのである。

而して門脇壯介は其の經營權を北滿洲採金株式會社に讓渡、同會社はドレツヂヤーに依る採金計畫を捗々進め居るも目下は舊態依然たる自由裁掘である。

△位　置

漠河金場は漠河の上流にして阿勒昔哈河の支流なる什都河附近及神仙洞上流に散在する漠河縣城を距る西南約七十支里にあり、金鑛道路は險惡なる山道にして峠五個所あり、其間一の平地なし。

△砂　金　床

砂金床は漠河の兩岸に跨り長さ二十支里―二十五支里、幅百四十尺より七百尺に亘る濕土の谿谷にして上部は厚さ三五寸より六尺を有する石炭層を以て覆はれ其の下は七尺より二丈三尺に達する砂金床となる。土壤は至る所水分を含むを以て冬季凍結するも採掘する事を得。砂金は往年は主に塊狀をなせるを以て採取する事容易なりしも近年に至り小粒となり、一布度の土砂中五、六厘の含有量なり含金量八〇%鑛區は二千八百餘畝。

△經　營

大略は沿革中に記せしも其の經營は民國八年奇漠金鑛局當時、總局を漠河に設け分局を縣華溝馬札拉（マジヤール）小化溝、洛古河、漠河及二道盤査等の要處に置きて之を管理した、採金夫は總分局より腰牌（許可證）を給し毎人より毎月金税と稱し砂金一「ゾロトニツク」を課税す、採金工夫の要する一切の食料品は一切廣信公司より供給販賣し其の利得の二割を官貨利と稱して徵收す。

採金夫採取の砂金は金税として納付するものを除く一切は同公司より公定價格を以て買收し之を官金と稱し其の買收利得の五割は官金利として金鑛局に納めしむ。

採金夫出溝の場合は砂金を携帶するを許さず分局及分卡に於て夫々之を檢し若し之に違反するものあれば懲罰せらるるものとす。

商人の構内に入りて貨物を販賣するものは貨物正款として從價の百分の五を課税し正款一圓を納付する毎に雜款として一角を追徵した。

採取せる金の中税金は縣署より一括中央銀行に賣却する外大部分の砂金は現在漠河金鑛地の商人、縣城の商人に物々交換又は賣却の上中央銀行に納入さる。

(2)　**二十一站德利溝金廠**

△沿　革

民國十四年十月二十四日廣信公司派遣、採苗、把頭郭文鄕以下五名の發見に係る、同十五年九月九日廣信公司の經營開始さる、民國十八年當時は最も活況を呈し、一日產金量牛布度（八、一九〇瓩）の出金を見た事もある。（含金量八五パーセント）

滿洲國建國後該金廠は縣公署の管理するところなりしも、康德元年六月十日孫紹明は滿洲採金會社の委託を受け契約に基き、收買沙金量の時價の七割五分採金會社より金廠に給す事となり、資本金壹萬圓を同會社より借入經營をなす。康德二年四月十五日迄は自帶金を許せしも、以後は嚴重に自帶を許さるるに至つた。

△組　織

經理孫紹明は古くよりシベリヤに在りて採金に從事し後黑河に來り、同安採金公司の經理をなせし經歷を有し、經理の

下に事務員及び總稽査、稽査計十五名がある。稽査の任務は採金工の作業を監督し日々の產出金を悉く金廠に收買せしむべく一部をも自帶するを許さず、又各苦力部屋間の作業區域の世話等をなす等の任務あり、其の他採金會社は受託契約に基き事業の指導監督の爲日人を監督として常置せしめてゐる。

△經　營

同金廠は採金會社より一萬圓の資金借入れをなしたる外、黑河德安公司（代表者王天榮）より三千圓の運轉資金の借入をなしたり、採金會社よりの借入金は返濟したるも德安公司の分は未返還の儘である。

金廠經營の利潤は、一は契約に基き採金會社より請負料として收受する利益、即ち一定の價格（調査當時は一ゾロトニツク九圓六角）に依つて收買せし產金を採金會社に納付し、納付せる毎に會社より給付さるる請負科の利益及び物貨の專賣に依る利益即ち之れである。

物資專賣は、本地方金鑛經營が官營を以て開始され、當初人煙稀薄にして採金の爲、苦力を吸收せん爲には先づ物資の移入を必要とす。かくて移入したる物貨は競爭なき爲、獨占高價格を維持し續けたるものにして、當初は單に必要を充足する目的たりしものが後には其の目的を克服して更に金廠經營を維持すべき本來の採金利益よりも往々にして大なる收入費目となつたのである。

故にかゝる專賣制度の維持は何等公法上又は私法上の權利にあらずして、金廠の同所在地に於ける實勢力の强行する所である。例へば同地方には肉屋あれども、肉は金廠物品販賣所非販の賣品目なる故、存在が許さるるも、一般品目として販賣せんとすれば、公司が購賣者たる苦力に對し壓迫をなし又は同販賣店に依る有形無形の壓迫に依り經營の不可能に陷るは直ちに想像し得る所である。かくて構成さるる獨占高價格より生ずる高利潤は所謂山仕事たる鑛山經營の投機的危險負擔のカバーとなるのである。

然るにこの高價格の內容は交通不便から來る高運賃が含まれてゐる。

商品の仕入れ先は全て黑河である。此處で注意すべきは商品の購入と資本家との關係である。企業當金廠は前記せる如く三千圓德安公司より借入をなしたるが、その借入の條件は、金廠仕入商品の全部は德安公司の手を通じてなす事となつてゐる點である。德安公司は仕入れ商品を黑河同合利、日升福、信義隆より購入し黑龍江結氷前に黑河より漠河縣開庫康に汽船便にて運搬、開康庫より馬車にて二十一站迄運搬するのである。一甫度當り船賃四角五分、開庫康よりの馬車賃八角より一圓であり、平均積下りし人足費を込めて一圓四角であるから物價表中より一甫度利益中より一圓四角を差引きたる金額が純益となるのである。

試みに本金廠に於ける主要商品の仕入價格及販賣價格を示せば次の如し。

品名	康德元年販賣價格	康德二年四五六月分販賣價格	現販賣價格	仕入價格
白面	八、〇〇	六、五〇	九、六〇	二、六〇
豆油	一二、〇〇	一〇、〇〇	一四、〇〇	四、八〇
粒鹽	一二、〇〇	一〇、〇〇	一二、〇〇	五、六〇
小米	四、八〇	四、五〇	四、八〇	二、三〇
京米	八、〇〇	七、〇〇	九、六〇	四、〇〇
京米	四、八〇	四、四〇	四、八〇	二、五〇
吉豆	四、四〇	四、〇〇	四、〇〇	二、〇〇

元豆	八、〇〇	六、〇〇	八、〇〇	三、〇〇
面鹹	八、〇〇	八、〇〇	八、〇〇	三、〇〇
粉條	一〇、〇〇	一〇、〇〇	一〇、〇〇	五、八〇
青醬	八、〇〇	八、〇〇	一〇、〇〇	二、五〇
雙醋	八、〇〇	八、〇〇	一〇、〇〇	三、五〇
香油	二〇、〇〇	二〇、〇〇	二〇、〇〇	七、〇〇
大醬	八、〇〇	八、〇〇	一〇、〇〇	五、〇〇
小海米	二四、〇〇	二四、〇〇	二四、〇〇	一五、〇〇
芝麻醬	一二、〇〇	一二、〇〇	一六、〇〇	五、〇〇
洋燭	二四、〇〇	二〇、〇〇	二四、〇〇	九、〇〇
洋油	一六、〇〇	一二、〇〇	一六、〇〇	三、〇〇
雙鶴煙	五、〇〇	四、〇〇	五、〇〇	二、二二
片煙	三二、〇〇	三二、〇〇	三二、〇〇	一二、〇〇
白單衣	二、五〇	二、五〇	二、五〇	一、五〇
棉衣	八、〇〇	七、〇〇	九、六〇	五、七〇
白粗布	三五	三五	三五	一、五〇
藍粗布	四〇	四〇	四〇	一、五〇

白酒	一六、〇〇	一二、〇〇	一六、〇〇	六、〇〇
白糖	一四、〇〇	一二、〇〇	一四、〇〇	一五、五五
紅糖	二四、〇〇	一二、〇〇	一四、二〇	五、五五

(三)呼瑪縣金鑛業

△沿革

呼瑪縣地方金廠の起源は裕利金廠、鑛區中に所在する瓦習力溝を露人が發見したる露人名を冠せるものである。瓦西力溝は發見したるに始まる。其の爲附近一帶に(呼瑪爾河上流百五十支里)金鑛の發見さるるに及び、露支國人蝟集し、漸次發展するに及び、露商和記公司不法に採掘權及物資專賣權を得、その利を專らにせしも、光緒三十四年、江省巡撫之を回收し官營となし駐呼瑪爾河金鑛總局を安娘々溝に設け金鑛に關する一切の事務及び徵稅行政及び簡單なる司法事務の取扱ひをなす事とした。

宣統元年に至り興隆溝、興江溝の二金場を發見し、採金夫日々增加せるを以て、執務上總局を興隆溝に移し、北習力溝北習力支溝、瓦習力溝、興江溝、得勝溝、全勝溝、吉龍江、吉龍支江、金龍溝、西烏勒溝、博西里溝、二道盤査、三道盤査の各地に分局を置き、更に都渥喜喜宣納兩溝間を選びて分局を設け、名付けて都納分局とし、同時に分駐所を都渥喜溝に設けて、採金夫の監督に當り、綏克達、得益兩溝の北習力溝に近接せる地に貨櫃を置く。然るに宣統三年に至り、李學紵等、呼瑪爾金場の下流七十里に金場を發見し同年七月開掘し、當初官監商辦、合資組織に依り之を經營、總局を金慶溝に置き、上溝、古龍幹河、古龍幹河支溝、古瑪拉江口の四ケ所に分局を設く。而して之が監督と徵稅の爲、民國四年黑龍江省財政廳直屬の余慶金鑛局が設置され、同金場は資本金最初二萬圓純益配當は其の十分の二を官に配當するものとし

た。同地は採金比較的容易なるを以て、採金夫蝟集するもの多く、一時約一萬五千に達せりその後民國二年廣信公司開設され金鑛局の許可を得て、曾て不法に收金買貨權を行使せる和記公司の後を受けて、金鑛總局所屬各溝に貨權を設け物資の專賣をなし且公定價格にて採收金の專賣收をなし、會寶溝、三道盤査、達拉牢、慶祥の各溝を經營するに至つた。而して民國三年に至るや、黑龍江官銀號が金山鎭に事務所を設け、官銀號𨈆苗事務所と稱し東烏勒溝金場を經營し、又同年呼瑪金鑛總辦以下事務員間の合資に依り洪西力、玉興力地方の採掘に從事し、名付けて濬源金鑛と稱した。

斯くて前記呼瑪爾金廠、余慶金廠、官銀號𨈆苗公司、濬源公司を稱して五大金廠と地方人は稱したのである。

其の後一般金場の採金量の減少に伴ひ經營、當初に比して面白からず、五大金廠間にも經營の合併をなすもの、或は經營主體の更迭を見たるものあり、即ち、濬源公司は民國七年庫瑪爾河金鑛總局に合併經營され更に同年官銀號𨈆苗公司は廣信公司に合併さるゝ事となつた。當問三大金廠の所屬を記せば左の如し。

(1) 庫瑪爾金鑛總局　二十七溝

興隆溝、金龍溝、北習力、西烏勒博西里、吉龍溝、交布列溝、興江溝、瓦西力溝（光緒三十年）五人露人、二人滿人、二人鮮人、呼瑪地方金鑛の起り

(2) 廣信公司

達拉罕溝、中溝、寶興溝、福興、富拉罕、拉罕（二十一站、德利溝）

(3) 餘慶金鑛

三分處、大溝、五道溝、吳松門、阿哈塔音、四道三二道溝、上溝、老溝、支溝

民國十七年に至るや、經營不振に陷りたる餘慶金廠を當時の呼瑪縣長孫燕堂等の斡旋に依り、資本金十四萬元の興安金廠を組織す。更に民國十八年には庫瑪爾金廠は商人顧德禎の請負となり裕利金廠となる。然れども依然金廠局は存在し、金廠の監督及徵稅事務に當つて居たのである。

滿洲事變起るや本地方一帶は、兵亂匪害に災され、經營主採金夫の逃亡に依り混亂せる各金場は縣公署の一時的管理下に在つたが、採金會社の設立に及び、本地一帶の在來鑛區は、同會社の所有する所となり、目下經營中の各金廠（裕利金廠を除く）は採金會社との請負契約或は更にその下請となつて經營をなす。

△金　廠（康德二年九月調）

(1) 福興公司金廠

採金會社との關係	經營方法	資本金	金質	物資の移入先及び經路	從事苦力	所屬鑛區名
金利貨利の二割を請負料として徵收す	經理張賢敬なるも、古溪金廠も兼營なるを以て平常時陸振邦代表す、事務員數十名黑河鑛業公會內に張房あり自帶金制度創立康德二年春	10.000圓	82%	黑河同合利信義隆より買入をなすも、前記商店か金廠の資本的な關係はなし金山鎭に陸揚をなす	200餘	福興溝、二龍溝、大平溝、達拉罕溝、東烏勒

(2) 達拉罕金廠

採金會社との關係	經營方法	資本金	金質	物資の移入先及び經路	從事苦力	所屬鑛區名
福興公司の下請をなしその契約は金利貨利の二割を提成	經理夏德才、事務員二名、創立康德二年春自帶金	3.000圓	82%	福興公司と共同購入をなす故福興公司と同一なり	40	達拉罕

(3) 格良滿河金廠

	興安金廠の下請をなし、金貨利より純利の三割五分提成	經理任子安、事務員十六名創立康德元年三月黑河萬發源に張房を設く、自帶金	3.000圓	86%	買入先黑河元茂昌、恆茂昌福盛祥にして璦琿縣三道卡に陸揚をなす	150	窐達河格苠滿河
(4) 大昌金廠	興安金廠の下請にて純利の三割五分を提成	經理勝濟川、事務員三十六人、元大昌金廠或は鳳昌金廠と稱したりしも康德二年三月、前記名に變更せり、自帶金制度	3.000圓 股東 黑河報電局 長永大醬園等	80%	呼瑪縣湖通鎭より陸揚げなす黑河恆茂昌、永大醬より物資の仕入れをなす、陸路湖通鎭より一甫一圓を見し黑河よりの船賃三角なり	390	三分處二、三、四五道溝、大溝、老溝、支溝、上溝

(5) 裕利金廠

民國十七年五月庫瑪爾金廠は山東省逢來縣人顧德禎、資本六萬圓を以て請負經營をなし民國十八年春作業を開始す。鑛區は呼瑪縣城を去る西方七十里にあり、面積一萬五千方里に及ぶ。

滿洲國建國後も該鑛區の經營權が認められ滿洲採金會社の統制外にあり、從て採金會社と何等の契約なし。砂金の含金量は八十%にして年產平均五千ゾローニック、自帶金制度とす。貨物は黑河より仕入れ金山鎭に陸上げさる

(四) 鷗浦縣金鑛業

本縣內に於ける金廠として特記すべきは富拉罕洪源金廠である。

本廠は民國十二年の發見に係り翌十三年より廣信公司の經營（經理項景淸）となり物資專賣產金專賣をなす。最盛況時

は工人六百餘蝟集せるも物資極度に高價にして產金收買價格が安價となり產金量の減少等の爲經營不振となり民國十七年現地事務所は廢止され廣信公司二十一站事務所の經營に遷さる民國十八年露支紛爭時は一時經營を放棄したるを契機とし廣信公司は全然當金鑛を顧みざるに至り自由採掘に委ぬる事とした。康德元年六月採金會社の分局設置され最初自帶金制度なりしも八月一日より同制度を廢止し專買となり、分局長には姜淸軒を任じてゐる。而して採金會社との關係は同會社所有鑛區を右分局長が請負ふ事となつてゐる。

(五) 奇克縣金鑛業

奇克縣には金廠は存在せざるも沿岸一帶には砂金が所在し主として第三區于分子附近の沿岸一帶及び第四區車地營子前面なるボルシエノール島には正當なる鑛區の設定に依る採掘に非ざるも、縣內外居住の農業勞働者、貧農階級が副業別に六名乃至八名にて一班を編成、小規模且幼稚なる水銀アマルガム法にて採取をなす。康德二年五月末現在に於いて之等從事員數は第一區一班六、第二區五班三〇、第三區六二班四〇九、第四區三九班二四一總數一〇七班六七二名に達するも收入は一人當り五角より八角に過ぎず。

かく採取せる砂金は主として奇克縣城雜貨商が收買す。茲に年別砂金收買數量を表示すれば次の如し。

年別	收買量	單價	價格
康德元年 一月より十二月	一、一三〇・七二	一〇、一〇〇	一〇、九二〇・七六
康德二年 一月より 六月	二、一二二・八二	一〇、一〇〇	二〇、五三一・六九

備考 數量、單位、ゾロトニツク、價格圓

尙ほ目下（康德三年二月）採金會社に新鑛區設定申請中のものは四件にして監督官廳に之が手續中である。

（六）其他各縣金鑛業

烏雲縣には金廠なきも、農業勞働者貧農等が副業的に砂金採集をなす。砂金採取地は黑龍江沿岸一帶、特に溫水溫より雙河鎭の間、上道幹より庫爾濱の間に蝟集するもの多くその他庫爾濱河上流地方、烏雲河上流地方にも之を見る。採取方法は奇克縣と同じく、庫爾濱上流地方は本年五月より烏雲城區商人吉興泰に依り試掘されたるも、現在狀況詳細不明である。

烏雲河上流地方は古くより砂金產地として名あり、康德二年十一月より採金會社により試掘が行はれたが排水不良の結果芳しからざるも本年減水期（十月）を待ちてポンプラ利用作業を行ふ豫定である。

尙縣內の產金は縣城商人も之の收買をなすも採金會社の依囑に依り本年五月より自衛團總を收買人に指定し同人の手に於て收買する事とした。

本縣の砂金の含金量は八七、五にして年產一萬圓と推定せらる。

遜河縣は目下採掘せるものなきも採金會社に二件採掘許可申請手續中である。

佛山縣は康德元年十二月、採金會社調査隊岩田隊長以下六名入縣、不拉沙金、馬連站方面を試驗したるも結果面白からず。

第三項　非金屬鑛業

（一）炭　　鑛

本省に於て現に炭鑛の存在明かになるは璦琿のみであるがこの外精密なる調査を行ふに於ては黑龍江を距る蘇聯側に於ける炭鑛の所在地と其の地層より見て漠河方面、烏雲方面にも炭層が存在するやに思はるる所少なからず、今日に至る迄、當地方の炭鑛の無視されたる所以は、炭鑛のさして有望なるものに非ざると本地方には石炭を需要する工業が發展せず少數小規模工場も石炭の代りに薪を用ひ、又一般住民はもとより黑龍江航行船舶さへも薪を燃料とするので石炭の需要毫も必要とせず、更に交通の未開僻遠の當地方は石炭の市場、販路を有しなかつたからである。然るに今や北黑線の開通により交通の便拓け薪炭價格も漸次高騰する傾向にあるを以て、炭坑經營は有利なる情勢を現出しつゝあり、將來實地踏査を俟つて炭鑛業も漸次發達の機運に向ふであらう。茲に璦琿縣內炭礦に就て見るに左の二個所を數ふる事が出來る。

(1) 宋家屯附近

璦琿の西南八粁の地點にある後拉腰子より南方六粁の地點に煤窑溝と稱する炭層がある。此處より西南方三粁の地、宋家屯附近に新窑溝なる炭層が所在する。

一說には民國十四年に米人鑛山技師ユントフ、ファレラーの兩名が來り調査の結果炭質も良好にして鑛量は約四十年の壽命を有すると稱せりと言はる。其後黑河の事業家が株式を組織し、露天掘を行つたが十二年にて採算合はず中止の已むなきに至り、今日に及んでゐる。炭層は地表下五六米に存在するものの如く、炭質は褐炭である。

(2) 裡三道附近

此附近の炭鑛は民國十六年に黑河に居住する呂星五なる者金鑛發見中發見されたるものとす。當時二坑を設け採炭に從事せるも、販路に思はしからざるを以て、幾莫もなくして中止せるものである。炭層は地下二米にあり、褐炭なるも極めて優良なるべしと稱せらる。

二、其他鑛產物

本地方に就ては未だ全然踏査行はれず由來黑河附近には石綿を產すと稱せらるゝも詳かでない。其他對岸蘇聯に於ける

小興安嶺地帶に最近巨大なる赤鐵鑛の發見せられたるよりして專門家は之により本地方小興安嶺地帶にも此種鑛産の埋藏あらざるにあらずやと推測せられてゐる。

第三節　林　業

第一項　森林分布狀態

本省管下は大小興安嶺、東北斜面、黑龍江右岸に沿ふ上流漠河縣より下流佛山縣に至る蜒蜒二千五百里、面積一千九十八萬一千三百陌の廣大なる地域を有す。其の森林面積は四百八十一萬陌にして全面積の約四二%を占め是れが蓄材量は約二十九億石と推定せられてゐる。

今本省森林面積及立木蓄積量に付縣別表示すれば次の如し。

省內林野面積及立木蓄積量一覽表

（康德二年十二月末現在　實業部林務司調）

項目別＼縣別	林野面積 立木地 (ha)	林野面積 無立木地 (ha)	林野面積 合計 (ha)	立木蓄積量 針葉樹 (m³)	立木蓄積量 濶葉樹 (m³)	立木蓄積量 計 (m³)
璦琿	105.700.0	991.412.6	1.097.112.6	1.109.850	14.745.150	15.855.000
漠河	2.958.700.0	549.577.7	3.508.277.7	207.700.740	324.865.260	532.566.000
鷗浦	539.600.0	620.374.2	1.159.974.2	32.106.200	59.625.800	91.732.000
呼瑪	174.700.0	522.730.2	697.430.2	7.826.560	16.631.440	24.458.000
奇克	12.800.0	86.565.2	99.365.2	197.120	1.594.880	1.792.000
遜河	91.500.0	251.470.4	342.970.4	4.538.400	9.644.100	14.182.500
烏雲	623.500.0	935.917.4	1.559.417.4	35.997.125	66.870.375	102.867.500
佛山	174.500.0	225.795.7	400.295.7	7.817.600	16.612.400	24.430.000
計	4.681.000.0	4.183.843.4	8.864.843.4	297.293.595	510.589.405	807.883.000

△樹　種

針葉樹　　カラマツ類

濶葉樹　　カバ類、ドロ類、ナラ、シナノキ類

「カラマツ」は針葉樹中の主林木にして大興安嶺に於ては山脈の分水嶺近くに純林を形成し、小興安嶺に於ては比較的低地に群生す。

「カバ」類と濶葉樹中最も多く、大興安嶺に於て多く群生し、「ドロ」「ナラ」「シナノキ」等之に次ぐ。

△用　途

建築並土工用材　「カラマツ」類

薪　　材　「シナノキ」「ナラ」類、其他雜木

第二項　木材移動狀況

本地方に於ける林業の開發は一に露領側の需要によるものにして露人の自由に越境し盜伐せる結果千九百六年（光緒二

十一年）より規定の木植税によると共に國境守備哨所（卡倫）を増設して嚴重に盜伐を監視するに至つた。然るに露國側は從前通り越境し盛に盜伐したる關係上三、四年頃黑河道尹公署より盜伐監視の嚴命により以降露人の盜伐減ずると共に（民國六年露國はアムール左岸の伐採を解禁す）一方黑河方面の需要増加と滿洲側船舶の運行とにより滿人の伐木に從事する者多きを加へたのである。

森林利用の狀況は輸送費並に伐木費の關係上需要地極めて狹く需要の主なるは薪材である。黑河を中心とし木材の動きを示せば次の如し。

◉黑河入港筏數

年次＼月別	五月	六月	七月	八月	九月	十月	計
大同二年度		四二	一四	三八	一九	三九	一五二
康德元年度	一五	六二	五七	七〇	四八	八八	三四〇

◉移入

種目＼年次	大同二年度	康德元年度	康德二年度
木版	—	八、五九二布	一四、三六八立方尺
薪	七、〇八八沙申	五、〇五五沙申	六、八一一沙
丸材	三一、〇七六根	八四、七一六根	五四、一一二根
杆子	—	五、〇七五本	—
枕木	—	六八、四九九本	—
總金額	三八、四九二圓	三〇八、〇九二圓	—

但し康德二年度統計は九月迄とす。

◉移出

種目＼年次	大同二年度	康德元年度	康德二年度
木板	一二六、〇一三布	七〇、一〇一布	五〇、五一二布
薪	—	五〇沙	—
丸材	—	一九、九八一根	三、三九九立方尺
杆子	—	二〇〇本	—
枕木	—	八、七四五本	—
總金額	四九、八三〇圓	一二三、八七九圓	—

但し康德二年度統計は九月迄とす。

尚ほ伐木業者方面より見れば康德二年度伐採許可せられたるもの左の如し。

縣名	林場許可數	伐採許可數量			
		用材	薪材		其他
			丸太	拌子	
璦琿縣	五六	一、四〇〇	三〇〇	一六、三九〇	木炭 一、二〇〇布

漠河縣	二四	一二、七〇〇	六、五〇〇	六、四〇〇	
鷗浦縣	三七	一三、五五〇	六、五〇〇	一二、五五〇	
呼瑪縣	四四	四、三〇〇	一四、四五〇	一六、八五〇	
奇克縣					
遜河縣	六	四、一五〇	三、〇〇〇		枕木　一、五〇〇本
烏雲縣					
佛山縣					
合計	一六七	三六、一〇〇	二九、七五〇	五二、一九〇	木炭　一、二〇〇布 枕木　一、五〇〇本

用材としては約一三六、四〇〇石（一本平均四石計算）薪材約三一五、三二五石（一本平均二石半、一沙申五石計算）に及ぶ。

昨年度に於ける消費推定額は約四十萬石にして建築用用材としては約六割の八萬石見當とし、薪材にありては自家用及船舶に供給するものを含む時は約三十萬石乃至三十五萬石の見積りである。之を總蓄材量約二十九億石に比すれば微々たるものである。

尚ほ黑河に於ける木材時價に付算定すれば次の如くである。

建築用材

種目	直徑 露尺	直徑 滿尺	長さ滿尺	價額
黃松 紅松	六寸―九寸	一尺―一尺五寸	二丈一尺 三沙申	六圓―七圓
（白松）	九寸―一尺三寸	一尺五寸―二尺	同	九圓―一〇圓

薪材

一根　一圓五角乃至二圓

筏運搬費（漠河基準）

（イ）木材數量　五〇〇本　約一、八〇〇石

（ロ）人夫　看水的　一名
拖招把　一〇名

（ハ）經費　給料　八〇〇圓（看水的三〇〇圓 拖招把一名五〇圓）
食費其他　一〇〇圓
計　九〇〇圓

（ニ）賣價　二、五〇〇圓
建築用材　三〇〇本
薪材　二〇〇本
平均一本價額五圓

一本に對する諸掛り　一本平均　三、六石
稅金　一圓八錢（石當り三角の見積）
筏經費　一圓八十錢
計　二圓八十八錢

第四節　商業

第一項　概說

本省は屢述せる如く極北未開の尨大なる地域を擁し、交通の便無く人口稀薄にして全人口五萬三千八百中二萬餘は璦琿縣に居住し他縣は何れも一千前後のものに過ぎず、加ふるに半ケ年に亘る冬期は殆んど冬眠狀態にあり、從つて本省商業としては省城黒河に稍々見るべきものあるを除いては他は殆んど言ふに足らざる狀態である。

然るに本省の地は由來其の地理的配在により對露交易殷賑を極め、奥地砂金の産出は所謂「ゴールドラッシュ」を現出せる事もあり、其の沿革變遷の跡を一瞥するは極めて興味ある問題であらう。此地は北清事變の際露軍に占領せらるゝや璦琿副都統府内住民並に露領右岸の達哈爾人は何れも他へ避難し一九〇六年露軍の撤退後も引續き歸還せず、爲めに清朝は此等避難民引戻策として二站に善後局、三站に同分局を設置し歸還者に食糧品の給與を行ふと共に其他物質的援助を與へる事としたのである。其後、由來此地は封禁の地として漢人の移住を禁ぜられてゐたのであるが斯くては露國の南進に對抗し得ざるべきを以て該封禁の制を解き大いに漢人の招致移住を圖る事としたのである。其の結果漢人の進出夥しく滿洲旗人、達哈爾及索倫人の勢力は漸次新來漢人に奪はれ、漢人は國境防備のみならず、地方産業開發に意を用ふる事となつたのであるが時宛も砂金鑛の發掘せらるゝに遭ふや、漢人の移入愈々其の數を增し殊に山東苦人の渡來夥しく漠河金山鎭の如きは忽ちにして一萬數千に達し、其他金鑛地帶も驚くべき盛況を見、所謂「ゴールド・ラッシュ」を出現したのである。次いで歐洲戰爭の勃發と共に露國革命となり露國は國内經濟機構の破壞せられたる爲め物資の缺乏甚だしく之を國外より仰ぐの已むなきに至り從つて本地方より衣食住必需品の供給を仰ぐ共に莫大なる砂金を輸入する事となり本地方一

帶は異狀の繁榮を來したのである。

然るに之を全盛期として民國十二年對露交易禁止に遭ひ一方多年の濫掘による産金額の減少とはさしもに隆盛を極めし本地方に急激なる變動を與へ一路衰微に傾くに至つた。加之民國十七年以來連年に亘る大洪水に見舞はれ、又民國十八年露支紛爭の戰禍を蒙り住民は此等天災兵變の爲め再起し能はざる大打擊を受けたのである。更に民國二十年滿洲事變勃發の後を承けて馬占山反逆の變あり、哈爾濱黒河間の運輸は杜絕し物資は極度に缺乏するに至つた。

斯くの如くにして滿洲建國となり、本省の地は當初黒龍江省の所管に屬してゐたのであるが何分にも僻遠にして交通不便なる爲め省政令行はれず、施政もよく當地方に普きを得ず、年來の窮狀は掃くべくもなき狀態であつた。然るに康德元年十二月一日地方行政制度改革と共に本省の開設となり愈々省内八縣の産業開發に當る事となり漸次省外への避難民も歸農するもの多く、加ふるに北黒線の開通せられてより物資交易はもとより各般の連絡運輸至便となり、本省商業の發展も將來期待する所大なるものがあると思はるゝのである。

次に本省商業形體としては概ね共同經營に屬するもの多く、多くは哈爾濱及黒河に本店を置き各縣に分店を設けて相互の連絡を保つてゐる。又一般商賈は概ね舊式經營によるものにして何れも小規模企業たるを免れない。而して本省移出品としては砂金、木耳、毛皮等あり、他よりの移入は石油、海産物、鹽等を主としてゐる。

商業機關としては各縣に商務會なしとせざるも、何れも有名無實にして活動の見るべきものなく、啻だ商務會として幾分の活動をなしつゝあるものは黒河商務會のみである。尙ほ本省々公署内に移民研究會を設け省外よりの移民誘致をなし銳意産業開發策を講じつゝあり、商業方面にも漸次活氣を呈する事あるべしと思考せらる。

第二項　各縣商業概要

◉黑河及瑷琿縣

本縣商業としては概ね省城黑河を中心とし、黑河外縣內は何れも金鑛地叉は農村に過ぎない。此地も往時對露交易の根據地として發達したるもので交易禁止後は對露取引を失ひ國內的取引に局限されたものであるが依然此地は沿邊一帶の商業中心地としての地位は失はれず沿邊一帶と消長を共にし今日に至つたものである。沿邊一帶の地は前述の如く對露交易金鑛採掘等により殷盛を極めた過去を有するので、生活程度も比較的高く高粱、粟の如きは常食とせず主として富錦方面より莫大なる麥粉精米等を移入し、其他哈爾濱方面より各種綿布、棉花、砂糖、鹽等食糧品及雜貨を移入してゐたのである。叉移出品に就ては砂金、木耳、毛皮類等主要產物とし多く哈爾濱方面に向けらるゝのである。而して此等物資の移出入交易は凡て黑河を經て行はれ、此地は由來物資交易の仲介的地位を擁し、物資集散の商業中心地として今日に及んでゐる。

もとより黑河の殷盛は之を昔日に比すれば見るべくもないが現在主要商賈百三十軒に及び省公署設置以來本省政治中心地として官公吏、民間企業家等の來往多く、商人の移住開店するもの亦日に多きを加へ將來商業經濟的發展も期待せられてゐる。當地商業金融機關としては、滿洲中央銀行黑河支行あり、叉舊式當舖としては廣信當あり、庶民金融機關として業態良好である。

尙ほ黑河及瑷琿縣內商賈に付營業種目別に示せば次の如くである。

△黑　河

雜貨商五四、旅館二四、鮮魚七、五金四、粮米一二、估衣七、典當一、銀行一、寫眞館二、飲食店五、肉舖三、魚菜店三、澡塘三、理髮三、計一二九戶

△瑷　琿　縣

雜貨一八、飲食店四、鮮貨五、葯材五、旅館三、計三五戶

◉漠　河　縣

此の地の商業は奥金金場及び對露交易盛衰の如何に依つて消長がある。民國八年の露西亞革命以前迄は對露關係も順調に進み奥地金廠も隆盛を極め一時二萬以上の人口を有せしが、露西亞革命起り一時對露貿易も中止され、革命後再び始まり、民國十一年迄之を持續した。然るに翌十二年よりソビエート政策により外國貿易禁止となり、且つ民國十八年の露支紛爭連年の水害、加ふるに滿洲事變後馬占山の叛逆等に依り日々衰微の一路を辿り現在に至つて居る。此の地は黑龍江に沿ふ最北端の地にして地理的に偏在し交通不便、自給經濟の困難、冬期航行杜絕に依る物資の缺乏と運賃及物價の暴騰等に依り自然密輸行はれ、對岸「イクナシーナ」との密貿易の外結氷期間上流露領シルカ河、河口「ポクロフスキー」叉はアンクル河上流吉拉材との密輸行はれしも對岸「ゲ・ペ・ウ」の看視嚴しく且つ日系官吏の入縣に依り、現今に於ては全く其の跡を斷ち、今や商業の見るべきものはない、戶數一三八の中商店七軒あるのみである。

次に其の主なる三軒に付表示すれば左の如し。

（康德二年十二月末現在 黑河省公署民政廳調）

地名	店名	店主或代表人	原籍	年齡	開業年月日	資本金	營業品目	從事員數
縣城肇興街	永泰和	李人諧	山東省牟平縣	四二	民國二十年六月一日	三〇〇〇、〇〇	雜貨兼粮業	八
同	利盛永	劉明起	河北省寧河縣	四二	大同二年三月十六日	一〇〇〇、〇〇	同	五
同	義和永	張沛英	山東黃縣	四三	康德元年十月一日	一〇〇〇、〇〇	同	三

商品は殆ど黑河より夏期水運により仕入れられ哈爾濱よりの仕入れは極めて少なし。冬期に於ては夏期仕入れに際し不足を來たし必要缺く可からざるものに限り馬橇により黑河より仕入れらる。

◉鷗浦縣

本縣に於ける商業としては縣城二三戸の雜貨商あるのみにして其他部落には全然なく只富拉罕金溝附近に該金溝に作業する苦力を顧客とする產金會社經營にかゝる貨物專賣所あり、一般に極めて微々たるものであるが商業不振の原因として左の事項を揭げらるゝのであらう。

（一）連年の洪水による水害甚だしかりし事

（二）同縣に於ける唯一の金廠たる富拉罕金礦は白帶金制度を禁じたる爲同鑛鑛丁は縣城商店の顧客たり得ざるに至りし事

（三）沿岸より二十粁の間森林伐採を嚴禁され又阿片栽培禁止に依り一般農民の購買力が極度に低下し未だ其の回復を見ざる事

（四）對露貿易禁止

以上の理由に依り（以上の內（一）（三）（四）又は各縣共通）現在商業の見るべきものなき實情にあるが民國十八年前に於ては相當殷賑を極めたるものゝ如くである。光緒三十三年現縣城に倭西門卡倫設置され宣統元年に至り商業も稍發達せしが民國四年卡倫を倭西門縣佐と改稱して以來ロシアとの交易益々密接の度を加ふるに至つた。宛も露領內に革命起り酒類の釀造を禁ぜられたる露人が國境外に其の需要を求むるに至り當然の結果として酒の密賣をなすもの著しく增加した。當時倭西門に於ては對岸チエルニロフ交易を結び主として酒を販賣して砂金と交換し寡少なる資本を以て多大なる利益を得たるもの多く從つて他業より本業に轉業せるもの少なからず、最も盛んなる時代には其數三千名の多きに達し、夫れと相前後して他縣の資本家も來りて經營せるもの多く大小の商店は縣下二、三十軒を數へ鷗浦鎭のみにて二十軒を有した。又旅館は四軒あり、宿泊せる旅人日に二百人を下ること珍しからず終日江上に人跡の絕えたることなき盛況であつた。斯くて前後六年に亘りて商業殷賑を極めたるも民國十年に至つて遽に露貨低落し商業も日々衰微し十四年には十四軒に減じた。

民國十年倭西門縣佐を鷗浦設治局と改稱し更に鷗浦縣政府と改稱したが當時縣城內の商店は相繼で倒產し民國十八年露支事件の影響を受け多大の損害を蒙りこれに續く民國二十年の支那軍隊の叛亂は住民を不安に陷らしめ商業亦昔日の俤を留めざる悲況に立到つたのである。現在縣城數戸に商店は殆んど需要に應ずる程度にして、商品は主に黑河より夏期水運に依り仕入れられ冬期は必要品に限り馬橇を以て運送す。

今此等商店に付概記すれば次の如くである。（康德二年十二月末現在 黑河省公署民政廳調）

店名	店主或代表人	原籍	年齡	開業年月日	資本金	營業品目	從事員數
萬發合	張雲海	河北省遵化縣	五四	康德元年二月	五百元	雜貨店	七
復昌祥	劉常卿	山東省黃縣	三五	大同二年一月	參千元	雜貨店	四
福德永	黃勉	河北省昌黎縣	五六	大同二年三月	五百元	雜貨店	五
發記號	郭連峯	濱江省呼蘭縣	四二	康德二年八月二十日	參百元	雜貨店	三
久大商店	劉嶽南	山東省掖縣	三四	康德二年九月	壹千元	雜貨店	三
慶蘭茶社	張慶瀾	河北省	五〇	康德元年七月一日	四百元		四

德順齋	豪廣祥	河北省玉田縣	六〇	康德元年十一月	參拾元	飯館	三
如意館	龎連狀	河北省昌黎縣	四九	康德元年十月	壹百元	飯館	三
鴻盛園	秦鳴玉	河北省倉縣	四三	康德二年八月	貳百元	飯館	三
鴻み棧	李鴻賓	山東省武城縣	六三	大同元年一月	壹百元	棧房	二
邱家店	邱福才	山東省歷城縣	六三	康德二年九月	壹百元	棧房	二
永順店	文祝三	山東省掖縣	四四	康德二年六月	壹百元	棧房	二

◉呼瑪縣

本縣の商業に就ては現在縣城（古站）及金山鎭の二つを掲げなければならない。前述諸縣に於けるが如く本縣の商況は黑龍江沿岸の地は奥地金場及對露關係に依りて左右せられて來たものである。民國初年及二年に於ては本縣内の產金最も全盛を極め金山鎭の如きは當時戶數二千人口一萬餘商店十八軒、金鑛局、廣信公司の金廠經營所等あり、日本人居住も五百名近くあつたと云はれてゐるが民國七年頃より產金額減少し、加ふるに民國十二年より對露關係絕え、民國十七年には黑龍江の氾濫に依る大水害あり、超えて十八年には露支紛爭起り燒却、掠奪を受け沒落の一路を辿り加ふるに打續く水害と民國二十年は呼瑪に於て滿洲事變後駐屯軍の兵變あり、翌二十一年滿洲國設立後も馬占山の叛逆あり、且つ同一年北滿大水害に依り作物なく交通は杜絕し、哈爾濱間の航行も不能に陷ち入りたるため物資は極度に窮乏し小米一布度江洋二十五元迄なつたと云はれてゐる。

斯くの如く變遷きはまりなく災難相次ぎ今日に至つてゐる。

現在金山鎭戶數一三〇、人口五一三中商店八軒、呼瑪縣城の如きは戶數八五、人口三六〇中商家四軒あれども殆んど小賣商人に屬し僅かに市內住民及一部苦力の需要に應ずる程度にして物資は主に黑河より夏期水運に依り仕入れられ冬期は必要品に限られ馬橇を以て運送するを常としてゐる。

◉奇克縣

本縣に於て農業に次で旺なるは商業であるが其の規模たるや極めて貧弱にして縣城を除く各區內主要部落に於けるものは寧ろ農家の副業乃至は農業の附隨的存在たるに過ぎない。只だ縣城奇克特のみが見るべき背後地を有せざるも黑龍江岸一帶の地に於ては黑河、瑷琿兩邑に次ぐ商業地としての規模を有して居る。其の原因として此地の沿革を見るに縣城奇克特の建設其物が專ら對岸露領との交易に依り更に帝政露西亞革命後本縣地方の對岸一帶の地に於ける深刻なる物資の缺乏に際し此地を根據地として盛んに食糧品を初め日用雜貨類の多量移出をなし相當活況を呈し其後對岸との交易禁止に遭ひ爲めに縣城に於ける雜貨商は破產の憂目を見たるもの多く商業は一路衰微に傾いたのである。加ふるに農業恐慌並晶粟栽培禁止に伴ふ勞働者入縣の杜絕は甚しく購買力を低下せしむるに至つた。即ち對露交易旺盛の頃縣城內中流商賈の一ケ月間の賣上額は普通一萬元を下らざりし由なるも其後二分一乃至三分一に激減し爾來漸減の一途を辿りつゝあるところ北黑線の開通に依り砂金採取の勞働者多數入縣し來るに及び購賣力も亦幾分增加の趨勢にあり現在に於ては縣城を初め各部落共稍好況を呈してゐる。

尙ほ縣內主要商票數としては五十三戶に及び本省中比較的商業殷盛である。

◉遜河縣

本縣の商業に就ても其の盛衰沿革は大様隣縣奇克其他同樣にして對岸交易時代より幾變遷して今日に及び、現在特記すべきものはない。縣城內外の商況は比較的良好なるも何れも微々たるものたるを免れず、縣民大部分は農業を主とし商業は彼等の副業的性質を有するものが多い。縣內商店として主なるものは現在十三戶を數ふ。

◉烏雲縣

本縣の商業は規模小にして縣城及舊縣城を除く他の部落に於ては農業の副業として營なまれてゐるに過ぎない。本縣商取引の歷史を觀るに山東商人の哈爾濱より來りて舊縣城に居を構へ專ら對岸との商取引に從事せしに始まり、ソビエート革命後物資の缺乏に苦しめる對岸一帶に對し隣接奇克特と共に食糧品を初め日用雜貨類に至る迄相當多量のものが輸出され著しく活況を呈したのである。然るに現在對露交易全く杜絕し加ふるに阿片栽培禁止に依り農民の購買力減少し他縣よりの季節的勞働者の入縣皆無となりし爲本縣商業は極度の不振に陷り取引高昔年の二、三割となり破產者續出するの狀態となつた。只だ一昨年十二月北黑線の開通に依り砂金採集の勞働者入縣し來るに及び購買力も亦幾分增加の趨勢にあり商取引も自ら幾分の挽回を見るであらう。

次に縣內各區に於ける業種別商店數に就て見るに左表の如し。（康德二年十二月末現在 黑河省公署民政廳調）

業別＼地別	第一區	第二區	第三區	計
普通商店	一四	三	二	一九
茶店 飯店	八	一	—	九
洗衣局	三	—	—	三
菓茶局	一	—	—	一
成衣局	四	—	—	四
澡塘	一	—	—	一
旅店	四	—	—	四
合計	三五	四	二	四一

◉佛山縣

本縣は民國十六年の設治にして當初は觀音山更に佛山鎭に移し民國十九年始めて現在の朝陽鎭に定めたものである。此地方は民國十八年露支紛爭前は對露交易盛んに行はれ一時殷賑を極めたるも打續く水災と露支事變の爲め住民一般に疲弊し殊に露支事變の爲め市街は悉く燒失せられ避難せる農民は歸農せず、爲めに部落も漸次其の數を減じ現在に於ては朝陽鎭を除き集團的部落なく隨つて商戶も皆無である。然るに最近縣治安の確保と共に漸次農民の歸農するもの多く加ふるに船舶の來往頻繁となりし爲め商品も豐富になり賣上增加二割前後を示すに至つてゐる。

第三項　度量衡

本省八縣は黑龍江を距てゝ蘇聯と對立してゐる關係上凡ゆる點に於て對露の影響を受けてゐる。民國十二年ソビエート政策に依り對露交易禁止となりしも密貿易或は白系露人の滿人に嫁するものあり、急速に舊來の習慣を打破する事は出來ない關係上度量衡に於ても全然露西亞式に依るものあり、在來の滿洲式を採用する等區々にして器具に至つては紊亂を極め今猶各商店に於て使用せられつゝあるものは一部滿洲式裁尺と他は悉く露國製アルシン鐵尺並秤器にして之が計量單位も亦總てアルシン或は俄國と呼稱せらるゝプント市度なり。又計量の石斗升の如きは普通ビール瓶一本を白酒は二二俄兩（二二フントの意）豆油は二四俄兩に換算し之に使用す。量器は一提一二兩のものを大型とし八兩、五兩半、二、一兩等大小雜多のブリキ製杓を自由に製作使用し居る現狀である。

今各縣に使用せられつゝある度量衡を示せば

(一) 尺　度

一般に使用せられつゝあるは十進法に依る分、寸、尺、丈等の造營尺にして只各雜貨商に於て布疋販賣の際には一、二滿洲裁尺（造營尺の一尺一寸四分五厘に當る）使用の外悉くウエルショクを單位とするアルシン鐵尺（一六ウエルショクを以て一アルシンとし一アルシンは滿洲國裁尺の二尺五分）に當るに依る。

(二) 衡　量

總て露國式を採用し一般的には所謂一六俄兩を以て一俄斤と呼稱し居り之が單位は露國のゾロトニツク（一ゾロトニツク八〇、一一四三六兩に當る）にして九六ドロトニツクを以て一フント、四〇フントを以て一市度とし彼等の所謂一俄兩とは秤器目盛が六ゾロニツクを單位とし十六分せられ居る關係上六ゾロトニツク即ち〇、六八六一六兩を意味す。

(三) 斗　量

一般的には使用せられ居らざるも縣內各機關に於ける統計的數量表示に際しては四〇フントを三〇滿斤に換算一市度とし二〇市度を以て一石とす。

(四) 地　積

五尺平方を以て一弓とし二八八弓を以て一畝、一〇畝を以て一晌とす。

(五) 其　他

道路の距離は造營尺の五尺を一弓とし三六〇弓即ち一八〇丈を以て一滿里とす。家屋の建築等に使用する一間房子は奧行二丈幅一丈二尺を普通とす。

第五節　工　業

第一項　概　說

滿洲の三大工業たる製油、製粉、釀造は凡て滿洲特產物を原料とする工業にして、從つて今日工業都市たる奉天、安東、哈爾濱等に於ける背後地は又優秀なる大農業地帶である。本省に於ける工業の沿革を見るに民國初年農業の劃期的進展に伴ひ工業も亦之が附隨的に發展し、各地に於て地場の需要に應じ、手工業的油房燒鍋等の發達を見るに至つたのであるが、黑河に於ては酒精、製粉、麥酒等の近代的規模の機械工業が發達したる所以は、一つに對岸露國の需要に據るものである。即ち黑河に於ける諸工業の勃興は民國六年露西亞革命以後にして、革命の餘波シベリヤに波及するに及び、シベリヤに於ける生產機構の破壞となり、爲めに本地方の凡ゆる生產機能は擴大され、小麥として輸出せられて居た江岸貿易は製粉として需要喚起せらるゝに至り、茲に製粉工場の建設を見るに至り、此等各種工場は專ら輸出向製品の當り、對岸露國を顧客として進出してゐたのである。一方露國に於ては革命後國內統一と共に生產機能の增進を來し、五ヶ年計畫により輸入禁止の擧に出で、外來品を驅逐したるため、黑河の各種工業は致命的打擊を被り、各產業は衰微し工場に於ては手工業的なる燒鍋、油房、或は全く副業的なる磨房、鐵爐等の雜工業を止むるの已むなきに至つた。

製粉工場にありては經營の合理化を圖るため從來の三廠（萬豊義火磨、德昌火磨、永記火磨）合同し、黑璦聯合麵粉廠と稱し、康德元年度より操業を開始し、一方製粉の需要界に於ては多額の製粉を移入しあるに鑑み、今後製粉工場に資本の注入並に小麥の改良增殖と相俟つて、斯業の發展は充分可能なるものと思惟せらる。

省內工業狀況簡明統計表

（康　德　元　年　度）
（黑河省公署民政廳調）

種別 市縣別	電氣工業				化學工業				金屬工業				食料品工業				雜工業				合計			
	戶數	職工	出資額	生產總額	戶數	職工	出資額	生產總額	戶數	職工	出資額	生產總額	戶數	職工	出資類	生產總額	戶數	職工	中資額	生產總額	戶數	職工	出資額	生產總額
黑河市	1	28	198,000	83,974	4	11	7,000	20,544	4	12	2,460	3,349	15	111	1,190,050	218,758	12	120	72,040	99,218	36	282	1,469,550	425,843
璦琿縣	1	5	14,000	4,546	1	10	5,000	13,040	1	3	500	21,45	—	—	—	—	3	9	240	2,870	6	27	19,740	22,601
烏雲縣	—	—	—	—	2	4	1,000	2,160	4	4	130	266	1	1	100	610	1	1	20	99	8	10	1,250	3,135
奇克縣	—	—	—	—	2	12	2,600	13,374	—	—	—	—	1	11	2,143	5,694	—	—	—	—	3	23	4,743	19,068
遜河縣	—	—	—	—	—	—	—	—	2	4	700	—	—	—	—	—	3	5	470	—	5	9	1,170	—
呼瑪縣	—	—	—	—	—	—	—	—	3	3	350	2,334	1	16	100,000	7,488	4	6	500	1,627	8	25	100,850	11,449
合計	2	33	212,000	88,520	9	37	15,600	49,118	14	26	4,140	8,094	18	139	1,292,293	232,550	23	141	73,270	103,814	66 戶	376 名	1,597,303 元	482,096 元

省內工業狀況統計表

（康德元年度 黑河省公署民政廳調）

市縣別	工廠名稱	種別	類別	實際出資額 元	職工	生產總額 元	主要生產品目
黑河	恆曜電燈公司	電氣工業	發電業	198,000	28	83,974	電氣
〃	泰和油房	化學工業	豆油製造業	5,000	3	8,640	豆油 豆餅
〃	振邊油房	〃	〃	—	—	—	
〃	卜內門公司	〃	洋鹼製造業	1,000	1	11,700	洋鹼
〃	福和堂	〃	葯舖	1,000	7	204	丸散葯
〃	福盛爐	金屬工業	鐵匠爐	50	3	384	馬蹄
〃	金山爐	〃	〃	200	4	480	〃
〃	鴻順祥	〃	銀匠舖	300	2	960	手工
〃	新美金店	〃	〃	1,910	3	1,525	〃
〃	黑璦聯合麪粉廠	食料品工業	麪粉製造業	150,000	40	128,926	麪粉
〃	振邊火磨	〃		—	—	—	
〃	三合湧	〃	豆醬製造業	1,000	11	12,314	醬油等
〃	永大醬園	〃	〃	2,000	7	6,475	〃
〃	信義隆	〃	粉房	500	2	900	粉條
〃	福信合	〃	〃	200	5	1,410	〃
〃	海泉永	〃	豆腐房	250	12	1,584	豆腐
〃	義合發	〃	〃	400	2	1,260	〃
〃	振邊酒廠	〃	釀酒工業	800,000	—	—	
〃	振邊燒鍋	〃	〃	5,000	6	2,200	燒酒
〃	鴻興酒局	〃	〃	2,000	4	7,020	黃酒
〃	復海居	〃	〃	200	2	4,320	〃
〃	源興居	〃	〃	200	2	3,888	〃

〃	龍江比瓦廠	〃	啤酒釀造工業	28,000	14	27,400	比瓦泡水
〃	玉興祥	〃	糖菓製造業	300	4	2,700	糖菓
〃	三友火鋸	雜工業	木器工業	50,000	30	36,000	木材
〃	天合義	〃	〃	300	13	6,380	木器
〃	華通印刷局	〃	印刷工業	1,000	10	2,900	印刷品
〃	肇興印刷局	〃	〃	1,000	10	980	〃
〃	鼎新印刷局	〃	〃	1,000	5	6,500	〃
〃	宋記染房	〃	染色工業	500	5	5,890	染色布疋
〃	福興東	〃	〃	1,000	6	9,360	〃
〃	永華興	〃	裁縫	100	5	525	手工
〃	三合皮廠	〃	皮舗	3,000	6	13,500	吭拉
〃	廣招工廠	〃	〃	2,140	6	1,520	吭拉
〃	廣興發	〃	鞋舖	10,000	12	8,492	鞋
〃	鴻盛德	〃	〃	2,000	12	7,171	〃
瑷琿	永濟電燈公司	電氣工業	發電業	14,000	5	4,546	電氣
〃	復隆泰	化學工業	豆油製造業	5,000	10	13,040	豆油豆餅
〃	德豊泰	金屬工業	鐵工廠	500	3	2,145	鐵器
〃	永吉木舖	雜工業	木匠舖	70	5	1,160	木器

〃	福合盛木舖	〃	〃	70	1	834	〃
〃	長順永	〃	〃	100	1	876	〃
烏雲	新合成	化學工業	豆油製造業	600	2	1,483	豆油豆餅
〃	寶元成	〃	〃	400	2	677	〃
〃	邊記爐	金屬工業	鐵匠爐	50	1	98	馬疩
〃	侯記爐	〃	〃	30	1	56	〃
〃	明器爐	〃	〃	30	1	70	〃
〃	程家爐	〃	〃	20	1	42	〃
〃	孫家粉房	食料品工業	粉房	100	1	610	粉條
〃	周記衣局	雜工業	裁縫	20	1	99	手工
奇克	德豊昌	化學工業	豆油製造業	600	6	6,282	豆油豆餅
〃	世一泰	〃	〃	2,000	6	7,092	〃
〃	連海泉	食料品工業	釀酒工業	2,143	11	5,694	燒酒
遜河	同順爐	金屬工業	鐵匠爐	400	2	—	
〃	洪盛爐	〃	〃	300	2	—	
〃	福興盛	雜工業	木舖	150	2	—	
〃	林恆木廠	〃	〃	200	2	—	
〃	化南洋服店	〃	洋服店	120	1	—	

呼瑪	恒發爐	金屬工業	鐵匠爐	150	1	1,070	馬充中瓦
〃	萬盛爐	〃	〃	50	1	1,088	〃
〃	三盛爐	〃	〃	150	1	176	〃
〃	三大麩粉廠	食料品工業	麩粉製造業	100,000	16	7,488	麩粉
〃	寳守信木舗	雜工業	木舗	50	2	570	木器
〃	福盛公	〃	皮舗	200	2	760	吭拉
〃	朱家皮舗	〃	〃	150	1	140	〃
〃	孫家皮舗	〃	〃	100	1	157	〃

第二項　各縣工業概要

本省工業としては黒河を中心とし、隣接奇克、烏雲に少しく行はるゝのみにして他の地方に於ては何等見るべきものなく、今此等三地方に於ける概要を述ぶれば次の如し。

◉黒　河

(1) 黒璦聯合麵粉廠（萬豊義火磨）

本廠は黒河萬豊義火磨、德昌火磨及び在璦琿永記火磨を合併せるものである。從來對岸露領方面に販賣を有したるも江岸貿易の禁止と共に他方黒龍江沿岸の消費地が漸次富錦製品の侵蝕する所となり打撃少なからず爲めに經營の合理化を圖り三工場の合同を見るに至つたものであるが其後も經營昔日の如くならず、現在運轉中の工場は黒河萬豊義火磨である。本工場は康德二年末、中央銀行より資金の融通を受け經營を續けつゝあるが當省管下各縣の小麥改良增殖と相俟つて將來相當成績を擧げ得るものと期待せらる。

事業開始年月　民國九年五月
資本金　二〇〇、〇〇〇圓
從業員　五十六名
生産能力　一時間麥粉三十八甫度製造　原料小麥五十五甫度消費
原料　小麥、康德元年度に於ては璦琿、奇克、黒河より三萬五千甫度富錦より三萬甫度購入す。

△作業機械及設備

名稱	台數	製造地名	据付年月
發動機	一	獨逸	民國九年五月
鍋爐	二	〃	民國十一年七月
汽罐	二	〃	〃
鋼碾子	八	一ノ個自造	〃
方羅	七	〃	〃
分粮機	五	〃	〃
清悫機	二	〃	〃
抽灰機	一	〃	〃

△最近四ヶ年間製造高

製品＼年次	民國二十年	大同元年	大同二年	康德元年
二號麵粉	八、二〇〇市度	休業	休業	五、〇〇〇市度
三號〃	二五、七〇〇			二〇、〇〇〇
四號〃	二一、〇〇〇			一〇、〇〇〇
五號〃	一〇、〇〇〇			九、三七〇
計	六四、九〇〇			四四、七二〇

註　康德元年は一月より八月末迄とす。

△最近四ヶ年販賣高

地方別＼年次	黑河	璦琿	璦琿縣內金廠	呼瑪	漠河	四季屯	計
民國二十年	二八、九五〇市度	四、五〇〇市度	一七、七五〇市度	—市度	—市度	—市度	五一、二〇〇市度
大同元年	七、一〇〇	七〇〇	五、五〇〇	四〇〇	—	—	一三、七〇〇
大同二年	—	—	—	—	—	—	—
康德元年	一二、〇九〇	一、五〇〇	四、五〇〇	—	二、三五〇	七、〇〇〇	二七、四四〇

尙當工場製品價格は富錦製品に比し割安にて二號二・九〇圓　三號二・八〇圓　四號二・三五圓　五號一・六五圓とす。

(2) **恒曜電燈公司**

事業開始年月　民國四年三月

經理　梁宦臣

資本金　一九八、〇〇〇圓　株式組織にして在黑河一般商民より募集す、一株十二圓にして一六五〇〇株（拂入濟）

從業員　四三名

工場設備　原動機、發電機　各一臺

發電力　一〇、九五〇ワット

(3) **龍江比瓦工廠**

事業開始年月　民國十三年二月

經理　武愼齊

資本金　二八、〇〇〇圓

使用人　十五名

製造能力　ビール　一日二千瓶　サイダー　一日八百瓶

△作業機械及設備

蒸鍋　一個

淸水機　一個

凉盤　一盤

發酵水桶 二個
盛比瓦桶 二個
手搖機 一架

△最近四ケ年間生産量

年次	白ビール	黒ビール	サイダー	各瓦士
民國二十年	四三、二〇〇瓶	三一、四〇〇瓶	一八、六四〇瓶	三三、五〇〇瓶
大同元年	三八、三〇〇	三八、六〇〇	一六、七〇〇	一五、〇〇〇
大同二年	三一、五〇〇	三四、八〇〇	一五、四〇〇	一五、〇〇〇
康德元年	三四、九〇〇	三五、四七五	二四、二三〇	一〇、四五〇

註 1. 康德元年分は一月より六月迄。
2. 各瓦士とは麵包にて製したるドブ酒の一種なり。

△最近四年間販賣高

品名	年度	黒河	璦琿	奇克	呼瑪	漠河	鷗浦	計
白ビール	大同元年	二九、九〇〇瓶	二、四〇〇瓶	—瓶	—瓶	—瓶	—瓶	三三、三〇〇瓶
	大同二年	三三、六〇〇	一、五〇〇	七〇〇	四〇〇	—	—	三五、三〇〇
	康德元年	二七、八五〇	八〇〇	五五〇	一五〇	—	—	二九、三五〇
黒ビール	大同元年	二九、四〇〇	一、八〇〇	—	—	—	—	三一、二〇〇
	大同二年	二六、九五〇	一、六五〇	三〇〇	四〇〇	—	—	二九、三〇〇
	康德元年	二九、二三〇	二、二〇〇	二五〇	四〇〇	二〇〇	一五〇	三二、四三〇
サイダー	大同元年	一五、二〇〇	一、五〇〇	—	—	—	—	一六、七〇〇
	大同二年	一三、二七〇	一、三五〇	七八〇	—	—	—	一五、四〇〇
	康德元年	一九、七五〇	二、五〇〇	一、二〇〇	三二〇	二五〇	一八〇	二四、二〇〇
各瓦士	大同元年	一五、〇〇〇	—	—	—	—	—	一五、〇〇〇
	大同二年	一五、〇〇〇	—	—	—	—	—	一五、〇〇〇
	康德元年	一〇、四〇〇	—	—	—	—	—	一〇、四〇〇

註 康德元年は一月より六月迄。

(4) **徳裕號（着色酒製造）**

事業開始年月 民國六年六月
資本金 三、〇〇〇圓
經理 顧振東
使用人 六名
事業狀況 着色酒製造業は民國三、四年頃より起り製品は主として對岸に向け輸出したもので民國十年頃の最盛期には二十餘戸の同業者を數へ年平均三十五、六萬瓶の交易があつたと謂はれるが對露交易杜絶と共に漸次不振に陷り倒產相次ぎ現在僅かに德裕號を殘すのみである。
製造法 酒精を稀薄にし各種果實の色彩に着色するものであつて必要に應じ隨時合成し得らる。

△地方別販賣高

年次	黒河	金山鎭	鷗浦	漠河	璦琿	奇克	烏雲	計
民國二十年	一、五八〇瓶	四七〇瓶	四六〇瓶	五八〇瓶	三五〇瓶	三七〇瓶	一六〇瓶	三、九七〇瓶
大同元年	一、三二〇	二五〇	三二〇	三八〇	二五〇	二五〇	一五〇	二、九二〇
大同二年	一、四三〇	三〇〇	三八〇	四五〇	四二〇	一五〇	二八〇	三、四一〇

註 1. 種類は十種あり
2. 御値段一箱（六〇本入）十八元

(5) **振邊酒廠**

事業開始年月　民國十年
資本金　八〇〇、〇〇〇圓
經理　尹殿佐
經營組織　獨資、附帶事業として燒鍋、油房の設備あり。
事業狀況　對露輸出を目的にしたる大規模の酒精工場で設立當時は相當成績を擧げたるも貿易禁止により休業の已む無きに至つたが民國二十年操業を再開せるも原料不足に加へ販路捗々しからず三ケ月にして休業爾來引續き休業中

△工場設備

機器名稱	馬力	台數	備考
發電機	一六	一台	ハルピン秋林製
打酒機	六	一	〃
抽引子機	四	一	〃
抽水機	二八	一	〃
汽油機	六	一	〃
鍋脱機	三二	一	〃
磨電機	一、〇五〇 四五〇	二	〃

◉奇克縣

(1) **遼海泉燒鍋**

開始年月　民國三年
資本金　江洋一、八〇〇元　三名合資
經理　那海明
使用人　一〇名

△設備

甑房	五間房子	窖子八、甑筒一
麴房	五間〃	

磨房	四間〃	磨五盤
粮房	四間〃	（倉庫）

△生産高

一日生産高　八甫度（原料谷子二〇甫度、黍五甫度、草籽一〇甫度、計三五甫度）

△地方別販賣高

年次	奇克	黑河	烏雲	合計年生産高
康德元年	一三、〇〇〇斤	一〇、〇〇〇斤	六〇〇斤	二三、六〇〇斤
康德二年	一二、八四〇	二〇、〇〇〇	—	三二、八四〇

註　賣價　黑崎行キ　一甫度　五圓
〃　番地賣リ　〃　六圓

(2)

德豊油房

開始年月　民國十七年

資本金　一、〇〇〇元　個人經營

工場主　魏錫三

使用人　六名

△設備　碾子一個、蒸鍋一個、楔式搾子二個

△生産及販賣高

一日生産高、豆油　六六斤／豆餅　四二枚　原料　大豆一、〇八〇斤

生産高

年次	生産高 豆油	生産高 豆餅
大同二年	一三、八〇〇斤	六、四八〇枚
康德元年	三一、三二〇	一六、五四〇

販賣高

製品名	地元	于岔子	遜河	孫吳	黑河	合計
豆油	一九〇甫度	一一八	三八〇	—	一〇〇	七八八甫度
豆餅	一〇、〇四〇枚	—	一、四〇〇	二、三〇〇	二、八〇〇	一六、五四〇枚

註　豆油一斤一、八角豆餅四、五角（一枚約二十斤）

(3)

世昌泰油房

開始年月　民國十九年九月

資本金　一、二〇〇元（個人經營）

工場主　張子芳

使用人　六名

△生産及販賣高

生産高

年次	原料	生産高 豆油	生産高 豆餅
大同二年	五、〇〇〇甫度	一五・七二〇斤	七、五六〇枚
康德元年	一〇、〇〇〇	三二、〇〇〇	一四、四〇〇

販賣高

製品名	番地	遜河	孫呉	黒河	合計
豆油	四〇〇甫度	二〇〇	一〇〇	一〇〇	八〇〇甫度
豆餅	一〇、四〇〇枚	一、〇〇〇	三、〇〇〇	一	一四、四〇〇枚

註　設備其他は德豊油房と略同様なり。

◉烏雲縣

(1) 新合成油房

開始年月　民國十五年三月六日

資本金　六〇〇圓（個人）

工場主　勝子敏

使用人　三名

設備　碾子一個、蒸鍋一個、楔子式搾子二個

△生産及販賣高

年次	原料	生産及販賣 豆油	生産及販賣 豆餅
大同二年	九〇〇布度	二、六〇〇斤	一、四九〇枚
康德元年	二、五四〇	七、一九六	四、一八六

註　豆油一斤二角　豆餅一枚四角

(2) 寳源成油房

開始年月　大同二年二月九日

資本金　四〇〇圓（個人）

工場主　周寳元

使用人　一名

△生産及販賣高

年次	原料	生産及販賣 豆油	生産及販賣 豆餅
大同二年	六二〇布度	一、七五〇斤	一、〇二二枚

康德元年	一、三〇〇	三、六七二	二、一四二

第六節 畜產業

第一項 畜類

本省は土地尨大に反して人口極めて稀薄にして僻遠の荒地として放置され從來產業開發の見るべきものなく畜產としても極めて微々たるものである。就中鷄、豚、馬、牛最も多く牛馬は多く農產物運搬に、鷄、豚は副業的飼育をなされてゐる狀態である。

茲に省內に於ける縣別畜類頭數を示せば次の如し。

縣別畜類頭數一覽表

（康德二年六月現在 黑河省公署民政廳調）

種別／縣別	牛	馬	騾	驢	緬羊（山羊を含む）	豚	鷄	鴨	鵞
璦琿	一、六二三	五、四七一	八七	四〇	二三三	五、三二五	一二、一五〇	九二三	四四一
奇克	四三五	一、二三〇	三	一三	—	二、〇一六	四、八四九	（不詳）	二六三
遜河	三六六	八一二	二	三	四	五四八	一、三五八	（不詳）	八二
烏雲	二三四	六五七	—	一	—	三八六	一、九六〇	一五	一三
佛山	六九	一四二	—	—	—	四二五	一、二五〇	二	二
呼瑪	一四六	四六九 棲林馬七九六	—	—	—	一六六	一、九〇二	三四	二二
鷗浦	八五	五〇四	—	—	—	七七	五九七	—	—
漠河	四九	五八六	—	一	—	二四四	三八五	—	—
計	三、〇〇七	九、八七一	九二	五八	二三七	九、一八七	二四、四五一	九七四	八二三

更に之を農家一戸當飼養頭數に就て見るに各縣農家戸數は璦琿縣二、四五一戸、奇克縣七八三戸、遜河縣六八八戸、烏雲縣五九三戸、佛山縣二六七戸、呼瑪縣二七八戸、鷗浦縣一二二戸、漠河縣一三一戸、計五、三一三戸、之を家畜に付一戸當平均すれば牛〇、五六頭、馬一、八頭、豚一、七頭、鷄類五羽弱となる。

第二項 畜產物

畜產物としては獸毛皮革、牛乳、バター、ソーセージ、鷄卵等がある。毛皮革類を更に類別すれば、狼皮、灰鼠皮、獾子皮、貉皮、黃鼠皮、狼狐皮、狍皮、香鼠皮、犀皮、犴皮、牛皮、馬皮、狗皮、兎皮、鹿皮等とし、之を縣別產出數量に就て見るに次の如し。

各縣毛皮類產出數量

（康德元年度 黑河省公署民政廳調）

種別／縣別	璦琿	奇克	遜河	烏雲	佛山	呼瑪	鷗浦	漠河	計
狼皮	一〇〇張	一六張	不詳	一三張	二張	七五張	不詳	不詳	二〇六
灰鼠皮	五、〇〇〇	一、七一四	以下不詳	三、〇四九	—	—	以下同	以下同	九、七六三

鹿茸	五〇付	｜		｜	二付	八付			六〇付
貍子皮	一五〇張	八〇		一二六	｜	｜			三五六
狢皮	六〇	二六		一一	｜	｜			九七
黄鼠皮	二、五〇〇	｜		｜	｜	一五〇			二、六五〇
狐皮	五〇	一五		一	｜	四〇			一〇六
狍皮	五、〇〇〇	｜		｜	七〇	｜			五、〇七〇
香鼠皮	四、〇〇〇	四四六		一、一九五	一九	八四			五、七四四
牛皮	｜	六〇		八	一六	一〇	三〇		一二四
馬皮	｜	三二		一〇	八	二〇			七〇
狗皮	｜	一五		｜	｜	｜			一五
犴皮	｜	九		一六	一五	｜			四〇
元皮	｜	六七五		四、〇一五	一六八	｜			四、八五八
鹿皮	｜	一		｜	八	｜			九
兎皮	｜	四一		五八	｜	五〇			一四九
樺鼠皮	｜	｜		七、四五七	五五〇	｜			八、〇〇七
獺皮	｜	｜		｜	二	一〇			一二
狐狸皮	｜	｜		｜	｜	三			三

以上を金額に換算すれば四萬圓餘に上るものであるが、右の外璦琿縣に於ては羊毛二〇〇斤、山羊毛五〇斤、馬尾五〇斤、豚鬃四斤（價格計八、七一〇圓）及バター四六〇斤、ソーセージ一、六〇〇斤を黒河市に於て生産し、價格二八、六〇〇圓に上る。

第三〇　家畜改良並防疫

本省内家畜の品質概ね劣等にしてその改良見るべきものなく利用價値も亦從つて低からざるを得ない。馬に於ては一部に露西亞系、滿洲蒙古系との雑種を飼養せらるゝあり、牛豚に就ても極く少部分に於てのみ露西亞系雑種を見るのみである。是に就ては中央馬政局より種馬を借受け農民に配付し改良增殖を計り、牛、豚、羊、鷄類は實業部より種畜を仰ぎ同様改良增殖に努め又一方に於ては省立並に縣立種畜場を設置し飼養試驗及種畜貸付等を爲すべく省當局としても逐次實現に努めてゐる。

次に家畜防疫に就て見るに本省内に於ては各縣共逐年家畜傳染病の大流行に見舞はれ、殊に最近に於ては一昨年の如き夏季北黒線地方一帶に發生したる炭疽を筆頭に鼻疽、豚コレラ、豚丹毒、鷄コレラ等多種大樣にして其の種類四〇種ありと稱せらる。斯くの如く家畜疾病の爲め農民被害の連年多きに鑑み鋭意之が防遏に努めつゝあり、康德元年及二年に於ても璦琿、奇克、遜河三縣に亘り炭疽豫防注射を施し同時に家畜衞生の普及に意を注いでゐる。他の五縣に就ては未だ豫防注射を實施せる事なく住民衞生智識亦皆無の狀態にあり、將來應急の對策を必要とするであらう。

以上の如く本省畜類に就ては積極的に資質の改良增殖を計ると共に、一面獸疾の豫防治療等に就ても將來逐次全きを期せんとしてゐる。

第七節　水産業

本省は黑龍江及其支流に於て漁獲なきにあらざるも漁業として特記すべきものなく唯だ農民の農閑期を利用して副業的に營まるゝ程度に過ぎず、之を以て主業とするものはない。往昔、黑龍江に於ける鮭（大瑪哈魚）の如きは每年秋分を過ぐれば幾十萬の魚群、遠く海口より呼瑪爾河地方迄で上游し來り、北境無盡の富源として目せられて居たが北京條約により南烏蘇里地方の割讓せられ、爾來露人は下流に於て之等魚群を漁獲するを以て、今日に於ては往時の壯觀を見る能はず僅かに往時の漁場たりし魚亮子沿岸各地に點在し昔日の俤を止むるに過ぎない。

黑龍江水系は松花江並に嫩江水系に比し魚族並に魚量尠く、從つて漁利薄きため資本を投ずる餘地なく、僅かに農民の副業として漁獲し、其の地方の需要を充たすに過ぎず、市場に出廻る魚類としては冬期に於ける牙魯魚の如きあるのみである。

△漁獲法

漁　具　大網、手網、欄鈎等を用ふ。

漁　期　大網を使用する場合は解氷後なるも、最良漁獲期は結氷期にして氷に穴を穿ち漁獲する。結氷期に大網を使用する場合は多く支流の流速無き淀みを漁區とし結氷期前に大網を張り結氷を俟ち大網を絞り氷に穴を穿ち漁獲する。

△漁期と魚類

（漁　期）	（主　要　魚　類）
春　季	狗魚　大白魚
夏　季	鯰魚　黃魚
夏―秋季	鯉魚
秋　季	大瑪哈魚（鮭）
冬　季	牙魯魚

第六章　交通・通信・土木

第一節　鐵　道

本省は朔北の僻遠に位し由來交通、通信の便開けず諸般の施設開發も遲々として振はず時勢の進運に取殘されてゐたのであるが最近に至り北黑線の開通、航空路の新設等により漸次開化の曙光を見出さるゝ事となつた。然れども此種鐵道と雖も僅かに省中央部を一路線の横斷するのみで之を隣接の龍江、濱江兩省の如く鐵路の比較的發達せる他省に比すれば未だ言ふに足らざるものと稱すべく諸設の施設と共に交通路線の開發も寧ろ將來に殘されてゐると言ふべきであらう。

◉北　黑　線

北黑線は齊北、濱北兩線の接續點北安を起點とし大黑河に至る線にして、大同二年六月起工、北安、辰淸（第二站）間は大同二年六月起工、康德元年三月竣工、同年九月より本營業を開始し、辰淸、大黑河間は康德元年五月起工、康德二年二月竣工、假營業を開始し同年十一月一日本營業を始むる事となつた。

沿線及背後地としては龍鎭、嫩江、璦琿、奇克、遜河、烏雲、佛山、呼瑪、鷗浦、漠河の十縣あり、內龍鎭、嫩江二縣は龍江省に屬し他の八縣は本省に屬するものである。此の地方は國內に於て人口密度最も疎にして耕作地亦謂ふに足らず多くは遺棄して顧ない狀態であつた。殊に建國當時馬占山の亂あり、麾下殘存兵の匪化して掠奪を恣にし、農民をして極度の疲弊に陷らしめ、加ふるに連年の水災に見舞はれ、農民は多年の耕地を棄てゝ他に移住するもの續出し農業は著しく

衰微した。其後滿洲新政の此地に及ぶに從ひ歸農者漸次多きを加ふるに至つたが、其の生產量は辛じて自己消費を充足し得る程度に過ぎず縣外移出は極めて微々たるものである。

沿線資源方面に就て見るに此地帶は森林を以て第一とするであらう。

起點龍鎭地方に於ては訥謨爾河の上流毛盜頂山莫霍力丹山の如きは一大森林地帶であると稱せらるゝも之等は殆んど自然林として其儘放置せられ、僅かに訥謨爾河上流地方一部のみを伐採せるに過ぎない。遜拉爾河の南方にも大森林あるも之を伐採搬出する方法なく、天與の資源は徒らに斧鉞を待つのみである。尤も瑷琿地方は森林に乏しく建築材料は全部黑龍江上流呼瑪及び漠河方面より筏に依り運搬せらるゝ狀態である。此等森林に就ては從來經濟的利用なく上述の如く今日に至るまで所謂「寶の持ち腐れ」の觀があつたのであるが、今後鐵道、自動車、水運等交通機關の整備と相俟つて此の開發が期待せられてゐる。

林產に次いで主要なるものは鑛產、砂金である。由來此地方は產金地として其名高く所謂「邊堺ゴールドラツシュ」時第を出現せる事は世人の周知する處である。就中龍鎭縣に於ける縣城の西北八十支里滿屯、瑷琿縣法別拉河の逢源、五里雅河の德源、宋家屯の大吉、德盛溝の啓源、剎爾濱河の裕邊、拖河の源利、古蘭河溝の古溪、千金溝の振興等各金廠は古來有名である。

其他資源に就ては農產畜產等あるも現に極めて不振の狀態である。

沿線邑鎭として重なるものは龍江省內龍鎭、辰清の兩邑と本省內遜河、瑷琿、黑河等がある。

要するに現在に於ては本線の經濟的價値は未だ微薄なるを免れず、本線の速急なる敷設は寧ろ國防線として多分の意義を有するものであると思はるゝのである、而して北邊開拓鐵道としての意義も亦之に附隨し南端大連より北端黑河に通ずる滿洲縱斷路の一部をなすものである。將來本線の利用增大し經濟路線として沿線の開發を促し斯くて北邊開拓は本線を其の主導役割として漸次展開さるゝものであると思はるゝのである。

第二節　水　運

第一項　概　說

本省は全滿各省中最も其の開發遲れ唯一鐵路たる北黑線の敷設開通を見たのも康德二年度に屬し、尙ほ且管下の各縣が黑龍江に沿へる特殊的な立場にあり、水運又は馬車に依るの外交通の便なく、水運は本省に於ける最も重要なる交通機關たるは言ふを俟たない所である。

而して本省に於て船運に便益を供し朔北の荒野を潤す河川は黑龍江系に屬する黑龍江、額爾克納河の二大河川であつて汽船航行可能航區、大黑河－同江の九二六粁、大黑河－洛古河（漠河上流六六粁）八九三粁、洛古河－吉拉林四二九粁、計二、二四八粁に及んで居る。然るに是等の二大河川は滿蘇國境を流れ流域比較的未耕地多く從つて農產物少く、且つ國境に介在し僻遠にして主要商工中心地より隔絶し、人口極めて稀薄の狹少なる邊境地になるを以て水運上の價値亦自ら微々たるを免れず、一に將來の進展に懸つてゐる。

第二項　黑　龍　江

（一）概　說

黑龍江は額爾克納河とシルカ河の合流點ホグロフスキーに發し、呼瑪河、ゼーヤ河、ブレーヤ河、遜河、松花江等の支

流を合しつゝ遙かに韃靼海狹の北端ニコライエスクに於て海に注ぎ航行可能距離は二千粁に及んで居る。沿岸には蘿北、佛山、烏雲、奇克、遜河、璦琿、呼瑪、鷗浦、漠河等の諸縣あり、殆んど全省各縣共之に面し、其の地方的特質上本江の水運が由來唯一の文通路として沿邊各縣の發達過程に大なる影響を有した事は論を俟たない。

（二）沿革

本江航行の歷史は一六四三年露國コサツクが始めて獨木舟を乘り入れ翌年河口に達して居るが其の正確なる水運の基礎を造つたのは一八五四年露國政府が軍隊を黑龍江に沿つて航下したのに始まる。

本江は一六八五年ロシヤとの間にネルチンスク條約を締結し續いて一八五八年の璦琿條約及び北京條約により滿蘇國境河川として今日に及んでゐる。

支那が黑龍江に汽船を航行せしめたのは民國七年春黑龍江省督軍鮑貴鄉の後援下に河口迄下航せしを嚆矢とするも、其後は航行の見るべきものなし。一方露國に於ては一八二七年黑龍江汽船會社は補助金を得て黑龍江シルカに定期航路を開設し爾來幾變遷の後一九一一年に至り黑龍江船舶商事會社は新契約の下に補助金を增し航路回數を三十二回とし運賃は旅客運賃一等一露里二哥半、二等一哥半、三等三分の一哥、貨物運賃は一露里一布度十分の一哥、スレテンスク、ニコラエフスク直通貨物運賃は全線を通じ、一布度七五哥、復航一布度一留五〇哥と定められた。黑龍江上貨客取扱數量に就て見るに其額は逐次增加の趨勢にあつて貨物は一九一一年度には其取扱額一、三二六、七八〇磅餘に及び旅客は同年度各埠頭に於ける上下發着總人數四五四、〇〇〇人に達して居る。

斯くの如く露國は支那に比し積極的に水運の開拓を爲せしが一九一七年露國に革命勃發するに及び其の餘波は極東に影響し本江に於けるロシヤの勢力は沒落の一路を辿るの運命となつた。

當時支那に於ては盛に露國船を買收し官公私所有船舶の航行も相當の數字に上つたが、營業方法宜敷きを得ず多くは缺損を續け遂には營業不振の狀態となり幾多の波亂を見つゝ滿洲國の成立に及んでゐる。此に於て各船主間の從來の如き競爭防止の爲大同二年四月各船主を以て一大シンヂケートを組織哈爾濱航業聯合會の設立を見るに至つたものである。

北滿河川及船舶の管理は滿洲國に於ては交通部哈爾濱航政局に於て之を司り、黑河に哈爾濱航政局黑河分局を設置し直接國境河川及船舶の管理に當らせしめて居る。蘇聯側に於てはアムール船舶局此れに當つて居る。

康德元年六月廿六日滿蘇間の懸案であつた滿蘇水路會議も黑河に於て正式會合され越えて十月四日哈爾濱航政局、アムール船舶局間に共同技術委員會商議せられ國境河川航行章程等の決定を見たが我國側の提出せる國境線設置問題は暗礁に乘り上げ圓滿なる解決を見ずして今日に及んで居る。

（三）結氷及解氷

本江は南方方面の河川と異り其の位置北方に偏するが故に、冬期の結氷に禍ひされ凡そ十一月より五月初旬迄に至る滿六ケ月間以上航行全く杜絕し從つて沿岸の村落は商取引を休止し僅かに橇を利用して通信連絡をなすに過ぎない。

茲に黑河及び沿岸各縣の解結氷狀態を揭ぐれば次の如くである。（黑河省公署民政廳調）

（イ）黑河に於ける解結氷表

△解氷開始期

年	月 日	水位（米）	氣溫 最高（C°）	氣溫 最低（C°）
1923	5 — 1	123•7	＋ 12	— 5•5

1924	5 — 2	124•0	+ 10	— 1
1925	4 — 20	122•23	+ 18	— 1•6
1926	4 — 30	122•04	+ 17	— 5
1927	5 — 1	122•38	+ 12	+ 1
1928	4 — 22	122•32	+ 9	— 2
1929	4 — 29	123•1	+ 1•7	— 8
1930	4 — 29	123•04	+ 1	— 2
1931	5 — 5	124•06	+ 12	+ 1•5
1932	4 — 28	124•66		
1933	5 — 1	123•88	+ 18	— 1•5
1934	5 — 2	122•95	+ 22	+ 1
1935	5 — 2	123•23	+ 16•2	+ 2•4

△解氷期

年	月 日	水位（米）	氣温 最高（C°）	氣温 最低（C°）
1923	5 — 12	127•3	20	3•3
1924	5 — 17	125•14	17	5•5
1925	5 — 1	423•34	20•5	6•6
1926	5 — 11	123•85	23	4•4
1927	5 — 10	124•6	11	1
1928	5 — 1	125•8	11	1
1929	5 — 10	123•25	23	3
1930	5 — 12	124•64	16•4	8
1931	5 — 17	125•77	18	3
1932	5 — 7	125•14		
1933	5 — 10	125•2	28	6
1934	5 — 13	124•66	17•5	8
1935	5 — 10	125•19	18•5	2•6

△流氷開始期

年	月 日	水位（米）	氣温 最高（C°）	氣温 最低（C°）
1923	11 — 2	122•98	— 4•4	— 12
1924	10 — 28	123•04	— 6•6	— 12
1925	11 — 4	122•83	+ 1•7	— 7

1926	11 − 1	123·4	+ 2·8	− 5
1927	11 − 4	122·74	+ 5·5	− 4
1928	10 − 30	123·67	− 2·8	− 13
1929	11 − 4	123·49	+ 3·3	− 3
1930	10 − 30	123·43	− 1	− 10
1931	11 − 3	124·12	+ 11	− 4·5
1932	11 − 1	123·79		
1933	10 − 27	124·03	+ 2	− 8
1934	10 − 25	124·06	− 1·5	− 7·5
1935	11 − 2	124·24	− 2	− 5·1

△結　氷　期

年	月　日	水　位（米）	氣温	
			最　高（C°）	最　低（C°）
1923	11 − 15	121·9	− 6·6	− 11
1924	11 − 8	121·61	− 8	− 20
1925	11 − 17	122·26	− 5	− 6
1926	11 − 15	121·77	− 6·6	− 19
1927	11 − 13	122·08	− 5	− 16
1928	11 − 11	122·5	− 10	− 17
1929	11 − 18	122·14	− 4·4	− 13
1930	11 − 10	122·23	− 10·5	− 14
1931	11 − 20	122·53	− 13	− 18
1932	11 − 15	125·76		
1933	11 − 10	122·5	− 3	− 11·5
1934	11 − 21	123·9	− 7	− 17
1935	11 − 13	122·44	− 13·1	− 19

（ロ）沿岸各縣解結氷表

△康德元年度流結氷表

地　名	流氷開始	結氷日	備　考
呼　瑪	十月二五日	十一月二〇日	黑龍江
黑　河	十月二五日	十一月二一日	〃
奇　克	十月二五日	十一月二一日	〃
烏　雲	十月二六日	十一月二〇日	〃

佛山	十月二六日	十一月二〇日	〃

△康德二年度流結氷表

地名	流氷開始日	結氷日	備考
漠河	十月二二日	十一月八日	黒龍江
鷗浦	十月二二日	十一月十二日	〃
呼瑪	十月二四日	十一月十一日	〃
黒河	十一月二日	十一月十三日	〃
奇克	十一月四日	十一月十五日	〃
烏雲	十一月四日	十一月十八日	〃
佛山	十一月五日	十一月十九日	〃
虎林	十一月七日	十一月二二 二三日	豫想（烏蘇黒江）
第二松花江	十一月十一日	十一月二四日	

△康德二年度解氷表

地名	解氷開始	解氷終了	備考
佛山	四月二二日	五月八日	黒龍江
鷗浦	四月二三日	五月八日	〃
黒河	五月二日	五月十日	〃

（四）航行狀態

本江航行狀態特に航行の難易に付之を中部黒龍江（同江—黒河）及上部黒龍江（黒河—漠河）に分ち述ぶる事とする。

中部及上部黒龍江の江水は一般に五月初旬解氷後急に增水し同下旬より六月上旬に至る間に於て一時減水すれども（前期減水期と假稱す）六月下旬より次第に增水し七月中上旬若くば下旬に於て最高水量に達するを例とす。八月下旬減水し（後期減水期）九月に入り再び增水する年と其の儘減水し結氷期に至る年とあり、一般に本江は揚子江水量の如く急激なる大增減無く急激なる時と雖も一晝夜最大〇、六米程度である。

吃水〇、九米以下の船舶は前記二減水期に拘らず同江漠河間を概ね自由に航行可能なりと認めらる。吃水一、三米以上の船舶は同江漠河間に於ては減水期には相當行動に制限を受くる事となる。

尙ほ黒河港に於ける結氷中の最近の調査に徵するに同港の最大水深は二、三四米、最低水深は〇、五五米にして最低水深〇、五五米は汽船航行に大なる支障を來すやに見受けらるゝも夫れは冬季の最低水深にして可航期の水深は最近十ケ年間の統計に徵すれば之れに一、四〇米を加算したる一、九五米前後が略々航路の最低水深と見做す事が出來る。

茲に康德二年に於ける黒龍江の汽船運航コースの距離及び專屬船名を擧ぐれば左の如し。（黒河省公署民政廳調）

線名	距離	專屬船名
一、哈爾濱—黒河間		午城、永安
二、富錦—黒河間		上海、大興、瀛濱

三、黒河ー漢河間	八二七粁	紹興、北海
四、黒河ー奇克間	一五二粁	先裕
五、漢河ー吉拉林間	四九五粁	

（五）黒河港灣の修築及汽船の冬營

從來の黒河埠頭は汽船一隻が漸く横付され得る程度で頗る不便を感じて居た爲埠頭の大工事を計畫し、康德二年六月頃より工事に着手、構内に北黒線の鐵道線路を引込み十一月一日竣工した。從つて各地への逘達は迅速となり、一般的に便宜となるものと思料される。而して新埠頭は全長百二十米汽船三隻乃至四隻の横付が可能である。

尙康德二年より多年懸案の船舶の冬營が黒河港に於てなされる事になつた。從來は哈爾濱からの入港を待つて初めて黒龍江航運が開始されたのであるが本年よりは開江と同時に航運開始の可能性を與へ地方特に上流地方住民の受くる利益は甚大なるものがある。次に康德二年冬期より三年に跨る冬營中の船舶を擧ぐれば次の汽船五隻、軍艦一である。

イ、名　山　號　（漢河ー吉拉林間定期配屬船）
ロ、紹興號、大興號　（黒河ー漢河間配屬船）
ハ、先　裕　號　（黒河ー奇克間配屬船）
ニ、如　來　號　（曳船）
ホ、軍艦大同號　（松花江江防艦隊所屬）

（六）黒龍江の將來性

黒龍江は南滿或は中國の河川と異り其特質即ち地理的乃至氣候等の關係より航運の發展に大なる障害を運命づけられ居る爲めに水運の現況は甚だ微々たるものにして未だ見る可きものはないが、其の將來は流域地方産業の開發と之れに伴ふ人口增加、文化の發達、經濟生活の向上と殊に對蘇問題てふ大難題の解決等により貨客の航行頻繁なるに從ひ、其必要に迫らるゝと共に河底の浚渫、埠頭の改造並に船舶新造等と相俟つて船舶業者の營業方法改善に依り水運の殷盛を見るに至り、斯くて黒龍江の將來性が齎らされるのも遠からざるものと信ずる。

然るに建國以來鐵道及自動車道路敷設等進捗に伴ひ水上船舶業者の營業範圍を犯し其利害背馳するに至るは必然なるが故に、須らく船舶業者は其最も有利低廉なる運賃政策と團結の鞏固、設備の完全、輸送の確實を計つて將來への覺悟が必要であると思ふ。

第三項　額爾克納河

本江航運に就ては未だ詳かならざるものなきにあらざるも各方面よりの資料を以て總合するに大要左の如く要約摘記するを得るであらう。

一、解氷期　吉拉林地方にては四月十五日頃兩岸の氷次第に融解し五月五日頃には全く解氷す。解氷期は漢河地方より七八日早し。
二、流氷期　三、四日間にて流氷終る。
三、航路開通期　五月十日頃より船舶の航行可能となり九月末で終航期とす。
四、結氷期　十月上旬より次第に結氷を始む。
五、河水の增減　解氷後は水量多く間もなく減水し六、七月の候上流地方に雨季に增水す、八月に入れば次第に水量を

減じ九月末に至る。

六、流速　一般に四、五節乃至五節内外にして六節餘に達する所もある。

七、遡江限度　戎克は現在吉拉林を以て遡江限度とするも右は海拉爾と三河地方、吉拉林との陸上交通の關係上遡江するも採算を得ざると吉拉林上流地方は蘇聯側の監視警戒嚴重なるによるものと思料せらる。七、八年前吉拉林地方より更に上流三〇〇支流迄遡航せることあり、尙一露人（最近蘇聯より漠河に逃亡せるもの）は昨夏「ノォウツルハイヅエフスキー」（三河地方對岸）附近に於て蘇聯の警戒用内火艇の航走するを認めたりと云ふ。之れに依り現在に於ても吉拉林上流數百支里の地點迄吃水淺さ内火艇の溯江可能なるべしと考へらる。

八、水路並に沿岸の地勢概況　水路の屈曲大にして而かも屈曲箇所多く行船運用上困難なるも航路の變化は比較的少し江部は「ホクロフスカヤ」吉拉林間に於て概ね一五〇乃至二〇〇米にして兩岸山多く吉拉林上流は兩岸草原の平地若くは丘陵である。

九、淺灘　「ホクロフスカヤ」より吉拉林に至る間に於て淺灘二〇ケ所あり、減水期には水深〇、六米となる處あり、約十年前同所は減水期に〇、三米に至りしことありと云ふ。

十、可航船舶吃水　明瞭に斷言し得ざるも增水期には淺吃水二〇〇屯級の曳船吉拉林迄溯江し得べく、又約十五屯以下の内火艇は吉拉林より更に上流迄溯江し得ることは蘇聯警戒内火艇の行動事實に依り推定せらるゝも遡江の限界不明である。

十一、航行船舶

（一）滿洲國船舶　汽船は内火艇の航行するものなし。現在十一隻の戎克就航し吉拉林、漠河間を往復す。戎克は同型同大にして約十米巾は長さに比すれば小にして前中後部の巾殆ど同じく中部のみ若干廣く約二、五米吃水は滿載して〇、五米弱とし、風帆を有す。戎克は結氷期に至れば西口子若しくは吉拉林にて冬營し船頭は殆んど全部山に入りて砂金採取に從事す。本年度は聯合局に於て黑河、吉拉林間專用のディゼル船二隻建造の豫定にて益々上流奥地の開發に便益すること、思ふ。

戎克は各地間航行所要日數（夜間は航走せず）左の如し。

區間	上江	下江
漠河――ホクロフスカヤ	四日	一日
ホクロフスカヤ――西口子	六日	一日
西口子――吉拉林	十五日	五日

戎克は遡江の際江岸により人力にて曳行し險崖にて直下の水深大なる所は戎克に塔載する小型の小舟を以て先航せしめ綱を以て陸上に結止し之を手繰にして遡る。

（二）蘇聯側增水期には「ホクロフスカヤ」吉拉林間を就航す。

十二、筏　「アルグニ」河を流下する蘇聯の筏なし。西口子附近より滿洲國側筏若干流下することあり。

十三、航路標識　「ホクロフスカヤ」より吉拉林對岸迄は滿蘇兩岸に航路標識設備あり。吉拉林上流は蘇聯側のみに設置せらる。

第四項　最近の航行水路問題

（一）滿蘇水路協定問題

滿蘇國境を流るゝ黒龍江、烏蘇里、アルグン等の國境河川航行の問題は一八五八年の璦琿條約に依り規定されたるも、露國は舊帝政時代より支那の國威の揚らざるに乘じ屢々有利な地位を占むるに至つた。滿洲國はその成立と同時にこの不利益なる條約を撤廢し、平等にして且つ圓滑なる河川航行を實現すべく、新協定の意思を以てブラゴェ駐在滿洲國領事をして、蘇聯側と交渉せしむるところありしも、蘇聯は技術家の四散を名としてこれを回避した。

然るに一方滿洲國は軍艦商船の實力航行を敢行せるを以て、蘇聯側も從來の態度を捨て、大同二年六月會議開催の用意ある旨回答せるに依り、旅券に外交部査證を要求した。然るに蘇聯は飽迄水路會議を地方問題として、やがては滿洲國承認を誘致する旅券の査證を拒絶せしため、會議は遂に中止せらるゝの已むなきに至つた。

翌康德元年の解氷期に於て滿洲國にては國境河川に航路標識の單獨設立の件を哈爾濱航政局より蘇聯黒龍江航政局に通達し同年六月二日哈爾濱より銅山、寧安の二船をして作業に上らしめた。於此蘇聯側も屈して六月十二日より大黒河に於て水路會議豫備會議が開催された。蘇聯側は一九二二年蘇支間に締結された協定を基礎とすべきを主張せるに對し滿洲國側は斯る不平等のものに據ることを斷乎として反對し、一切平等の上に於て討議せんことを要求した。斯くて雙方協定範圍を技術問題に限り且つ平等の立場に於て協定することとなつた。斯くて八月七日第一次正式本會議を開催し九月四日哈爾濱航政局と蘇聯側黒龍江航政局との間に調印が成立した。その要旨は

(1) アルグン河、黒龍江、烏蘇里江、興凱湖に於ける滿蘇兩國の船舶航行は各河川の水道範圍に於て共同施設に依る航路標識に依り障碍なく之を行ふこと。

(2) 所定水路に於ける航行の最善條件の保障、必要なる航路標識施設維持、並各種掘鑿、浚渫其の他の作業を共同事業として双方各四名の委員を以てする委員會を組織すること。

(3) 共同技術會は此の種事業に必要なる豫算及計畫を作製し、その執行を監督し支出決算を審査決定すること。

(4) 双方は兩岸に於ける建標作業及其の監督を各別に自國江岸に於いて單獨に行ふものとす。浚渫其他一切の水路上の作業は共同とし、一般の作業費は共同技術委員會の審査決定せる豫算を以て双方同額を負擔すること。

(二) 水路技術委員會と三角洲問題

右の協定に基づき滿蘇水路協定技術委員會は同年十月十三日大黒河に於いて開催され

(1) 航行章程の改訂
(2) 翌年度に於ける共同豫算の作製
(3) 共同委員會規定

等を審議せんとせしも會議劈頭滿洲國側は烏蘇里江、黒龍江合流點の三角洲に於ける滿洲國水路に蘇聯政府の航路標識を設置したることは水路協定の違反なることを主張しその撤回を要求した。水路協定の規定に拘らず、蘇聯側は三角洲を以て全く自國領として取扱ひ種々の構築を行へるのみならず、同島と滿洲國との中間をなすカザケウイチ水道に標識樣のものを設置せることは、烏蘇里江と黒龍江との連絡を遮斷せるに等しく、斯くては滿洲國の交通軍事上到底默認し難き處にして、結局水路問題は根本的解決を待たざる可からざるに至り、共同委員會は一頓挫を來した。

第三節 空運

滿洲に於ける地上交通機關は其發達未だ全からざるのみならず沿線亦不安の域にあるもの尠からざるに反し其廣大なる地域は概して平原にして氣流、氣象共に航空の好條件を具へてゐるものであるが由來永く外國航空機の通過地として航空文化の恩惠に浴せざる狀態にあつた。然るに滿洲國政府は日滿兩國を結ぶ最も迅速なる連絡交通路の新設と歐亞を結ぶ空

の大幹線完成の爲め民營の航空會社をして之に當らしめ政府は之が保護助長するの方針をとり更に大同元年九月二十六日資本金國幣三百八十五萬圓全額拂込(滿鐵出資百六十五萬圓、住友合資會社出資百二十萬圓、滿洲國政府出資百萬圓)を以て日滿合辦滿洲國法人「滿洲航空會社」の創立を見るに至つた。本社を奉天に、支社を東京に置き、奉天、大連、新義州、錦州、朝陽、凌源、承德、赤峯、林西、新京、吉林、龍井村、淸津、哈爾濱、齊々哈爾、海拉爾、滿洲里、大黑河、北安鎭、佳木斯、富錦、綏化等の各飛行場には出張所を設け滿洲國內及其隣接國側の旅客、貨物郵便物等の航空輸送、航空機の修理及機體の製造組立其他の事業の經營に當る事とした。

本社の事業開始は奉天、大連間を除き大同元年十一月三日を期して行はれ日本中島飛行機株式會社製「壽」型四八〇馬力發動機を裝備せる八人乘及六人乘の「フォツカー」式及二人乘「ブスモス」式旅客機を使用してゐる。

今本省內航空路に就て見るに左表の如く省城黑河より哈爾濱及齊々哈爾に通ずる二線があるが從來朔北の未開地として取殘された本省にも陸は北黑線の開通あり、空には此等航空路の開始により漸く文化開發の曙光を見る事となつた。

定期航空路一覽表

(康德三年二月現在 滿洲航空會社調)

路線名	通過地	粁數	飛行回數
黑河—哈爾濱線	北安鎭	五一〇粁	一週二往復
黑河—齊々哈爾線	嫩江	四八〇粁	一週一往復

第四節 道路

第一項 路線

黑龍江右岸地方は由來對露の國防要地たるを以て民國時代は軍事道路として三條の幹線を有し何れも左記の如く當時の省城齊々哈爾を中心として放射線狀に道路を築造し所謂站道と稱されてゐたものである。

一、チ、ハル—寧年站—納河—料洛站—璦琿—黑河。

二、チ、ハル—龍鎭—龍門—二站(辰淸)—五站—遜河—奇克(舊龍奇官道)

三、チ、ハル—寧年站—納河—嫩江—興隆溝—二十一站—二十九站—漠河(嫩漠官道)

璦琿は國境に於ける最古の城鎭なるを以て光緒三十二年より副都統署を置き宣統元年より之を璦琿兵備道に改め更に璦琿廳を設置し民國元年より觀察使署に改設す。如斯該地は軍事政治の要地たるのみならず、又大黑河と共に對蘇貿易の要衝に當り、之より次の如き道路綱を以て聯絡せられてきたのである。

一、璦琿—霍爾莫津—奇克—烏雲—佛山—蘿北—綏濱—哈齊濱。

二、璦琿—大黑河—三道卡—呼瑪—金山鎭—鷗浦—漠河。

然るに之等諸道路は殆んど自然の平地に稍々改築を加へたるに過ぎざる粗惡なるもので夏期降雨の際は泥濘膝を沒し殆んど利用されざる惡道路と化し、而かも河川には大部分橋梁の設備を有せず、全く徒涉に依るの外無く、交通は殆んど杜絕せられ地方の交通並に物資運輸は殆んど冬季結氷期に於て行はざるを得ない狀態であつた。斯くの如きは全滿何れも同斷にして滿洲の道路は世上惡名を轟かしてきたのである。

此に於て滿洲建國以來政府は(一)國防及治安の維持(二)內政機能の敏活と經濟力の增進及疲弊農村の救濟(三)鐵道補足等の見地より道路の新設補修を企て道路を國道、縣道、區道、里道に分ち區道、里道は專ら縣並に鄕村に於て補修し、縣道は國庫補助の下に省並に縣に於て其の建設補修に當り、國道建設の爲めには大同二年三月三日新たに國務院直屬

の國道局を設置したのである。之より先、該工事は建國當時政府の委囑により關東軍特務部に於て奉天に臨時道路建設事務所を設置し大同元年十月着工し曩に對匪軍の兵站輸送及用兵道路として關東軍に於て改修中なりしものを併せ且つ緊急なる地方の道路工事の進捗を期したのである。次いで前記國道局設立せらるゝに及んで此種工事を繼承する事となり關東軍特務部に於て立案せる十ヶ年六萬粁建設計畫を基本とし國道三ヶ年七千粁建設計畫を樹立し之に要すべき經費一千五百萬圓は建國公債を以て支辨せらるゝ事となつた。

斯くして大同二年度末までに三、七〇〇粁建設を完了し之が經費七四〇萬圓を費したのであるが、第三年度即ち康德元年度に於ては之を一般財源に移し當初の計畫に多少の修正を加へ、總額一、四六〇萬圓を以て約三千粁を建設する事としたのである。

更に康德二、三年度に於ては一、九九〇萬圓を以て三、五〇〇粁を建設する事となり斯くの如くにして康德三年度末に於ては四、二〇〇萬圓を投じて約一〇、二〇〇粁の國道を建設する豫定である。

今本省内に於ける主要計畫路線の建設に就て見るに本省區劃内に於ては齊々哈爾建設處の所管に屬し、他省に比し稍々建設工事少なき憾なしとしないが然かも建國以來の建設工事に付列記すれば次の如くである。

(一)嫩江――四站――東岡子――大黑河間　二八〇粁　(大同二年度施工目下竣工す)
(二)嫩江――興安金廠――逢源金廠――大黑河間(西廻線)　三〇〇粁　(康德元年度施工、目下橋梁架設、路面修築工事進捗中)
(三)二站(西廻線經過地)――遜吳――遜河――奇克間　一六〇粁　(康德元年度施工、目下竣工す)
(四)辰淸――五站――霍爾莫津間　七二、八粁
(五)石頭廟――三道一間
(六)遜吳――遜河――烏雲間　三五粁

上述の如く國道の建設に就ては國道局に於て鋭意計畫立案し僻遠の本省の如きに至るまで坦々たる道路を普及せらるゝ樣施工を急ぎつゝあるものであるが更に之等國道の管理及維持に就て附言するに國道局は前述の如く國道の調査、計畫及立案に當り各地方建設處は實際の施工工事を掌るものにして之等國道に關する行政は民政部に於て主管する事となつてゐる。

即ち民政部に土木司を置き從來不備なる土木行政の完備と土木法規の作成に努め且つ省公署に民政廳を置き土木殊に道路に關する管掌をなさしめてゐる。

他方民政部に於ては建國以來新設又は改修せし道路に付其管理及維持を各省縣長に命じ縣長は各村長をして之が任に當らしめてゐる。法規としては大同二年七月道路維持標準を公布し其の據る所を知らしめてゐるが其の主なるものは、

(1) 路面の上置地均又は路面の割石若くは砂利等の塡補
(2) 路面の排水、除水、除雪及雜草除去
(3) 測溝、暗渠及箱樋等の浚渫又は掃除
(4) 堀割又は盛土の傾斜面の維持及修繕
(5) 道路に關する工作物の維持及修繕
(6) 並樹の植栽及保護

等とし鋭意道路の管理を行つてゐるのである。

第二項　自動車運營

滿洲に於ける長途自動車の運營は由來四季を通じ運行し得るものは僅かにして其他は雨期を除き四季運行するもの、或は冬季のみ運行するもの等あり、一見變態的經營狀態である。斯くの如く四季運行の不可能なるは道路の不備にして殆んど完備せるものなき事共他に起因するものであるが滿洲事變後に於ける治安の維持、產業の開發、政治の普及、文化の進展に依り漸次克服され道路の建設と相俟つて自動車發達の初段階に到達しつゝあると言ふ事が出來る。

而して現在滿洲國に於て長途自動車の運營をなすものとしては民間諸會社經營に係る主要都市を中心とせる運行と國道を利用して營業を營む鐵路總局經營のものとの二つに大別する事が出來る。

而して民營自動車運行は主として中華民國の制定せる長距離自動車公司條例及長距離自動車公司許可證發行規則等に據り各省に於て管理規則等を制定し省長之が營業許可をなしたもので、從つて稅收入を目的とし一路線に多數の營業者を許可せるものであり、其の結果不合理なる經營方法に依るもの多く車輛の改善或は道路の補修等もとより顧慮するに由なく、降雨に遭へば任意に休業する等公共企業としての使命を辨へざる實情に置かれてゐた。然るに當局は玆に鑑る處あり、地方交通機關として又文化產業の開發及治安工作上普及發達を助長せんが爲め國內同一法規の下に之を統一し又特許に就ては一定方針の下に交通部大臣之を總括する事となし以て國內に於ける事業全般の統制を圖る事とした。即ち交通部より大同二年二月二十五日訓令第四十三號を以て長距離自動車營業の許可に關する件發せられ又同年五月三十一日發令第四十三號を以て交通部の官制を改正し自動車運輸事業の統制は該部の管轄に歸せしむる事となつた。而して國營自動車運輸事業の經營は國有鐵道の滿鐵委任經營と共に其の附帶事業として均しく之を委任する事となり爾來滿鐵は鐵路總局をして之が經營に當らしめてゐるのである。

斯くて新法令自動車運輸許可章程並に自動車交通營業法は目下審議中に係り同年十一月二十三日訂正書式調査案に關する件發布以來自動車運輸許可章程を援用しつゝあり、事業の健全なる發達を期せんが爲め從來の濫許主義を排し一路線一營業主義を採ると共に基礎鞏固なる經營者を許可する事とし、又他面將來、新規開業路線は國道の建設竣成と相俟つて促進せらるゝ方針である。

翻つて本省に於ける自動車運營に就て見るに本省の地は朔北の僻遠に偏して諸般の施設他省に比し遲るゝ事遠く、從つて該自動車交通も僅に二、三線に過ぎず極めて微々たるものであり寧ろ將來の新設に俟つべきであらう。

本省內自動車運行路線としては民間經營に係るものなく、鐵路總局の經營に屬する左記三線あるのみである。

路線	區間	粁數	開通年月	經過地
訥黑線	訥河――黑河間	三六六	康德元年三月	訥河―嫩江―二站―璦琿
布訥線	布西――訥河	三〇	康德二年三月	
黑于線	黑河――于達季	一二四	康德二年十二月	興安金廠―逢源總廠―分廠―公司金廠―新開嶺―腦袋山―山神府

第五節　通信事業

第一項　郵政

事變前に於ける本省の郵政を見るに、本省地域內は哈爾濱郵務管理局管下に置かれ璦琿、黑河、漠河、鷗浦、金山鎭、奇克、遜河、烏雲に三等郵局を設け其他主要部落に代辦所及信櫃其他集配機關を置き、而して之等郵便物遞送は汽船並配達夫に依つてゐたが汽船は夏期の解氷間に限られ且其期間も僅に四ケ月に過ぎず一年の中八ケ月間は配達夫即ち郵差に依り遞送されてゐた。郵差は步差及橇差の二とし民國三年其の確立を見たのであるが、春秋二期の結氷解氷開始期の各一ケ

月間交通全く杜絶せるを除き冬期は橇を利用し五六十支里毎に郵站を設置し各郵站に站長を置き橇を設備し郵便物を遞送し旅客も料金を徴收便乘せしめてゐた。

然るに露支紛爭に依り此等機關の多くは破壞され郵站制度は自然消滅し郵便物の遞送に著しき困難を感ずるに至つた。建國後本省地方は馬占山の兵亂に禍され郵差事務一時停止の已むなきに至り鎭靜後漸く郵差事務復活せるも郵站制度は遂に舊態に復する能はず別表に示すが如く遞送に極めて不便にして且迅速を欠ける狀態である。

尙康德元年十二月一日の郵政管理局管理區域改正に當つては本省は依然哈爾濱郵政管理局の管理下に歸する事となつたが同年同月北黑線の開通を見、二年三月營業開始せらるゝや中央との往復郵便物は總て該鐵道による事となり、黑哈、黑齊間の航空路による郵便遞送と相俟つて、通信、連絡上便益する處尠しとしない。

本省管內郵局名稱位置及取扱事務一覽表

（康德三年二月現在 黑河省公署總務廳調）

局名	位置	別配達	價格表記書狀	價格表記箱物	代金引換通常	爲替振出	爲替拂渡	外國爲替（振宛國に制限あるもの）	滿華爲替	內國特殊小包	外國小包	外國代金引換小包	郵便貯金
△大黑河郵局	璦琿縣黑河市南大街					○A	○A	○	丙	○	○		○
△璦琿郵局	璦琿縣天市街					○C	○C		甲				
○金山鎭郵局	呼瑪縣金山鎭江沿大街								甲				
○奇克郵局	奇克縣北大街					○C	○C		甲				
○烏雲郵局	烏雲縣十字街												

（註）

一、局名ノ上ニ△印ヲ附セルハ汽車○印ヲ附セルハ汽船（解氷期間ノミ）ノ通ズル地所在ノ郵局ヲ示スモノトス

二、取扱事務欄中○印ハ當該事務ヲ取扱フモノトシＡＢＣＤ等ノ符號ハ額限八百圓四百圓百圓五十圓ヲ示ス、但シ代金引換及價格表記ニ就テハＡハ千圓Ｂハ五百圓ヲ示スモノトス

三、甲、同一日ニ於テ同一人ニ振出又ハ拂渡ヲ爲スヘキ爲替金額ヲ百圓ヲ以テ限トスルモノ

乙、同一日ニ於テ同一人ニ振出又ハ拂渡ヲ爲スヘキ爲替金額ヲ四百圓ヲ以テ限トスルモノ

丙、同一日ニ於テ同一人ニ振出又ハ拂渡ヲ爲スヘキ爲替金額ヲ八百圓ヲ以テ限トスルモノ

黑河—各縣間郵便物到達日數調査表

（康德三年一月現在 黑河省公署總務廳調）

縣別	期間別	期間	所要日數	摘要
璦琿縣				期節に關係なく當日到着す
漠河縣	夏期		十日乃至十五日	
	冬期		三十日乃至四十五日	漠鷗間遞送回數は一月二回を標準とし、稀に三回あり、一回所要日數十日
	解結氷時		五十日乃至六十日	
	解氷期	自六月初旬 至十月初旬	四日乃至十二、三日	黑河間航行一週一回の輪船に依るを以て出發當日發送せる場合と出發直後發送せる場合により上記の差を生す

縣	期	期間	所要日數	摘要
鷗浦縣	結氷期	自十二月初旬 至四月初旬	十五日乃至九十日	馬又は橇に依り黑河、呼瑪、金山鎭、鷗浦の順により驛傳式によるものにして十五日を以て到達すること極めて稀にして普通二十日乃至一ヶ月時により二、三ヶ日を要し到達日數不定。鷗浦、呼瑪、金山鎭間遞送回數は三回を標準とし稀に四回あり一回所要日數五日
	解氷時	自四月中旬 至五月下旬		交通全く杜絶す
	結氷時	自十月中旬 至十一月下旬		
呼瑪縣	解氷結氷時	自四月 至五月中旬	七日乃至十日	毎月四回乃至五回配達す。一回所要日數七日
	其他の期間		七日乃至八日	但し上記期間中六月より十月中旬に至る船舶航行期間は三日を以て到達す
奇克縣	夏期		二日乃至八日	
	冬期		四日乃至八日	
	解氷結氷時		十五日乃至十六日	解氷結氷前後は郵便車の通行不能の爲甚しく遲延す
遜河縣	冬期		五日乃至十日	
	其他の期間		五日乃至二十日	冬期は比較的順調なるも解氷後特に夏期は道路の不備虻の襲來により二十日を要する事あり
烏雲縣	夏期	自五月下旬 至十月中旬	七日乃至十日	船舶により五日に一回の割合にて到着す
	秋期結氷時	自十月下旬 至十一月初旬	十八日乃至二十二日	烏雲郵局より陸路騎馬にて一週間一回到達す
	冬期	自十一月中旬 至四月上旬	十七日乃至二十日	馬橇にて奇克郵局より四日に一回の割合にて到達す
	春期解氷時	自四月下旬 至五月中旬	二十五日乃至三十日	本期間は河川解氷增水し交通困難にして大形小包の行嚢は之を取扱はず
佛山縣	夏期		七日乃至二十日	七日を以て到達すること稀にして普通十五日乃至二十日を要す
	冬期		十日乃至五十日	
	結氷時 解氷時			一ヶ月間交通全く杜絶す

第二項　電信電話

本省に於ける通信網は極めて簡單にして、建國前に在りては黑齊線（黑河、齊々哈爾間）黑哈線（黑河、哈爾濱間）黑奇線（黑河、奇克特間）嫩漠線（嫩江、漠河間呼瑪に支線を有す）漠奇間（漠河、奇乾間）の有線電信あり、相前後して架設せられ電報局は黑河、璦琿、奇克特、漠河、呼瑪に設置せられたるも、內嫩漠線漠奇線は民國五年の開設に係り暫時使用してゐたが長距離且山間避地のことゝて補修困難の爲民國十六年以後は使用不能となる。

露支紛爭後邊境警備の必要に迫られ、民國二十年東北無線電分局が漠河及呼瑪に設置され民間の電報をも取扱つてゐた建國當初即大同元年六月には馬占山により呼瑪無電臺は黑河に、漠河無電臺は呼瑪に移され、漠河、鷗浦、烏雲、佛山の四縣は通信連絡上極めて不便を感じてゐたが、本省が國防上重要なる地位にあり且治安工作上にも關係する所尠なからざるを以て治安維持會により各縣々城に無電臺を設置することゝなり、康德二年四月迄に各縣とも之が設置を完了し治安關係並行政上重要なる電報を取扱ふ事となつた。

然し乍ら一般電報は取扱はざるを以て將來民間電報の需要多きを加ふる曉には尙多大の不便を感ずるは勿論である。

尙有線電信に就ては上記殘存の黑河、璦琿、奇克特の三電報局が滿洲電々會社の管理下に歸し一般電報をも取扱つてゐるが、上記三局附近配達可能の區域を除いては着信は郵便により配送することゝなつてゐる。

電話は電信線に比し其の發達一層不振にして、黑河市內に滿洲電信電話會社所管の電話局一ヶ所あるのみなるも、黑

河、奇克特間は有線電信線の切替により又奇克特、黒河間は現在無使用殘存の有線電信線を利用し有料通話をしてゐる。黒河市內の通話は技術未熟に加へ電話器具極めて古く通話に著しき不便を感じてゐる。

倘治安維持會により警備用有線電話が呼瑪縣城—金山鎭間（呼瑪縣城より三大公司に支線あり）黒河—璦琿—奇克特—烏雲間、黒河縣城を中心に主要部落七ケ所に架設されてゐる。而して警備用電話に就ては本省の特異性に鑑み省當局は縣當局を指導し各縣を連ぬる電線の完成を急ぎつゝあり、璦琿縣下の各警察署を連ぬる電線並呼瑪縣三大公司を中心とする附近部落を連ぬる電線の通話も今年中には完成の豫定である。

第六節　土木事業

第一項　概説

建國以前土木事業としては軍事關係道路以外には殆んど見るべきものなきのみならず、建國後と雖も康德元年十二月一日省制改革前には當時黒龍江省の一部として極北に位し人口稀薄、産業未開の僻遠地域なるを以て未だ省當局に於ても苟且に附して來たものである。

斯くの如く本省は地域尨大にして未開の僻陬なるも外は對蘇國防の要衝に當り、內は無盡藏とも稱すべき森林、金礦を有し、又農業牧畜業も前途洋々たるものありと云ひ得るであらう。而して之等諸問題を解決せんには種々の方策あるべきも、就中道路政策は諸要件中の先決問題たるべしと思惟せらる。然るに他面本省は地形上黒龍江の河岸一帶を占むる關係上、大小無數の河川は境內を縱横に貫流し道路修築上の難關たる濕地は他省各地に比し頗る多く、又本省に於ける橋梁の新築及改築等の技術的方面より見て巨額の建設費を要するものを除き、道路は出來得る限り住民賦役の方法に依り修築を施行せんとするも、璦琿縣を除く他の七縣は縣財政の殆んど全額を國庫補助に俟つの現狀にあり、而かも現在の如き稀薄なる人口を以てしては住民の賦役に依る道路工事の遂行は殆んど望み得ざる狀態に置かれてゐる。

以上の如き實情にあるを以て本省の土木事業は國庫補助に依存するの外なく、康德元年度以來中央より該費用を仰ぎつゝ逐次工事の運行をなしてゐるのである。即ち康德元年度に於ては民政部より土木事業費として、九八、〇〇〇圓、地方土木事業費として六、二八〇圓の令達を受くる事となつた。之が使途に就ては黒河市街の一部道路は極めて低く、又之に結べる水拔路は多年維持修繕を怠りたる關係上全く水拔の用を爲さず附近一帶に氾濫し民産に及す影響夥しきが故に工事施工は黒河市を重點として全力を注ぎ尚土木維持費の一部一、七〇〇圓を以て省內人口最も稠密にして交通極めて頻繁なる黒河、璦琿兩邑間の道路維持計畫測量を實施し以て將來完全なる省道修築の前提たらしむる外に地方土木事業費、護岸復舊費の內より九〇〇圓を呼瑪河調査費として康德二年度へ繰越す事とした。

康德二年度土木事業費として民政部より道路維持費一、二〇八圓、道路改修費二、五〇〇圓、護岸復舊費六、二六五圓令達あり、前年度と同樣重點主義に基き緊急必要なる箇所より施工する事とした。即ち護岸復舊費全額を以て黒河公園附近に江水逆流又は氾濫を防止する目的を以て水門工事一六〇米の堤防工事を新築し、又道路維持費を以て市內道路の路面修理に、道路改築費を以て漠河縣城附近三道河子の橋梁新設工事として充用したのである。

第二項　施工狀況

以上概記せる處を以て更に實施狀況並に大同二年度解氷期より康德元年度結氷期迄に於ける賦役工事を示せば左表の如くである。

康徳元年度土木維持費及地方土木事業費支辨工事一覽表

（民政部土木司調）

箇所名 縣名	箇所名 市區村	工種	延長	巾員	單價	金額	執行方法	着手 竣工 年月日	摘要
璦琿	黑河市内	砂利敷修繕	六六五、一米	一〇、一米	平米當り 〇、〇三	一九九、五〇	請負工事	二、六、一九 二、六、二九	土木維持費中道路維持費支辨
〃	〃	路面整理	六六五、一	一〇、一	〇、一〇	六七四、二七	〃	二、五、一七 二、六、二五	〃
〃	〃	暗渠改築	二三、一	徑 二、一	二三八、七三	五、二六二、九七	〃	二、五、一七 二、六、二五	〃
〃	〃	水拔改築	一八、一	〇、六	三九、三七	七〇八、七六	〃	二、五、一七 二、六、二五	〃
小計		道路	一、三三〇、一			八七三、七七			
		暗渠水拔	四一、一			五、九七一、七三			
璦琿	黑河市内	道路改修	一三〇、一		三、九五	五一四、一	〃	二、五、二三 二、六、二五	地方土木事業費中道路改修費支辨
小計			一三〇、一		三、九五	五一四、一			
璦琿	黑河市内	護岸復舊	三四六、一	二、五〇	九、〇四	三、一二九、一	〃	二、五、一七 二、六、二五	地方土木事業費中護岸復原費支辨
小計			三四六、一	二、五〇	九、〇四	三、一二九、一			

康徳二年度土木維持費及地方土木事業費支辨工事一覽表

（民政部土木司調）

箇所名 縣名	箇所名 市區名	工種	延長	巾員	單價	金額	執行方法	着手 竣工 年月日	摘要
璦琿	黑河市内	砂利敷修繕	一、四〇〇、一米	六、一米	平米當り 〇、一三	一、〇七四、…	黑河省公署直營	二、八、二六 二、九、一四	土木維持費中道路維持費支辨
小計			一、四〇〇、一	六、一	〇、一三	一、〇七四、一			
漠河	三道河子	橋梁改築	三、一	六、一	一八、六六	一、三四三、六〇	請負工事	二、九、二 二、十、三〇	地方土木事業費中道路改修費支辨
璦琿	五道溝	橋梁修繕	一〇、一	四、一	五、九九	二三八、二〇	璦琿縣公署委託	二、十二、一 二、十二、五	〃 〃
小計			一三、一			一、五八一、八〇			
璦琿	黑河市内	水門改築	一六、一	三、二〇	三八一、二五	六、一〇〇、一	請負工事	二、九、一 二、十二、十四	地方土木事業費中護岸復原費支辨
〃	〃	堤防修繕	六〇、一	六、一	二、五六	一五三、六二	〃	二、十二、二〇 二、十二、二九	〃 〃
小計		水門	一六、一	三、二〇	三八一、二五	六、一〇〇、一			
		堤防	六〇、一	六、一	二、五六	一五三、六二			

自大同二年解氷至康徳元年結氷 各種別賦役一覽表

（民政部土木司調）

縣別	道路工事 延長	道路工事 幅員	道路工事 金額	道路工事 人員	橋梁工事 延長	橋梁工事 幅員	橋梁工事 金額	橋梁工事 人員	工費計	人員計	摘要
璦琿	二四〇、〇〇米	八、〇〇米	六〇二、七〇円	―	三六、〇〇米	七、〇〇	五二〇、八三円	―	一、一二三、五三円	―	
漠河	四〇、三〇、〇〇	二、〇〇	二五〇、〇〇	一三〇	―	―	―	―	二五〇、〇〇	一三〇	
鷗浦	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	
呼瑪	―	―	―	―	一〇、〇〇	五、〇〇	一五〇、〇〇	四〇	一五〇、〇〇	四〇	

奇克	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
遜河	—	—	—	—	七、〇〇	二、〇〇	一三〇、〇〇	五五〇	一三〇、〇〇	五五〇
烏雲	四、〇五六、〇〇	六、〇〇	一五〇、〇〇	一八二〇	—	—	—	—	一五〇、〇〇	八二〇
佛山	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	四四、六二六、〇〇		一、〇〇三、七〇	九四〇	五三、〇〇		七九〇、八三	五九〇	一、七九三、五三	一、五三〇

第七章　文　教

第一節　總　說

第一項　教育方針

康德元年十二月新行政制度實施に至るまで本省は舊黑龍江省の所管に屬せるを以て本省地域內教育方針に就ては從前黑龍江省の夫れに則り實施されて來たのである。然るに廣範圍に亙る地域に於ては、各地域毎に其の環境、文化、風俗、地形、氣候等を異にし、且又特殊民族の居住を有するが故に教育方針を定めたるとは云へ、複雜多岐にして劃一的に實施する事は至難であつた。幸ひ本省の地は黑龍江沿邊八縣を一體として環境、民情略々相同じくするを以て本省は茲に其の特殊性に鑑み、立國の精神及び文教部の方針に則り、本省獨自教育方針を定め、以て具體的實現を期したのである。即ち、

一、王道主義を以て教育の根本となし、王道の眞義に基き建國の理想を明暢にし、國家觀念の涵養に力む。

二、訓育知育の融合一體を圖り、勤勞自助の精神を振作し、以て道德教育の確立を期す。

三、環境に即し、實業教育の徹底を期す。

四、沿邊三千支里に亙る對蘇關係を考慮し、赤化思想の徹底的防止を計る。

五、實業科と連絡を保ちオロチョン民族の啓蒙教育を計る。

六、混血兒に對し教育上特に考慮を拂ふ。

以上六項目の教育方針に基き、文教部の指示に從ひ教材の取捨を行ふと共に、無資格不良教員の淘汰をなし、又同戀訓

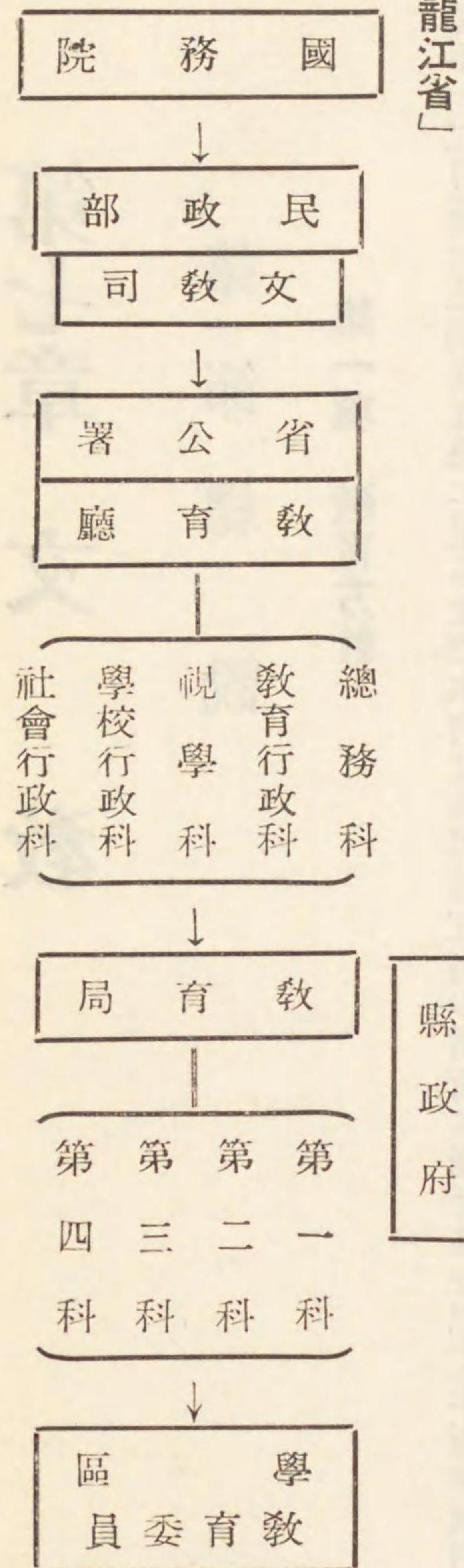
民詔の趣旨を明瞭にして日滿不可分關係の徹底を期してゐる。學校其他の施設方面に於ては、普通教育の普及を圖らんが爲、事變以來閉校狀態にあつた學校は其の開校を促進し、僅か三校に過ぎぬ縣立中等學校は近く之れを省立に移管し、縣は專ら小學校教育に當らしめ民衆學校を創設し、漸次其の目的を達しつゝある。私塾並に私立學校規定を制定し、之れが指導監督に當り、諸研究會、講習會等を開催し、教員の質的向上を期し、從來文科偏重主義に流れたる傾向を匡め高級小學以上には實科教育を施すべく慫慂し、農業知識を授け、且つ地方特產品を利用したる手工藝方面に力を注ぐべく奬勵してゐる。特に本省の如きは、農業を主體とする產業地帶なるが故に、實業教育機關即ち農業學校の新設は最も急を要するものと思ふ。

第二項　教育行政機構

教育行政機構に就ては建國以來三次に亘る改革が行はれたが、今之れに就て黑龍江省時代より沿革的に摘記すれば、次の如くである。

（一）大同元年三月九日付教令に依り、各部官制公布より大同元年七月二十五日に至るまでの教育行政機關系統表

「黑龍江省」



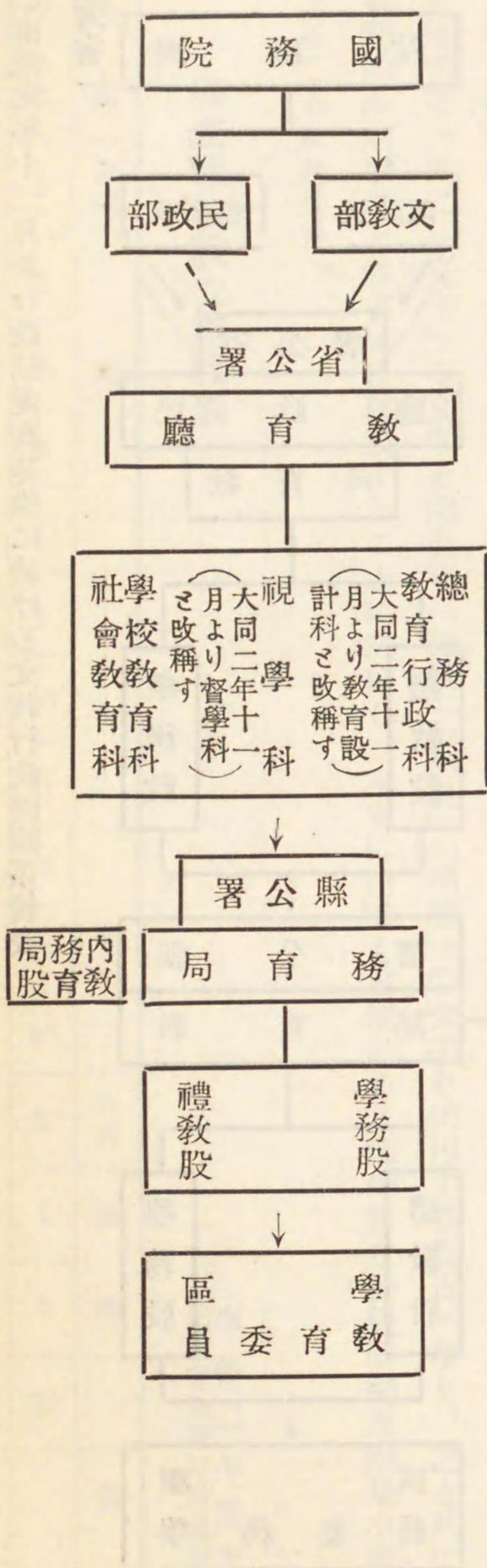
教育股

（註）一、大同元年七月二十五日文教司廢止せられ、新に文教部設立せられ、省公署教育廳は民政部及文教部の指揮監督を受くることゝなり、教育廳學校行政科を學校教育科に、社會行政科に改稱す。

二、大同二年七月五日教令第五四號を以て、縣官制公布せられ、「縣文教事務は縣公署內務局にて掌轄し特に必要と認めたる場合は民政部總長に呈請し教育局を設置することを得」と規定せしも、本縣制が從來の縣制度に比し變革甚しく、且現狀に則せざることに依り、遂に施行せられざりし爲、縣に於ける文教行政機關も何等の變更を見ず。

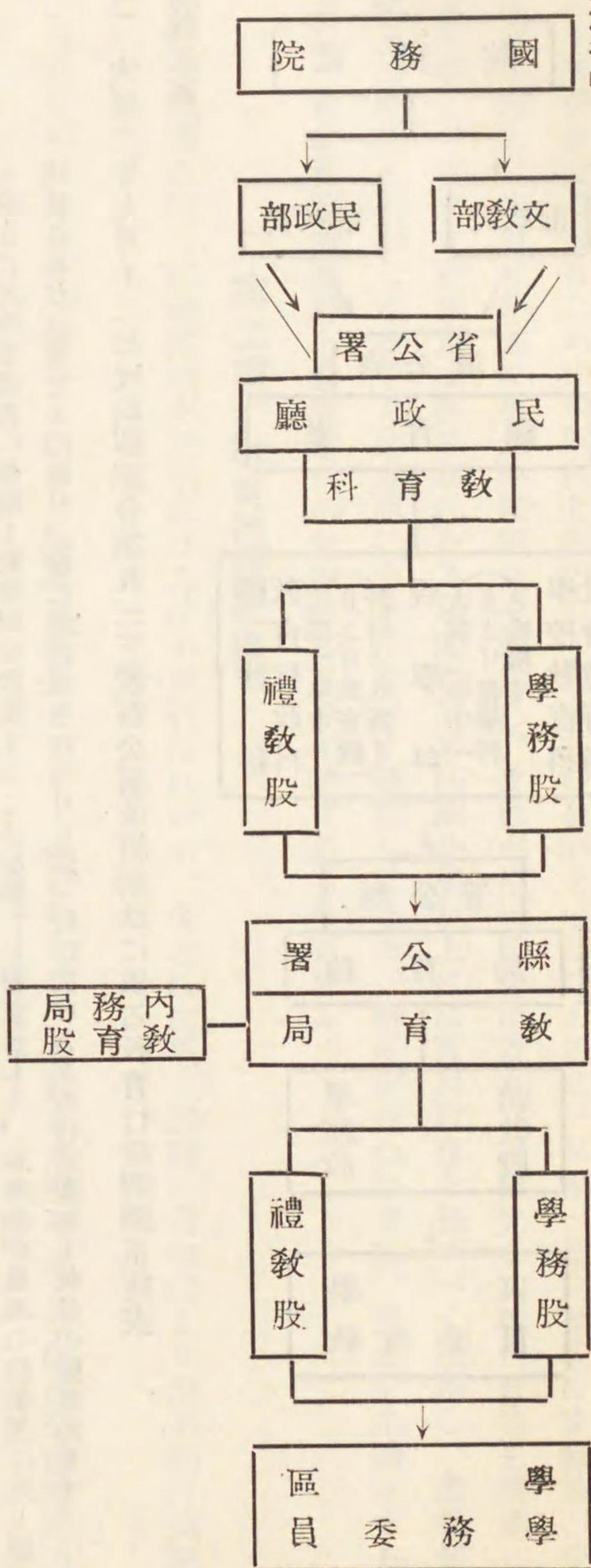
（二）大同二年九月十二日民政部訓令第五三三號縣公署改組辦法に依る教育行政機關系統表

「黑龍江省」



（三）康德元年十二月新行政制度實施後に於ける文敎行政機關系統表

「黑河省」



第二節　學校敎育

第一項　概　說

本省に於ける敎育機關の設置は宣統三年黑河省域に初級女子師範及附屬小學校、瑷琿縣長發屯に初級小學校創設されたるを以て嚆矢となす。民國年間には二十數校創設され、瑷琿奇克を除く外一縣に一校乃至二校の割合を以て現人口に比して概ね該當せる狀況を呈するに至つた。由來本省の地域は荒漠として人煙稀薄にして隣村との連絡遠距離に位置する爲、

甚だ不便にして一地に學校を設立するも兒童の就學困難を免れざる狀態であつた。僅かに黑龍江沿邊縣城のみは一定住民を有するを以て城區小學校設置を見る外各地に小規模の學校さへ設置することは不可能であつた。

以上の如く建國前に於ては、本省地域內全般に亘り、僅か二十數校あり、主要部落の兒童敎育に當つてゐたが、事變と共に治安の攪亂を來し、從つて經費支辨困難となり、省城、瑷琿、其他二三の縣城內學校を除く外殆んど閉校の已むなきに至つた。然るに建國後治安の恢復と行政整備を見るに至り、漸次開校され康德元年省制改革と共に敎育費の國庫補助を仰ぎ、就中兒童二十名以上を有する主要部落には學校の新設を見るに至つた。現在の開校狀況を見るに國立、省立は一校もなく、縣私立合計僅かに七十七校、內私立は瑷琿と漠河に各々一校あるのみ。康德二年度に於て私立より縣立に移管されたるもの、瑷琿縣十四、呼瑪縣一、遜河縣三、奇克縣三、合計二十一校である。學校種別を見るに初級中等學校に屬するもの、瑷琿城內に縣立初級中學校一、縣立女子初級師範學校一、省城內に縣立初級師範學校一、計三校、兩級小學校十一、初級小學校六十一の現狀である。更に康德二年二月一日より文敎部訓令第九十七號に依り改名行はれ縣立學校に各地名を冠すると共に「完全」の文字を削去し「初級」「高級」「兩級」の文字を使用することゝなり、之と共に文敎部に於ては模範的小中學校を各省城に建設することに決定し、本省に於ても省城にある瑷琿縣立初級師範及附屬小學校を以て之に當てることになつた。

縣立學校設立年代表

（康德二年度末　黑河省公署民政廳調）

年號	年次	備考
宣統	3	
民國	1	
	4	
	6	
	7	
	8	
	10	
	11	
	15	
	19	
	20	
大同	2	
康德	1	
	2	
計		

中等學校	一	一						一							三
兩級小學校	一	二			一	一	二	一	一	一					一一
初級小學校	一	二	三	一		四	一			一	一	三	二三	二一	六一
合計	三	五	三	一	一	五	三	二	一	二	一	三	二三	二一	七五

第二項　學制及教科目

(一) 學　制

本省には初級中等學校及初級兩級小學校のみにして高級中學校以上のものなきを以て學制々度も文教部の規定する所に從ひ甚だ簡單である。即ち初級中等學校は三年制、初級小學校は四年制、兩級小學校中高級は二年制にして、初級中等學校と雖も、稍々高度の普通學科を教授してゐるに過ぎない。

(二) 教　科　目

縣立初級中等學校に於ける授業時間數は、一週三十三時間とし其の教科目は次の如くである。

△縣立初級中學校教科目

修身、經學、國文、日語、歷史、地理、數學、植物、圖畫、作文、音樂、農業、體操、

△縣立初級師範學校教科目

修身、經學、國文、日語、歷史、地理、數學、植物、圖畫、作文、音樂、農業、體操、

△縣立初級女子師範學校教科目

修身、經學、國文、日語、歷史、地理、物理、生理、數學、圖畫、作文、農業、體操、

△縣立高級小學校教科目

修身、經學、國文、日語、歷史、地理、物理、動物、心理、數學、圖畫、作文、音樂、刺繡、體操

△縣立初小學校教科目

修身、經學、國文、日語、歷史、地理、算術、自然、手工、音樂、作文、圖畫、體操、

修身、國文、日語、算術、習字、作文、圖畫、自然、音樂、手工、體操、

尙は日語教育に就ては、璦琿縣立初級中學及附屬小學校に日本人教師一名更に璦琿縣立初級師範及附屬小學校兼縣立黑河女子兩級小學校に一名を採用し、中等學校にありては每週六時間、小學校にありては高級に於て三時間乃至四時間、初級は四年級に於てのみ二時間乃至三時間を教授してゐる。僻陬部落の小學校に於ては教員は一名乃至二名にして勿論日本語を解するものなく、僅かに縣城區小學校に於ては、縣公署飜譯官或は參事官、警務指導官の勢を煩はし日語教授をなしてゐる現狀である。

第三項　學校現勢

(一) 學校と兒童就學

本省に於ける學校は、前述の如く總數七十五の縣立と、僅か二校の私立を有するのみである。康德二年度までは、各地に相當多數の私塾が存立し、交通不便小部落の子弟教育に當つてゐたものであるが教育の統制指導監督の必要上更に私塾經營費困難等の理由に依り、出來得る限り之れを縣立に移管したのである。私立より縣立に移管されたるもの璦琿縣十四呼瑪縣一、遜河縣三、奇克縣三、合計二十一校になつてゐる。以上の如く現在に於ては開校狀態にあるもの全然なく、就學兒童二十名以上を有する部落には、如何なる僻遠交通不便の地と雖へども學校開設をなすべく努力しつゝある。

就學兒童に就て見るに、各縣概ね一律にして鷗浦縣に於て二〇%璦琿縣に於て六〇%共他各縣共に四〇乃至五〇%の就學率を示してゐる。兒童未就學の原因を考察して見るに第一に居住地遠隔に散在し、通學に不便なる事、第二に生活狀況逼迫し、衣服學用品の購入困難なる爲、就學を拒避するもの多く、第三に野蠻未開の地に原始的生活をなし居るが爲に文化の惠澤に浴せず、從つて就學の必要を感ぜざる等の事由によるが如くである。されば省並に縣當局としては極力之れが打開奬學の方法を講じ、逐年就學率の向上を計つてゐる。或は教科書學用品の無償支給をなし治安確立、交通の便益を計り、以て就學を慫慂し、教育の普及徹底を期してゐる。

省內學校實況比較表

縣名	學校種別	學校數 本年	學校數 前年	學校數比較 増	學校數比較 減	教員數 本年	教員數 前年	教員數比較 増	教員數比較 減	學生數 本年	學生數 前年	學生數比較 増	學生數比較 減
璦琿	中等	三	三			一二	八	四		七八	五一	二七	
	兩級	六	六			二三	二三			八六六	八〇三	六三	
	初級	四一	二七	一四		四二	二四	一八		一、一三二	七五五	三七六	
漠河	兩級												
	初級	一	一			一	一			四八	三〇	一八	
鷗浦	兩級												
	初級	一	一			一	一			一七	一五	二	
呼瑪	兩級												
	初級	四	三	一		五	四	一		九四	七九	一五	
遜河	兩級	一	一			三	三			五〇	二五	二五	
	初級	四	一	三		四	一	三		一〇八	五五	五三	
奇克	兩級	二	二			五	五			一五六	一三二	二四	
	初級	八	五	三		八	五	三		二五二	一八三	六九	
烏雲	兩級	一	一			一	一			九九	五九	四〇	
	初級	二	二			二	二			一〇〇	六九	三一	
佛山	兩級	一	一			三	三			五四	四三	一一	
	初級												
合計		七五	五四	二一		一一〇	八一	二九		三、〇五三	二、二九九	七五四	

（康德二年度末 黑河省公署民政廳調）

省內就學兒童比率表

縣名	學齡兒童數	就學兒童數	就學率
璦琿	三、四六〇	二、〇七五	六〇%
漠河	一二八	四八	四〇%
鷗浦	七三	一七	二三%

呼瑪	二五二	九四	四〇%
遜河	三五〇	一五八	四〇%
奇克	六一一	四〇八	四八%
烏雲	四二一	一九九	五〇%
佛山	七五	五四	五〇%
合計	五、三七〇	三、〇五三	五六%

（二）學校經費

本省管下に於ける各縣は、璦琿縣を除く外收支相償ふものなく縣財政は殆んど之れを國庫補助に仰ぐ狀態である。從つて教育費の如きも全部國庫補助に依つて經營されてゐるが爲、計劃と實施に伴ふ充分の經費を得ること能はず、一般に極度の困難を感じてゐる。

今各縣教育費の概況を見るに次表の如し。

省內教育及學校現勢一覽表

（康德二年十月末現在 黑河省公署民政廳調）

縣名	教育費	學校數	教員數	學生數	備考
璦琿	二四、四七六、〇〇	五〇	七七	二、〇七五	
漠河	七二〇、〇〇	一	一	四八	
鷗浦	八四〇、〇〇	一	一	一七	
呼瑪	二、二八〇、〇〇	四	五	九四	
遜河	二、六八八、〇〇	五	七	一五八	
奇克	四、八七二、〇〇	一〇	一三	四〇八	
烏雲	一、九二〇、〇〇	三	三	一九九	
佛山	一、九二〇、〇〇	一	三	五四	
合計	三九、七一六、〇〇	七五	一一〇	三、〇五三	

（三）教員

從來教員の素質は極めて低劣にして無資格なるもの多く教育上遺憾の點少しとせず、然かも今日に至るまで苟且に附せられて來たのであるが本省省制確立と共に此等不良無資格の教員は積極的に之を淘汰し、更に講習會等の開催或は新刊書の繙讀をなさしめ之が啓發向上を計る傍ら、沿邊に位置するが爲蘇聯よりの思想的影響を考慮して、常に建國精神、王道精神の鼓吹をなし、堅實なる志操の培養をなすに努力してゐる。又康德三年度に於ては新進高級師範卒業の優良教員の招聘をなさんとしてゐるけれども、如何せん僻遠にして給料待遇薄き爲め容易に實現を見るに至らず從つて本省としては速かに縣立師範の省立移管を實現し、本省內自體より優秀人物を選拔し實業教育と相俟つて之れを養成し、省管下各縣に配置すべく考究し目下文教本部に申請中である。

第三節 社會教育

第一項 概說

克く舊來の惡習を矯正し、醇正美俗を保持し、優良誠實にして剛健なる國民を以て醇厚健全なる社會を創生せんが爲には、社會民衆に對する教育の普及徹底は緊急なる重要事である。由來滿洲に於ける學校教育は義務教育に非ざりし爲、就學者は一部の子弟に限られ、其の數全人口の一割に過ぎず、無學文盲なるもの九割の多きに上ると稱せらるゝ時、社會民衆教育に對する施設は最も緊要であると云はねばならぬ。民國末に於ても既に民衆教育館、民衆教育講演所、民衆問字處識字處、閱報所、民衆運動場、民衆茶園等設置せられ、失業者、廢業者、無學者に對し、就學の途を開き、又職業技能を體得せんとする民衆に其の機會を與ふると共に廣く民衆の性情を淘冶し、其の知識增進を圖り、身體の鍛練に資せしめたが教育資格者の缺如と、其の維持費乏しきが爲、或は維持に困難を來し、或は設備の不完全なるものありて、停止又は形式的存在と化せる狀態であつた。而かも滿洲事變と共に民衆教育機關閉鎖の已むなきに至つたもの少くなかつたので、滿洲國成立後學校の復舊普及を圖ると共に、民衆教育機關の回復に努め、舊來の三民主義黨義に關する教育並に圖書の閱覽を停止嚴禁し、王道精神及建國精神に基く教育を講じてゐる。

第二項　民衆教育機關

民衆教育機關の中樞となるものは、民衆學校、圖書館、閱報處、博物館、講演所其の他各種社會教育施設を綜合聚集して一體としたるものである。本省現在の實情に於ては經費の不足、人口の僅少、新省設置以來日尚淺き爲完全なる綜合施設を有するもの皆無にして、只康德二年七月より民衆學校が各縣に一ヶ所乃至二ヶ所夫々縣立學校に附屬されて開設されてゐるのみである。新省設置當初より民衆教育の必要を痛感してゐる折柄、康德二年四月民衆教育獎勵金五百圓の援助を受け、早速各縣に之れを分配し、民衆學校開設を急がしめ、之が修業年限は四ヶ月としてゐる。

省內民衆學校實況

（康德二年十月末現在
黑河省公署民政廳調）

縣名	校名	學生數	開校年月	月支經費
璦琿	男子民衆學校	四〇	康德二年五月	二二、六六
	女子民衆學校	四〇	〃	二二、六六
漠河	城區民衆學校		〃	一五、〇〇
鷗浦	城區民衆學校	三五	七月	一〇、〇〇
	山島鄉民衆學校	二二	〃	一〇、〇〇
呼瑪	城區民衆學校	二四	五月	一五、〇〇
	金山鎭民衆學校	一五	〃	一五、〇〇
遜河	城區民衆學校	四四	〃	一五、〇〇
奇克	城區民衆學校	一七	六月	一〇、〇〇
	車陸鎭民衆學校	三一	〃	一〇、〇〇
	于岔子民衆學校	一五	〃	一〇、〇〇
	霍勒莫津民衆學校	一〇	〃	一〇、〇〇
烏雲	城區民衆學校	四〇	六月	一五、〇〇
佛山	城區民衆學校	二四	五月	一五、〇〇

第三項　文教團體

本省に於ける文教團體としては之れを教育、教化、體育及宗教の四種に分つことが出來る。

（一）教育團體

康德元年十二月滿洲帝國教育會法公布せらるゝに當り本省は新設早々之れが分會並に支會の成立準備に着手し、康德二年三月に教育會規則に遵據して黑河省分會規則の草案を終はり、同年六月先づこゝに滿洲帝國教育會黑河省分會の成立を見たのである。其の後各縣には支會の成立を慫慂し、夫々實現を見て現在に於ては、黑河省分會以下七縣に各支會を有してゐる。

省教育會及各縣支會實況表

（康德二年十一月末現在 黑河省公署民政廳調）

名稱	成立年月	職員數	會員數
滿洲帝國教育會黑河省分會	康德二年六月	三六	—
同　璦琿縣支會	同	二〇	七二
同　漠河縣支會	同	—	—
同　呼瑪縣支會	同	二	一一
同　遜河縣支會	同	一一	三二
同　奇克縣支會	同	九	一六
同　烏雲縣支會	同	七	七

（二）教化團體

△童子團

滿洲國政府は少年團の社會敎育上に於ける重要性に鑑み、建國後間もなく少年團の任意組織を禁止し、傍ら其の統制方法に就て硏究を重ねつゝあつたが、大同元年九月八日「童子團組織綱要」「童子團滿洲國聯盟規章」「童子團訓練方針」を定め之れを各省區市公署に分ち、爾後童子團の組織は該章程に依據せしめて省區市長に於て其の組織を許可せる時は之れを本部に呈報せしめて童子團聯盟に加入せしむることゝした。本省に於ては四月初旬各縣に向つて童子團成立を慫慂したも、璦琿遜河兩縣を除く各縣は僻遠にして童子團加入兒童少なく維持經費困難なる爲め早急に之れが實現不可能なる實情にあつたので現在に於ては前記二縣に有するのみである。

省內童子團實況表

（康德二年十一月末現在 黑河省公署民政廳調）

團名	成立年月	幹部員數	團員數	所在地
璦琿縣初級師範童子團	康德元年十月	一二	三六	璦琿縣立初級師範學校內
遜河縣城區童子團	康德二年七月	一一	一八	遜河縣城內
合計		二三	五四	

（三）體育團體

本省に於ては康德二年七月大滿洲帝國體育聯盟黑河省事務局の設立を見、同事務局は之れを省公署民政廳內に置き民政廳長を理事長とし、體育聯盟中央事務局との連絡、管內各縣體育運動の指導奬勵並に後援、代表選手の派遣其他運動競技に必要なる事業に關する事項に當るを目的とし銳意省內體育事業の刷新向上に努めてゐる。

第四項　特殊教育

◉**オロチョン學校**

現在本省管下に於けるオロチョン民族分散狀況は次表の如くである。

本省內オロチョン民族分散狀況

（康德二年七月現在　黑河省公署民政廳調）

縣名	人口	備考
璦琿	一、四九七	
漠河	一二六	
鷗浦	二五三	
呼瑪	五六一	
遜河	七一三	
奇克	七八八	
烏雲	一三二	
佛山	四二	
合計	四、一一二	

即ち本省全人口約一割弱の人口を有するオロチョン民族に對する教育工作は省教育行政上重視に價するは言ふを俟たない所である。現在に於ては漸次滅亡の途を辿りつゝあるを以て、之れに教育を普及し實業方面に向つて指導するならば、從來の野蠻未開原始的生活より漸次離脫し產業的に省開發上可なりの貢献をなすものと思はれる。

オロチョン學校に就て沿革的に見るにオロチョン民族は民國四年黑龍江省政府に申請し、其の援助を得、督軍署の籌蒙費より補助を受けて三ケ所にオロチョン學校を設立した。嫩江縣、璦琿縣西山、奇克縣車陸鎭に夫々第一、第二、第三オロチョン小學校を開設し、更に璦琿縣城內に兩級小學校を設立し、民國十七年には呼瑪縣湖通鎭に一校を設立さるゝに至つた。之等學校の教職員の俸給、學生の宿舍費、辦公費は凡て籌蒙費より支辨され、最初は比較的經費潤澤にして成績見るべきものがあつたが後に至り紙幣の暴落と物價の騰貴に依り經費の不足を來し、經營困難となり、加ふるに天性讀書を好まざる民族性なるを以て、就學兒童の激減を來し有名無實の狀態となつた。而かも滿洲建國後は此程補助費停止せられ遂に閉校の已むなきに至つた。康德二年度に於ては黑河特務機關長の唱導により屢々オロチョン會議が開催され、其の對策を講じ、彼等の自力更生を促し各縣にはオロチョン工作費の補助費さへ分配された。此の補助費を以て先づ呼瑪縣佐闞佐領公署に康德二年十月一日よりオロチョン學校の開設を見たのである。

第四節　宗　教

本省各縣は康德元年十一月末日まで、黑龍江省管下にあつた爲、新省に於ける宗教に關する何等歷史的詳細なる文献資料乏しく調査の精密を期し難きものがあつた。依つて康德二年十月省當局は各縣に對し宗教狀況の報告をなさしめたる結果、同年十二月までに到達したる報告に基き局部的に宗教一般を窺知し得る程度である。

在來本省に於て信奉されたる宗教としては佛教、道教、回教等があり、外來のものとしてはロシアより傳播せる基督教がある。元來支那に於ける宗教は其の種類少しとしないが、其の內容及各宗教個々の信者數に至つては極めて微々たるも

のであつた。而して本省に於ても之と同じく何等見るべきものなく多くは迷信的のもののみである。今各縣別に主要宗教に就て表記するに次の如し。

◉佛山縣

（一）信教の種類及其の內容

種類	內容
佛教	道教と合流特異のことなし
道教	龍門派に屬す、敬神誦經
回教	特異なし
禮門教	戒煙戒酒を主旨とす
基督教	ロシア正教

（二）住民別信教の種類と其の信教者數

住民別	信教の種類	信教者數	備考
滿人	佛教	三四八	佛教寺院なきため關帝廟の信徒たり
同	道教	三四八	寺廟を朝陽觀と稱す、民國十五年建設さる、歩兵第三旅司令巴英額縣民有志と圖り道教布教の目的を以て關帝廟を建立せしに始る、現在直士一人ありて堂守をなす、毎月一日及十五日、更に年節の日には燒香跪科を行ふ、維持費は信徒の献金に依る特異の點なし
同	回教	三	禮拜寺なく特に回教の祭禮を行ふことなし
同	禮門教	七一	在裡教にして大同元年二月烏雲縣より教師布教に來り戒煙戒酒を主旨として會員を募り年々會員增加す
オロチョン		二七	オロチョンの宗教は佛教に似たるも彼守は天地神、日月神、山神等を迷信的に崇拜す
白系ロシア人	基督教	二七	禮拜堂なきため祭日には同族相集り賑やかに祭禮す

（三）宗教と認め得ざる迷信の種類及其の內容

佛教信者たる家庭に佛檀等を所持することなく祭日、吉日には形式的に紅紙に文字を記入し、之れを禮拜するに過ぎず山林中に棲息するオロチョン族は明確なる宗教的觀念、又は信仰心と稱するものなく、其の信奉する對象たる天地神又は神も之れも迷信的に祀るものであつて、例へば家庭に病人を出したる場合には天地神を祀り病人の爲に祈禱を行ふ。又連日不獵續くときは身體の不淨の爲なりと信じ、神を祀つて紅、黃の紙を焚き其の周圍を堂々廻はりして厄拂をなす等の慣習がある。

◉遜河縣

（一）宗教傳布狀況

（康德二年十二月調）

種類	宗旨	總會所在地	信者數 男	信者數 女
基督教	博愛、平等、迷信除去	北安	一〇	
回教	同	新京	四二	二七
佛教	戒煙戒酒	黑河	六八	二四

種類	宗派	寺廟數	教師	信者數
道教	龍門派	三聖廟一個	一	
回教	伊斯藍教派	清眞寺一個	一	六九

●奇　克　縣

本縣に於ては特殊の宗教團體なく只龍門派に屬する道教のみが多數の信者を有して、布教師三名、寺廟一個を有する現狀である。

●呼　瑪　縣

金山鎭に回教の布教師二名ありて信者二十九名を有する以外宗教團體なるものはない。

●烏　雲　縣

本縣に於ても龍門派に屬する道教を以て主要なるものとし布教師二名に信者十九名を算する現狀である。

第八章　社會・衞生

第一節　社會事業

第一項　概說

滿洲國は王道立國を國是とし建國以來民衆の爲めの政治を標榜し國利民福を計り、特に社會事業は其の社會行政上の重大事業たるに鑑み民衆を災患より救ひ人民の福祉を增進して來たのである。

即ち中央に於ては民政部地方司に社會科を設けて專ら賑恤救濟、公私社會事業の助成發達を圖ると共に地方に於ける社會事業行政の監督助成に任ずる事とし又地方に於ては各省公署民政廳行政科並びに各縣公署內務局に於て夫々社會行政を辦理する事としてゐる。更に他方此等行政の補助機關を設置して社會事業の連絡統制並に協調を計る事の事業遂行上緊急なるに鑑み大同元年十月社會事業家懇談會を國務院會議室に開催して官民各方面の意向を徵した結果奉天、吉、黑三省及新京、哈爾濱兩特別市に夫々官民合同社會事業聯合會を組織し更に上記各地方社會事業聯合會を聯絡統制せんが爲め大同三年二月民政部內に中央社會事業聯合會を組織した。而して本聯合會は各地事業團體と統制連絡を保ち全國該種事業を統制し補助し逐日活動を進めてゐるのである。

社會事業に就て先づ特筆大書すべきは　皇帝陛下は夙に人民の福祉休戚を御宸念あらせられ社會事業の發展に大御心を注がせ給ひ執政にあらせられし大同元年三月御內帑金二十萬圓の御下賜あり又登極大典に際して特に社會事業振興の御思召を以て御內帑金一百萬圓を御下賜遊ばされ國務總理大臣に優渥なる勅語を賜つたのである。此に於て政府は恩賜金を以

て恩賜財團普濟會を設立し各種社會事業の奬勵、醫藥救療の普及に資し以て濟生の方途を講じ聖旨の高厚に酬ひ奉らん事を期したのである。

此外政府としては中央社會事業聯合會を經て各地方團體に對し年々補助を與へ鋭意事業の振興人民の福祉增進に努め、災禍救濟義倉制度確立、方面委員制度助成、阿片吸飮禁止運動等萬般の社會事業に意を用ひてゐるのである。

飜つて本省に就て見るに本省の地は由來地理的僻遠に位し人口、住民、社會環境等特異の狀態に置かれ民度、交通開けず、社會事業の如きも滿洲建國前璦琿縣を除きては何等見るべきものはなかつた。而して璦琿縣に於ても縣立醫院を有し貧民に對する實費或は無料を以て治療を施し貧民院に於て老廢不具者の收容をなし、一方凶年不作に備ふる爲め義倉の設立を見るのみであつたが之れに就ても民國十八年の露支紛爭迄に貧困農民に貸出をなしたる以後の整理、其後に於ける徵收等の積極的活動なく穀倉は荒廢に委ねられてゐたのである。

然るに建國後王道政治も漸く邊陬に普くし漸次社會事業施設を行ひ先づ黑河に國立檢疫所設立さるるに及び縣立病院は該所に移管され內容も從つて充實せらるゝ事となつた。又義倉制度に就ても曩に民政本部に於て之が管理規則を定め該制度の確立に努めつゝあり、其他貧困窮民に對しては義捐救濟金の分配等を行ひ其の活動も漸次見るべきものあるに至つた。

第二項　救濟事業

本省社會事業が其の對象關係により活動的ならざるは上述せる如くであるが、一面地理的關係即ち交通不便なる關係により救濟事業に就ても中央の救濟意の如くならず、從來其の機を逸せる憾なしとせず。即ち之が救濟の實を擧ぐる爲當局の絕へざる努力あるにも拘らず危機を逸し已に光復の徵を見たる頃救濟金品の配給をなすこと尠なからず、執政賑款、鄂民救濟金の如き其の適例にして龍江省より本省に移牒され然かも省成立後半ヶ年を經過し漸く配給を完了せし狀態である。

然れ共省成立以來治安維持會により各縣に無電台の設置を見、地方の急迫せる事情も即時に判明し、各期間は一ヶ月一回の連絡飛行便あり又黑龍江を上下する夏期の汽船就航回數も康德二年度より增加し、救濟の機を逸することなく且重大なる結果を招徠するに至らずして未然に防止する事を得るに至つた。

鄂倫春民族救濟に就ては本省は特に意を用ひつゝあり、即ち康德二年度に於て大興公司を經て二回に亘り配給されたる皇帝賑恤御下賜金を含む難民救濟粮石代金一、四八五圓を本省の特異性に鑑み之を鄂民の開墾資金に充當し以て弱小民族を救濟し五族協和の精神を僻地に徹底せしむべく企圖してゐる。

尙白系露人貧困者の救濟として舊年末救濟會を白系露人主催の下に黑河に於て開催したのである。

茲に建國後舊黑龍江省公署取扱に係る本省地區內に於ける賑款並に本省成立後取扱へる救濟金に付細目的に表示すれば次の如くである。

執政賑款縣別割當表

（黑河省公署民政廳調）

縣別	割當額	備考
漢河縣	七一四、二八	江洋一千元、龍江省公署より移牒の分
鷗浦縣	七一四、二八	同上
呼瑪縣	七一四、二八	同上
奇克縣	七一四、二八	同上
烏雲縣	七一四、二八	同上

計	三、五七一、四三

鄂民水害救濟金

縣名	金額	備考
鷗浦縣	五〇〇圓	龍江省より移牒の分
計	五〇〇圓	

（黒河省公署民政廳調）

康德元年度冬季年末救濟義捐金配給表

縣名	種別 年末救濟金	冬季救濟金	備考
璦琿縣	二〇〇圓	七〇圓	年末救濟金は黒河市難民救濟に使用
漠河縣		六〇圓	
鷗浦縣		五〇圓	
呼瑪縣		七〇圓	
奇克縣		六〇圓	
遜河縣		五〇圓	
烏雲縣		五〇圓	
佛山縣		四〇圓	
計	二〇〇圓	四五〇圓	

（黒河省公署民政廳調）

康德二年度冬季救濟金配給表

縣別	金額	備考
璦琿縣	三一〇圓	内一〇〇圓は黒河市
漠河縣	三〇圓	
鷗浦縣	三〇圓	
呼瑪縣	四〇圓	
奇克縣	一〇〇圓	
遜河縣	六〇圓	
烏雲縣	五〇圓	
佛山縣	三〇圓	
計	六五〇圓	

（黒河省公署民政廳調）

第三項　義倉制度

本省に於ける義倉は璦琿縣に於て民國八年十一月江洋三千元を以て三間房子四萬甫度を入るゝ倉庫を建築し徴收を始めたるを嚆矢とす。該義倉は舊縣城璦琿に在り民國十年迄徴收積穀をなしたるも、其後徴收を中止し民國十八年露支紛爭を

最後として倉穀を全部貸出し現在國幣二六一、一〇元を殘してゐる。

其他の縣に於ては土地の開放も新らしく未だ穀倉を建つるに至らずして露支紛爭となり續いて滿洲事變勃發したるも、建國後人心も安定し當局の義倉に對する積極的工作により康德元年八月佛山縣に設立を見たるを初めとし同年十二月には烏雲、遜河の二縣に同二年春には漢河、呼瑪二縣に於て民間の倉庫を借り積穀を開始した。

義倉に關しては中央政府に於ても其の意義の重大なるに鑑み曩に民政部訓令第一四號を以て義倉管理規則を制定公布し義倉制度の確立を圖る所あり、地方官署を督勵して新倉の建築積穀に努めしめたのである。本省に於ても沿邊各縣が交通々信共に極めて不便にして、一旦災害に遭遇せんか其の慘禍の尠なからざるものあるを以て新省成立直後義倉管理方法を定め或は各縣をして新倉を建築せしむ可く計畫する等積極的に之が制度内容の充實に力を注ぎ來れるが、康德二年には中央より新倉建築補助費一、二九〇圓並義倉基本補助金二、二九三圓の支給あり、璦琿縣は舊倉修理、遜河縣は已に新倉の建築を完了し璦琿縣が黑河に新倉建築を計畫せる外各縣も康德三年度内には完成の見込である。

茲に本省義倉の現況並に中央民政本部に於て規定せる義倉最少貯蓄量並に倉庫基本金及建築修理補助費目を表示すれば次の如し。

義倉現況表

（康德二年十二月末現在 黑河省公署民政廳調）

縣別	設立年月日	倉庫	積穀數目
璦琿	民國八年	璦琿城木牆四四容量四萬甫舊房三間	石斗升合 六〇一、四七二（貸出） 款二六一、一一〇元
呼瑪	康德二年	該縣三大墾牧公司構内倉庫一所建築	無
鷗浦	無	無	無
漢河	康德二年	航務局倉房五間を以て暫時倉庫とす	無
遜河	康德元年十二月 康德二年十月（新倉）		六〇八〇甫一〇
奇克	無	無	無
烏雲	康德元年十二月	恒昌號を以て倉庫とす	四五六甫一〇
佛山	康德元年八月	松木倉庫兩間容量二百石	穀五石五斗九升 款一一、二五元

本省義倉最少貯蓄量並倉庫補助費明細表

（民政部地方司調）

縣名	最少貯蓄數量	内糧穀保有數量	建築倉庫容量	縣有倉庫修理費	倉庫新築費	交付金額	基本金補助金
璦琿	三、〇〇〇石	一、五〇〇石	五・〇〇間	円	五五〇円	五五〇円	一、〇〇〇円
漢河	一五〇	七五	〇・二五		一二〇	一二〇	一七〇
鷗浦	一五〇	七五	〇・二五		一二〇	一二〇	一五〇
呼瑪	一五〇	七五	〇・二五		一二〇	一二〇	一五〇
奇克	六〇〇	三〇〇	一・〇〇		一二〇	一二〇	一七〇
遜河	三〇〇	一五〇	〇・五〇		一二〇	一二〇	三一三
烏雲	三〇〇	一五〇	〇・五〇		一二〇	一二〇	二〇〇
佛山	一五〇	七五	〇・二五		一二〇	一二〇	一四〇
計	四、八〇〇	二、四〇〇	八・〇〇		一、三九〇	一、三九〇	二、二九三

(註) 義倉基本金に就ては璦琿縣を除き各縣は金融機關なき關係上中銀に對し省が縣に代り特別口座を設け實際に便してゐる。

第四項　省內社會事業團體

本省に於ける社會行政機關としては省公署民政廳に行政科を置き、又各縣には縣公署內務局あり、夫々所管の事務を掌る事としてゐる。

本省の地は由來交通、文化開けず、人口稀薄にして民度低く、僻遠に偏在して中央政令はもとより地方政令も亦殆んど行はれざる實情にあり、從つて一般政務、施設と同じく社會事業に就ても見るべきものなく社會事業團體は極めて微々たるものに過ぎなかつた。此に於て滿洲建國以來逐次王道治政を布き、更に康德元年十二月省制改革により本省成立するに至つてより萬般の省政漸く其の緒に就き社會事業方面に於ても將來鋭意發達助成さるゝ事となるであらうと思惟せらる。現に省內此種團體としては五指を屈するに過ぎず、其の規模亦微々たるものであるが今此等に付要約表示すれば次の如くである。

官營民營 社會事業團體一覽表

(康德二年十二月末現在 黑河省公署民政廳調)

●璦琿縣

公私別	名稱	設立者	目的	成立年月	事業及設備內容
公立	國立檢疫所	縣立病院を康德二年一月國立檢疫所に移管され名も檢疫所さ改まる	廉價又は無料を以て患者の治療をなす	民國元年	檢疫所は元海關防疫の爲に設立されしものなり
	貧民院	璦琿縣公署	老年並不具者にして自給不能の貧民養育	民國元年	收容人員約七〇、食料燃料等月額百元を縣公署費より支給す
私立	道德聯合會	王冠三	宣揚道德	康德二年十二月	璦琿城に分會を有す
	理教會	周印堂	勸禁煙酒	大同元年	南北玉善堂を經營し煙酒勸戒に努む

●漠河縣

公私別	名稱	設立者	目的	成立年月	事業及設備內容
公	一善堂	漠河縣公署	禁戒煙酒		煙酒勸戒に努む

●鷗浦縣　設備無し

●呼瑪縣　設備無し

●奇克縣

公私別	名稱	設立者	目的	成立年月	事業及設備內容
公立	福民診療所	民政部衞生司	廉價又は無料にて患者の治療をなす	康德二年	

●遜河縣

公私別	名稱	設立者	目的	成立年月	事業及設備內容
公立	貧民院	遜河縣公署	老年並不具者にして自給不能の貧民養育		收容人員二十名
私立	玉善堂		禁戒煙酒		煙酒勸戒に努む

●烏雲縣　設備無し

●佛山縣　設備無し

第二節　協和會黑河辦事處

第一項　概　說

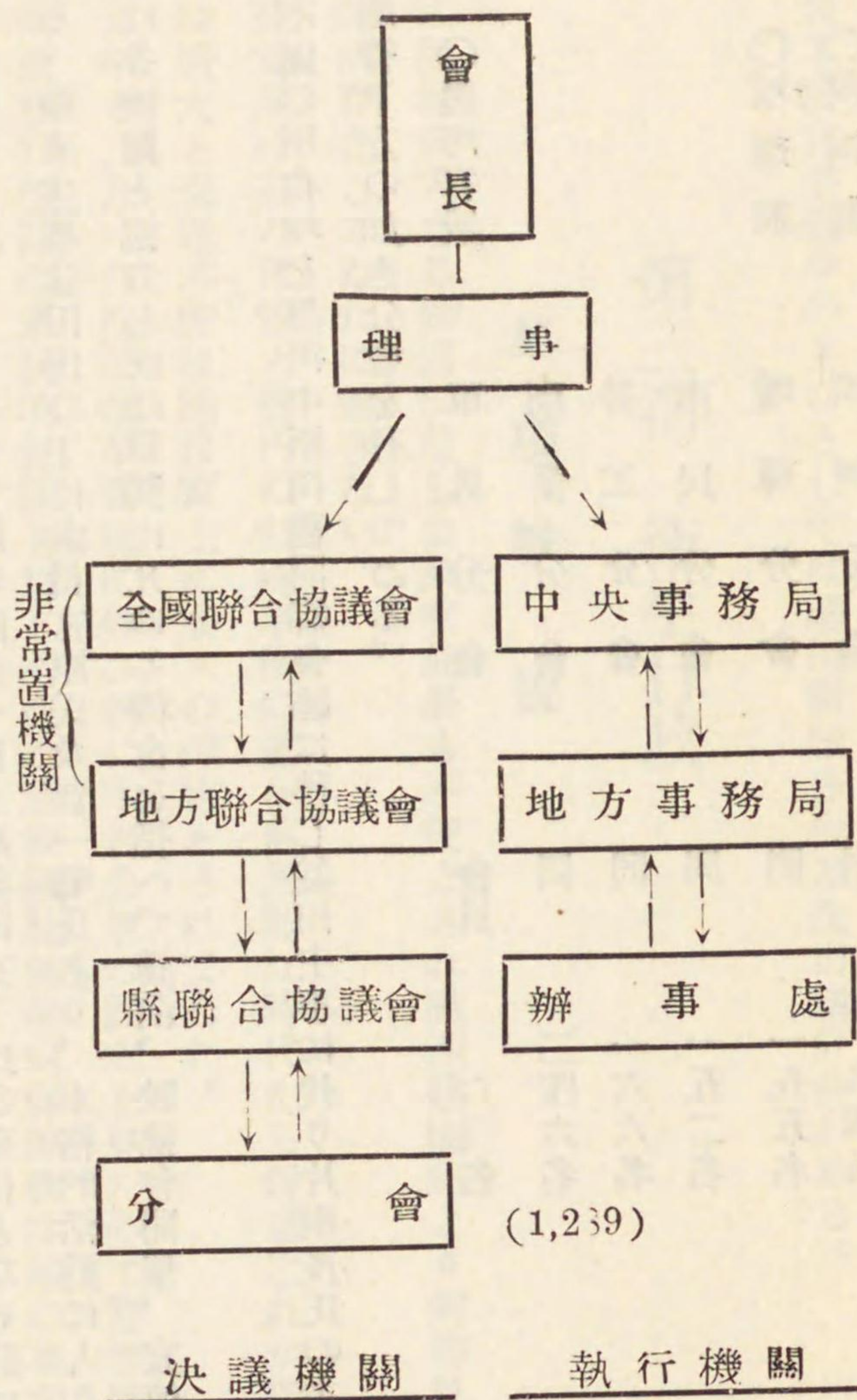
滿洲國協和會は滿洲建國直後建國精神の作興と民意の暢達を圖るべく大同元年七月二十五日國務院會議室に於て發會式を擧げ、其の表明せる綱領に明かなる如く

一、宗　旨　王道の實踐を目的とし軍閥專制の餘毒を剷除す

二、經濟政策　農政を振興し產業の改革に勉むることにより國民生存の保障を期す
共產主義の破壞と資本主義の獨占とを排す

三、國民思想　禮敎を重んじ天命を樂しむ
民族の協和と國際の敦睦とを圖る

を三大目標とし次の如き統制機關と組織とを以て建國思想の普及宣揚、匪徒の剿討宣撫、人心の敎化指導に努め民族協和の樂土建設の爲め建國以來活動を續けてゐるものである



而して協和會を構成する分會は職業別、民族別、地域別、宗教別等の少なきは五人多きは數百千人を以て組織され其の數現に一、二八九に及び全滿各地に普く存在してゐるのである。該數は整理完了の分のみを擧げたのであるが更に未整理の分を加ふれば約三十萬となる見込である。

本省に於ては龍江省事務局所屬黑河辦事處を中心として省內協和工作を行つてゐるのであるが今之に就て項を改めて其の沿革、事業の概要を明かにする事とする。

第二項　沿革及事業概說

黒河辦事處は龍江省事務局の管下に屬し該事務局の指示により省內協和事業に當る事となつてゐるのであるが玆に本辦事處に付沿革並に事業の概要を明かにすれば次の如し。

本辦事處は大同二年十一月二十日齊々哈爾事務局長の命を受けたる宮原敏氏が特別駐在員として來黑し黑河に於て運動を開始せるに胚胎す。當時宮原氏は孤軍奮闘、幾多の支障困難を排して活動し康德元年三月、黑河に軍界及商業兩分會を結成する事となつた。

一方駐屯日本軍並に特務機關の援助を得黑河大興街に假事務所を置き併せて日語學院を開き、先づ日語の普及、日滿協和親善を提唱する處あり、次いで同年四月一日主事益田京三氏の來任となり玆に正式に黑河辦事處の設立を見るに至つたのである。爾來主事益田氏の下に處員宮原氏及賈一鳴氏あり、本格的活動に入り建國精神の普及徹底、民族協和の促進に努め或は各機關と協力し或は單獨に凡ゆる機會を捕へて講演、映畫會開催、宣傳物頒布等により鋭意工作に邁進したのである。

其後本處の所在地を黑河中原街舊同鄉會跡に移し益田主事に代り片桐茂氏の主事就任となり、逐日活動を續けつゝあり現に本處管下左の如き分會を有してゐる。

○黑河省城	軍界分會	會員	六三名
	商業分會	同	二四六名
	勞工分會	同	一六六名
	市民分會	同	一五二名
○璦琿縣	璦琿分會	同	一五五名
○漠河縣	漠河分會	同	八四名

尙ほ目下設立準備中のものとしては遜河縣城分會及金山鎭分會がある。

第三節　衛生行政

第一項　概說

本省は地域廣大なる僻遠に位し由來交通最も不便とされ滿洲建國前より何等見るべき衛生施設なく啻だ黑河に形式的の防疫醫院が存在してゐたに過ぎない。

建國後當局は右の實情と管內の特殊事情に鑑み舊黑龍江時代から鋭意之れが衛生施設の改善充實に努力してきたのであるが地域廣大と交通不便は施設實上に多大の障害とされてゐた。

康德元年十二月一日行政改革實施に伴ひ新に本省公署の設立を見たので警務廳は警務科に衛生股を置き各縣警務局に存置する衛生執行機關の系統的統制を爲し省內の診療機關傳染病保健衛生等の事項の處理に當り是れ迄で諸種の關係上沈滯勝であつた醫事衛生の刷新改善に全力を注いで來たのであるが創設以來未だ日尙淺きにも拘らず實績比較的良好である。

殊に本省は人口稀薄にして僅か五萬三千を有するに過ぎずと雖も各人種（滿、漢、日、鮮、オロチョン、タブリ族、露人等）相雜居してゐる中にも、オロチョン、タブリ族苦力等の衛生意識に幼稚な種族介在してゐることは衛生行政統制に困難を來す點が尠くない。苦力の如きは其の大多數が管外山東、河北省方面よりの來住者であつて現在約一萬五千が在住し絕へず移動的生活を爲してゐる。而して彼等は衛生知識に乏しく又傳染病傳播の機會が少なくないので公衆衛生上寒心に堪へざる所であるが幸ひ當省は山林地帶に惠まれ空氣常に淸楚、水質概して良好で爾來惡疫性傳染病（ペスト虎列拉等）の侵入は全くないと言つてよい程である。赤痢チブスの如きは偶々發生する事なしとせざるも蔓延せる事殆んど無い。只遺憾

なるは醫療施設なき僻遠の地に傳染病發生しても其の病名を判定し得ず防疫に躊躇することである。

公設診療機關は現在民政部直屬の國境檢疫所同診療所及福民診療所一ある外公醫三名を配置してゐるが交通の不便は時に衛生行政の圓滑を缺ぐの嫌がある。之等は急救藥の配給等に依つて施設の補充を爲し以て民衆をして一日も速かに醫療の恩澤に浴せしむべく其の普及徹底に努めてゐる。

第二項　醫療機關

建國前に於ける醫療機關の施設として黑河に防疫醫院存在してゐたが其の活動たるや見るべきものなく殆んど有名無實に終りたるもの丶如く從來本省地方には何等其の施設を見なかつたのである。建國後當局は如上の實情に鑑み醫療設備の急速なる充實こそ焦眉の急務となし爾來之れが實現に努力してゐるが當省は從來舊黑龍江省に屬して地理的に偏在し交通文化ひらけざる爲め醫療機關の發達遲々たるは否定の出來ぬ事實である。要するに急速なる醫療施設の充實、醫療の社會的普及は最も重要なることとして當省は設立以來衛生行政の整備と同時に官公立醫院の設置改善に公醫の配置、巡廻施療等の實施により醫事衛生の改善を計りつ丶あり、年と共に進步充實せらる丶であらう。

今當省内に於ける醫療機關を概說すれば次の如くである。

（一）黑河國境檢疫所同診療所

本所は其の設備概ね整備してゐる。大同二年九月設立せられて以來醫療上最も實績を擧げ來つたものと言ひ得るであらう。現在醫師一、屬官一、雇員一、傭人三名を有し多數の患者を取扱つてゐるが康德二年一月より十二月に至る一ヶ年間患者數及收入額を月別に表示すれば次の如くである。

（黑河省公署警務廳調）

月別	患者數	計	收入
一月	一八一	一八一	六五、六〇
二月	二三	二三	二、八〇
三月	一六七	一六七	三五、一〇
四月	三八二	三八二	九九、五〇
五月	二八五	二八五	八八、八〇
六月	二八八	二八八	九五、三〇
七月	二五八	二五八	八五、九〇
八月	二一七	二一七	七二、一〇
九月	二三三	二三三	七二、二〇
十月	一九九	一九九	八四、〇〇
十一月	三六七	三六七	一一一、五〇
十二月	二四三	二四三	六一、一〇
合計	二、八四三	二、八四三	八七三、九〇

（二）福民診療所

本診療所は民政部に於て始めて康德二年十月管内奇克に新設せられたるもので現在同縣公醫が移轉して專ら民衆の施療に從事してゐるが新設早創のこと丶て未だ格別の活動を認めない。

（三）公　醫

公醫は左表の通り配置して醫療の社會的普及を徹底せしむべく所在地施療其の他巡廻施療を實施して衞生行政の刷新改善に萬全を期することに努力を拂つてゐる。呼瑪、漠河は着任未だ日淺き爲め認むべき活動はしてゐないが奇克配置の公醫は着任以來不撓の活躍を續け醫療上相當の實績を擧げてゐる。康德二年一月より十二月に至る一ヶ年間患者取扱數は有料無料合して四百九名延人員三四〇七名に上つてゐる。

本省公署の公醫配置狀況を示せば次の通りである。

縣別	任命年月日	着任年月日	摘要
奇克縣	康德元年九月十日	康德元年十一月二十八日	
呼瑪縣	同 二年十月一日	同 二年十月十三日	
漠河縣	同 年十二月二十三日	未着任	黑河滯在中

尚ほ其他各縣醫療施設としては大樣次の如きものがある。

黑河及璦琿縣

黑河には前記國境檢疫所の外左表の如き醫療機關あり、又別に衞生隊を置き醫務局に隷屬し衞生夫二九名衞生車七臺を以て市内街道の清潔及各民戸の便所下水塵埃等を運搬す。縣内各管轄區毎に春秋二期に分ち清潔檢査を施行してゐる。

名稱	數目	官立數	私立數	日滿別 日	日滿別 滿	摘要
醫療所	七	二	五	二	三	官立＝國境檢疫所並に璦琿縣立病院
賣藥營業	一六	〇	西藥 三 中藥 一三	一	二 一三	
齒科	四	〇	四	一	三	
產婆	六	〇	六	一	五	
內科	一五	〇	一五	〇	一五	

鷗浦縣

滿人醫師一名あり、賣藥業者なし。

呼瑪縣

商務會長醫師一、賣藥營業一戸あるのみにして參事官自ら病者に對し己製藥品を無償給付す。

遜河縣

醫師一名あり、城區警察署民家を督勵し街路等の清潔を勸むる以外に何等の設備なし。參事官藥品を準備し無償にて病人に給付す。

烏雲縣

縣內を通じて一名の漢方醫及無開業の朝鮮醫一名あり。縣治安維持會に於て宣撫費及一般より寄附金を募集若干の藥品を購入し康德元年五月より縣民一般に無料施藥をなし朝鮮人醫を臨時雇入れ縣內各部落の病者を巡回施療し併せて衞生思想の普及に努めつゝあり。

第三項　防疫

傳染病は之れを法定と其の他の傳染病に分類することが出來る。法定傳染病の主なるものは赤痢腸チブス發診チブス等

である。其の他傳染病としては結核花柳病トラホーム傳染性皮膚病等が流行してゐるが之等の防疫に就ては診療機關の充實と共に確固たる方針に基き實施してゐる。殊に決定以外の傳染病の豫防は衞生思想の徹底的普及を以て衞生意識の喚起に努めてゐる。

(一) 法定傳染病

決定傳染病の主なるものは赤痢腸チブス發診チブス等であるが從來之等傳染病にして蔓延したる例は尠ない。殊に惡性(ペスト虎列拉)傳染病に至つては全く其の侵入を受けたことがない程である、

(二) 防　疫

傳染病發生に對する防疫は適宜實施し遺漏なきに努めてゐるが診療機關の施設なき僻遠の地に發生した時は其の病名の確否を判然たらしむることができず、斯くの如き場合に於ては已むなく從來の經驗と病勢の推移に據り素人的に判定する外なき狀態である、從つて診定極めて薄弱にして之が防疫に就ても素人療法にては却つて危險を伴ふ事少なくない。要するに防疫の萬全を期すには衞生施設の完備に據る外はない。

國境檢疫所は專ら國境蘇聯方面及河川航行者の檢疫に當つてゐるが爾今交通機關の發達に連れ漸次南滿方面との交通頻繁となることは疑ひの餘地ないところである。されば爾今停車場の檢疫も亦必要となるべく對策確立の上遺漏なきに努むること肝要である。

第四項　保　健

地勢山岳と河川に惠まれる當省は空氣淸楚水質概して良好である爲め保健上適地として認め得らるゝも冬季零下二十度乃至五十度の寒氣は相當民衆の生活に影響するところが尠くないのである。

長期に亘る冬季間室內蟄居を餘儀なくされ自然運動不足勝となり空氣の乾燥に因る弊害は呼吸器病發生の原因となる。猶ほ鑛山、工場、學校、妓館並飮食物、牛乳屠獸等に對する衞生施設は不備にして保健衞生上憂慮せざるを得ない。醫療施設の完備と共に衞生思想の普及と相俟つて弊害の除去に徹底を計る計畫である。

(一) 鑛山工場

管內は從來砂金產出の地として多數の金廠を有し苦力は約五千九百名に達してゐる。又會社工場として十三個從業員二百七十七名を擁してゐるが之等の保健衞生に就ては素より何等見るべき施設なく全く非衞生的現狀である。省當局は醫療の充實に伴ひ漸次矯正して行く方針でゐるが鑛山方面は採金會社の組織充實と共に衞生的施設も考慮されることになつてゐる。

(二) 學　校

學校衞生に就ては從來何等の施設なく啻だ康德元年十一月醫療施設のある黑河市を中心に中學校小學校生徒約一九六〇名に對する最初の身體檢査を行ひ康德二年十一月亦生徒の核咴檢査等を實施し相當の效果を收めたのである。斯くして學校の保健衞生も順次改善されつゝある。

(三) 妓館妓女

妓館は現在當省に一四〇、妓女二九五(黑河七二軒、二〇八名)あり、之等の衞生及其の設備に於ても一般公衆衞生上甚だ寒心に絕へざるものがあつた。康德元年十二月一日本省公署設立するや警務廳は璦琿縣當局をして先づ黑河市の妓館妓女の衞生方面に對する改善に着手して妓館內の衞生施設妓女の檢黴等を實施したが檢黴の結果は其の大半が有毒者であつたので爾來每月二回に亘る檢黴を實施し漸次有毒者數を減じ實績顯著なるものがあり、又施設に就ても最近餘程改善されてゐる。斯くて爾餘の各縣に就ても醫療機關の充實と共に順次此種保健工作を進めてゐるのである。

（四） 飲食物

當省内には氷水清凉飲料水其他飲食物用器具の有色着色料飲物防腐劑等を使用賣却する商店相當存在してゐたので當局は公衆保健衛生に重點を置き之れが注意と警戒に努むる一面衛生思想の喚起に萬全を期したる所徐々に改善せられつゝある。

（五） 牛乳屠獸賣肉業

之等の保健に關する衛生施設は遺憾ながら充分と認め難い點多く根本的改革を必要とするが本問題の徹底的改正は斯道の技術者の配置が先決問題たるべく之に就ては省當局として逐次實現に努めてゐる。

第九章　司法・檢察

第一節　概　説

司法運用の適否は直ちに民生に重大なる影響を及ほし延いては國家興癈の岐るゝ所たる事は古今の事例に徴して明かな處である。此の意味に於て一國の司法制度を確立し其の運用の公正を期するは治國平天下の最大要件でなければならない我滿洲國は王道國家であり司法に於ける王道とは「辟以て辟を止め、刑は刑無きを期す」であるから建國以來司法部の方針も此の見地より全國を擧げて舊來の司法制度整備に傾倒された。

由來滿洲の司法制度は張軍閥の專制に委せられ司法機關の如き一般人民の幸福を念として設けられるものでなく恰かも軍閥搾取機構の一部を形成せる如き觀を呈し嚴正なるべき司法の運用は極度に歪曲せられて法の威信地を拂ふ有樣であつた。

本省に於ける審判檢察機關としては各縣公署に於て司法事務を兼理し民刑事事件に關する一切の審判檢察は縣長之を掌るものである。而して本制度は請負制度的傾向を有し、行政官たる縣長の掌中に於て糺問式訴訟の方法により執行せられ從つて行政權との分離、司法權の獨立は極めて不完全なるを免れない。斯くては國法の維持機關たり國民權利々益の擁護機關たるの權威と信頼の程度とに於て缺く處多く加之省内は一般に文化後れ民度甚だ低く民衆は裁判の如何なるものなりやを知らず即ち裁判が國民權利々益の保護に存することの認識を有せざる狀態である。本來不完全なる法律を以て斯かる不完全なる機關をして之を執行せしむることは國策上重要なる問題にして之が根本的刷新整備を期するにあらざれば百般

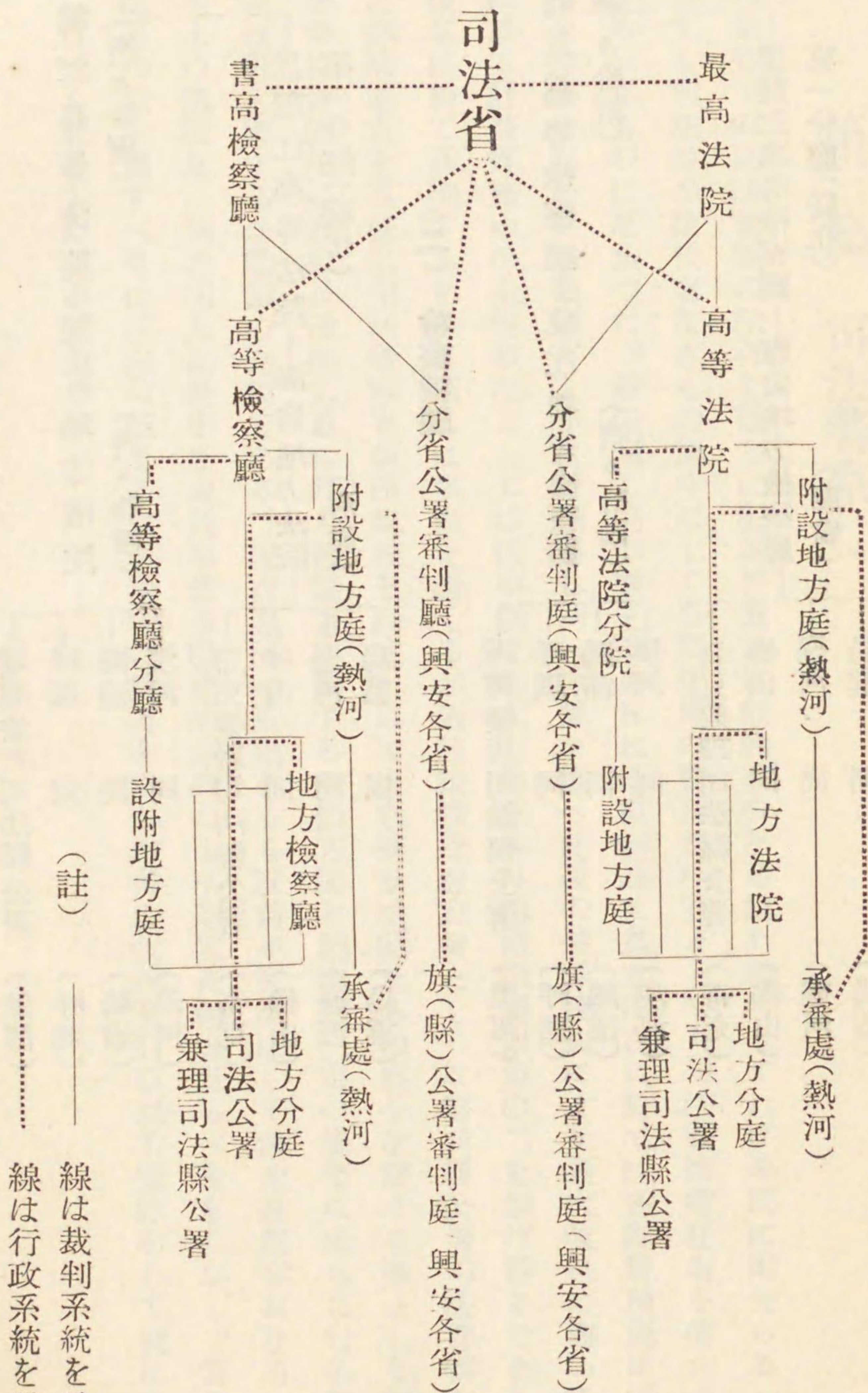
政務の改善も到底其の實效を收むることは至難であると思考せらる。之を要するに司法制度の確立は司法權をして行政官の掌中より引き離し以て之を獨立せしめ裁判の執行に當り富力權勢情實等の不純を排除し內外人の差別を撤し公正無私の裁判を下し之に依て內國民を悅服せしめ外國人の信頼を繋ぎ均しく王道の治下に謳歌せしめ諸般政治改善の基礎を樹立すべき方途を講ずべきである。

我司法部は此に鑑みる處あり、建國以來常に司法の公正を保障する爲めに制度の改善、人事の刷新を目標として鋭意努力を續けて來たのである。

要するに建國以來司法部の業績は初期は言ふまでもなく他部のそれと同じく基礎的組織の整備であり續いて建設又は改良計畫の實施時代に入らんとしてゐる。殊に領事裁判權の撤廢を前提として先進日本の司法官吏を任用して司法官の質的向上を計ると共に行刑制度の改善刷新を計り一面司法部法學校を開設して司法人材の養成を圖つてゐる。

現行審判機關は四級三審制をとり中央最高法院の下に各級審判機關を設け又檢察制度に就ても最高檢察廳の下に法院と同様審級系統を設けてゐる。今現行司法機關系統を圖示すれば左表の如くである。

司法機關（裁判・行政）系統表



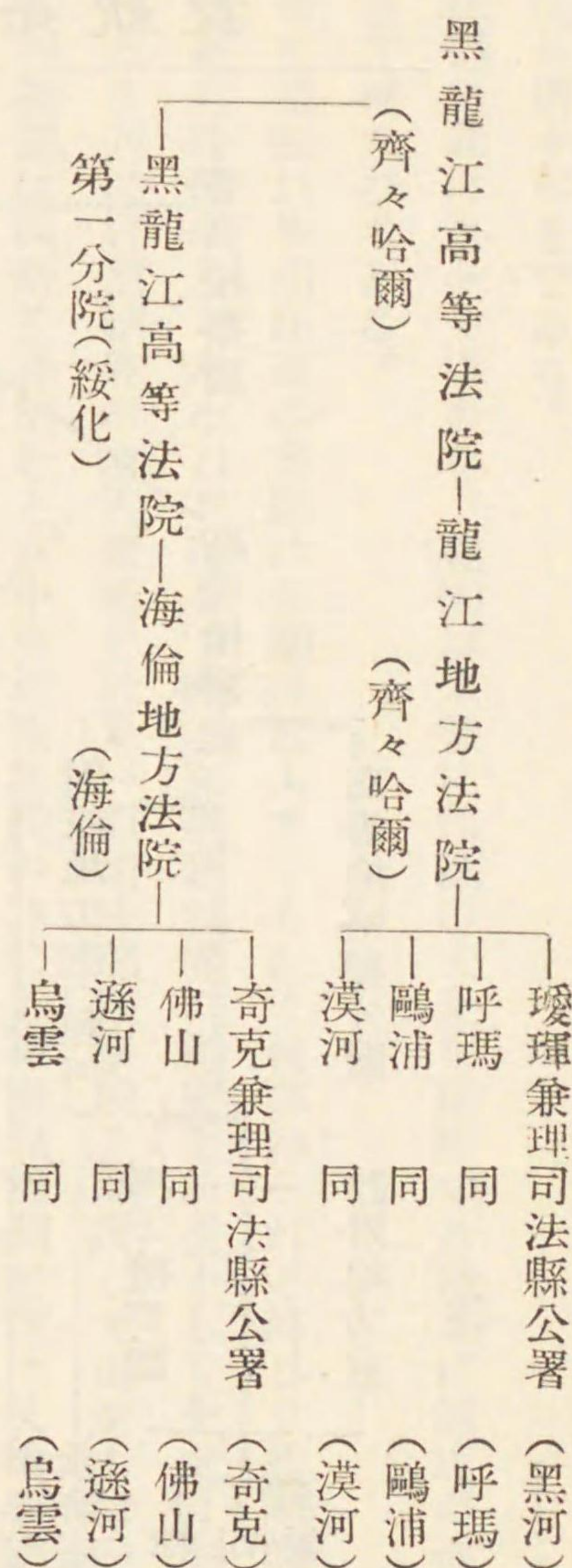
（註）——線は裁判系統を示す
……線は行政系統を示す

第二節　審判・檢察機關

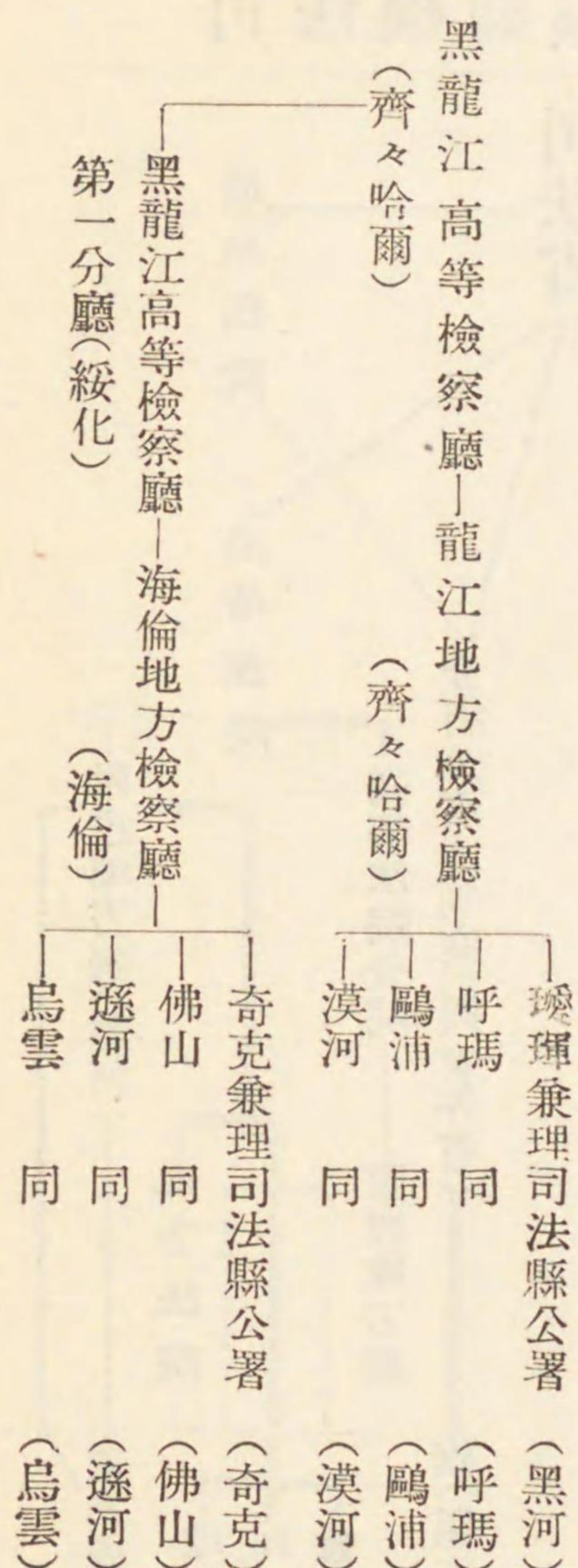
本省に於ける司法檢察機關は舊省制度により定められたるものを其儘踏襲してゐるもので、璦琿、呼瑪、鷗浦、漠河各

兼理司法縣公署は黑龍江高等法院(齊々哈爾)―龍江地方法院(齊々哈爾)に屬し、奇克、佛山、遜河、烏雲各兼理司法縣公署は黑龍江高等法院第一分院(綏化)―海倫地方法院(海倫)に夫々所屬するものである。今之を表示すれば次の如し。

(一) 審判機關



(二) 檢察機關



第三節　司法警察

本省設置以來管下の司法警察の狀況を觀るに犯罪件數は比較的些少なる爲め稍々もすれば等閑に附せらるゝ傾あり、各縣警務局に於ても司法股の擔任者なきもの過半にして各縣配屬の警務指導官としても司法警察擔任者を置かず殆んど司法警察事務の見るべきものはなかつた。最近漸く其の弊を改められ改組辦法に基き現在に於ては各縣警務局に司法股を設け司法警察事務を擔當せしめ警務指導官も亦之を指導し稍々陣營を整へ此後の指導統制により漸次改善に趨いてゐる。

現に本省に於て計畫實施中の主要事項としては保甲制度確立工作及治外法權撤廢對策の二を擧げ得るであらう。保甲制度に就ては後章に於て詳細するを以て玆には重複を避くるが治外法權撤廢對策としては省及縣公署司法警察充實を計り司法警察官及之が補助者を專任し司法警察官執務規程を制定し以て檢察補助機關たるの萬全を期する事とし又警察廳及各縣警務局及警察署に留置場の新設及改築し更に外人被疑者に對する取扱方法を制定し一定の規準に依らしむる事に努めてゐる。更に緊急改善を要するは監獄の施設である。現在黑河に監獄あるも設備不完全にして逃走通謀容易なるのみならず、何等保健衞生上の施設なく加之囚人に對する誨教事業及職業的訓練の方法等現在何等見るべきものなし。當局としては鋭意之が刷新改善の策を施すべきは勿論有能なる日系看守の配置を爲し內部の改善を行ひ以て監獄をして眞に改過遷善の敎化機關たらしむべく努めてゐるのである。

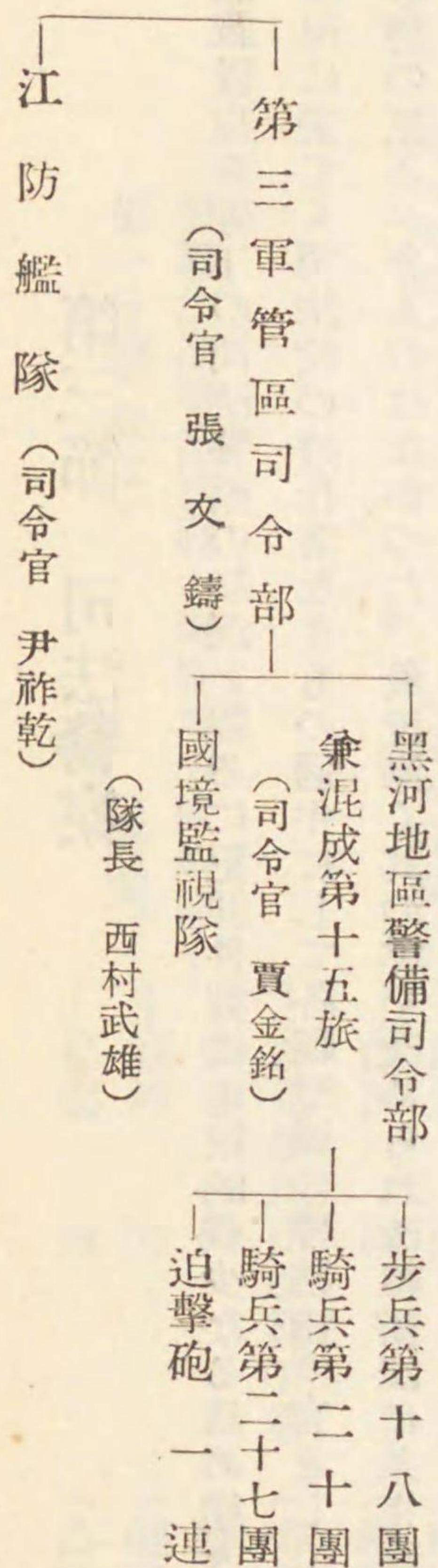
第十章　軍事・警察・治安

第一節　軍　事

我國々軍は　皇帝に直屬せる國家の軍隊にして平時は國内治安維持、邊疆及江海の警備防衛に當り、一旦有事の際は盟邦日本軍と協力して國防に任ずるものである。全軍八萬の兵を有し之を中央直轄軍と五軍管區及興安各省二軍管區より成る陸軍及江防艦隊に分たれ陸海軍條例に依り其の任務及擔當區域を定められ治安警備上絶對責任を負ひ國民をして王道治下に安居樂業せしむるのである。

本省は第三軍管區（司令部を齊々哈爾に置く）の隷下に屬し、黑河地區警備司令部兼混成第十五旅及國境監視隊に分たれ、省内治安維持並に國境線の監視防衛に任ずると共に別に江防艦隊あり、專ら黑龍江一帶及國境河川の警備に當る事となつてゐる。

國境監視隊は昨康德二年九月編成に着手し本年二月下旬各配備完了せるものにして警備に關しては黑河地區司令官の指揮監督を受くるものである。



本省は黑龍江ニ相隔てゝ蘇聯と相對し國境線をなすが故に國境警備は國軍の最も重大なる任務たるは言ふを俟たない所である。殊に省内治安は日滿軍警不斷の討匪肅淸工作により現在金廠地帶其他に少數匪賊あるのみで比較的良好なるを以て國軍の主力は國境警備に向けられてゐる。

而して陸上國境警備は主として國境監視隊に於て爲さるゝものであるが沿邊極めて廣範圍に亘り國境監視隊のみにては警備不足なるを以て混成第十五旅に於て其の不足地帶を補ひ、一方省内治安維持に就ては專ら第十五旅に於て其の責に任じてゐる。

軍隊の素質に關しては概ね地元省内より之を採用せるものにして本省土着兵は概ね素質良好にして第三軍管區中最も優秀なる素質を有べしと稱せられてゐる。

江防艦隊に就て見るに本艦隊は軍政部に直屬し艦數十五隻を擁し前述の如く黑龍江一帶及蘇聯國境河川の警備に任ずるものである。冬期半ケ年間は國境河川結氷するを以て該期間中は特に活動を見ざるも啻だ河川氷上を裝甲自動車を以て運轉上下し江上警備に任じ解氷と共に艦隊は上下航活動を開始し常に一帶を上下して沿江地帶の防衛に當つてゐる。

第二節　警務行政

第一項　警勢機構

全國警務行政に就ては官制上中央民政部大臣之を掌理し（興安各省を除く）民政部警務司に於て之を管掌し地方に於ては各省に省公署警務廳を置き夫々省内の警務を管掌せしめてゐる。

而して本省に於ても省公署に警務廳を置き省内警察機關を統轄し、省城に黑河警察廳を、省内各縣に警務局を設け夫々

警察署を配して治安の維持に任じてゐる。

(1)省公署警務廳

警務廳は本省公署總務、民政兩廳と共に省公署を構成する一部門を成し警務、特務、司法三科及督察官室を置き省内警察機關を指揮監察し省内警察事務を管掌す。

(2)黑河警察廳

本廳は康德二年七月三十日附勅令第七十四號を以て設立せられたもので同年十月一日より開廳する事となつた。廳長は省長の指揮監督を受け管内の警察事務を掌るものにして、廳内に警務、特務、司法の三科を置き管内には直轄分駐所の外官渡路、興隆街、保安街、東門、南門及水上の六分駐所を置き更に派出所を分派して分駐所警長五名、警士四十五名を有してゐる。

(3)縣公署警察局

縣長は省長の指揮監督を受け一般行政事務及警察行政事務を管掌するものであるが警務局長は之が補助機關として警務行政を掌る。而して縣内を數區に分ち、區には警察署を置き更に樞要の地點には分駐所を設け縣内警察行政を執行してゐる。

(4)黑河地方警察學校

本校は康德二年七月三十日勅令第七十六號地方警察學校官制を以て設立せられたるものにして、校長は警務廳長之を兼ぬる事とし、省長の管理の下に警察官吏に必要なる教養及訓練を施すものである。現在校長の下に主事、教官、助教を置き專ら警察官吏の養成に任じてゐる。

學制に就ては普通科、高等科、講習科の三科に分ち普通科には新規採用者及現任警士を收容し、三ケ月の講習を授け、高等科は現任警察官を收容して六ケ月の講習を行ひ講習科は本年度特務並に司法警察官を養成する事としてゐる。

本年度に於ては普通科新規採用者一〇〇名、現任警士八〇名（各前後二回乃至三回分期講習す）高等科三十名、講習科四十名（特務司法各一回講習）を收容し前記講習を行ふ豫定である。

第二項　一般警務狀況

本省は一葦帶水を隔てゝ蘇聯と相對し國境線を形作る特殊的配在を有するを以て省内治安確保に任ずべき警務機關としても亦自ら特異的任務を負ふものである。即ち對蘇關係に就ては蘇聯の威壓に備へ各種諜報の蒐集其他對蘇諸問題の輻輳するあり、國境警察の重要緊急なる事件多く、此等は他省が概ね省内警察のみに專念し得るに反して本省としては特殊の使命を有するものと言はねばならない。而して對内部的には金廠地帶に於ける特殊事情を有してゐる。即ち本省は古來產金省として其名高く著名金廠二十有數ケ所を數へ本省產業の王座を占むるものであるが此等金廠地帶は由來縣の統制下に入らず各自獨立して警察權財政權を享有し一個の自治體として特殊の存在をなし今日に於ても牢乎たる舊來の因襲に馴致してゐるのである。されば此等金廠地帶に於ては縣警察機關の配置なく金廠自體に於て職業的自衞團を以て金廠の自衞に任じてゐる實情に置かれ昨年六月始めて璦琿縣逢源金廠自衞團改組を行ひ請願警を配置する事とし漸次各地金廠にも之を及ぼし縣警察行政の徹底を圖らんとしてゐるのである。實情斯くの如く金廠地帶に於ける獨自的職業自衞團の存在は本省警察の特異性とも稱し得るであらう。

(一)　警務一般

本省警務行政に就しは本省設置せらるゝや翌康德二年一月警務行政の大綱を示して其の據る所を明かにし更に同年七月實施方針を確立して指針たらしめ右大綱の透徹完全を期したのであるが該實施方針は本省警務の實情を明かにし以て其の

進むべき所を窺ふに足るを以て茲に其の主なるものを摘記するであらう。即ち

(1)一般民衆に對する建國の理想と民族協和精神の普及

古來管内は偏陬の地にして民度低く交通々信の便備はらず爲めに國政普からざるを以て建國の理想王道政治の本義民族協和精神の普及に就て尚一層工作に努力するを要す

(2)配置の普偏適正

機構の一元化により縣長の統制下に警務局長を主體とし警察一體たる活動の基礎確立せるも人員僅少にして其配置偏倚なるを免れざる實情にあるを以て警察能率增進の爲に工夫按配し、國軍駐在等の關係を考慮し適正妥當なる配置を爲し全面的治安確保徹底を期するを要す。

(3)訓練裝備

警察官の素質概ね劣惡にして、民衆の保護指導に任ずべき器にあらざるもの多きを以て人格を重點とせる精神訓練に今一段の努力を拂ひ個々の指導調査に力を注ぎ現に省警察官吏養成の爲め黑河地方警察學校を設け以て警官の素質向上に努む。又服裝整正、裝備充實未だ充分ならず正規服裝を備へ武器を統一し裝備完成を必要とす。更に優秀有能なる警察官を得んが爲めには待遇の改善を必要とすべく、現在に於ては待遇改善就中薪俸增加は縣財政上困難を伴ふ事多きも逐次實現に努めつゝある。

(4)警備道路及警察電話の完成

本省內警備道路及警察電話に就しは目下極めて不完備の狀態にあり警務連絡並に治安工作上幾多の不便あるを以て各縣をして具體的計畫を樹てしめ殊に機會ある每に電柱用材の準備植柱勞役の按配賦課等不斷の研究用意を以て逐次其完成に努むるを要す。

(5)金廠地帶の警備

金廠地帶職業自衛團の存在は本省警察の特異的因襲なるを以て斯くの如き舊弊を打破し漸次警察機關新設增加により請願制度等の辨法より整備せられつゝあるが尚全然着手せられざる處あり、逐次警察配備を完成し完全なる警察行政の執行を期するを要す。

(6)警察執行の適正徹底

地方警察權を確立し民衆の信望を全からしむるための警察執行の適正徹底未だ甚だ不充分である。故に積極的指導を以て懇切適正を重點とするを要すべく又法令の普及は國民生活向上改善の指針たるべきを以て「知らしむべからず從はしむべし」の舊來因襲を改め「知らしめ而して賴らしむべし」の明朗なる民衆指導に轉換せしむるを要す。

(7)警察補助機關の統制指導

自衛團の訓練指導未だ充分ならざるを以て既定方針に基き更に徹底せしむるを要し殊に金廠地帶職業的自衛團の統制改變に就て一層の徹底を必要とす。

(8)保甲制確立

本省保甲制度の指導未だ徹底せず之が運用亦不充分にして徒らに公的機關化し賦課金を增徵し人民負擔加重を來せる事例少しとしない。連坐制運用地方肅正の外情報網構成補助活動の如き當省特有の使命訓練に意を注ぎ之が確立を期するを要す。

(9)特務警察機構の充實

本省の實情に鑑み特務警察を以て警察活動の中樞たらしむる事言ふを俟たざる所であるが從來各縣共人員の不足經費の缺如其他の爲め稍消極的なるを免れざる實情にあるを以て、人員の增加配置特務適任者の選拔養成等に依り可及的速に

特務警察機構の充實を圖るを要す。

(10)情報網の構成

管内は蘇聯國境地域としての特異性を有し國内治安の確保並國策遂行上對蘇關係情報の蒐集は最も緊急の事案なるを以て本省は特に該方面の情報網構成に格段の工夫努力を要す。

(二) 保安警察

當省は從來僻遠の地と稱し交通最も不便にして民國乃至東三省政權時代と雖も圓滑なる警務行政の行はれざりしは元より法令の如き全然徹底しあらず、僅かに民國十五年黒河警察廳の制定に係る保安警察上の取締に關する單行章程殘存するに過ぎず、從つて此れが運用に就ても殆んど形式のみに止まり又建國後に於ても獨り治安維持、警務企畫或は對蘇聯國の情報蒐集に警務の重點を置き保安警察の如きは全く考慮し得ざる狀態にあつたのである。されば康德元年十二月一日行政區劃改革と共に本省の設置を見るに至り警務廳警務科に保安股を設け専ら省内保安警察の統轄處理に當り得ることとなり、本省公署開設と共に結氷期間を準備期に豫定し日常の事務整理の傍ら保安警察上必須の準備計畫に沒頭し翌年二月より逐次實行期に入り諸計畫を進めて來たのであるが警務の徹底と共に治安確保せられ人口亦增加を來し保安警察上にも亦繁雜を加ふるに至つた。

而して保安警察上の基礎工作として省當局の逸早く着手せるものとしては

イ、調査實施事項

1 保安關係諸營業調査
2 陸上交通機關調査
3 交通關係諸營業調査
4 黒河市内の交通取締の統制
5 工場調査
6 船舶調査
7 使用原動機調査
8 狩獵期間中狩獵狀況調査

ロ、法規の作成

1 自動車取締規則
2 道路取締規則
3 乘用馬車取締規則
4 自轉車取締規則
5 自動車及運轉者に關する書式
6 雜業取締規則並細則
7 寄附募集取締規則
8 質屋取締規則

等とし更に進んで

1 火藥類及危險物取扱狀況調査
2 自動車々體檢査
3 自動車運轉者試驗施行

4 市街地建築物取締（研究の上法令を立案）

5 水防計畫

6 勞働者の異動狀況調査

7 物資の運行狀況調査

8 物價調査

9 各種法令の立案

の諸企圖を立案し以て保安警察の徹底を期してゐるのである。

（三） 特務警察

康德元年度舊黑龍江省時代に於ける黑龍江沿邊各縣は行政組織稍々完備したりと雖も其の活動に至りては極めて不活潑にして特に機宜と敏捷とを要する特務警察活動も依然見るべきものなく加之省公署所在地との交通連絡極めて困難にして統制全からず殆んど無力無能の狀態であつた。

康德元年十二月一日新省設置せられたるも當時人員尠く加ふるに引繼書類到達遲延の爲め依る可きものなく且つ冬季交通杜絶期にして其の活動意の如くならず、省内の狀況は僅かに古き資料に依つて判明するに過ぎず、爾後人員の補充と相俟つて諸般の基本的調査に着手せるも其の報告取纒めに長時日を要し且つ報告不十分にして、解氷期を待つて上下流の一齊調査を爲す可く計畫せるも更に經費其他に支障を來し豫期の實績を擧ぐるに至らなかつたが當省當局としては康德二年上半期に亘り銳意特務警察上の基礎調査に主力を注ぎ大要次の如き實施をなしたのである。

1 民心の動向調査

2 人民生活狀態及經濟狀態調査

3 例規書類の整理

4 知名士名簿の作成

5 結社及宗敎團體及其の主腦部調査

6 學校使用敎科書の檢閲

7 外國人の動靜調査

8 情報網構成

斯くて康德二年下半期に於ては從來の調査に基き更に細部的整備充實を圖り左の如き豫定表を作成し之が實施に着手したのである。

月別	件名	實施要領	主管
七	特務警察機構の擴充强化の件	警務科と協調實施	科長
〃	物價一齊調査の件	管下下達	特務股
〃	宗敎團體の視察取締の件	視察要領下達	〃
〃	要視要注人名簿作成	上半期未決	特高股
〃	各種團體重鎭操縱者及學校敎職者名簿	〃	特高股 特務股
〃	外國人名簿作成	〃	外事
〃	外國人來往視察狀況監査	驛埠頭取締の實情視察	〃

〃	外國人に對する通信文の状況調査	郵便檢閲の方法考慮	〃
〃	情報網整備		特高股
八	教育状況一齊調査の件	視察要領下達	特務股
〃	交通状況調査に關する件	〃	〃
〃	敎育宗敎結社團體主要人物の身許調査	敎職者名簿作成	特務股 特高股
〃	知名者名簿の整理に關する件	報告書類の内容檢討整理	特務股
〃	居留證明書未發給外國人整理の件	連名簿調製警察廳に下達實施せしむ	外事
〃	外國人要視察要注意人名簿作成の件	當廳名簿參考警察廳に於て作成	〃
〃	民情思想状況内査方の件	各縣下達	特高股
〃	上下流特務警察事務視察指導		科長 股長
九	報告書類の宛名統制	指導官會議合議	特高股
〃	特務警察敎養實蹟	〃	〃
〃	結氷期に於ける連絡方法統制	〃	〃
〃	協和會の現況に關する件	各縣下達	特務股
〃	管内經濟資源調査の件	〃	〃
〃	金廠地帶の状況調査の件	〃	〃
〃	郵便物檢閲に關する件	要領を指示し實施せしむ	〃

〃	印刷業者の調査に關する件	各縣下達	〃
〃	結氷期間に於ける不正越境者及密貿易者の取締檢擧對策	指導官會議合議	外事
一〇	航行期に於ける蘇邦筏處置統計	縣に於て作成	〃
〃	敎養資料作成	重要參考にして敎育上有利と認めたる事項の送致	特高股
〃	住民の生活状況に關する件	項目を定め下達	特務股
〃	新聞雜誌購讀状況調査の件	各縣下達	〃
〃	ラヂオ蓄音器調査に關する件	〃	〃
〃	宗敎團體の内部的紛爭又は宗敎家の非行内査の件	各縣下達	特務股
一一	會社工場金融機關の内部的異状内査	〃	〃
〃	政治に對する民衆の要望、法令實施の反響及之に對する不平不滿等の内査	〃	〃
〃	結社の活動状況一齊調査	〃	〃
〃	結氷後に於ける物價調査の件	〃	〃
〃	土地鑛山其他利權問題に對する策動内査	〃	〃
〃	敎養資料作成	科内に於て作成	特高股
〃	本年度に於ける重要事案の處置に付査閲	科長實施	特高股 特務股
一二	敎養資料作成	科内に於て作成	〃
〃	本年度中各種統計作成	〃	特高 外事

〃	康德三年上半期行事の作成	〃	〃
〃	中國勞働者の關係調査	各縣下達	特高
〃	政治上民衆の實生活に及ぼす影響內査	〃	特務股
〃	各種統計表調製に關する件	〃	〃

而して該豫定計畫實施の結果相當成績を擧け本年度に至りてより更に一層の完備充實を期しつゝあり、近く交通、通信機關の整備、特務警察擔任指導官の教養及び警察官の素質向上、縣警察費の增額等實現せらるゝに於ては豫期の計畫遂行を完からしむるであらう。

尙ほ司法及衞生警察に就ては別に司法及衞生行政の項に於て一部記述するを以て重複を避くる事とする。

本省各縣警察官豫算定員表を示せば次の如し。

各縣警察官豫算定員表

（康德二年二月 黑河省公署警務廳調）

縣別 官別	警佐	巡官	警長	警士
璦琿	五	一七	一五	九二
漠河	三	三	九	四五
鷗浦	二	二	六	三二
呼瑪	二	四	七	四五
奇克	一	三	六	三一
遜河	二	三	一〇	三五
烏雲	二	二	十	二二
佛山	一	一	三	二八
計	一八	三五	六三	三三〇

備考　縣公署警務局勤務警官は本表中に含まず（縣公署職員表中にあり）

第三節　治安肅淸工作

第一項　概說

當省管內は民國十八九年の露支紛爭の際財寶は掠奪せられ家屋は燒かれ之に續く大水災を受け住民は多大なる打擊に慘苦の極に達したのであるが然かも之が回復漸く成らんとするや又しても馬占山軍の反亂あり、地方の農商鑛民を苦しめ住民の經濟力を破壞し極度に民心を不安ならしめたのである。然るに滿洲國は大同二年度より各縣に縣參事官及日系警務指導官を入縣せしめ暴政後の善後策を講ずると共に地方民心の安定に盡力したので住民は漸く安堵するに至つた。

次いで康德元年秋頃より匪首訪賢（韓十老七）は部下百名內外を引連れ北上して呼瑪、鷗浦二縣の各金廠地帶を襲擊掠奪の限りを盡し金鑛業の發達を著しく阻害し密林地帶を栖として何時も之が討伐隊を苦しめ神出鬼沒の行動をしたのであるが本省は新省設置と共に警務機構を改善し日滿軍警協力して治安の回復と該匪の全滅に努力したる結果康德二年春に至りて該匪團も三々伍々分離散逸の止むなきに至り之等の分裂匪も亦各所に於て討伐せられ匪首訪賢も所在を晦まし未だに判明せざる狀態となり漸く當省治安上の癌を除かれた感があつた。然るに康德二年四月初めより匪首平康德以下百餘名は

瑷琿縣東南部に出沒して再三良民を苦しめたが其都度日滿軍警の討伐を受け省外に逃走の止むなきに至つた。斯くて現在では集團匪と稱すべきものは其の影を沒したが尙各金廠地帶には十名內外の小匪賊の出現と省外龍鎭縣境を越へ遜河縣內に出現す り匪賊等小匪團あり治安上未だ安堵を許さざる狀況である。新省設署以來滿一ヶ年間に於て匪賊の出現回數一三二回此の被害額五萬圓と推定せられ之を他省に比すれば治安良好なるべしと稱せらるゝも他省の財力と人口と當省の夫れを比する秋は必らずしも輕視するを得ざる狀態にある。殊に當省獨特の任務として對蘇關係の重要性を荷負ふ關係上益々警務機關の淨化整備と警察行政の徹底に努力しつゝあるを以て治安回復し平和鄕と化する事も遠きに非らずと思料せらるるのである。

次に肅正工作の進捗に就て見るに康德二年度に於て瑷琿縣內の保甲特別指導を實現し省及縣公署職員を以て工作班を編成し各部落に於て二回乃至三回の保甲制度の强化を行ひ部民の自警心を促進し各縣又之に呼應して保甲指導に活動したが偶々康德二年日本關東軍指導援助の下に省治安維持會中心となり秋季肅正工作を開始し日滿軍警一致協力して治安恢復に努むる事となり當省として常に匪賊の出沒する呼瑪、瑷琿、遜河の各縣に重點を置き日滿軍一部駐屯せしむると共に日軍部隊長の指導の下に省及縣公署員より成る特別工作班を編成し其他の各縣に於ても縣職員を總動員して治安工作班を編成し各班共治安維持會統制の下に活動し保甲制の强化、戶口調査の徹底、採金苦力の身分證明書發給、隱匿武器の回收を初め對蘇關係に鑑みて特殊工作を行ひ民心の安定を期する等全力を傾向し討匪及び通匪の檢擧と共に宣撫工作に力を注ぎ兩面工作を實行したのである。斯くて漸く匪賊の出現其の數を減じ肅正工作の成績良好となつたので引續き冬季工作を實行し得て國境第一線の足場を安定せしめ當省獨自の任務遂行に努めてゐるのである。

第二項　省宣撫小委員會

本省宣撫小委員會は康德二年七月九日當時齊々哈爾駐屯日軍第十六師團の召集に係る宣傳主任者會議開催後省內各機關の整備を行ひ該第十六師團宣傳計畫に則り設立され活動を開始したものである。爾來本委員會を中心として軍警官民一體となり治安維持會其他機關指導の下に省內宣撫工作不斷の遂行に努め、前項概述せる如く着々其の實績を擧げ來つたものであるが、今其の機構並に宣撫計畫大綱に付概說を試みるであらう。

一、構　成

一、黑河省宣撫小委員會は中央宣撫小委員會の指導の下に省內に於ける宣傳實施に當り且つ省內各縣宣撫小委員會の指導連絡に任ず

二、縣宣撫小委員會は黑河省宣撫小委員會の統制の下に縣內の宣傳實施に當り縣內各屯の固定宣撫班の指導連絡に任ず

三、屯固定宣撫班には正副班長各一名、班員若干名を置き縣宣撫小委員會の指揮を受けて屯內及附近村落の宣撫に任ず

四、1 黑河省宣撫小委員會職員は黑河省治安維持會委員長之を指名又は依囑す

2 縣宣撫小委員會職員は縣治安維持會委員長及び縣治安維持會委員たる參事官之を指名又は依囑す

3 屯固定宣撫班職員は縣宣撫小委員會委員長之を指名又は委囑す

二、業務分擔

1 省內に於ける宣傳實施

2 縣宣撫小委員會の指導、連絡

3 省內各關係機關との連絡

4 省內に於ける宣傳に關する情報の蒐集、整理

5 宣傳用材の作製、頒布

6　映畫會、講演會の要員派遣
7　新聞、通信、雜誌の指導
8　移動宣撫班の編成、派遣

三、縣宣撫小委員會の業務

1　縣内に於ける宣撫實施
2　屯固定宣撫班の指導、連絡
3　縣内各關係機關との連絡
4　宣傳に關する情報の蒐集、整理
5　宣傳用材料の作製、頒布
6　保甲連座制及び鐵路並に國道の愛護精神の强化
7　武器回收の强調
8　廟會、祭典等の利用
9　講演會、慰安會、敬老會、座談會、映畫會の開催
10　童子團、男女青年團の結成
11　日語講習會の開催
12　移動宣撫班の編成及派遣

四、屯固定宣撫班設置

屯固定宣撫班の設置は本宣撫小委員會活動開始當初の第一着手である。蓋し宣撫工作は眞に民衆の中に根を張り不斷の

繼續的工作を必要とするものであるが本省は地域廣大にして人口極めて少なく密度僅少なる爲め、斯くの如き工作徹底を期し得ざる實情にあり、屯固定宣撫班の設置は極めて有意義のものと思考せらる。現在既に鴨浦、奇克、烏雲三縣に於ては其の設置を見、其他各縣に於ても着々之が準備を進めてゐる。而して該宣傳班は縣宣撫小委員會の指示を受け不斷に宣傳宣撫に任ずるものである。

五、宣傳對象

一、現に滿洲國の中堅をなし又は中堅たるべき青年、一般官吏及び之に準ずるもの、教育、宗教並社會事業關係者
二、學生、生徒
三、一般民衆（各種民族）
四、各種社會團體、宗教團體
五、匪賊
六、抗日、反滿共產分子並團體
七、諸外國人特に赤系露人

六、宣傳要領

（一）滿洲建國精神、王道及び帝制の本義徹底

（二）滿洲國に對する認識の深化

1　滿洲國の歷史的說明
イ、古代に於ける日本人との交通並に文化關係
ロ、日清戰役前後に於ける日滿の關係

ハ、ロシアの東方政策時代に於ける滿洲
ニ、日露戰爭前後に於ける日滿の關係
ホ、滿洲を中心とせる支那との歷史的關係過程
ヘ、滿洲に於ける舊政權の倒壞と獨立運動の擡頭
ト、獨立せざるを得ざりし理由

2 地形及人口、物資の狀況
3 國防上より見たる地理的關係
4 民族觀念並に五族協和
5 政治形體並に經濟組織

（三）日滿不可分の要義

1 日滿議定書の精神の解明
2 國防上の見地より見たる不可分性
3 經濟上より見たる不可分性
4 東洋平和確立上より見たる不可分性
5 歷史的、文化史的に見たる不可分性
6 國際關係より見たる日滿提携の重要性

（四）治安確立の緊急性と重大性

1 日滿軍と官民合同の掃匪

2 保甲連座制の徹底
3 匪情蒐集並に報告
4 穩匿武器の搜査報告
5 通信、交通施設の愛護
6 自衞團並に警察機關の整備鞏化
7 官民の融和親善
8 敎育の普及徹底

（五）產業開發の重要性

1 國家發展の基礎をなす產業特に農業牧畜の奬勵
2 產業の開發進捗に伴ふ國家經濟の確立

（六）在滿友軍の駐屯せる理由並に其の意義

日本が滿洲國の發展充實を援助し相共に東洋平和確立の基礎を築き引いては世界平和共存共榮に資せんとする大乘的見地に立脚して友軍を駐屯せしめ犧牲的正義心より三千萬民衆の安住を期して各地に努力しつゝある所以を解明す。

（七）行政時務の側面的宣傳

行政官廳に於て實施さるる各種福祉政策例へば地方稅改正、國道新設等に當り行政官廳として民衆に講演或は文書等に依り其の意義を說明、理解せしめ其の遂行を補强支援す。

七、黑河小委員會職員名

顧問　黑河防衞隊　將校　一名

黒河獨立守備隊　將校　一　名
黒河憲兵分隊　將校　一　名
委員長　成澤總務廳長
委　員　總務科長　經理科長
行政科長　土木科長
實業科長　教育科長
警務科長　特務科長
司法科長　督察官
協和會主事　滿軍教官一
日系軍官一
事務機關主任　脇野屬官

第四節　保甲制度

凡そ國內治安維持の爲めには軍警の充實は當然であるが更に一般民衆の自警自衛に基く援助を得るにあらざれば到底其の全きを得る事は不可能である。殊に滿洲舊軍閥治下に於ては施政行はれず治安紊れ民衆自體が進んで自警自衛の途を講ずるに非ざれば安居する能はざる狀況にあつた爲め必然的に自衛團の發達を見保甲制度なるものが生れたのである。然るに之等は官憲の威令行はれざると匪賊横行の爲め概ね形式化し職業化して地方民より税金を徴收し殊に事變當時の混亂に

乘じて統制紊れ地方住民の自治自衛機關たるの任務は忘却せられ保甲の制全く地を掃ふの狀態であつた。

此に於て滿洲建國後大同二年七月治安維持會の設立を見るや先づ不良保衛團の陶汰整備を行ひ自衛團商團保衛附團等は之を徹底的に革正し新たなる保甲制度に基く純然たる義勇奉仕の自衛團たらしめん事を企圖したのである。之より先大同二年四月敎令第二十六號を以て暫行保甲條例及暫行保甲條例施行準則、次いで同年十二月敎令第九十六號を以て暫行保甲法を公布し民政部令第二號を以て暫行保甲法施行細則を定め更に大同三年民政部訓令第九十五號を以て之が實施に關する訓令を發したのである。保甲條例保甲法共に舊慣を參酌し保甲の制を設け隣保友愛を以て相倚り地方安寧を保持せんとするものである。

今暫行保甲法の大要を述ぶれば次の如し。

(1) 本法の施行せらるゝは當分の間人口極度に稀薄なる興安各省を除く地域（保甲法附則第二項）とし奉天市哈爾濱特別市の如く省、區長官に於ては治安の狀況に依り本法の施行を要せずと認めらるゝ地方は民政部大臣の認可を得て施行せざることを得る事（保甲法第二十三條）として保甲制度が必ずしも永久的施設たるを要せず國民の政治思想の發達警察制度の充實改善と共に將來は斯かる制度の不必要なる時期來るべきことを豫想してゐるのである。

(2) 保甲制度は大體從前の比閭隣里保甲等の制に則り、先づ戶に基礎を置く牌を最小單位とし凡そ十戶を以て編成し村又は之に準ずべき區域（鎭又は鄕の如き）內の牌を以て甲を編成し一警察署管內の甲を以て保を編成するものとし例として市街地に於ける甲のみは凡そ十牌を以て編成せしむることとし、尙ほ地理上交通上其他特別の事情に依り縣長又警察廳長は一警察署管內を二保以上に分つことを得る事とした。又保及び甲には住民の緊急の危害を警戒防禦するため其の他居住の壯丁を編成して自衛團を組織せしむることゝした。

(3) 各保甲及牌には各長を置き警察署長の指揮監督を受けて盜匪の警防に努め褒賞救恤、自衛團の事務監督經費の徴收

戸口調査及銃器取締に付き警察官吏の補助等の事項等を掌らしめ、其等の任務遂行の爲め保及甲に於いては夫々規約を設け此の規約遂行のため褒賞並に五圓以下の過怠金の規定を設け、更に住民を教誡して同樣犯罪事件の發生を防止するため牌を單位とし牌內の住民にして內亂罪、外患罪、銃砲取締規則違反其の他直接治安に重大なる關係を有する罪を犯したものあるとき其の牌內各家長に對し警察署長に於いて各々二圓以下の懲罰金を課し得る連坐責任制度を採る事とした。

(4) 從前の自衛機關が職業化し役員及び團丁が多額の俸給を受け益々地方民を窮乏せしむるの結果を招來し自衛機關本來の使命を沒却し傭兵に類する自衛團の發生も尠からざりしに鑑み保甲法實施に當つてはそれに要する費用を最小限に縮限し一般民衆の負擔を輕減せんとして保甲牌の役員及自衛團は全部其の土地の住民を以てし事務費其他警備出動の際に於ける現物給與等に要する費用等已むを得ざるものは此の制度に依つて利益を享受すべき各家長の負擔とし所有土地其他の資產に應じ公平に分擔せしむるものとした。

當省に於ける保甲制度の實施に就て見るに當省は地域尨大にして人煙稀薄なると共に貧弱なる縣財政を以てしては多數警察官の整備充實は不可能なる實情にある爲め暫行保甲法の公布は各縣共多大の刺戟を與へ本法の趣旨とする隣保友愛を以て相倚り地方安寧を保持すると共に各縣警察力の不足を補ふべく之が實施に着手したのである。即ち大同二年度より各縣とも集團部落に重點を置き保甲制度の確立に努めてゐる。然し乍ら保甲牌役員及自衛團員中には依然無智蒙昧にして保甲制度の眞義を解せしむるに困難を來す事少しとしないが指導員の訓練、保甲長役員自衛團員等に對する說得により漸次步調を一にし成績見るべきものあるに至つてゐる。現在、烏雲、奇克兩縣に於ては全然保甲費用を徵收せず、良好の成績を收めつゝあり、其他六縣に於ても極力經費節減を旨とし、最少限度の保甲費用の徵收を認可し純然たる義勇奉公の觀念を植付け將來益々此の趣旨を徹底せしめんとし、其の活動日に見るべきものがある。

康德二年度に於ては璦琿縣に保甲特別指導を實施したので各縣とも競ふて保甲指導に全力を注いで居るのであるが只だ呼瑪、璦琿、鷗浦縣の一部金廠地帶は採金苦力の移動甚だしく保甲制實施の困難なるものあり未だ實施の運びに至らなかつたのであるが實地に就き踏查の結果各金廠公司を單位とし一牌と爲し同地帶の家屋の新築廢屋は總て縣警務局の認可を受けしむる事とし保甲制を實施する事としたのである。一方採金苦力に身分證明書を發給して其移動を明かにし各把頭(苦力頭)に之等の責任を負はせ連坐制を適用して匪化を防ぐ方策を採りつゝあるが近く警察官を駐在せしめ各金廠の保甲制を指導する方針である。又當省特異性としてオロチョン族が山間地帶に狩獵を業として散在して居るが彼等も自ら進んで保甲制の甲牌を實施し各縣の認可を受けて集團居住に努め農耕する傾向に進んで居る。又省內居住の朝鮮人は滿人と共に一甲又は一牌を爲し自ら隣保友愛、協和合作の實を擧げてゐる。今本省保甲自衛團の現況に就て見るに次の如くである

保甲自衛團調查表

(康德二年十二月末現在
黑河省公署警務廳調)

項目＼縣名			璦琿縣	奇克縣
保數			6	1
甲數			64	13
牌數			656	130
自衛團	團數		45	13
	團員數	無給	603	191
		有給		
	計		2341	191
	服裝		便衣	〃
	銃器		60	27
	彈藥		2415	716
	馬匹		194	無
保甲自衛團經費			57150	無
縣城戸口數	戸數		2262 548	338
	人口	男	7196 1733	1088
		女	3089 1038	479
	計		10285 2771	1567
備考			上部黑河市 下部縣城	

合計	佛山縣	鷗浦縣	漠河縣	呼瑪縣	烏雲縣	遜河縣
19	1	1	3	2	2	3
118	3	4	5	5	9	15
1084	29	21	40	48	75	81
77	1	1	3	2	9	3
2983	50	30	50	50	182	81
15			0			15
2998	50	30	50	50	190	96
	〃	〃	便衣	團衣	〃	〃
459	5	15	40	49	146	112
17820	719	326	746	9698	3916	6099
384	無	無	無	無	190	無
138050	無	6400	45000	無	無	29500
	147	35	51	85	260	116
	403	143	262	232	447	487
	238	26	203	153	303	251
	641	169	465	385	750	738

第十一章　邑鎭誌

本省は旣に縷述せる如く北滿未開の僻省にして地方文化遲々として進まず依然として舊狀の儘取殘され縣城の如きも人口一千を超ゆるもの三、四に止まり都邑として特記すべきものはないが左に主として省城初め各縣城の大要を記述する事とする。

◉黑　河

黑龍江省の右岸、本省の中部に位し省公署並に璦琿縣公署の所在地である。戸口二、六二九戸、人口一一、一九八人と稱せられてゐる。

此地を沿革的に考察するに淸國は璦琿條約により黑龍江左岸一帶を失ふや時の副都統姚福升は地方開發の爲沿岸の朝鮮人を驅逐し自國農民を招致し開墾に當らしめ、且つ商業地として發展性あるを認め、浦港に於ける山東人富豪王治興を招き之が振興に當らしむる事とした。王は劇場其他娛樂機關を設け對岸に於ける自國採金勞動者の消費地とし、且つ自領金鑛に於ける物質供給地たらしめた爲め急激なる發展を遂ぐるに至つた。然るに北淸事變の際ブラゴヘ市附近の在住支那人四千名は露兵の虐殺に遭ひ支那村は廢滅せしも對露貿易市場として當地は隣邑璦琿に優る事數倍なりとの見地の下に此地に店舖を開くもの漸次增加し加ふるに諸官署の設置は早くも政治商業上の中心地たらしめた。剩へ歐洲戰亂の勃發により極東露領の物資欠乏は對露貿易をして一大飛躍を爲さしめ其の商取引は遠くイルクーツク、オムスク方面にまで及び黑河未曾有の繁榮を來し大同二、三年前後には貿易額大洋四千萬元と稱せられ、人口五萬の殷盛汎濫時代を出現した。然るに露國に於ける國內事情の變化、蘇聯邦の國境不安、滿洲國自體に於ける兵變、水害等は對露貿易を封鎖

し、金鑛夫を離散せしめ次第に物資の欠乏を來し商業は凋落の一途を辿り大同二年には人口一萬に激減した。然るに地方政治の確保と黑龍江航行の復舊又は新規金鑛採掘、鐵道の開通等により漸次市況の回復を見る事となつた。

◉璦　琿

璦琿は露國滿洲侵略の第一頁をなす璦琿條約が締結され且つ日清協約に依り商埠として開放された歴史上特記すべき因緣を有する土地である。往昔將軍及副都統の居城として繁榮を極めた事もあるが北清事變に際し露兵の侵略を蒙り副都統衙門を始め市街は兵火の爲め悉く灰燼に皈し爾來鋭意其の復興を圖りつゝあるも其後繁榮を黑河に奪はるゝに至り大同二年縣公署も黑河に引移つて益々衰微に趨き人口も一時は五千人と稱せられてゐたが最近の調査によれば三千人に減少するに至つた。

此地方は概して土地磽确にして物產少なく僅かに小麥燕麥を產するに過ぎない。

◉遜　河

遜河は遜河縣々城にして遜拉爾河に沿ひ戶口僅かに一六一戶人口七三八人を有するに過ぎない。

此地は民國五年稽墾局を遜河に設け農業移民の招致を計つた結果、北方璦琿又は南方龍鎭方面より來り住むもの多く特に遜拉爾河流域の如きは相當の定住者を見るに至つた。斯くして民國十七年稽墾局を設治局に改め間もなく滿洲事件に遭ひ、馬占山假政府の樹立と同時に暴政の限りを盡した爲め、商家は店舖を閉ぢ農民は耕地を棄て他に轉住するもの續出するに至つた。次いで大同二年四月設治局を改めて縣公署となし今日に至つたのである。

◉奇　克

璦琿の東南黑龍江を下る事約三百四十支里の地に位し近鄕を合して人口三千を有し、商家は雜貨を主とするも商工業として見るべきものなし。此地は山間の一部落にして何等特產を有せざるにも拘らず一時隆盛を極めたるは曾て對岸蘇聯側の比較的富裕なる村落を顧客として貿易を行ひ又一方當地を去る四方約六十支里の畳拉爾附近は平原廣くして地味肥沃なるが故に山東方面より移住開墾者多く、恰も此地は彼等に物資供給の最良地位を占めてゐた爲めである。然るに最近は種々事情の變遷あり、昔日の俤なく漸次衰微に傾いてゐる。只本縣の農民は對岸よりの移住者比較的多きを以て耕地の開墾又は作業には馬力又は牛力による大陸式農具の耕地機、播種機、刈取機等を使用せるは特記すべき事項であらう。

◉烏　雲

此地は一名溫河鎭とも稱す、黑龍江右岸に位する邑鎭にして人口七五〇を有するのみ。此地は滿洲事變勃發當時は僻遠の地に位する關係上何等の動搖變化なかりしも大同元年黑河に馬占山政府の出現以來其の支配下に屬し匪賊暴民の跋扈甚だしく且つ降雨甚だしかりし爲め住民の窮乏其の極に達し農民は四散するに至つた。然るに越へて二年縣公署員來り哈爾濱方面より物資の供給豐富なりし結果縣民も漸く生活の安定を得る事となつた。

產物は由來少量の木材及薪材に止まり特記すべきものなきも對岸蘇聯部落を顧客として取引して來た歴史を有し商家は主として雜貨店とし日用品、酒類等を販賣す。

◉佛　山

以前佛山府を置かれた所よりして其の名を知らるゝが事實は極めて寂寥なる邑鎭に過ぎない。縣内の人口一千二百を有し砂金の產地として知らるゝ觀音寺金鑛は佛山の東南方にある。

◉呼　瑪

此地は地名を古站と稱す。其の由來は康熙年間當地方を占領せる露人の遠征せし當時此地に兵を駐屯せしめしに始まる呼瑪縣々城にして人口三百八十五、縣内には金山鎭、西宣訥、妃々溝、興江溝、金端溝等の金鑛あるも皆上流地區にあ

るを以て採金業者は多く縣内の金山鎭に居住す。

◉鷗　浦

鷗浦縣々城なるも人口僅かに一七〇を有するに過ぎず、黑龍江の河中にあり、島より對岸に至るには粗末な檣櫂を以てする木造船三隻あり、日常渡航の便に供してゐる。夏季は黑河、漠河への汽船の便あるも結氷期は全く交通杜絶し唯不便なる橇による外なき現狀である。

◉漠　河

此地は本省最北端、黑河を離る西北六百六十支里に位し黑龍江を隔てゝ露領「イグナシノ」と相對してゐる。

漠河縣々城なるも人口僅かに四六五に過ぎない。當地は著名なる砂金の產地として其の名を知られてゐる、初め漁獵に從事せる鄂倫春によつて砂金の存在を發見せられ、爾來哥薩克兵及支那無賴の徒蝟集し來り、忽ちにして繁盛なる一邑となつた。然るに光緒十二年璦琿副都統は兵を派して露人を驅逐し支那無賴の頭目を馘首してより一時衰退に趨いたが同十五年省民會社漠河採鑛會社設立せちれしより漸次發達し民國三年縣設治局置かれ同年直ちに治縣せられたものである。

此地は蘇聯と一葦帶水の間に配在するを以て滿蘇間の人種的關係濃厚にして漠河戸數百五十中滿蘇結婚五十數組を示し小學兒童二十九名中其の半數は混血兒であると稱せらるゝを以て見るも此間の事情を窺知する事が出來る。

商工業としては別に特記すべきものなきも出產物として砂金、木材類あり、酒類、烟草等日用品の移入多し。交通は夏季黑河鷗浦行きの汽船あれども冬は全部橇による外なく、最北の僻遠に位して交通不便である。

第十二章　結　論

第一節　本省の特殊使命

第一項　本省の特異性

本省の地は十七世紀初頭より、黑龍江を隔てて一葦帶水の間に露國と相對しスラブ民族の攻勢に對する防衞の役割を擔ふて來たのである。社會の構成も露國の南下政策に對して實行された清朝の防疊たる八旗軍の屯田兵部落に始まる。その間幾度か露支兩國の紛爭を經て、二十世紀の初頭縣が設置され縣公署の生誕を見たのである。

而して縣公署の設立は當時の露支情勢の對策として國境線一帶を確保すべく行はれた移民計畫遂行を主たる使命として行はれたものである。星移り年改つて、ロシア帝國はソビエート、ロシアとなり政體の變革を見たが、スラブの攻勢は畢竟、甲冑に法衣を纒ふたに過ぎず、本質の危險は去らず、縣公署設立當初の使命は依然消滅せず、國境防衞の重大性は益々重きを加へてゐる。今や滿洲國の建國黑河省の成立となつたのであるが本省に與へられたる特殊使命は國境線確保工作の重要なる一端を受持つてゐるのである。而してその具體的な當爲は共產主義思想の侵入に對して本省を中心としたる露滿國境一帶の地をして思想的絕緣體たらしむる工作である。

共產主義思想絕緣體化の工作は本地方に定着せる住民の社會的貧困の除去——福祉の增進——にしてこれは國家行政の理想、即ち省公署の一般的使命と完全に一致し、本地方の土地、資源の利用開發に係る。然らば本省の特殊使命は一般的使命と完全に一致しつゝ、相互に主副的な相關々係を以て

一、國境線の確保工作
一、土地資源の利用、開發
の二大項目に歸着すると言ひ得るであらう。

第二項　省民に對する國家觀念國民精神の作興

沿邊居住民は十七世紀初頭來スラブ民族に對し獨立不倚の主權下に於ける國民的衿恃を保ち得ざる宿命的傳統に自ら支配せられて來たのである。今日滿洲建國後と雖も國境線に接する僻遠居住民なるが故に特に急速なる國家觀念を涵養せしむべきであるが現下省民の實情は舊來の因襲的弱點を有し、一方其の地理的偏在、文化の爲め困難とされてゐる。即ち

(一)　本省居住民は過去に於いてスラブ民族の武力に壓服され續けた爲めロシヤに對しては國民的衿恃を保持し得ざる觀念に順致され、且つ現在滿洲國民たる一應の自覺を有すると雖も地域僻遠にして交通文化開けず日滿兩國に對する信賴必ずしも徹底を期し得ざるものがある。

(二)　滿洲は舊來支那の植民地視されて來たのであるが本省の地は更に其の植民地として看做されてゐた爲住民は比較的定着慾に乏しく多くは一攫千金を夢み殊に商人階級に其の傾向夥しく彼等の多くは家族を其の出身地(多くは支那內地)に殘し所謂出稼人である。

(三)　日本軍の西比利亞出兵時に日本はメルクーロフ政權を支持し、一時混亂せる極東露領を收拾せしも遂には之を放棄せる爲現在の滿洲國に於ても斯くの如く急に日本の支持を失ふ恐なきやとする疑念なしとせず又蘇聯と接して友邦と接觸の機無き爲め友邦に對する信賴比較的少なく日滿不可分關係の徹底を缺ぐ憾がある。然し乍ら此等の因襲的困難を克服して蘇滿國境居住民をして國家觀念を助長し國民精神を作興し以て蘇聯との共產思想と相抗せしむる爲めには現實的に王

道政治を具現し新生滿洲國の恩惠に浴せしめ此等住民をして新たなる國家觀念を與ふると共に徹底的宣撫宣傳工作に依り共產思想に對する抗毒素を釀成せしめねばならない。この目的及び方策は本省の有する基本的な使命である。而かも其の理想は王道宣布の大旆を振翳し本省をして前線根據地として對岸蘇聯に對し、國家觀念を振作し國民思想を涵養しなければならない。之れこそは實に本省に與へられたる試金石であると思考せらるゝのである、

第二節　警務行政刷新方針

前述の如く本省の地は其の地理的環境により特異的使命を擔ふものであるが、此等使命遂行の爲めには國境線警備の國軍充實と共に治安確立、警務行政の確立刷新を先決の問題とする。

本省警察は他省警察の使命と異れる特殊重要性を有するものにして警察本來の職務たる住民保護指導はもとより對蘇情報の蒐集國境警備の警察、延長二一〇〇滿里の黑龍江岸警備又は金廠山林地帶の特異的情勢に鑑み日滿軍警は渾然一體となり圓滑なる協力連絡を保ち殊に本省設置以來一段の努力と警備力の充實に力を注ぎ勦匪の徹底を期すると共に省警政方針を確立し警察機關の統制を圖り地方警察權の確立に依り警察行政の徹底を期し着々企畫施設を進めてゐるのである。即ち其の結果設置前著しく水準下に在りし警察行政は加速度的改善を見るを得たるも更に多くの不備缺點なき能はず、將來警務行政の徹底を期し保甲制の確立運用、金廠地帶の警備完成、情報機關整備を以て警察の合理的强化を圖り以て警察權を確立し警察活動の萬全を期すべく着々其の實績を齎してゐるのである。即ち

(一)　警察統制鞏化

警察統制鞏化は警察行政上の根本たるを以て昨年七月國境警察隊の改編に依り一元化を圖り更に黑河警察廳開設により

都市警察の充實に面目を一新し各縣は康德元年五月警務指導官の入縣と共に警察機關整備に着手せしも廣大なる面積に比し住民稀薄にして之に對する警察力も亦極めて微弱なりしを以て漸次整備完成に努めつゝあるが經費其他の關係よりして未だ完全の域に達せず加ふるに人員僅少と交通通信不便は警備力に大なる影響を與ふるを以て國境警察隊の改編と同時に日系警長、警士の增配を斷行し非常急變の場合縣獨自に於て應援なく治安維持に任ぜしむ可く著しく充實を見たるも未だ縣內治安の現況、金鑛地帶の狀態省境警備の實情及對岸蘇聯との關係等特異性を考慮する時今尙ほ其の警備力劣弱なるを以て之が充實增員を計ると共に現職員に對し以て機能の擴充强化を企つ可く地方警察學校の開設、現職警察官の補修教育を實施し人員僅少に對する補助手段として其の强化を圖らしむる事とした。

（二） 地方警察學校開設

警察改善の根本は教育の完成に在り省公署開設後康德二年四月警察官練習所を創立教育に着手し同年十月各省と共に新たに地方警察學校の開設となつた。而して當省警察官は民度低級なる者の內より採用し採用後の教養を閑却せられつゝあり、且つ地理的に刺戟向上なく爲めに其の素質低劣なるを以て學究的教養を排し精神的教養を主とし實在事項の處理に重點を置き警察官たる自覺、警察精神の注入、對蘇關係等に主力を注ぎたる爲、著しく素質の向上を見幹部講習生一期十八名普通科生一期三十名の教育を完了し歸縣後に於ける成績頗る良好にして各縣は逐次幹部以下全員に對し學校教育を希望し居る狀態である。

康德三年度に於ては緊急なる教育上の要求を充す爲め地理的障碍及執務上の不便を排除し普通科新採用一〇〇名、現職八〇名、特務、司法の講習科生四十名其の他三十名合計二五〇名の教育を實施し尙指導官教養も實施すべく目下計畫を進めてゐる。

（三） 金廠地帶の警備充實

當省管內に於ける採金事業は往時相當の殷盛を極めたが國際的又は國內的に種々の革命紛爭に禍せられ一時萎靡衰頽を來し更に滿洲國建國と共に漸次事業復活し來り地方治安確保するや益々發展の道程にあり最近に於ては全く捲土重來の感を呈しつゝある事は誠に喜ばしき現象にして昨年夏季の如きは黑河上流各縣に入縣したる苦力五〇〇名を突破する狀態にして其の開發々展振りは目醒しきものがある。

然るに飜つて之が治安狀態を達觀すれば各金廠には目下特殊自衛團として自衛的警備機構を組織し金廠自體の自主的立場に於て治安維持匪賊襲來の防備に當り、恰も自主的地域として縣政の埒外にあるの觀あるは省治政上の一大遺憾事にして治安確保上に於ては勿論產業開發上誠に寒心に堪へざるものがある。此に於て速かに縣警察官を增員配置して之が警備警戒に任じ不安を一掃し以て事業に專念從事せしめ縣政の普遍的恩澤を施し王道政治普及のもとに增員計畫を樹てたるも豫算上困難を伴ふ爲己むを得ざるの辨法として各關係局と協定を遂げ、先づ康德二年度に於て各金廠自衛團を請願警察官に改編し之を縣警察の統制下に置き警備力の强化を圖るべく逐次工作を進め既に逢源、德源、富拉罕金廠等之を實施したのである。

然れ共是等請願警察官は若干の面目を更めたるも多年の因襲と傳統的制度は容易に之を改むること能はず依然金廠地帶の行政は尙特殊的制度を改めず、尙も個別獨立地域としての觀念未だ消失するに至らざるは勿論通匪行動容疑濃厚にして橫暴を敢行する例又尠しとせず、此儘にして放任する時は行政關係は素より匪賊關係上憂慮すべきものにあるを以て之等の弊害を一掃し、警備の充實强化を圖るの緊急性を認め他に財源を求めて各縣共增員により目下之が徹底を企劃してゐる。

（四） 警察官の待遇改善

昔日對蘇關係の好調時及砂金の集散地としての夢未だ醒めざる當地方の如きは一般住民又は苦力と雖も生活程度高く加ふるに僻遠の地として諸物價は南滿地方の其れに比し高價なるを免れず、然るに縣警長、警士の俸給豫算算出基礎は一人

十一圓程度にして經濟的關係より見れば社會的地位最も低く苦力以下の生活を營む事となり、之れは結局他に轉出する者あれども志望者なく人材を失ふ第一因なるを以て俸給の引揚服裝の新規調製、裝備の改善、旅費の支給等は舊時代乃至建國直後に比較し相當改善を行ひたるも未だ家族を扶養するに足る程度に達せず。

給與不良は警察官たるの品位保持並に警察威信、素質向上等に及ぼす影響甚大なるを考慮し、康德三年度に於ては上流各縣警士十四圓、下流十三圓に引上たるも未だ軌道に達せざるを以て縣の水準工作として今後格段の改善を必要とする。

（五） 剿匪徹底

建國直後馬占山軍叛變後一時交通杜絕、治安混亂し物資缺乏地方民困窮したるも大同二年二月各縣々長新任、同年四月瑷琿縣のみ日系官吏を配屬し次に同年十月奇克縣に入り越へて康德元年六月沿邊各縣全部日系官吏入縣するに至り漸次地方事情判明警察整備の步を進め漸次治安恢復し來り、省境の一部僻陬地方に於ける金鑛地帶に出沒する匪團ある爲治安確保不充分なる地域あるも之等匪賊も一般平地々方を侵すことなく總括的に省內治安狀態良好にして地方民其の業に安んじつゝあるが更に康德元年四月黑河地區治安維持會設立後各縣日系官吏の入縣に依り各縣現地に於ける諸工作に精進し同年十二月省公署設立を見て警政上の指導監督徹底し今後一層治安確保を期し得るであらう。

（六） 保甲制度の實況と自衞團の活動狀況

保甲の制度は既に省內全般概ね成立せりと雖も一般住民にして其の趣旨の未だ徹底せざるは遺憾とする處にして機會ある每に宣傳工作を爲し今や心ある人士は其の理解を深めたるも之が實施工作に於ては相當努力を要するものとして曩に中央の指示に依り瑷琿縣を保甲模範縣とすべく大體的に特別宣傳工作を實施し引續き不斷の工作に依り其の顯績を擧げ漸次之を各縣に及ほし省內徹底したる保甲制に依り治安の安定を期し住民の福利增進を圖らむとす。

（七） 警察物的設備

人的充實に遺憾多き以上に警備上物的施設未完成にして警備道路、自動車、モーターボート等孰れも緊急施設を要するもの少しとしない。此等は豫算上萬全を期し得ざるも現に黑河より下流奇克、遜河、烏雲、佛山各縣間警備電話の完成を見、黑河市內警備專用電話架設は都市警備用施設として特筆に値す。將來此種設備の漸進的整備を期す。

第三節 資源開發産業振興方策

第一項 農林行政方針

（一） 一般農業振作工作

本省に於ける農業の經濟作物は小麥を以て第一指を折る。小麥は當地方住民の主要食料品たる小麥粉の原料にして小麥の生産如何は製粉工場の活動と相俟つて住民の食料問題に重大なる影響を及ぼすと共に住民の約八割を占むる農民の經濟增殖並に發展上由々しき問題である。

本省の農業經濟は經濟地域の特殊事情に在る現狀に照し一つに自給目的を以て立つ可く即ち農業生産物は當地にて消化することにより農村の救濟並に食料の自給自足の二大目的は達成し得らるるものである。

曩きに本省に於ては右の主旨により住民の經濟更生を計り之が根本對策として年々三十五萬甫度乃至四十萬甫度の外來製麵を移入しある現狀に鑑み省下住民に對し食料の自給自足をなさしむるの省策を樹て農耕地を擴張し小麥の改良增殖を奬勵してゐる。地方食料の自給自足は製粉工場の活動と相倚り相俟つて其の實を擧げ得べく且つ又製粉工場の活動如何は

農業に對する諸施設、諸事業の成績に及ぼす影響實に絶大にして當省農業の將來を決定するものなりと言ひ得るであらう

今此等諸方策の實施遂行に當り、

一、小麥の改良、增殖及び出荷統制
二、製粉技術の向上並に製粉機の改善
三、製品（小麥粉）の販賣統制

等の三項目を擧げ之等諸問題の圓滑なる指導發展を企圖してゐる。第二項及第三項に就いては在黑河關係各機關に對し之が實施遂行の緊要なるを述べ種々之が對策を協議考究中にして近く之が實施案を得るに至るであらう。

製粉工場に在りては往年の成績不良に鑑み三工場合同し黑璦聯合麵粉廠と稱し新機構の下に事業計劃を樹立し充分なる營業成績を擧げ得る成算を以て生產能力の擴大を圖つてゐる。

同工場の精粉能力は優に年額五十萬甫度の麦粉を製造し得べく原料小麥の供給如何により所期の成果を擧げ尙餘りあるものである。

第一項に就いては省方策に基づき直接農民に對し指導獎勵すべきものにして省縣一體となり事に當る可きものである。

指導獎勵に當り諸施設事項の中最も緊要なるは

一、農產物の販賣（出荷統制）
二、農業倉庫
三、農業金融

等とす。

農產物の改良增殖等生產上の指導は縣に配屬せられたる產業指導員並に配屬申請中の農業技術員等の努力に期待す可く

且つ又指導員の活動により右三項目の成果を達成し得らるるものと思惟せらる。

一、農產物の販賣（出荷統制）

既述の如く農產物の經濟作物としては小麥其の首位を占め之が消化は在黑河製粉工場にあるものなれば各縣よりの販賣は製粉工場に於ける原料小麥の購入期及び各縣よりの輸送期等を考慮し之を統制するを必要とす。集貨及び販賣は既成縣、區農會をして當らしめ尙ほ必要あらば屯に於ても販賣組合を設立せんとす。其他の農產物の販賣は之れに準ず。

二、農業倉庫

農產物の集貨及輸送期の特殊性により農業倉庫の設置せらるべく倉庫は縣城にありては縣義倉を兼用するを便とするも船舶の寄港地に於ても新設するを要す。在庫穀物に對し金融を行ふものにありては保險に加入するを要し從つて現義倉の改築を必要とす。

三、農業金融

農業倉庫設置に關聯して必要を生ずるは農業金融とす。農業の金融機關として金融合作社の新設を申請中なるが從來金融合作社の金融方針は不動產擔保によるものなれば本金融と合致せず、全く之を利用すること能はず、從つて他の金融機關の利用により目的を達成する必要に迫られてゐる。

他の金融機關としては中央銀行及び國際運輸等あるも之等は農民を本位としたる金融機關に非ず、且つ又此等機關の金融には無理を生ずること多く斯業の助長を阻害するものと思惟せらるるを以て金融合作社をして在庫現物に對する金融可能ならしむ可く金融方針の變更を要望す。

（二）模範農村建設計畫

本省に於ける模範農村の建設に就ては特殊事情に鑑み康德二年度に於ては之が撰定並に基礎調査に止めたるも本年度に

於ては左の指導方針に基き建設せんとす。

本省は蘇滿國境地帶にして僅かに一葦帶水を隔て、蘇聯と接する特殊地域なる故滿洲國の治績如何は啻に對内的に見て農村經濟の振興、國境線の强化のみに止まらず對蘇關係に於ける諸反應に重大なる影響を投ずるものなれば模範農村の建設に當り之が指導方針たるや又忽せにすべからざるものである。

模範農村建設に當り之を三期に分ち指導方針を定む。

第一期　基礎工作
第二期　補促工作
第三期　全面的發展

第一期に於ては左の建設指導方針に基き各項に亘る基礎を確立せしむ。

一、主産業生産物の增殖並に合理化
二、副業の奬勵
三、組合の結成並に活動
四、農村民業に對する共同作業の訓練
五、其他諸施設の涵養

第二期に於ては之が補促工作をなし、合理的活動を指導す。特に組合の合理的活動を助成す。

第三期は第一、第二期に基礎付けられたる諸施設の内部的充實を計ると共に特に共同作業に對する統制の徹底を計り其の餘力を以て能動的に外部に向つて工作す。

右の方針に基き爾後に於ける模範農村建設計畫左の如し。

縣名	三年度	四年度建設		五年度建設		合計	摘要
	新設	既設	新設	既設	新設		
璦琿	一	一	一	二	一	三	
奇克	一	一	一	二	一	三	
遜河	—	—	一	一	一	二	
呼瑪	—	—	一	一	—	一	
烏雲	—	—	一	一	—	一	
鷗浦	—	—	—	—	一	一	
漠河	—	—	—	—	一	一	
佛山	—	—	—	—	一	一	
合計	二	二	五	七	六	一三	

（三）林務行政方針

本地方の森林面積は八十一萬陌にして本省全面積の四二%を占め、是が蓄材量は約二十九億石（針葉樹十八億三百萬石、闊葉樹十億九千七百萬石）全滿約七十五億の蓄材量の三八・七%を占めてをる。しかもこの木材の利用は經濟市場への交通關係阻害され、地方的需要を充すに止る。而して豐富なる木材の中央市場への出廻は興味ある將來の問題として研究中なるも現段階に於ては、康德二年度に伐採せる建築用材約八萬石、薪炭材三十五萬石も逐年增加する傾向を有し、且つ山火事の爲の燒失に依り蓄材量の減少するを以て、是等を造林に依りて補ふ可く、來年度に於ては先づ苗圃新設を強く主張

せねばならない。

第二項　金鑛業特殊問題

（一）　金廠專賣物資の價格引下げ

金鑛經營者の利潤は產金に依る利益と採金苦力への生活必需品專賣に依る利益に依り構成せるものである。而して其の比率は一般に產金利益に對し物資專賣に依る利益は數倍となり、一般に金に依る利益のみを以てすれば金廠の經常費すら辨じ得ざる狀態である。一方採金勞働者は從來の觀念より一日一圓五角以上の收入を得ざれば、採掘場を捨て更に優良なる地帶を求めて移動するを常とするが優良なる新鑛區が漸次廢鑛と化しつゝあり且つ新發見鑛區と雖も採算上の確實性を有せざる今日に於ては此等廢鑛區及び採算關係より顧みられざる新鑛區の再檢討が必要となる。

又漠河金鑛は廢鑛たりしも物品專賣廢止され日用品は一般商店より購入し得る爲苦力の實質收入增加せしを以て現在に於ては三百人餘の苦力の蝟集を見るはこの問題解決の鍵が苦力の日常生活品の安價化に在る事は明かなる所にして之れは金廠經營の利潤が其の大部を專賣利益に待つが如き現狀に於ては金廠經營の方向と相互相背致する事となる。而かも產金增大は國家經濟上最も重大なる國策なるを以て金廠經營の利潤は專賣に依る利潤に依存する程度漸減し產金に依る利潤への依存が漸次增加すべきものでなければならない。然るに現在に於ける採金會社は一定の請負料を納付せしめ且金廠の產金買入價格は中央銀行買入價格或は之と極めて些少なる値開きを有する金收買商店に比し極度に安價なるを以て苦力は金廠主に金を納入せず他に流出する事となるを以て金廠の買入價格は中央銀行の夫れに漸次接近せざるを得ざる事となり、之れが爲めには採金會社の請負料減額又は廢止を爲すか又は根本的なる鑛區經營方針の改革に依る二重搾取の是正を必要とする。之を要するに今後金鑛業の發達產金增大は先づ金廠物資の安價なる供給に依る苦力の實質收入を增大せしむる事であり、之れが爲めに一方金廠の利潤を低下せしむべきも之は金鑛業の所謂山仕事的危險の保證と投下資本に對する相當高率な利潤を保證し得るを限度となし他面鑛區の採金可能年限の延長に依り金廠の損失を補ひ得るものと想像せらる。

（二）　福民鑛區の設定

奇克縣干岔子、憂把亮子、車地營子一帶の河岸は相當量の產金を見、夏季は附近居住農民が副業的に砂金の採取をなしてゐるのであるが、之等は嚴密なる法的な解釋を以てすれば盜掘に類するものである。然しながら本地方に於て正式に鑛區を設定するも金廠經營は產金量が採金專業苦力を滿足するに不充分なる爲め成立の可能性に乏しき狀態である。而して之に類する地帶は省內隨所に之を見受けらるゝ。されば斯くの如き地帶を福民鑛區と定め農民の採掘を許すは農民の福祉增進を期し得べく同時に產金增大し又之が縣財政上潤す所少なからず一擧兩得の措置たるべしと思考せらるゝのである。之に關しては採金會社當局も同意を表明し、目下手續問題を考究中である。

第三項　產業開發と墾務行政

（一）　墾務行政の確立

凡そ墾務行政は中央政府の國家的企畫の下に爲さるべきものであるが現在各種情勢を總括するに本省の如きは最も該方面に意を注ぐべき好適地たるを失はない。蓋し之れを既往に就て見るに由來本省の地には當初墾務局の設置せらるゝありしも各縣公署の如きは此等墾務局より改組されたるものあるを以ても明かなる如く墾務は縣行政上の主要眼目とされてゐたものである。即ち本省各縣公署は一般行政を掌ると共に主として開墾行政官廳たるの觀を呈したと稱するも過言ではない。されば本省としては現に墾務行政の刷新確立を必要とし次の如き意圖の下に銳意實現に努めてゐるのである。

(1)　墾務科の設置

現在の省公署機構及定員に於ては墾務行政遂行は望むべくもないが將來省公署に墾務科を設置し專ら該方面に對する事務を管掌せしめ支那內地より移入する採金苦力をして定着の傾向に向はしめ、一般移民を招來して開墾に當らしむるが如きは當面の重大問題たるを失はない。斯くの如きは墾務科の設置により專ら斯方面の事務擔當をなさしむる事により實現せらるべきものと思考せらるゝのである。

(2) **土地整理問題**

本問題は中央と完全に一致した意志の下に行ふ可き問題である。然るに本地方數次の土地開放に際し、官吏と商業資本土豪劣紳との苟合に依り多くの不在地主の發生を見た。これは本省の特殊使命遂行上、其の重要性に鑑み健全なる農民の定着を鞏固ならしむる爲め福祉の增進及び農產增殖上早急に解決せねばならぬ問題である。即ち現在農民の福祉を第一として且第二には土地課稅の問題と關連してそれは考へねばならぬ。

(3) **國內農業移民の招來**

本省の地は其の面積一萬三千八百平方粁の尨大なる地域を有するも地域僻遠に偏して文化、產業振はず、人口僅かに五萬三千數百に過ぎず、而かも省城を中心とする璦琿縣に於て約三萬三千の人口を有するを以て其他七縣に於ては其の總數二萬に過ぎざる狀態である。されば斯くの如き人口を以てしては如何に地味肥沃耕地廣大なりと雖も到底行はるべくもない。殊に本省農產の大宗は小麥とし現に製麵工場は比較的旺盛であるが此等小麥作に就て見るも到底勞働力の缺如は免れざる處である。例へば黑河製麵工場に於ては其の採算上現地生產小麥を原料とするが、此等麵工業が移入を驅逐して自給自足し得る爲めには黑河を中心として小麥輸送賃金上採算圈內にある璦琿、奇克、遜河各縣に一萬五千晌の作付面積の增大が必要である。之れが爲めには現存農民勞働力の農作に對する最大限度の利用及耕作用役畜の增加により一部增產は得らるべきも根本的要素は農民勞働力の增加に俟たなければならない。此一例を以ても明かなる如く本省農業開發の爲めには國內農業移民の招來を必須の問題とし之が誘致の爲めには國家は之等移民に對し土地を貸與し農具役畜、種子等の斡旋をなすと共に、農業採算上の立場より特定運賃の設定等必要なるべしと考へらるゝのである。

(二) 招民工作と低物價政策

本省に於ける土地資源の利用開發は先づ勞働力の移入に俟つべきは前述の通りであるが之れが爲めには本地方に於ける他地方に比して著しき高物價を低下せしむる事は先決の問題である。殊に黑河を除く七縣の物價低落を斷行せんが爲めには運賃の引下げ、販賣制度の合理化、商店金融の容易化等に依るを必要とするであらう。

而して最近北黑鐵道の開通は問題の解決に與つて大いなる力をなすが、本地方の商鑛業に支配的な力を振ふ山東出身商人は固くブロックを結成し大いなる阻害をなすものであるが絕ゆまざる努力に依る問題の解決は永久に執る可き本省の行政方針である。而して地方各縣の經濟が全く黑河に依存してゐる結果、黑河が各縣に對して本省を有機體とする頭腦的地位にあり、從つてある程度の經濟統制が可能である事實は問題の解決を容易ならしめてゐる。

更に本省內高物價に對する防衞は省及縣公署其他官吏層にも反影し彼等の越冬物品共同購入の便法を見るに至つてゐる即ち本省內官吏は種々の條件に於て最も惠まれざる狀態に置かれてゐる。殊に縣財政は强度に國庫補助に依存するが故に官吏は俸給の比較的增給に依り自然的條件の不利を補ふ事は望み得ない。しかも物價は極端に高價である。殊に唯一の交通路たる黑龍江の結氷期間（十月中旬より五月中旬に至る八ヶ月）は商店は恣に物價を騰貴せしめる。この影響は廉潔を最も要求される本地方在縣官吏の最も惠れない一面である。即ち縣の水準化工作の一部として且叉低物價政策の一方法として昨冬は省公署の斡旋に依る縣官吏の越冬準備物資の購入配給が行はれたのである。この結果は結氷を見たる各縣商店の販賣物價が前年に比して低位にある事を以てもこの工作が單に縣官吏の消費組合的な意味を超越し省の年々持たねばならぬ低物貨政策遂行の理想に一致したのである。而して本年より更に合理的な方法に於て、物資共同購入及配布をなすべ

く企畫中である。

第四節　特殊民族對策

本省に於ける特殊民族としては「オロチョン」族「ダホール」族を擧げ得るが「ダホール」族は旣に滿漢人と同一部落に雜居或は單獨に部落を形成し農耕に從事しつゝあり、農耕方法其他に就ても外見上差別し難く完全に同化され居る狀態なるを以て特別の指導對策を要しないが、「オロチョン」族は原始民族の過程を脫する事なく未だ狩獵に從事してゐる。

建國前より引續き彈藥の無料配給或は廉價配給をなしてゐるにも拘らず、狩獵が年々其の收穫を減じ彼等の生活をして漸次困難を感ぜしめてゐる。從つて本省の特殊民族對策は即ち「オロチョン」對策である。

過去のオロチョン族對策は淸朝時代の邊境政策により該族に旗制を實施し、一は以て外敵の侵入に備へ一は以て邊境民族の懷柔を期したのである。

民國以來も此の政策を踏襲し、黑龍江省に於ける旗務處は「オロチョン」族に關する一切の對策、事務處理に任じ、彈藥の補給、山林防衞隊の結成、救濟金の分配、學校經營の支給生計地の設定等相當の成果を擧げ得たるも、軍閥勢力の擴大强化と當局の秕政は漸次「オロチョン」族に對する取扱を忘却せしめ、彼等の無智を惡用する漢人商人の取締をも怠り遂に民國十一年鷗漠間に於ける該族の反亂を惹起せしむるに至つた事もある。爾來「オロチョン」族に對しては何等政策の實施されたるを見ず、建國前に於ては政府に對する彼等の信賴は絕無たるのみならず一般漢人に對しても漸次敬遠の態度を取るに至つたのである。

一方彼等自體に於ても兩路の協領公署に對する「オロチョン」族の信賴は年と共に薄らぎ、協領公署との連絡は殆んど

なく該公署をして有名無實の機關たらしめ、又各佐領間に於ける連絡も殆んどなく唯不文律に決定されたる自己の獵狩區域内を獲物を追ひて移動しある狀態であつた。

建國後參事官始め日系官吏の入縣と共に邊境の特殊性に鑑み該族に對する宣撫工作、指導に依り、彼等の滿洲國に對する認識は深まり從來の敬遠的態度を捨てゝ、現在では彼等より進んで縣公署に接近するに至つた。

新省設立後本省は「オロチョン」族が本省に於ける特殊的重要なる地位を占むるのみならず、該族に對する政策を誤らんか、之が影響する所尠なからざるものあるを以て愼重なる研究を重ね、從來縣行政外に在りし彼等を縣行政の圈内に入れ、以て行政運用の實を擧ぐると共に王道國家の精神たる民族協和の主旨にも合致せしめ、且つは國境線の確保工作にも資せんとしたのである。今本省が該民族に對し實施したる事項を列擧すれば左の如し。

1　彈藥の補給並廉價配給

オロチョン族の生活難は狩獵收益の減少であるが彼等の最も困難とするは彈藥の獲得なるを以て、警務廳に於て之が配給を統制し廉價配給をなす所以は彼等をして自立精神を養成せしめんが爲である。

2　農耕の勸誘

獵狩の收入減による生活難より脫退せしむる爲に、各縣に散在する「オロチョン」族に定着を勸めつゝあり、現在呼瑪縣一佐、遜河縣一佐が一部の定着をなし實績を收めてゐる。

3　保甲制の實施

保甲制を實施し滿漢人との差別待遇を廢し、彼等の向上心養成に努めてゐる。

4　警察官吏採用

前項と同一主旨に出で民をして倦まざらしむる高踏的政策によるもので、漠河縣に於ては佐領を警察分署長に任命し

てゐる外鷗浦縣、漠河縣に於ては既に多數を警士に採用實績を收めてゐる。

5　學校設立

該族の敎育は民國四年以來黑龍江省の補助金により「オロチョン」學校三校を開設せるも其後種々原因により經營困難となり民國末年には既に有名無實と化し次いで滿洲建國後補助金の停止により全然廢校の已むなきに至つた。將來省當局としては學校の新設を圖り該民族に對する教育的惠澤に浴せしめ以て彼等をして滿洲國に對する信頼を深からしめ民智の向上に資せしむる事は刻下の急務である。

6　捕獲物の販賣統制並に指導

漢人商人との取引に於ける無統制は彼等の無智に乘ぜらるゝ事少なからず從來彼等の收入は著しく僅少なものであつたが本省成立以來縣をして之が統制指導をなさしめ着々其の實績を收めてゐる。

7　宣撫工作

滿洲國の實體を認識せしむべく、會議、座談會の開催、家庭訪問、食料品、藥品の給與等各種工作を實施す。

第五節　結　語

以上詳述せる處を以て本省々勢の全貌を略ぼ闡明したのであるが之を要するに本省の地は滿洲國建國と共に舊軍閥秕政の桎梏を脱して王道新政の衣を更へ、次いで康德元年十二月地方行政制度の改革を劃期として本省は舊黑龍江省より分離獨立し新たに生誕し爾來今日に至るまで一年有餘にして漸く省政更新の軌道に乘出してゐるのである。

惟ふに本省の地は黑龍江を隔てゝ一葦帶水の間に蘇聯と相對し其の地理的配在は露滿紛爭の坩堝となり、スラブ族の南進に備ふべき防壘として軍事上重大使命を有する特異的存在である。又一面古來對岸との文化相通じ、交易頗盛を極め殊に由來產金地として特異の發展を遂げたる史實を有し幾多の變遷消長を經來つたのである。

更に一面に於ては本省の地は滿洲最北僻遠に偏在し、交通開けず、產業振はず、文化開發見るべきものなく人煙稀薄にして省政極めて萎靡不振の狀態に放置されてゐたのである。

然るに滿洲建國以來茲に四年の歲月を閲し今や新生滿洲國は建國創業の第一期より建設の過程に入り、凡百の庶政日に整ひ、國運駸々乎として發展途上に躍進してゐるのであるが、之と同時に本省は曩に新省として生誕以來茲に一年有餘、銳意省政の更始刷新に努むる處あり、警察治安の確立、產業の開發、文化の向上等萬般の省政漸く其の緒に就いたのである。殊に本省の地は前述の如く其の地理的配在と歷史的事實に鑑み特に對蘇關係の重大性に即して特殊の使命を有するものと稱すべく、之が爲め中央と相呼應して萬全の方途を講ずべき必然性を有するものである。

當今省內の實情は之を昔日に比すれば自ら今昔の感なきにあらざるも具さに其の內情を檢討すれば安閑たるを許さゞるものあり、外貌稍々其の體容を整へたりとするも內實必ずしも之に伴はず、省政の實績顯揚は寧ろ掛つて將來にありと謂ふべきであらう。

康徳三年二月

國務院總務廳情報處

